

平成 18 年度

決算特別委員会会議録

平成 19 年 9 月 14 日 開 会

平成 19 年 9 月 20 日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成18年度決算特別委員会会議録目次

【平成19年9月14日(金)】	1日目	
委員長互選	3
議案説明(認定第1号及び第2号)	5
資料要求		
東海林 京子 委員	25
吉川 弘 委員	25
菊地 進 委員	26
【平成19年9月18日(火)】	2日目	
質疑		
〔一般会計〕		
伊藤 栄一 委員	33
鎌田 礼二 委員	43
小野 幸男 委員	49
浅野 敏江 委員	57
伊勢 由典 委員	71
中川 邦彦 委員	83
菊地 進 委員	95
木村 吉雄 委員	106
【平成19年9月19日(水)】	3日目	
質疑		
〔一般会計〕		
曾我 三三 委員	118

吉川 弘 委員	129
伊藤 博章 委員	140
阿部 かほる 委員	150
東海林 京子 委員	161
小野 絹子 委員	172
嶺岸 淳一 委員	184
佐藤 貞夫 委員	194

【平成19年9月20日(木)】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

阿部 かほる 委員	208
鎌田 礼二 委員	211
浅野 敏江 委員	219
吉川 弘 委員	229
中川 邦彦 委員	236
東海林 京子 委員	243
曾我 ミヨ 委員	251
伊勢 由典 委員	259
菊地 進 委員	268
小野 絹子 委員	275

採決	283
----	-------	-----

平成19年9月14日（金曜日）

平成18年度決算特別委員会
（第1日目）

平成18年度決算特別委員会第1日目

平成19年9月14日(金曜日)午前10時開会

出席委員(20名)

曾 我 三 三 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	浅 野 敏 江 委員
小 野 幸 男 委員	嶺 岸 淳 一 委員
志 賀 直 哉 委員	佐 藤 英 治 委員
伊 藤 栄 一 委員	菊 地 進 委員
今 野 恭 一 委員	阿 部 かほる 委員
鈴 木 昭 一 委員	鎌 田 礼 二 委員
木 村 吉 雄 委員	香 取 嗣 雄 委員

欠席委員(1名)

伊 藤 博 章 委員

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	会計課長	橋内 行 雄 君
市立病院長	伊藤 喜 和 君	市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	丹野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英 治 君
議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午前10時00分 開会

志賀直哉議長 おはようございます。ただいまから平成18年度決算特別委員会を開会いたします。

本日、欠席の通告がありましたのは、伊藤博章君の1名であります。

本日は、正副委員長の互選と決算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長であります伊藤栄一委員にお願いしたいと思います。

臨時委員長と交代いたします。よろしく申し上げます。

伊藤臨時委員長 改めましておはようございます。

それでは年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。菊地委員。

菊地委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

伊藤臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、吉川 弘委員、嶺岸淳一委員、菊地 進委員、以上3名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時30分 再開

伊藤臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。嶺岸淳一委員。
嶺岸委員 先ほどの選考委員会の結果をご報告いたします。

3名の選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には佐藤英治委員、副委員長には鎌田礼二委員のご兩名を選考いたします。以上報告申し上げます。

伊藤臨時委員長 ただいま嶺岸淳一委員のご報告のとおり、委員長には佐藤英治君、副委員長には鎌田礼二君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、佐藤英治君に委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

佐藤英治委員長 ただいま皆様のご推挙によりまして、平成18年度決算委員会の委員長の任務を仰せつけられまして、大変責任の重さに緊張するものであります。

今、議会改革の声は全国的に広がっております。今回の決算委員会におきまして、これは塩竈の、これまでの歴史のさまざまな議論と経験を積んだ内容だと思っています。これを十分に議論することによって、塩竈の再生、新生塩竈になるものと思っております。全力で務めてまいりたいと思っておりますので、さらなる皆様のご協力とご支援をお願いしながら、簡単でございますけれども、決算委員長のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

伊藤臨時委員長 次に、鎌田礼二君に副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

鎌田副委員長 鎌田でございます。今回の副委員長、市民のために一生懸命やりたいと思っております。また、委員長を補佐し一生懸命やりたいと思っております。皆さんひとつよろしく申し上げます。（拍手）

伊藤臨時委員長 それでは、佐藤委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長 これより平成18年度各会計の決算審査に入ります。

それでは、まず平成18年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会で、一応14日、18日、19日、20日の4日間でお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は14日、18日、19日、20日の4日間とする

ことに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員からの決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を総括して審査を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号及び第2号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。高橋監査委員。

高橋監査委員 私の方から、特に補足説明する事項はございませんのでよろしく申し上げます。

佐藤委員長 次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。大和田会計管理者。

大和田会計管理者 それでは、私から、認定第1号「平成18年度一般会計及び各特別会計決算」の認定につきまして、その概要について説明させていただきます。まず資料 3「平成18年度歳入歳出決算書」をご用意いたします。

資料 3の1、2ページをお開き願います。

1、2ページの表は、平成18年度の一般会計と10の各特別会計の決算総覧、総括表でございます。横に区分、歳入歳出の内容が記載してあり、縦に一般会計から10の特別会計の内容を記載しております。

まず初めに、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

歳入の決算総額は、収入済額に記載のとおり181億5,736万7,020円の収入となり、前年度の平成17年度と比較しますと、額にしまして20億9,067万6,250円、率にしまして10.3%の減少となっております。

歳出の決算総額は、支出済額に記載のとおり177億6,794万5,642円の支出となり、対前年度

比、額にしまして22億123万512円、率にしまして11%の減で決算いたしております。

平成18年度の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は2ページの中ほどに記載のとおりですが、3億8,942万1,378円の黒字決算となっております。これを前年度と比較しますと39.6%の増加となっております。形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、1,576万2,000円を控除した額、実質収支は3億7,365万9,378円の黒字決算となっております。この剰余金の処分につきましては、2ページの右側に記載のとおり、財政調整基金として1億8,765万9,378円の積み立てを行い、残額の1億8,600万円につきましては、平成19年度へ繰り越しております。

次に、10の各特別会計についてご説明いたします。

まず、交通事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1億9,028万4,826円の同額で決算いたしております。

国民健康保険事業特別会計は、歳入済額58億7,149万6,633円に対し、歳出済額58億5,136万9,099円となり、歳入歳出差引額は2,012万7,534円の黒字決算となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源729万円を控除した額、実質収支は1,283万7,534円の黒字決算となりましたので、その全額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入1億3,205万2,811円、歳出4億9,923万7,404円となり、差し引き3億6,718万4,593円の歳入不足を生じました。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てんいたしております。

次に、下水道事業特別会計は、歳入が49億9,700万183円、歳出が49億9,687万9,388円で、翌年度へ繰り越すべき財源、12万800円を控除して歳入歳出同額にて決算いたしました。

公共駐車場事業特別会計につきましては、歳入が1,858万2,717円、歳出が6,744万2,572円で、歳入歳出差し引き4,885万9,855円の歳入不足を生じ、翌年度歳入繰上充用により決算いたしております。

老人保健医療事業特別会計は、歳入歳出58億8,301万9,161円、漁業集落排水事業特別会計は、歳入歳出5,954万952円、公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出7万9,231円となり、それぞれ3会計とも歳入歳出同額にて決算いたしております。

介護保険事業特別会計の介護保険事業勘定につきましては、歳入決算額34億9,792万5,060円に対しまして、歳出決算額34億9,294万6,362円となり、歳入歳出差引額は497万8,698円の黒字決算となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、402万500円を控除した額、実質収支は95万3,698円の黒字決算となりましたので、その全額を介護保険事業財政調整基金に積み立て

を行っております。

また、18年度より新たに設置されました介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出931万9,377円の同額にて決算いたしております。

土地区画整理事業特別会計は、歳入が9億6,230万73円、歳出が9億6,216万5,073円、翌年度へ繰り越すべき財源、13万5,000円を控除いたしまして、歳入歳出同額にて決算しております。

以上、10の各特別会計についてご説明いたしました。

表の最下段の合計欄をごらんいただきたいと思います。

平成18年度の一般会計と10の各特別会計の決算規模は、歳入総額397億7,896万8,044円で、歳出総額397億8,022万9,082円となっております。このため、歳入歳出差引額は126万1,038円の歳入不足となり、これより翌年度へ繰り越すべき財源2,733万2,800円を差し引いた実質収支は2,859万3,838円の赤字決算となっております。

次に、一般会計の具体的な内容についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

4ページは、先ほどご説明いたしましたとおり、平成18年度の一般会計歳入歳出決算の総括的内容でございます。

次に、一般会計の歳入歳出それぞれの内容についてご説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、1款の市税でございます。収入済額59億1,604万3,680円で、歳入総額の32.6%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして1億19万3,936円、率にしまして1.7%の減少となっております。市税の平成18年度の収納率は89.41%となっております。

ページの最下段の10款地方交付税の収入済額は50億9,095万6,000円で、歳入総額の28%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして7,912万円、率にしまして1.5%の減となっております。

続いて、7、8ページをお開き願います。

中ほどの14款国庫支出金の収入済額は17億6,922万7,609円で、歳入総額の9.7%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして2億1,986万9,000円、率にしまして11.1%の減となっております。15款県支出金は6億7,062万1,154円、18款繰入金は2億9,320万2,161円

で、それぞれ歳入総額の3.7%、1.6%を占めております。

続いて、9ページ、10ページをお開き願います。

21款の市債につきましては13億6,890万円で、歳入総額の7.5%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして15億7,960万円、率にしまして53.6%の減となっております。

以上、歳入についてご説明いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

11、12ページをお開き願います。

歳出は、款別、目的別に示してあります。それぞれの款及び支出済額の欄をごらんいただきたいと思えます。

まず1款議会費の支出済額は2億1,891万2,469円で、歳出総額の1.2%を占めております。

2款総務費は20億8,171万3,030円で、歳出総額の11.7%を占め、3款民生費は53億4,083万8,566円で、歳出総額の30.1%を占めております。4款衛生費以降の歳出総額に占める割合でございますが、4款衛生費、11.4%、5款労働費、0.3%、6款農林水産業費、1.9%、7款商工費、2.5%となっております。8款土木費は24億3,120万9,460円で、歳出総額の13.7%を占めております。

13、14ページをお開き願います。

9款消防費の歳出総額に占める割合は3.8%となっております。10款教育費は18億2,169万7,717円で、歳出総額の10.3%を占めております。11款災害復旧費は0.4%を占め、12款公債費は21億9,145万4,431円で、歳出総額の12.3%を占めております。13款諸支出金は0.3%となっております。

交通事業特別会計を初めとする各特別会計の内容につきましては、16ページ以下に記載のとおりですので、よろしく願いいたします。

以上、平成18年度の一般、各特別会計の決算の概要を説明させていただきました。

続きまして、資料4をご用意願います。

ただいま決算内容につきまして総括的にご説明いたしましたが、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算事項別明細の内容につきましては、資料4の1ページから310ページに、また各会計の実質収支に関する調書につきましては311ページから316ページに記載のとおりとなっております。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。

まず、公有財産についてご説明いたします。資料 4 の317ページ、318ページをお開き願います。

317ページ、318ページの表は、土地、建物、出資に関する権利などの公有財産総括表でございます。まず、1の土地及び建物に関する表をごらん願います。

まず土地についてご説明を申し上げます。表の下段の総合計欄にありますとおり、決算年度末、いわゆる18年度末現在高は156万1,376.47平方メートルとなっており、前年度より1,623.04平方メートル減少しております。

建物につきましては、318ページの右端の延面積合計欄にありますとおり、平成18年度末現在高は20万8,109.2平方メートルとなっており、前年度より2,022.44平方メートル減少しております。増減の内容につきましては、319ページから342ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、2の共有財産に関する表をごらん願います。中ほどの表を見ておわかりのとおり、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、3のその他の表をごらん願います。

まず、動産及びその従物、有価証券につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。出資による権利につきましては、3件の増資により152万円増加いたしまして、平成18年度末の現在高は5億3,469万6,000円となっております。増減の内容は344ページに記載のとおりとなっております。

続いて、物品についてであります。物品については346ページから351ページに記載のとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。

352ページをお開き願います。債権でございます。債権につきましては、352ページに記載のとおりであります。貸付金の種目は、災害援護資金及び地域総合整備資金でございます。決算年度中に3,076万8,000円の減少となり、平成18年度末貸付残高は2億5,774万1,000円となっております。

最後に、基金についてご説明いたします。

353ページから356ページをごらん願います。

基金につきましては353ページから356ページに記載のとおりとなっております。各基金の平成18年度末の現在高の総額は24億7,603万3,647円となっており、前年度と比較いたしますと2億1,741万6,250円の増加となっております。

以上、私からは、認定第1号平成18年度一般会計、各特別会計の決算の概要についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 それでは、私の方から主要な成果に関する説明書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料 5「平成18年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意願います。

本説明書につきましては、18年度主要事業につきまして長期総合計画の基本計画に沿いまして、その実績と成果や課題、さらに昨年度から評価の視点も盛り込み取りまとめたものでございます。

最初に、1ページをお開きいただきたいと思います。

「はじめに」として記載しておりますが、18年度におきましては、行財政改革の集中改革期間といたしまして、定数削減などの内部での改革を進め、事業の選択と集中により緊急性や需要の高い施策に重点的に予算配分をし、本市再生に向けた各種事業を実施しているところでございます。この内容につきまして、個別事業のうち主な新規事業等を中心にご説明申し上げます。

それではまず、12ページをお開き願います。

ともに支えあう健やかさと安心に満ちたまちづくりの事業であります。公共下水道事業のうち雨水事業におきましては、藤倉地区の雨水対策事業といたしまして、21年4月からの供用開始を目標に、放流管渠とポンプ場の築造工事を実施してございます。

次に、18ページないし22ページをごらんいただきます。

防災対策の関連事業でございますが、耐震性の防火水槽を整備するとともに、防災備蓄備品の整備や、自主防災組織の設立を促進しております。

また、27ページになってございますが、一般木造住宅の耐震化事業といたしまして、木造住宅の耐震診断や、耐震工事への助成を行っているところでございます。

次に、45ページをお開き願います。

子育て支援事業でございますが、あゆみ保育園園舎の増改築事業への補助を行いまして、子育て支援センターを増設し、地域での子育て支援を充実しておりますとともに、あわせて48ページになってございますが、低年齢児の保育の入所枠を拡大いたしまして、待機児童の解消を

図っているところでございます。

次に、80ページをお開き願います。

こちらは、高齢者の地域支援事業でございますが、18年4月に地域包括支援センターを壱番館に開設いたしまして、介護予防事業や相談など、高齢者の総合支援を行っているところでございます。

次に、89ページをお開き願います。

障害福祉サービス事業では、18年度の障害者自立支援法の施行に合わせまして、身体、知的、精神障害者の方々へ居宅介護サービスなどを初めといたしました、さまざまなサービスを提供いたしまして、障害者の生活の質の向上など、適切な支援を行ったところでございます。

次に、115ページをお開き願います。

成人保健事業でございますが、18年度から新たに歯周疾患や骨密度検診を開始するとともに、生活習慣病予防を目的に食生活や運動指導を含めた夜間の健康教育を実施いたしまして、働き盛り世代の健康づくりに努めたところでございます。

次に、134ページをお開き願います。

ともに学びともに歩む、市民が輝くまちづくりの事業でございますが、総合的学習推進事業におきましては、各校の特色を生かしまして、アイルランドとの国際交流や市場等の見学による塩竈まるごと探検隊、ボランティア活動等を行い、子供たちの主体的考え方や生きる力の醸成に努めているところでございます。

続きまして、138ページから142ページをごらんいただきます。

こちらは、小中学校の耐震補強事業でございますが、月見小、第三中学校の耐震診断を行うとともに、一小、二小の耐震設計を行い、三小、玉小におきましては、耐震化の工事を行っているところでございます。さらに、長年の課題でございました玉川小学校の大規模改造工事に着手いたしまして、安全対策と教育環境の整備に努めたところでございます。

次に、224ページをお開き願います。

海とともに暮らす、環境に優しいまちづくりでございますが、地域新エネルギー推進事業といたしまして、団地水産加工組合が実施いたしております水産加工業の廃食用油を活用いたしましたBDFプラント整備事業を支援いたしまして、塩竈ならではの資源循環型社会づくりを進めたところでございます。

次に、232ページをお開き願います。

市営梅の宮住宅建替事業でございますが、第2期工事1棟12戸及び集会施設の建設を完了いたしましたして、本年2月より入居を開始してございます。

次に、241ページをお開き願います。

離島航路事業でございますが、小型船の導入と運航体制の見直し、うらと子どもパスポート事業等を実施いたしまして、経営健全化を図るとともに、浦戸地区住民の生活航路として安全、安定的な運航を確保したところでございます。

次に、256ページをお開きいただきます。

塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまちづくりでございますが、海辺の賑わい地区土地区画整理事業におきましては、歩行者専用道路や港町海岸通線などの都市基盤の整備を行いまして、先導となる商業施設も本年5月にオープンし、新しい賑わいの創出につながってございます。

次に、272ページをお開き願います。

野々島漁港漁業集落環境整備事業におきましては、野々島地区の生活排水処理事業に着手し、排水管路施設の築造工事を実施してございます。

次に、274ページをお開き願います。

塩竈市水産振興協議会補助事業におきましては、メバチマグロのブランド化を進めまして、「三陸塩竈ひがしもの」を商標登録いたし、本格的な販売に向けまして仲卸でのどっとまつりや、マスコミなどを通じてのPR活動を展開したところでございます。

次に、278ページをお開き願います。

商工振興対策事業におきましては、昨年に引き続きまして商人塾を開催するとともに、独自に情報誌を発行するなど、繁盛店を目指して改善事業に取り組んでおります商業者への支援を行ってございます。

次に、288ページをお開き願います。

塩竈市観光物産協会補助事業におきましては、新たに「乗って、しおがまぶらぶら輪」、JRとの連携事業といたしまして「みやぎ寿司海道イキな日帰り」などを実施いたしまして、市民団体や関係機関との連携により、塩竈の新たな魅力や再発見のきっかけづくりとし、観光客の誘致に努めたところでございます。

次に、295ページをお開き願います。

市民と行政が協働で創るまちづくりであります。市民活動の推進におきましては、18年4

月に市民活動推進室を本町地区に移転いたしまして、市民協働でのまちづくりを目指し、講演会や移動市民活動推進室を開催するなど、町内会を初め多くの市民の方々にご利用いただき、市民主体のまちづくりを推進しているところでございます。

以上、新たな事業を中心にいたしまして、18年度の主要な事業の成果につきまして、政策課からご説明申し上げました。私からは以上でございます。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原総務部財政課長 それでは、財政課から、主要な成果に関する説明書の資料編及び附属資料、そしてバランスシート並びに行政コスト計算書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、主要な成果に関する説明書資料編であります。330ページをお開き願います。

ここでは、平成18年度決算の概況とその特徴を取りまとめております。

まず、決算規模でございますが、一般会計の決算額は歳入が181億5,736万7,000円、歳出が177億6,794万6,000円となり、前年度比でそれぞれ10.3%、11.0%の減となっております。前年度に行いました公的資金の借りかえ分を除きました実質的な決算額との比較では、それぞれ3.9%、4.6%の減となるものでございます。

次に、決算収支は、実質収支が3億7,365万9,000円の黒字であり、単年度収支におきましても9,787万3,000円の黒字であり、また、財政調整基金による調整を除きました実質単年度収支におきましても、7,806万5,000円の黒字決算となっております。

続きまして、歳入の決算額は、前年度に比べて20億9,067万6,000円減少しており、借りかえ債分を除いた金額との比較では、前年度から7億4,447万6,000円の減となっております。減少の主な要因は、市税が減少したこと、国庫補助事業の終了などにより、国庫支出金が減少したことなどによるものでございます。また、地方交付税に振替措置である臨時財政対策債を加えた額での比較では、1億7,772万円の大幅な減少となっております。

歳出の決算額は、前年度に比べて22億123万円減少しており、借換債分を除いた金額との比較では、前年度から8億5,503万円の減少となっております。これは、越の浦春日線整備事業などの事業終了などにより、普通建設事業費が減少したことや、職員給与の独自削減による人件費の減少、17年度に行いました公的資金借りかえ効果が18年度にあらわれたこと、財政健全化の取り組みにより歳出の抑制に努めたことなどによるものでございます。

次に、特別会計につきまして、決算収支の状況を中心にご説明申し上げます。

まず、交通事業会計は、歳入歳出同額の決算でございます。

次に、国民健康保険事業会計では、実質収支が1,283万8,000円の黒字となっております。

魚市場事業会計につきましては、実質収支が3億6,718万5,000円の赤字となっております。水揚げの増による使用料収入の増加や、経費の節減に努めたことにより、前年度から91万9,000円赤字幅が縮小しております。

下水道事業会計では、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、歳入歳出同額の決算となっております。

公共駐車場事業会計につきましては、実質収支で4,886万円の赤字決算となっておりますが、単年度収支では黒字決算を継続しており、前年度から1,049万円赤字額は縮小しております。

老人保健医療事業、漁業集落排水事業及び公共用地先行取得事業の各会計につきましては、歳入歳出同額の決算となっております。

介護保険事業会計につきましては、保険事業勘定では実質収支は95万4,000円の黒字であり、サービス事業勘定では歳入歳出同額の決算となっております。

土地区画整理事業会計では、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、歳入歳出同額で決算されております。

続きまして、普通会計の財政状況について、主要な財政指標によりましてご説明申し上げます。

記載してございます2の経常収支比率でございますが、91.7%と前年度から4.9ポイントの減少と、行財政改革の取り組み並びに緊急的な財源対策により大きく低下しております。

3の財政調整基金の積立金現在高比率は1.4%と極めて低い水準となっており、基金に頼らない財政運営を早期に取り戻すことが不可欠となっております。

4の公債費比率は12.8%と、前年度と比較し1.8ポイントの減となっております。残りの実質公債費比率は15.5%であり、公的資金の借りかえ効果により前年度から1.2ポイント低下しております。

334、335ページをお開き願います。

この表は、一般会計決算の3カ年の推移について、歳入、そして歳出を目的別に取りまとめたものでございます。説明は省略させていただきます。

336ページをお開き願います。

336ページは、歳出の性質別区分の3カ年の推移を取りまとめております。337ページから338ページにつきましては、投資的経費の状況について取りまとめております。

次に、339ページをごらん願います。

上の表は一般会計から他の会計への繰出金につきまして10カ年の推移を取りまとめております。平成9年度から平成18年度までの期間を記載しております。平成18年度の繰出金の総額は一番下の段の計の欄に記載しておりますが、37億321万2,000円であり、前年度から8.0%増加しております。増加している主な会計は、介護会計への繰出金が給付費の増などにより、また病院会計への繰出金が累積赤字縮小に向けた繰り出しにより増加しております。

下の表は基金残高の推移でございます。表の下に注を記載してございますが、表の中の2段書きになっているところがございます。2段書きの上段、括弧内に記載している数値が長期貸付中の金額を除きました現金別での基金の実質残高でございます。基金の実質残高の総額は18年度が一番下の段にありますけれども、18年度の計の欄、括弧内に記載のとおり、4億4,303万7,000円であり、前年度比で9.9%減少しております。

340、341ページをお開き願います。

340ページの下表は一般財源の推移でございます。平成18年度の一般財源の総額は130億5,804万2,000円、前年度から0.6%減少しております。これは、歳入の根幹をなす市税の減少が続いたこと、また、地方交付税が減少したことなどによるものでございます。一般財源の今の推移を表から見ますと、市税収入が減少を続けており、平成9年度との比較では18億円を超える減少であり、また、交付税の金額も臨時財政対策債を加えた金額でございますが、平成15年度をピークに減少しております。このようなことから一般財源の総額は、ピークでありました平成12年度と平成18年度とを比較いたしますと、8億円を超える減少となっているものでございます。

341ページをごらん願います。

上の表が義務的経費の推移になっております。平成18年度は、前年度と比較いたしまして2.6%の減となっております。前年度からの増減は、人件費が職員数の減少及び職員給与の独自削減により減少しております。一方で、扶助費は大幅に増加しております。また、公債費は公的資金の借りかえほかにより減少しております。扶助費につきましては、景気の低迷、そして少子高齢化社会への対応の必要から大幅な増加が続いており、平成9年度以降で10億円を超える増加となっております。

342、343ページをお開き願います。

決算の主要な指標の推移をまとめております。

主な指標につきましてご説明申し上げます。表の中段に表示しております経常収支比率をごらんいただきたいと思ひます。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を見る比率であり、80%を超えると弾力性を失いつつあるとされている指標でございます。本市においては、平成10年度以降90%台で推移しており、平成16年度には、地方交付税の減少などにより96.8%まで上昇しております。18年度決算では、これが91.7%に減少したものでございます。この要因ですが、これまでの行財政改革の取り組みに加え、給与の独自削減、公的資金の借りかえほか、そして、退職手当債の借り入れなどによるものでありますが、緊急的、臨時的な措置が含まれていることに十分な留意が必要であると考へております。

次に、下から3段目の公債費比率は、17年度の14.6%から18年度の12.8%に低下しております。この主たる要因は、公的資金の借りかえ効果によるものであります。公的資金の借りかえは、平成17年度に行っており、借りかえした年度の翌年度以降3年間効果があらわれますので、18年度はその初年度として低下しているものでございます。

344ページをお開き願ひます。

本年度の資料から、新たに実質公債費比率を掲載しております。実質公債費比率は、地方債の協議制移行に伴いまして導入された指標であります。この比率が18%以上になりますと、許可団体になるとされる指標であります。本市では、17年度が16.7%、18年度では15.5%に低下しており、その要因は公債費比率と同様に、公的資金の借りかえ効果でございます。比率算出の詳細につきましては、資料 6 中でご説明申し上げます。後ほどご説明申し上げます。

346、347ページは、平成18年度普通会計決算状況の一覧表でございます。ごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、資料 6 をご用意願ひます。

資料 6 は、一般会計の決算状況をグラフを用いてあらわした資料でございます。

6 ページをお開き願ひます。

6 ページでは、昨年度に引き続きまして、決算分析の主要な指標につきまして、本市及び県内市部平均の数値をレーダーチャート化しております。五つの指標につきまして、各指標の警戒ラインとされる数値、グラフの中央にあります点線で示しております五角形でございます

が、警戒ラインとされる数値、この比較をしているものでございます。各数値をプラス2からマイナス1までの4段階に区分しております。警戒ラインをゼロ、内側にマイナス1の危険エリア、外側にプラス1の準警戒エリア、プラス2の健全エリアというふうにとっておりますので、外側にラインがあるほど財政状況がよいということをあらわしております。

まず、太い実線であらわしておりますのが本市の数値でございますが、経常収支比率はマイナス1の危険エリア、公債費負担比率がゼロの警戒エリア、起債許可制限比率がプラス1の準警戒エリア、そして基金現在高比率がマイナス1の危険エリアに達しております。

細い実線であらわしておりますのが県内市部平均であります。平均との比較では、基金現在高比率がエリア区分で2段階内側にあり、市部平均と比較して、本市の財政状況が一段と厳しいことがあらわれております。

7ページをごらん願います。

本年度の資料から、新たに実質公債費比率の算出方法を掲載しております。実質公債費比率は地方債が協議制に移行しておりますので、この協議制移行に伴いまして導入されております。これまでの公債費比率に加えまして、公営企業に対する繰出金などのうち、実質的に普通会計の負担となっているものを加算して算出というものであります。平成16年度から18年度までの積算内容を記載しておりますが、本市では平成16年度が17.8%、17年度が15.6%、18年度が13.3%となっております。ただし、実質公債費比率は過去3カ年の平均数値を言いますので、本市の平成18年度の実質公債費比率は15.5%ということになるものであります。

従来からあります公債費比率との違いは、公営企業に対する繰出金などのうち、実質的に普通会計で負担しているもの、これを準元利償還金とっておりますが、これを加算するということでありますので、その内訳を下の表に掲載しております。縦方向に項目をとっており、横方向に16年度から18年度の数値を掲載しております。B - 1が他会計への繰出金のうち、地方債の償還財源として充てられたものであり、水道会計以下6会計が該当いたします。B - 2が一部事務組合への負担金のうち、償還財源として充てられたものであり、消防組合と環境組合が該当いたします。このほか債務負担行為による支出のうち、公債費に準ずるもの、及び一時借入金で準元利償還金とされており、合計で18年度では14億9,917万1,000円が準元利償還金となるものであります。

実質公債費比率について、今後でございますけれども、公的資金の借りかえ効果によりまして、来年度も低下するのではないかというふうに見込んでおります。ただ、借りかえ効果の期

間が3年間で終了しますので、終了します平成21年度に留意が必要と考えております。

続きまして、資料 7 をご用意願います。

財政状況を検討する手法として、平成18年度の決算をもとに企業会計的な考えを取り入れ、バランスシートと行政コスト計算書を昨年に引き続き作成しております。

まず、普通会計決算をもとに作成いたしましたバランスシートの概要についてご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

上段にあります表をごらん願います。平成18年度の普通会計の資産総額は660億円、負債総額は247億円、正味資産は413億円となっております。市民1人当たりには換算いたしますと、資産111万円、負債41万円、正味資産70万円でございます。

次に、18ページをお開き願います。

普通会計の行政コスト計算書につきましてご説明申し上げます。

バランスシートはストックをあらわすものでございますが、行政コスト計算書は資産形成につながらない行政サービスの費用を明らかにするものでございます。コスト、現金の支出だけではなく、減価償却費や退職給与引当金繰入額などの現金を伴わない支出を含めまして、本市が資産形成以外の行政サービスにどれぐらいのコストを要したか、それを総額、及び市民1人当たりであらわしております。平成18年度の費用総額は178億円、収入総額は166億円、当期純剰余はマイナス12億円でございます。市民1人当たりには換算いたしますと、費用が30万円、収入が27万9,000円、当期純剰余がマイナスの2万1,000円となります。当期純剰余がマイナスでございますので、本年度に得た収入だけでは支出を賄い切れていないということがあらわれてございます。

なお、本年度は普通会計の行政コストを目的別に分類いたしまして、目的別の行政コスト計算書を作成しております。17ページに掲載してございます。行政コストを目的別に見ますと、民生費が57億円で最も多く、全体の32%を占めております。また、土木費が39億円で、全体の21.7%を占めております。ご参照いただければと思います。

次に、20ページをお開き願います。

ここでは、普通会計、水道会計、病院会計、それに土地開発公社の決算をもとに連結財務諸表を作成しております。

23ページをお開き願います。

まず、連結会計でのバランスシートについてご説明申し上げます。上段から2番目の連結会計の表をごらん願います。

平成18年度の連結会計での資産総額は820億円、負債総額は384億円、正味資産は436億円であります。市民1人当たりでは、資産138万円、負債65万円、正味資産73万円となっております。

次に、連結会計でのコスト計算書であります。下段の連結会計の表をごらん願います。

連結コスト計算書の費用総額は214億円、収入総額202億円、当期純剰余金はマイナスの12億円であります。市民1人当たりでは、費用36万円、収入34万円、当期純剰余金マイナスの2万円となるものでございます。

以上が昨年までと同様の区分で、普通会計単体でのバランスシート、それから行政コスト計算書、そして普通会計に企業会計と土地開発公社を加えました連結でのバランスシートの行政コスト計算書の概要でございます。18年度につきましては、これまでの連結会計にさらに連結する会計の範囲を広げまして特別会計等を加えまして、全会計の連結でバランスシートの作成を始めております。

25ページをお開き願います。

25ページの2の作成基準の(1)対象会計をごらん願います。対象とする会計をここに記載してございます。普通会計に公営事業会計として、水道、病院、そして交通、魚市場、そしてまた土地開発公社、塩釜港開発株式会社を加えております。これまでの連結会計との違いでございますと、これまでは水道、病院、土地開発公社、これを加えた連結会計でございましたが、それをさらにこの範囲まで広げたということでございます。現在総務省では、全会計連結でのバランスシートの作成を市町村に求めておりますので、本市におきましても総務省が求める連結会計の範囲により近づきますよう、対象範囲とする会計を拡大したものでございます。このように作成いたしますと、本市の関係する会計全体でのバランスシートが明示できるというふうに考えてございます。

それで、26ページをごらんいただきたいと思っております。

26ページの一番上の連結会計の表をごらん願います。平成18年度の全会計連結での資産総額が1,352億円、負債総額771億円、正味資産が581億円であります。市民1人当たりでは、資産228万円、負債130万円、正味資産98万円となります。その下のところに表として普通会計、それから昨年まで従来の普通会計に公営企業会計と土地開発公社を加えた連結の会計、そして今

年度から作成しております全会計連結での数字を比較をしてございます。増加割合について申し上げますけれども、資産合計につきましては、普通会計の660億円が、全会計連結、右端になりますけれども、これが1,352億円ということで、増加割合が2.0倍でございます。これが負債合計では3.1倍、正味資産合計では1.4倍となっております。負債の増加割合が資産の増加割合をかなり上回っております。これは事業会計では資産形成に市債を活用する割合が普通会計よりも大きいということが主な要因になっているものでございます。

以上で財政課からの説明を終わります。

佐藤委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 それでは、認定第2号のうち病院事業会計についてご説明を申し上げます。

冊子番号8番をご用意いただきたいと思っております。

8番の9ページをお開き願います。

9ページは、平成18年度塩竈市立病院事業報告書の1番、概況からご説明を申し上げます。

平成18年度につきましては、17年度に引き続き、市立病院再生緊急プランの実行について全力で取り組んでまいりました。まずコスト面につきましては、特勤手当の見直し、あるいは管理職手当の削減に加えまして、期末勤勉手当の独自削減、いわゆる給与削減等で人件費の圧縮に努めております。

そして一方、収益面では、前年度の当初と比較いたしまして3名多い常勤医師13名でスタートしております。これによって入院、外来収益の増収に努めてまいりましたが、しかしながら診療報酬の大幅な改定、引き下げなどによりまして、どうしても18年度でも収支均衡は難しいという状況でございました。これで一般会計も通常のルール分に加えて3億8,000万円の繰り入れ、さらには水道部からの2億円の長期借入れという新措置を年度末にいただきまして、その結果といたしまして、年度末の不良債務については22億7,000円までに圧縮することができました。これは前年度、17年度末ですと24億3,100万円ほどございましたので、約2億2,400万円ほどの不良債務圧縮ということになっております。平成19年度はさらなる医師の確保に努め、16名の体制でスタートをしております。

そして、下の(1)患者数でございますが、平成18年度の状況です。入院患者延べ4万4,158人、外来が延べ7万5,409人、そして健診、人間ドック等が8,439人となっております。これは、外来につきましては前年に比べますとなお7%ほど減少しておりますが、入院患者につき

ましては前年に比べて11.8%の増、また、健診、人間ドック関係も1.8%の増となっております。これを踏まえまして(2)収益的収支でございますが、収益的収入につきましては、そこに記載のとおり、営業収益から特別利益まで合わせまして計25億2,987万2,932円となりまして、これは前年度に比べて30.9%の増となっております。また、これに対して、収益的支出でございますが、これも記載のとおり、営業費用から特別損失まで合わせまして計25億9,061万5,609円、これは前年度に比べて2.4%圧縮されております。この差し引きといたしまして、6,074万2,677円の単年度純損失が生じております。しかしこれは、減価償却等を含めた数字でございますので、これについては後ほどご説明を申し上げます。

10ページにつきましては、資本的収支の状況を上げてございます。(3)資本的収支の収入につきましては、他会計出資金から固定資産売却代金まで合わせまして計1億4,837万9,711円、これに対して、資本的支出は計1億4,837万6,280円となっております。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページ、2ページにつきましては、収益的収入及び支出の表でございます。

上の方が収益的収入でございます、決算額は第1款病院事業収益といたしまして2ページの方の決算額にありますとおり、25億3,564万1,239円、これは先ほどご説明申し上げた収益的収入に消費税を加えた、いわゆる税込みの数字でございます。

そして、収益的支出の方は下の表にありますとおり、第1款病院事業費用といたしまして2ページの決算額にありますとおり、25億9,638万3,916円となっております。

そして、3ページ、4ページにつきましては、資本的収入及び支出でございます。これも、収入の方、上の表の決算額にありますとおり、1款資本的収入といたしましては1億4,837万9,711円、そして、支出の方につきましては、下の表の1款資本的支出にありますとおり、決算額で1億4,837万6,280円、これもやはり消費税を含めた税込みの数字となっております。

5ページにつきましては、財務諸表を上げてございます。

5ページ、6ページをごらんいただきます。

5ページ、これは平成18年度1年間の病院事業のいわゆる経営成績をあらわします損益計算書でございます。この数字は税抜きの数値となっております。1番医業収益及び2番の医業費用それぞれ記載のとおりでありまして、これを合わせますと、2番医業費用の下のところにありますように医業損失の項目、5億4,747万6,000円ほどとなっております。そして、3の医業外収益及び4の医業外費用、これもそれぞれ合わせますと、医業外費用の項目の下の経常損失にあります

とおり、全体を合わせまして4億5,069万8,776円となります。これに5番の特別利益と6番の特別損失を加えます。特にこの5番の特別利益につきましては、例年ですと1番の過年度損益修正益だけでありますが、今回は2番の固定資産売却益1,241万7,000円ほど、それから3番の他会計補助金、これが追加のいわゆる3億8,000万円の繰り入れ、これが今回加わりまして、以上1番の医業収益から6番の特別損失まですべて合わせますと、5ページの下から3段目になりますが、当年度純損失が出てまいります。平成18年度の純損失は6,074万2,677円ということでありまして、前年度の当年度純損失は7億を超えておりましたので大幅な圧縮となります。しかし、なお純損失が生じております。5ページの一番下には当年度末の当年度未処理欠損金、つまり累積の欠損金であります。これは一番下53億8,900万円という大変大きな数字になっております。しかし、これは毎年度の減価償却などを積み重ねてきた数字も入っております。それでは、実質現金ベースでの赤字はどのくらいかというところが、その次の7ページ、8ページ、こちらの方をごらんいただきます。

7ページ、8ページにつきましては、これは18年度の年度末の財政状況をあらわします貸借対照表、いわゆるバランスシートでございます。7ページの方に資産として固定資産と流動資産、それぞれ記載がございます。資産の部を合わせますと、7ページの一番下にありますように18億5,800万円ほどとなります。これと右側8ページ、こちらが負債資本の部でございます。負債資本を合わせた数字、これも一番下にありますように、負債資本合計といたしましては18億5,800万円、これは7ページの資産の部と同額となります。この中で、いわゆる不良債務、現金不足の部分ではありますが、これの計算は7ページの下に流動資産がございます。流動資産につきましては、短期間に現金化できるような、いわゆる資産、現金が主であります。これが7ページ下から2段目にありますように、流動資産合計が5億6,656万9,000円ほどでございます。

これに対して8ページの上の方、負債の部に流動負債がございます。これはほぼ短期間に支払い時期が来るといふ、いわゆる短期負債でございますが、この流動負債の額がここにございますように流動負債合計で27億7,300万円となります。この差、流動資産から流動負債を引いたもの、これが現在の、18年度末におけるいわゆる不良債務、累積不良債務となります。これは計算いたしますと22億700万円ほどとなります。これは前年度ですと22億4,000万円ございましたので、年度末の時点での比較では2億2,400万円ほど累積不良債務は減っているということになります。このあたりの数字はこの財務諸表等でははっきり出てまいりませんので、本日冊子番号17番として、こういった病院事業の概要をお配りしております。こちらにまとめてございます。

冊子番号17番の31ページ。17番の31ページに14年度から18年度までの貸借対照表の数字を一覧としてまとめてございます。この中に、一番下をごらんいただきますと、各年度末の不良債務額、これは累積不良債務額が載っております。18年度末の一番下を見ていただきますと、先ほど申し上げた22億700万円ほどの不良債務ということになります。前年度は17年度末ですので、24億3,100万円、この差2億1,400万円ほど不良債務が減少しているということになります。しかしながら、なお病院財政は大変厳しい状況にございます。19年度につきましては、先ほども申し上げましたように、さらなる医師確保に努めまして16名の医師体制でスタートしております。また、7月からは循環器の医師をさらに1名加えまして、循環器の専門外来も週1回から2回にふやすなど、収益の増を図っております。また、支出の減にも努めまして、何とか収支均衡といったものを目指して、この圏域唯一の公立病院であります市立病院の役割、救急も含めました質の高い医療の提供といったものを何とか続けてまいりたいと考えておりますので、何とぞご支援のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 私からは、資料 9番、平成18年度水道事業会計決算について説明させていただきます。説明の都合上、10ページをお開き願います。

10ページは、平成18年度の概況でございます。まず給水状況でございますが、年間総配水量は大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして813万7,896立方メートルで、日平均にいたしますと2万2,296立方メートルとなるものでございます。これは、前年度に比較しますと30万315立方メートル、3.56%の減少となるものでございます。

年間有収水量につきましては731万4,849立方メートルで、日平均にいたしますと2万41立方メートルとなるものでございます。これは、前年度に比較しますと25万3,441立方メートル、3.35%の減少となるものでございます。この主な要因としましては、船舶用水で178立方メートル増加しましたが、口径13ミリから150ミリ、生産用水等で25万3,619立方メートル減少したことによるものでございます。

次に、建設改良の状況でございます。第5次配水管整備事業として、老朽管の布設がえ等を行っておりますが、平成18年度は口径50ミリから200ミリ、延長で1,273メートルを施工しております。また、平成17年度から18年度の2カ年計画で施工してきた藤倉PC配水池が完成したものでございます。また、老朽管更新事業といたしまして、平成17年度を初年度に12年計画で国の補助制度を利用し、老朽管の更新を行うものでございますが、平成18年度は口径75ミリか

ら150ミリ、延長2,277メートルを施工しているものでございます。

次は、財政状況でございます。

恐れ入りますが、1ページないし2ページにお戻りいただきたいと思ひます。

1ページないし2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しているものでございます。収入につきましては、予算額18億270万7,000円に対しまして、決算額は18億1,038万8,669円となるものでございます。支出につきましては、予算額17億5,568万4,000円に対しまして、決算額は16億9,953万3,019円となるものでございます。

次に、3ページないし4ページをお開き願ひます。

3ページないし4ページは、資本的収支における決算報告でございます。収入につきましては、予算額3億8,135万8,000円に対しまして、決算額は3億8,688万3,792円となるものでございます。支出につきましては、予算額10億358万2,000円に対しまして、決算額は9億9,276万3,399円となるものでございます。その結果、収入額が支出額に不足する額6億587万9,607円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分及び当年度の損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、5ページをお開き願ひます。

5ページは、損益計算書でございます。当該年度としましては、下から3行目でございますが、単年度で9,459万8,032円の純利益を生じたので、その結果、前年度繰越利益剰余金と合わせました当年度未処分利益剰余金は3億3,432万8,240円となるものでございます。

続きまして、6ページないし7ページをお開き願ひます。

6ページないし7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書でございます。これは、利益剰余金及び資本剰余金の年度中の変動した内容をあらわしてございますので、ご参照願ひたいと思ひます。

続きまして、8ページないし9ページをお開き願ひます。

8ページないし9ページは、貸借対照表でございます。8ページは固定資産及び流動資産の状況でございまして、資産総額が111億6,013万25円となるものでございます。9ページは、負債及び資本の状況でございますのでご参照を願ひます。

なお、9ページの流動負債が1億4,474万5,325円となっておりますが、8ページの流動資産が6億8,375万6,677円となっておりますので、短期債務に対する支払い能力は確保されているというものでございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などをそれぞれ記載しておりますのでご参照願いたいと思います。

なお、別冊の資料 11番の決算説明資料でございますが、予算決算対照表、起債償還年次表、県内12市及び隣接3町の業務状況等を記載してございますのでご参照願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

佐藤委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたら、ご発言願います。東海林委員。

東海林委員 私からは、塩竈市立病院の部分について2件ほどお願いいたします。

塩竈市立病院の一般会計からの繰入金のこれまでの状況と、類似都市及び県内公立病院比較状況について、平成15年度から当該年度までお願いしたいと思います。

それから、もう一つは各診療部の医者数と患者の推移、常勤、派遣、非常勤、研修医もあると思いますが、そういう区分について平成13年度から平成18年度までお願いいたします。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 共産党市議団の方から資料要望として21点お願いしたいというふうに思います。

それでは、まず一つ目には平成17年度から21年度の財政決算と財政見通し。

二つ目には、平成18年度決算分析主要指標の県内13市比較。

3点目は、普通会計地方債残高の推移。県内13市。

それから、四つ目には、各会計ごとの債務負担行為現在高。

五つ目には、起債償還年次表。平成19年度から平成28年度まで。

それから、6点目は、起債償還額の推移。平成19年度から平成28年度までお願いします。

それから、7点目は、平成15年度から平成19年度までの職員数とパート人数。

8点目は、平成18年度小中学校修繕要望箇所と工事完了箇所。

9点目は、小学校学校施設補修工事3カ年計画。平成19年から21年度でお願いします。

それから、10点目は、中学校学校施設補修工事3カ年計画。これも平成19年度から21年までお願いします。

それから、11点目は、平成15年度から平成19年度までの市営住宅家賃の減免申請数、認定数、減免合計額。

それから、12点目は、平成14年度から平成18年度までの各年度の各種検診数と率及び自己負担額をお願いします。

13点目は、塩竈斎場における市と地元町内会の協定書。

それから、14点目は、平成16年度から18年度までの国保税滞納繰越理由別分類一覧。現年度分をお願いします。

それから、15点目は、国保の短期保険者証及び資格証明書の発行状況。

16点目は、国保の資格証明書の発行状況。所得階層別でお願いいたします。

17点目は、平成16、17、18年度末の介護保険料収納状況と介護保険料未納理由についてお願いします。

18点目は、市立病院への平成18年度一般会計からの繰入金の内訳。

それから、19点目は、市立病院の地域別患者数。平成18年度4月から平成19年の3月までお願いします。

それから、20点目は、市立病院の入院、外来の患者の居住状況。平成14年から18年度でお願いします。

21点目は、救急概要。平成18年、平成19年の途中までお願いします。

以上です。

佐藤委員長 菊地 進委員。

菊地委員 ニュー市民クラブでは、11項目について資料要求をしたいと思います。

まず1点目、平成17年度の一般競争入札の落札率とその内訳。

2番目、平成18年度の一般競争入札の落札率とその内訳。

3番目、平成18年度指名競争入札の落札率とその内訳。

4番目、職員手当の種類、各会計別でお願いいたします。

5番目、委託業務、委託事業者一覧、会計別、100万円以上でお願いいたします。

6番目、平成18年度随意契約明細書、130万円以上の一覧をお願いいたします。

7番目、県内各市の平成18年度の決算分析指標レーダーチャートをお願いいたします。

8番目、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額。

9番目、物品購入の市内外の業者と金額、会計別。お願いいたします。

10番目、平成19年度から平成22年度の退職者の予定人数。

11番目、市役所内での職員共働きの世帯数をお知らせ願います。

以上でございます。

佐藤委員長 その他ございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容確認の上ご報告願います。山本総務部長。

山本総務部長兼危機管理監 それでは、ただいまありました資料の件について、私の方からご回答申し上げます。

まず、社民党の資料要求2件でございます。そのうち1点目の市立病院の一般会計からの繰入金のこれまでの状況、これについては決算資料でございますので、省略します。

ただ、類似都市及び県内公立病院比較状況でございますが、これにつきましては準備いたします。県内都市部の公立病院、仙台市立病院、石巻市立病院、大崎市民病院、気仙沼市立病院及び公立刈田総合病院、そして全国平均市立病院と比較した資料を提出させていただきます。

続きまして、共産党市議団の資料要求21項目でございますが、基本的にはすべて提出させていただきます。内容確認は2件でございます。一つは、斎場における市と地元町内会の協定書でございますが、これは平成3年12月に斎場の改築に伴いまして、地元の袖野田町内会との間で締結した協定でございますが、個人情報保護条例に抵触する部分もございますので、例えば町内会長さんの個人名等につきましては、これは割愛させていただきます。それから、最後の21項目です。救急概要でございますが、平成19年の途中までということでございますが、これはちょっと5月末までと、つまり塩釜地区消防事務組合議会で報告されている5月末までの内容を提出させていただきます。

最後に、ニュー市民クラブからの資料要求でございますが、まず17年度、それから18年度一般競争の落札率と内訳、それから、指名競争入札の落札率とその内訳でございますが、それで1件500万円以上ということについて提出させていただきます。それから、職員手当の種類で各会計別ということでございますが、これは従来提出しておりました給料、共済費も含んだ給料、職員手当、共済費の総額ということで提出させていただきたいというふうに思います。こういった分類になっておりますのでご了承願います。それから、8番目のパート、臨時、嘱託職員の内訳と金額でございますが、これは共産党市議団の資料要求7番にもございましたので、そんな資料でご活用いただければと思います。ただ、18についての賃金の部分ですが、これは賃金総額を記載して提出させていただきたいというふうに考えています。それから最後に、物品購入の市内外の業者と金額でございますが、これは年間総額30万円以上の物品購入に

ついてということで提出したいと思いますのでよろしいでしょうか。

以上でございます。

佐藤委員長 お諮りします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。山本総務部長。

山本総務部長兼危機管理監 申しわけございません。今の要望がありました資料につきましては、18日の委員会の冒頭に準備、配付させていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

佐藤委員長 それでは、再度お諮りします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月18日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月18日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時56分 終了

平成19年9月18日（火曜日）

平成18年度決算特別委員会
（第2日目）

平成18年度決算特別委員会第2日目

平成19年9月18日(火曜日)午前10時開会

出席委員(21名)

曾 我 三 三 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部税務課長	福田 文 弘 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真 一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純 子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君
建設部建築課長	千葉 伸 一 君	建設部土木課長	千葉 正 君
建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	橘内 行 雄 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福 実 君
教育委員会教育部 生涯学習課長	中川 正 則 君	教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地 辰 夫 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	丹野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

佐藤委員長 ただいまから、平成18年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

9月14日の会議における資料要求の件については、各会派より資料要求内容を平成18年度までとしたい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。吉川委員。

吉川委員 ただいま報告されましたけれども、資料については、ご存じのとおり14日に設置された平成18年度の決算特別委員会において、当局より18日の開会まで提出をさせていただくと、このように決算委員会に回答されて、委員会においても全員が異議なしと、このように認めて決定した、本当に重いものがある、そういう内容であると考えます。しかし、その後資料要望に対して、訂正の要望がありましたけれども、私、決算委員会というのは、やはり1年間に実現された自治体の主要施策がどんな意味も持っているのか、またどんな問題を持っているのか、そういうことを明らかにするものであると考えます。しかし、これだけにとどまらず、その総括を次の予算議会につないでいく、そういう意味合いも持っているというふうに思います。ですから、資料も平成18年度までで区切るのではなくて、平成19年度、その後についてもやはりわたるものであれば、参考資料として必要だということで、この間要望してきた内容であります。

今回、資料の差しかえについては、いろいろな時間的な問題とかありますけれども、やはりそういう面では仕方ないと判断しますけれども、今後の進め方については、ぜひご検討お願いしたいと思います。以上です。

佐藤委員長 ご異議なしと認め、資料要求の内容の変更の申し出を許可することに決しました。

総務部長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。山本総務部長。

山本総務部長兼危機管理監 9月14日、委員会で要求ございました資料につきましては、ただいまお手元に配付させていただいております。

決算審査にぜひご活用いただき、ご協賛賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

佐藤委員長 それでは、これより一般会計の審査に入ります。

質疑、意見等についてご発言をお願いします。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、一般会計はおおむね40分以内、特別会計、企

業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 皆さんおはようございます。

平成18年度の一般会計の決算委員会において、私からは主要な施策の成果についてお尋ねしたいと思います。

初めに、その前に、平成18年度決算内容では、いろいろと施策の成果が記載されておりますが、大局的に見てご当局の講評を市長から簡単に述べていただきたいと思います。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 18年度の一般会計の決算状況について、お答えをさせていただきます。

歳入歳出、歳入決算額181億5,736万7,000円に対しまして、歳出決算額につきましては177億6,794万6,000円となっております。翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は3億7,365万9,000円の黒字でございました。

また、前年度実質収支や財政調整基金による調整を除いた実質単年度収支におきましても、平成7年度以来の黒字となっております。このことにつきましては、議会議員を初めといたします方々、あるいは市民の皆様方の多大なるご理解、ご協力のおかげと思っております。

財政状況をあらわします財政指標につきまして、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

経常収支比率、いまだ高い水準ではありますが、前年度の96.6%から91.7%へ、また公債費比率につきましても14.6%から12.8%へと低下をいたしております。

このように、18年度の一般会計の決算収支並びに財政指標につきましては、改善をされておりますが、枯渇状況にございます基金残高を回復するまでにはまだ至っておりません。加えまして、地方財政をめぐる環境、より一層厳しさを増しております。

国におきましては歳入歳出一体改革を進める中で、交付税の圧縮を継続しており、さらに本年6月に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、全会計における財政健全化がこれまで以上に強く求められております。

本市におきましても、こういった状況を勘案し、今、申し上げましたような行財政改革に不

退転の決意で取り組んでまいったところであり、一定の成果は出ておりますが、景気の回復、財政の健全化といったようなことにつきましては、なお我々一層の努力を傾ける必要があるというふうに考えております。

そういった中で、本市の長期総合計画に盛り込まれております、主要な施策事業につきましては、お手元に18年度の主要な施策の成果に関する説明書という形で添付をさせていただいております。例えば、高齢者福祉、少子化に伴う子育て支援策、あるいは学校教育の充実強化、さらには環境問題等々につきましては、一定の成果が発揮されたものというふうに考えておりますが、一番主要な課題であります本市の基幹産業の健全化、活性化といったようなところにつきましては、まだまだ努力をしていく必要があるというふうに認識をいたしているところであります。よろしく願いいたします。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 ありがとうございます。なぜ、総評をお尋ねしましたかと申し上げますと、ことしの4月、私たち全国統一選挙で市議会議員並びに市長、当選させていただきました。今度の18年度の成果をきょういろいろと皆さんから質問されると思いますが、市民も注目して、我々今度選ばれた同僚先輩議員の、今度のいろいろのこの4年間、そして平成18年度の成果をお聞きいただけるのじゃなからうかなというふうに思っていますので、総評をお尋ねしたということでございます。

さらに、この7月、参議院選挙が2大政党といいますか、与党野党のいろいろの公約がございまして、美しい国日本をつくるための公約としまして、憲法改正とか教育基本法の改定、格差是正、そしてテロ対策など3年先、5年先、10年先の日本の将来を展望した、考えた公約に対し、野党側は国民生活に直結する税金問題、それから年金問題、そして食に関する農業問題を公約に掲げたようでございますが、それぞれ国民のご判断によりいろいろの結果が出たかと思われま。そんな関係で、私たちも選ばれた議員として、そして市長も今回2期目に選ばれたということで、今後の成果も十分に市民は期待されておるのじゃないかと思えます。

それでは、質問に入りたいと思います。

主要な施策の成果に関する説明書、資料 5、これの最初から、気のついたところを質問させていただきますが、まず、最初に、29ページ、交通安全対策事業ですが、昨年も一応要望しておるのですが、下馬春日線、泉沢バス停に横断歩道、そして信号機ということをお願いしておったのですが、横断歩道的な白線は引かれたのですが、その信号機の設置についてはどこま

で話がすすんでおるか伺いたします。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 信号機に関する事、防災安全課なので私の方から答弁させていただきます。

要望を受けましてすぐに警察の方に要望書を手渡ししております。現在、警察の方では県内の信号機の設置箇所数が全体で29箇所ということもありまして、大変県内から要望も数多くあることから、できるだけ塩釜警察署では順位を上の方に上げて、現在警察の方で設置をするように努力をしているところであります。以上であります。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 昨年以来、あんなにきれいに、ご当局の骨折りによって道路がきれいになりました。そのゆえに交通量も大変増加いたしまして、あそこの泉沢のバス停交差点では、横断するのに相当な時間がかかっているという、横断している方々の不評が飛んでおります。どうなったのだから、もう投げやりかというような話も出ていますので、その辺を私ら議員としても、警察、関係各位の官庁に出向くときはいつでも出向きたいと思っておりますので、ぜひその節は我々をお引き立ていただきたいというふうに、書類の出しっ放しでないように、ひとつご協力のほどお願いしたいというふうに思っております。

次に、同じ路線と北浜沢乙線の街路灯ですが、あの件も同じく門前町にふさわしい街灯ということで、大変きれいなのではございますが、やはり歩行者それから車の方々から言わせると、やはり目線といいますか、車が列を組んで並んできているというふうに見られて、なかなかちょっと歩行者も歩きづらい。そうすると同時に、車も対向車線には相当車が並んできているように見られるということなんですが、両路線の街灯はそのままでも結構ですから、大きな、上から照らされるような大きな街路灯を何箇所かに設けていただきたいというのが市民の大方のお願いでございます。その辺について、どのようになっているかをお伺いたします。

佐藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 北浜沢乙線につきましてのお尋ねでございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

今、ご質問いただきました歩行者の方が、さらには車を運転されている方がまぶしいというようなお話いただいている箇所につきましては西町の区間かと思っております。西町につきましては、平成14年度までに事業が完了してございまして、門前町にふさわしいというようなことで

の配慮から、あのような照明の設置ということに至ってございますが、いろいろまぶしいというようなお話もいただきまして、いろいろな工夫をさせていただいてございます。しかしながら、なかなか根本的な対策にはちょっと至ってないということもございます。

今、現在進めております本町、宮町区間につきましては、もうちょっと背の低い物、そういった物を設置していこうというようなことで、ただいま県の方で検討してございます。これらにより、さらに改善が図られるのかというふうに考えてございます。

それから、西町の区間におきましての、背の高いといいますが、ある一定の高さの街路灯をもう少しふやしていただきたいというお話をいただきました。ただいま、背の高い照明につきましては、神社の表参道部分、あその部分に1灯ほどついておりまして、信号機と兼用というようなことになってございます。もともと、先ほどお話、前段にございました歩道照明、これをもちまして一定の明るさを確保するというようなことから出発してございまして、高い照明につきましては表坂の1灯、さらこれから本町、宮町側の方、だんだん工事が進んでまいります。そういう部分では星酒屋さんのところの交差点と何カ所か県の方でも考えておるといふふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私の方からは以上でございます。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 ありがとうございます。これ九州の太宰府なんかもあれと同じようなことで、大変きれいな門前町っていいですか、これは町並みとしては大変きれいだと思ひます。その反面、ちょっと不便な箇所もあろうかと思ひますが、そういうお気づきが、市民から不平不満出ていると思ひますので、いろいろとご検討をいただきたいというのを要望しておきます。

それから、資料の65ページ、高齢者支援事業の中で、日常生活の支援、それから介護者への支援という項目がございまして、ここの中で緊急通報システム、これは66ページに書いてあるのですが、緊急通報システムの設置が70人に今設置されておると記載されておりますけれども、実際こういうものが使われておるのかどうか。昼間何とか連絡つくと思ひますが、夜などには大変じゃなからうかと。もし、夜の場合どんなふうな方法で連絡をとっておるかをお伺ひいたします。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 緊急通報システムでございまして、こちらにつきましては24時間体制の受信体制に緊急ボタンを押しますと通報されるシステムになっておりまして、そちらから

委託を受けた事業者の方からご連絡をすると、それでも連絡をとれない場合には、協力員さん3名ほどおりますので、順位を高い方から順次連絡をとりまして、そちらのボタンを押された方のところにお伺いをして、安否確認をするという体制になっております。以上でございます。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 私も何力所か頼まれ、設置した件もあるのですが、現在、年間どれくらいの通報があるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 非常ボタンにつきましては、昨年の実績で18件ほどございまして、中には協力員さんがまいりまして大丈夫だよという場合もありました。また、救急搬送されたケースも若干ございました。以上でございます。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 ありがとうございます。やはり、そういう緊急通報ベルなどをつけていただくと、本人たちも安心と申しましょうか、やはり自分の生活で一言、安堵しているということをお聞きしております。ぜひ、そういうものを利用しながら、高齢者の生活を守っていただきたいと、かように思っています。

それから、68ページなんですけど、養護老人ホームの措置事業、地域支え合い事業、これらの今まで補助金でもらっておったのが、今度交付金に変更されたということなんですけど、交付金は塩竈市として何ぼというふうに、恐らく大枠で交付金が来ると思うのですが、そのうちの何%とか、何ぼと金額で、そういう養護老人ホームの措置とか、支え合い事業に幾らというふうに区分された交付金になっているのかどうかお伺いいたします。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 養護老人ホームにつきましては、前年度5,600万円ほどの補助金をちょうだいしております。率につきましては4分の3の率だったと記憶しております。以上でございます。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 予算内で福祉事業、福祉事業で予算計上する。それに対する交付金だと思うのですが、交付金そのもの国で出す場合、使用された実績に応じて交付金が来るのか、それとも何%、頭から何ぼというふうに割り当てられた交付金が来るのか、その辺をお尋ねしたい

と思います。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 年度当初、前年実績に基づきまして、私の方から交付申請をさせていただきまして、1年間経過しまして完了実績報告書を出しまして、その実績に基づきまして額の確定がされまして、交付されると。いただき過ぎの場合には還付するという制度になっておりまして、今年度の場合も還付ということで、次年度に還付するという形になっております。以上です。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 はい、わかりました。今、高齢化社会、そういう福祉関係では、皆、増額、増額ということで、国でも県でも考えておるようですから、ぜひ、あと還付金で戻るのであれば、塩竈でも大いにご利用していただいて、交付税の増額をひとつご請求いただければと思いますが、これも要望しておきます。

次に、134ページ、小中学校総合的学習推進事業なんですが、ここ二、三年、私は一般質問でいつも述べておりますが、今度国の教育基本法改定にもより、やはり子供たちの実習、こういう時間帯を延長するというようなことも出ておるようです。そんな中で、この成果、施策の実績というところを見たのですけれども、17年度のこの予算ちょっと違っているのじゃないかと思うのですが、合計金額17年度で278万8,000円となっておりますが、これは300万8,000円じゃなかろうかなと思います。昨年度の資料、私拾ったのですが。

それと同時に、小学校6校で17年度は132万円、これは17年度の資料では176万円、それから中学校4校についてはこの資料では88万円になっておりますが、昨年度の17年度資料では110万円、こんなふうになっております。合計で今回の資料の278万8,000円ですが、18年度の決算では276万、なんかこう縮小しているというか、そういうものが私は倍額くらいふえてもいいのじゃないかと思っておりますが、その辺を、教育長のご見解をお尋ねいたします。

佐藤委員長 小倉教育長。

小倉教育委員会教育長 具体的な数字については、後から担当課長からお話させますけれども、それぞれ各年度で実績でやっておりますので、低くなる場合も出てくるわけですから。実績でございます。

佐藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

17年度と18年度の実績と申しますか、決算額が微妙に違って、総合的な学習の時間の予算を増額すべきではないかというご質問だと思いますが、総合的な学習の時間につきましては、平成14年度から、みずから学び考えて力の育成、それから学び方や調べ方を身につけさせるというふうなねらいでスタートいたしました。いろいろな体験をしているところなのですが、昨年度につきましては、300万円ちょっとの予算でございました。今年度につきましては、300万円弱のつかみ金と申しますか、そういう状況のものでありますから、その中で配分いたしまして、学校の実績によりまして予算要求をしていただきましてつけているところです。

例えば、代表校、二小、昨年は2万円ということですが、これにつきましては昨年度から教育フェスティバルを開催しております。それで、教育フェスティバルの中で折り込んで、総合的な学習の発表の場を設けているという状況もございますので、17年度と比較して若干予算的な面で違っております。以上です。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 予算面で、ちょっと前年度より少なくなっているのじゃないかとか、決算でそうなのですが、この内容を下の方にいろいろ行動などを見ておきますと、私らが言っている体験実習と、ちょっと少し異なっておるのじゃないか、なんか体育館とか校内での行動が目につきまして、海外とか、体験指導としては子供たちが伸び伸びと外へ出払うというのがちょっと少ないのじゃないかなというふうな、私は判断しております。

再三、私はとにかく浦戸方面に行って畑とかなんかの農作物に手を触れ、そして学校対抗とかいうふうなことというふうにならぬかと質問しておりますが、そういう面から見ますと、なかなか時間的には難しいのかもしれない。と同時に、多くの生徒、引率するというのは大変なことかと思えます。しかし、今度の教育基本法など見ると、ああいう体験を多く学ばせたいというのが基本法にのっとった教育じゃなかろうかなと思って、私は感じておりますが、そんなふうなことから、18年度の決算で、ちょっと少し停滞しているような気になるのです。予算面の中での誤差は大した金じゃないのですけれども、やはりその行動が大きな一つの基本だと私は思っていますので、ぜひひとつこの決算を見るところでは、実験、体験談というのが少ないのじゃないかなと思っておりますので、その辺を時間の調整なり、そういうものを図りながら、ひとつ考えていただきたいと、かように思っております。

今後、前にちょっと質問で述べたように、塩竈にいて船に乗ったことがない生徒がおるといふこと何度も申し上げておりますが、そんなことのないように、ひとつ教育長の方で学習につ

いての時間割をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。何かその辺にお答えいただきたいと思います。

佐藤委員長 小倉教育長。

小倉教育委員会教育長 先日も、一部マスコミ等で報道されましたけれども、現在、中教審、中央教育審議会で行っている学習指導要領の中にも、今後各小中学校発達段階に応じて、それで体験を重視するよということも出ておりますので、それらにおきまして体験を重視するような方向でいきたいと思っております。ただ、ここにはありませんけれども、主な事業とありますが、そのほか各学校遠足とか何かで浦戸等も利用しておりますし、あといろいろな形で、社会教育の面でも浦戸で体感団とか、そういうこともやっておりますので、さらに今後ともそれらについて充実するように指導してまいりたいと思っております。以上です。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 ありがとうございます。ひとつ子供たちの体験実習を、なるべく多くできるような方法を考えていただきたいと思います。

次に、222ページ、ごみ減量とリサイクル推進、ごみ処理事業ということなんですが、仙台ではごみ袋の50円とかいうことでできたのですが、今度は袋代がかかるようになったのですが、塩竈も財政難、財政難ということで、市民に賦課かけるのは大変かと思っております。その面で、今、内容を見ますと、これまで施策の成果、これまで埋め立て処分しておいた不燃ごみの一部を可燃ごみとか、それに分別する行動をやっておるようでございますが、これらの行動は、これは埋立地には確かにいいかもしれませんが、この費用は大変じゃないかというふうに私は思っております。まず、その前に、これは私は当然だと思うのですが、私、いつもごみを投げながら、ごみの投げ場所を見て回っているのですが、本当に投げる方々の選別、これを選別しながら投げればこんな無駄な金は使わないで済むのじゃないかなというふうに思っております。

これは、本当に、ごみの投げて収集に来る前の箇所、箇所を見回った場合に相当に散乱して、投げる物が選別されてないというのが、やはり投げる方の個人個人のこれは義務だと私は思っております。そういう面で、塩竈でも緊縮財政言っておるのですから、そういう面から、まず市民に呼びかけて、分別できる物は分別していただくというふうな方法で、何らかのひとつ施策がないものか、それと同時に、まだ袋代までは徴収してないのですが、今後そういうふうな二市三町、または二市六町一村において、ごみ処理方法でいろいろと協議されておると思

うのですが、そういう面で、塩竈がお金がないのだとか、いっそ赤字だ赤字だと言われるのじゃなく、今の時点からそういう面で投げる方々への徹底、そういう分別方法も少し考えるか、また袋代も緊迫して赤字になってきてからの徴収じゃなく、もう少し前に考えることがあるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

佐藤委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長兼環境課長 今、委員から質問あった点は、一つはごみの分別について、もう少しマナーとルールを守ってもらいたいということがあります。

塩竈市では、平成18年度からごみの収集を変更しまして、可燃ごみとか不燃ごみについて、内容、今までカーペットとかじゅうたんそのものも不燃ごみに入れておりましたけれども、粗大ごみとして集めまして、それを破砕機で処理して、それを工場で焼却すると、そういうことで実際には埋立処分量が、今、委員お話ししました222ページの2の部分にも埋立処分量の推移がありまして、17年度と18年度を比較しますと18年度は2,764トンですから、実に1,553トンもそういった大きな効果が上がっております。

それから、今までバケツとかハンガーとかビデオカセットテープとかは燃やせないごみでしたけれども、そのまま埋め立てましたけれども、それも可燃ごみに入れていただいて、それを焼却していると、そういった形で大きく効果が上がっておりまして、実際にプラスチック製容器包装の分別が、委員おっしゃるとおりになかなかきちんとなっていない部分もありますけれども、そういったこともことしの6月には市民清掃とともに、そういったごみの収集の分別を回覧板じゃなくて2万2,000世帯全部に配布して、そういった周知を呼びかけております。

それから、もう1点、ごみ袋の有料化の問題ですけれども、この点につきましてもごみ分別の収集、二市三町一緒になれるような広域化の流れに向けて、今、変更しております。ですから、ごみ袋の有料化とかそういった部分についても、二市三町の中でいろいろ担当課そのもので話し合いながら進めていくと流れが、今、つくられておりますので、現実には勉強会とかそういった部分についてもお互いに情報交換しております。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、伊藤委員の方からごみの有料化についてというお話を賜りました。

2期目の当選後の議会での施政方針の中で、若干公共料金のあり方について、今後の取り組みについてご説明をさせていただきました。今、本市のおかれた財政状況あるいは今まで継続いたしてまいりました公共料金の原価等を明らかにさせていただきながら、議会の方に改めて

お示しをさせていただくというお話をさせていただきました。

今、すべての公共料金につきまして、原価計算のやり直しをさせていただいております。近々まとまるものと考えておりますが、そういったものがまとまりましたら、改めて、議会の方に本市の置かれた状況、それからそういったものを踏まえて今後どういう対応をしていくべきかということにつきまして、ご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 わかりました。

いろいろ困ってきから市民に値上げとかいうと、公共料金の値上げはいっぱい、本当に生活に響いていきます。その前に、こういうことであれば袋代とか、ごみの焼却には金が相当かかるのですよということ、市民にご理解いただきながら、分別で少しこうなれば、その料金だけは浮きますよというふうな、ひとつ施策を市民に徹底していただければと思いますので、ひとつ最終的に公共料金値上げということまでいかないまでも、そういう面で徹底していただきたいと思います。

時間が来ていますので、少し飛ばしまして、あと2点だけお伺いしますが、308ページ、墓地の関係で、ちょっと一言だけお伺いしたいのですが、今、月見ヶ丘の造成、これも民間で一応考えておったのが、いろいろとお話入ってきているのですが、その進捗がわかりましたら、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

佐藤委員会 澤田市民課長。

澤田市民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

平成18年度の段階で、宗教法人の方々に、そういったまとまった墓地を、今の、現在の月見ヶ丘霊園の隣接地の雑種地、そこを用地買収をして計画していきたいと。それは、宗派を問わないような形、事業型墓地というのでしょうか、そういった形で検討されておりました。ただ、具体的に、それを実行に移す段階で、宗教法人の方々に檀家総代と申しますか、そういった方々でのいろいろな協議をなされた段階で、ちょっとまだ事業計画そのものがちょっと不確定、あるいは貸し出し処分の見通し、そういったものがちょっと不確定ということで、現在ちょっと今足踏み状態というふうなことを伺っております。以上でございます。

佐藤委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 わかりました。どうしても、今の塩竈市としては墓地が足りないというのが

現状だと思しますので、その辺の推移を見守りたいと思いますが、ひとつよろしく願いしたいと思えます。

最後になりますが、310ページ、斎場管理事業なんです、ここの成果において、二市三町広域施設として役割を果たすとありますが、これは広域行政にして斎場なんです、今後この二市三町が広域化として一つの団体、広域団体として考えておるのかどうか。それから、もう一つ斎場の移設という話がちょっと出ておりますが、その辺にもしどのような話が入っておるか、その辺をお伺いしたいと思えます。

佐藤委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 広域化につきましては、現在、来年の4月を目途に、環境組合の方に事務を移すということで準備を進めさせていただいております。これにつきましては、広域行政の首長会議で一定の合意もいただいておりますので、そういった段階で進めさせていただいております。

この広域化につきましては、実は平成20年に移転をするという平成20年問題、それがございまして、今回資料要求ございましたが、その協定書の中に記載をされておるわけでございます。その移転につきまして、そういった地元町内会との協議の場で、今、平成20年の移転は極めて難しいということで、延命をお願いしていかざるを得ない、そういった延命についてのテーブルについていただく一定の条件ということで、まず広域化を図って窓口を一本化していきたいと、こういった、今、状況で進めているところでございます。以上です。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 私の方からは市の財政関係について、お聞きしたいというふうに思えます。

私、お金についてはちょっとうといので、的を得た質問になるかどうかわかりませんが、ひとつよろしく願います。

資料 5、340ページ、一般財源の推移について、ここを中心にお聞きしたいと思えます。

平成18年度、この財源が地方税、それから市税、この中心に、総計が毎年減っておりますが、これについてはどのようにお考えなのか、見解をまずひとつお聞かせ願いたいというふうに思えます。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

340ページの方の下の方で、一般財源の推移をのせておりますが、この一般財源の減少傾向

について、どのようにとらえているのかというご質問かと思いますが、内訳を見ますと、一つにはやはり市税の減収という問題がございます。平成9年度が市税収入のピークだったわけですが、市税収入の77億5,000万円、それが平成18年度になりまして、それが60億円を割りまして59億円ということで、18億円ほどの減少であると。まず、これが、やはり市の収入の根幹をなすのは市税収入でございますので、それが大きいと思います。

この要因としては、一つはやはり固定資産税収入が、市税収入の大きな部分占めておりますので、固定資産税が近年、土地価格の下落傾向の中で減少が続いているということが一つありますし、やはり景気の低迷、人口の減少ということもあるのですが、市民所得の問題、そちらの方で市民税の方の収入も減少していくというふうな状況がございます。

それから、もう一つは、交付税の方でございます。交付税がここ数年、交付税は平成13年度から臨時財政対策債と一部分かれまして、その合計でとらえていいのかとも考えておりますけれども、それが15年度で61億7,000万円までふえたわけでございます。これは、年々市町村の需要額と申しますけれども、歳出の方が社会福祉関係費が伸びているわけなので、需用費が伸びてますので、それに応じて交付税も算出基礎の中に入ってきますので、それがふえているわけですし、それからもう一つは市税収入が減っているということで、市税収入が減ればその分交付税でカバーされるという仕組みがありますので、市税収入が減っている自治体は交付税がふえるというような傾向があるわけなんです。そういったことから、ある時期まではふえてきたけれども、16年度以降それが減少に転じてしまったと。これが、16年度に地方財政ショックということで年明けぐらいに、当初予算の編成の終盤に来て、地方財政計画で交付税が大幅に圧縮されたということで、県、それから市町村、どちらも大変終盤に来て苦慮したという年度だったのですけれども、そうした16年度以降交付税が減少に転じているというふうなところがあります。そういった地方財政を取り巻く趨勢的な問題、それから本市での税を取り巻く環境と、そういったことがあらわれているというふうに考えております。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 わかりました。

市税の拡大と申しますか、増加が必要なのかなというふうに私は思うのですが、それに対する方策と申しますか、今後の展望と申しますか、その辺はないのでしょうか。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 市税の状況をどうというふうにとらえているかということで、お答えさせていた

だきます。

先ほど、財政課長からお話がありましたように、平成9年度77億円ありました市税収入が今は60億円を切るような状況になってございます。

内訳で見ますと、個人の市民税で約10億円ほど減少になってございます。それから、法人市民税については7億円ありましたのが、今は3億円台でございますので、約半分になってございます。それから、固定資産税で5億円ほど減少しているというような状況でございます。

個人市民税が減少している大きな要因は、やはり市民所得が伸びていないということがあります。さらに、人口減等もありまして、納税義務者が減っているというのが現状でございます。市民所得を上げて個人市民税を多く納めていただくためには、やはり経済の活性化が必要かと考えてございます。産業振興策が、今、求められていると思いますし、さらに納税義務者が減っている状況でございますので、なんとか人口をふやしていく、そのような状況が出ると税収に影響が出てくるかと考えてございます。以上です。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 やはり人口減が大きな問題かというふうに思うのですが、やはり塩竈は住みやすい、皆さんが塩竈に集まりたいというような状況をつくらないといけないのかなというふうに私は思いますが、これについては大変難しい課題なのかなとも思っております。

次は、やはり収入もそうですけれども、支出の方が問題になりますが、次のページの341ページの義務的経費の推移、この部分でちょっと質問をさせていただきます。

18年度、この扶助費がかなり増加をしておりますして、ずっと推移を見ても毎年ふえていると。人口が減りつつなぜ扶助費が上がっているのかと。これは大きな問題かなというふうに私は思いますが、これについてはいかがでしょうか。ひとつよろしくお願いします。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私から傾向的なことについて、まずお答えしたいと思うのですが、扶助費の方はやはり少子高齢化の中で、少子化対策それから高齢化が進んだということで、そういった高齢者の方々の福祉ということで伸びが続いているというふうな趨勢的な状況でございます。

それで、近年の特徴的な点でございますが、一つはやはり生活保護費の方が毎年多額の増加を示しておりますして、それがまだ上げどまっていないといいますが、まだ上昇が続いているということが一つございます。

それから、もう一つは児童手当関係でして、児童手当の対象年齢の拡大といったような拡充策が毎年のように制度変更されて拡大されてきているというふうなことがございまして、ここ数年見ますと生活保護費と児童手当関係、そういったところが伸びているというふうな状況にございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 そうすると、打つ手がないというか、対策は特になのでしょうか。

これは、この実態としては、扶助費の割合ですが、他市町村と比べて客観的に見てどんな具合なのでしょう。多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

佐藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長兼危機管理監 鎌田委員にお答えいたします。

扶助費の率でございますけれども、これは生活保護率は平成16年度から10パーミルになりまして、18年度については12パーミルを超える状況になっておりまして、県内でもかなり高い率になっておると。県内で見ましても、どうしても沿岸部の都市部にそういったような状況があるということでございます。以上です。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。

では、ページを戻りまして、339ページの繰出金についてちょっとお聞きしたいと思えます。

バランスシートの資料 7ですか、の5ページ、市民1人当たりの負債額が41万円だということなのですが、これは市民ということは、これは子供たちも含めて、生まれたばかりの人も含めてという意味なのでしょうか。ここもとりあえずはちょっとお聞きしたいと思えますが。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 市民1人当たりの金額の算出でございますが、平成18年度末、3月31日現在の人口5万9,329人で算出しておりますので、市民の方々全員ということでございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 わかりました。そうすると、今の納税者で計算をするとかなりの金額になる、これの倍近くになるのかなと思ったりもしておりますが、そんな中、この繰出金の推移ですけれども、資料 5の339ページですが、平成18年度が17年度から比べてかなり上昇していると。年々この推移を見ても上がってきているという実態がありますが、やはり、これの繰出金が上

がるということは、借金をそのまま重ねていくという形になっておりますが、この辺の考え方と申しますか、これについてはどうお考えでしょうか。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 繰出金でございますけれども、繰出金の金額は一般会計の方から特別会計及び企業関係の方に支出している金額をいうわけでございますけれども、この繰り出しに当たりましては、基本的な考え方は総務省の方で繰り出しに対する基準の考え方を示しておりますので、それに、その繰出基準に基づいて繰り出しをしていくということが基本に思っております。その中で、公債費に当たる場合もございますし、運営的な経費に当たる場合もあるということで、公債費のみに当たっているわけではございませんが、そういった考え方にしております。

それで、18年度の状況を見ますと、やはり、この間の歳入確保、歳出改善の中でかなり改善している会計もあるというふうに考えております。例えば交通会計でありますと、船舶体制等の見直し等の中で、18年度は17年度の数値からはかなり減少しておりますし、それから下水道会計につきましても、歳出の見直し、それから起債制度を初めとして制度活用というふうなことで減少しております。

ふえているのが、18年度はそれほどでもないのですが、保険医療関係の会計の繰り出しが伸びているということが一つあります。その中で、国保会計であるとか、老人保健医療会計であるとか介護会計であるとか、そういうところへの繰り出しが伸びているというふうな状況でございます。

また、18年度におきまして、繰出金総額がふえた要因の大きな点は、病院会計に関して再生法制の施行の動きなどを踏まえまして、累積赤字の解消のための緊急的な繰り出しを行ったということで、病院会計の欄ごらんのとおりでございますけれども、繰出金がふえたということで総額がふえたということでございます。

総体的には、各会計経営改善努力の中で、一般会計からの繰出金が減るように頑張っていたいておりますけれども、そういった制度的な問題であるとか、病院会計をめぐる昨今の環境であるとか、そういったところがありまして、18年度は総額では増となったということでございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 やはり、1人当たりの負債額が41万円ということで、これが年々ふえていくとなる

と、かなり問題だというふうに思いますし、さらなる歳出の削減に努力を願いたいというふうに考えてます。

それから、もう1点、この資料 5の施策の成果について、ずっとページ数にして328ページまであるわけですが、この評価の部分、A、B、C、Dまでありますが、これを見ますと、オールAもありますし、Dとかはなかなか出てこないと、Cぐらいはばらばらとも見えますが、この評価について、だれが評価をしているのか。例えば、この事業を行った中で評価をしているのか、それとも他の部署といたしますか、そういったところで評価をしているのか、この辺の評価についてちょっとお伺いしたいと思います。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 こちらの評価の部分でございますが、初日のときにも申し上げましたが、昨年度から掲載させていただいている内容でございます。

市民サービス、いわゆる行政サービスにつきましては、計画行政ということで言われておりまして、計画を立てながらそれをいかに実行して、常に反省をしながら評価を加え、次のアクションをどのように起こすかということが問われているのではないかと考えております。そういった観点から、平成16年度から行政評価ということを内部で取り組みを進めてございまして、そういった一定の取り組みの成果のもとに、昨年度から主要な施策の成果のところに評価として掲載しながらお示しをさせていただいているものでございます。

しかし、残念ながら、この評価の分につきましては内部評価の段階ということでございまして、まだ外部評価については今後の課題にさせていただいているところでございます。以上です。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ということは、自己評価ということになると思うのですが、自己満足で終わってはいないかなという、ちょっと心配があるわけですが、ある程度のそういった全体を評価するような係といたしますか、それは年間を通してではないわけですが、そういったのも必要で、外から見る評価も必要なのかなというふうに私は思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 委員ご指摘のとおり、そのような部が必要かというふうには考えてございます。現在、こちらは各部課におきまして内部評価を行って

ございますが、当然のことながら翌年度以降の実施計画、予算編成に当たりましては、全体の調整部門であります政策課、総務部におきまして、この全体の評価を見渡ししながら、翌年度のいわゆる実計、予算等に反映させているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

他市に、先進地等におきましては、外部評価的なものも行っているようでございますが、このことにつきましてはもう少し内部での評価の推移を見ながら、検討をしてみたいというふうに考えてございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 この評価については、市民の目で見たと、市民のニーズに沿った、そういった評価が必要だろうと思いますので、今後さらなる検討といたしますか、お願いしたいところであります。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 それでは、私の方から質問させていただきます。

資料 5、主要な施策の成果に関する説明書の中の18ページ、消防施設整備事業の中の耐震性防火水槽についてお聞きします。

初めに、平成18年度は1カ所、庚塚公園内に設置されましてと報告がありますが、この貯水槽は何トンの対応なのでしょうか。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 60トンであります。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 この貯水槽の大きさはどのくらいですか。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 縦が約10メートル、横が3メートル、深さ2メートルであります。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 これまで何基整備されておるか教えてください。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 16基整備しております。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 なぜ、60トンの耐震性防火水槽を整備することになったのでしょうか。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 ご承知のとおり、平成7年1月に阪神淡路大震災がありました。このとき、二次災害の火災が発生いたしまして、その消火活動を妨げましたのが水道管の寸断による消火栓の使用不能でありました。この教訓を踏まえまして、本市では震災時に備え、耐震性を有し、かつ延焼に対応可能な60トン型防火水槽を整備方針と定めまして、その方針に従い整備を現在進めているところであります。以上であります。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 では、この貯水槽でどのくらいの時間が消火可能なのでしょうか。お聞きいたします。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 毎分1立方メートルで約60分であります。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 次に、消防団、可搬ポンプ11台購入しておりますけれども、その目的についてお聞きします。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 先ほど、説明いたしました60トンの耐震性防火水槽と関連いたしますが、災害が発生した場合、家屋の倒壊や道路の陥没等が予想されます。消防ポンプ車等の通行が困難なことが想定されますので、このような事態に備えまして、塩竈市消防団、各分団に可搬ポンプを整備したものであります。なお、今年度、塩釜消防署の指導のもと、全消防団員がポンプ操作実施訓練をしております。以上であります。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 わかりました。本市の震災時対策は家具の転倒防止金具の取り付け初め、県内でいち早く津波、ビルの協定や避難誘導の看板の設置など、また昨年東北防災マップコンテストで優秀賞を受賞するなど、前向きな努力を評価をいたします。今後とも、極めて高い確率で予想されております宮城県沖地震に備えていただきたいと思います。

関連してお話いたしますけれども、これは要望、意見にいたしますけれども、さきの台風9号の防災無線のアナウンスが明解な言葉でわかりやすく丁寧に発せられ、それを聞いた市民は非常に聞きやすく安堵しながら耳を澄ませておりました。防災安全課の皆さん、ありがとうございましたと、市民の方の声がございましたので、この場をお借りして御礼申し上げます。今

後このようなアナウンスで、市民にわかりやすく、的確に伝えていただきますよう、鋭意努力をお願い申し上げます。

次に、同じ資料の36ページ、家庭児童相談事業の中の施策の実績で、1の家庭児童相談件数、2の女性相談件数についてお聞きいたします。

ドメスティック・バイオレンスにおけるマスコミ情報では、裁判等いろいろ起こっている中、本市においては平成17年度、平成18年度の比較で、相談件数が減っており喜ばしいことでもあります。しかし、一方では、全国的にドメスティック・バイオレンスの数がふえている状況があります。どうして、本市の相談件数が少なくなったのか、ふえることがよいものなのか、減ることがよいものなのか、よくわかりませんので、その要因を具体的にお聞かせください。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 女性相談件数、3にありますこちらの方がドメスティック・バイオレンス関係の相談件数になっておりまして、去年は37件ということでございますけれども、これが減ったからその理由はと言われても、なかなかちょっとお答えしづらいところではございます。ただ、子供の相談とあわせて女性の相談も一緒にしていく中で、これくらい数字が出てきております。男女共同参画とか、そういった部分で女性に対する思いやりというものも若干浸透しつつあるのかなと思いますけれども、それが原因ともなんとも申し上げられない状況でございます。

ただ、17年度から18年度にかけて、そういった余りにもひどいDVで保護するというケースも何件かあったことは確かです。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 では、この相談はいつから開設しておりますか。また、相談の日時を教えてください。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 この相談はいつからというのではなくて、こういった児童にかかわる問題とあわせて前からずっと随時あれば相談を受けていたような状況です。ただ、女性問題もまた別に、結構多かったものですから、昨年度から別に集計し始めたということがございます。いろいろな相談は本当に昔からやっていて、それこそ母子寮とかそういうところに保護するという場合は、過去からございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 これは毎日行っているわけですか。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 済みません、お答えしてませんでした。毎日といいますか、専門の相談員、指導員がおりまして、9時から4時まで囑託の職員が相談しておりますけれども、その方たちだけでなく、係として、子ども・家庭福祉係としていつでも相談を受ける体制は整っております。以上です。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 では、土曜祝日等は行ってはいないのでしょうか。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 原則、土曜、日曜、祝日は閉庁日ですので、受けてはおりませんけれども、24時間体制といいますか、万が一そういった保護しなければならない事態が発生したりなんかした場合、市役所の方に電話相談とかなんかあった場合、宿直の方から直接指導員の方に連絡をいただく体制にはなっております。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 では、今聞きましたけれども、平日の開催のために働く女性にとっては相談する日程が取りにくいのではないかと思いますけれども、何かお考えがあれば再度お聞かせください。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 働く女性については、確かに本当に平日は相談しづらいということもございますけれども、いろいろな面でほかにも福祉サービスがございますけれども、どうしても必要であればお待ちして、6時、7時ぐらいまでお待ちして相談を受けるということも可能でございます。ぜひ、一報いただければ相談する体制を整えたいと思います。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 わかりました。それでは、相談の窓口はどこになっておるのでしょうか。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 相談の窓口は塩竈市社会福祉事務所。そちらの子ども・家庭福祉係という係で担当しております。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 どこの部屋で行っているか教えてください。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 特別お部屋ということは指定しませんけれども、福祉事務所自体非常に狭いスペースで、いろいろ共有で会議室とか相談室を活用しております。相談室は3室ございます。それから、会議室もありまして、どこかあいているところ、もちろんプライバシーにかかわることですので、なるべく皆様から遮断したところで相談を受けるといったような体制をとっております。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 はい、わかりました。吹き抜けの場所等はないと思いますけれども、個人情報漏れるとか話がしづらいことがあると思いますので、この辺も注意していただきながら、利用率の向上と多くの人に貢献できるようにもっとよい場所、機密場所と悩んでいる人の立場に立って考える努力をお願いいたします。この点何かご意見があればお聞きします。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 相談室そのものが生活保護とかの相談者とかいろいろ共有しているものですから、本当に声がちょっと抜けていったりすることも考えられるかとは思いますが。ただ、どうしても狭隘な事務所の中でございまして、そのための特別室を確保するというのはちょっと難しい状況にあります。それでも、なおなるべくプライバシーを確保できるような体制で臨みたいと思っております。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 ありがとうございます。

次に、121ページ、予防接種事業についてお聞きいたします。

初めに、はしかや風疹等の大流行の兆しを見せ、深刻な問題となり全国的な広がり見せつつありますけれども、本市においてははしか、風疹等の流行はなかったのかお聞きしたいと思います。

佐藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 実は、昨年定期の予防接種以外の年齢の方の、大変はしかの接種が大変多くなったということで、ワクチン不足とか、実際に免疫がついているかどうか、そういった部分が検査不可能という状況で、大変混乱した時期がございました。本市におきましても、極力医療機関や保健所等から情報をいただきながら、情報の周知というものについては図ったところがございます。ただ、幸いなことに、本市内でそういったはしかの流行、そういったものはなか

ったというふうに思っております。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 それでは、小中学校や高校生の中で感染が拡大し、学校や学年の閉鎖があったのかどうか教えてください。

佐藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、お答えいたします。

本市の小中学校におきましては、そういう事例はございません。なお、ちょうど教育実習の時期でもございました。はしか流行ですね。それにつきましては、学生に抗体検査あるいは予防接種等が実施しているかどうか、それを確認して教育実習を行ってございました。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 では、今後の未罹患患者、またはワクチン未接種の児童生徒への予防接種の推進、具体的な予防策、発症した場合の対応について、お考えをお聞かせください。

佐藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 予防接種、はしかの部分につきましては、現在、麻しん風疹二種混合ワクチンと申しまして、風疹とはしかの混合ワクチンが2回接種が定期的予防接種として位置づけられております。1回目が1歳から2歳までの間、それから2回目が就学前1年ということになっております。私どもは、非常にそういった意味では、最近予防接種の接種年齢とか接種回数とか非常に改正が多いということで、皆様への周知の回り方、母子健診とか、そういった中で周知を図っておりますが、また2期目の予防接種、それについては就学前1年前につきましては、昨年6月から入ってきたということで、これについては個別にご通知申し上げるとともに、また就学时健診の場等を活用いたしまして、接種率の向上に努力してきたところでございます。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 はい、わかりました。

それでは、次に子供のときに済ませておく病気というイメージが強かった、はしかや風疹の成人対策と成人患者数、本市の関係分がわかれば教えてください。

佐藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 子供の予防接種以外の部分での罹患状況につきましては、大変申しわけござい

ませんが、把握してない状況でございます。ただ、塩釜保健所管内での発生件数自体がそんなに多くなかったというふうに聞いております。今後、定期の予防接種以外の部分につきまして、今のお子様方免疫を持っていないと、そういった部分がありまして、来年度以降については、中学生高校生対象の部分の改正も予定されているというふうな話も聞いておりますので、その辺の動きをとらえながら、的確な対応ができていければというふうに考えております。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 それでは、次に妊娠初期の女性が風疹に罹患した場合、ウイルスが胎児に感染し、出生児に難聴や白内障などの障害があらわれる病気でありますけれども、20代、30代の女性の予防接種の対応策をお聞かせください。

佐藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 成人の部分での風疹の罹患患者への対応ということですが、妊娠して抗体ができていないかできていないかということが問題になろうかと思えます。その辺につきましては、やはり病院での個別対応というふうな形になろうかと思えます。ただ、本市におきましては、過去におきまして風疹の予防接種につきましては、集団で行っていたという経過がありまして、何年か前に中学生、高校生の年代でしたか、非常に風疹の流行が問題になったと、抗体がついていないということで問題になった時期がございましたけれども、その時点では塩竈での発生は見られなかったということで、そういった意味ではある一定の抗体をつけたという、そういった実績だったのかなというふうに思っております。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野（幸）委員 はい、わかりました。

それと、次に、県外の学校に在学している方が、たまたま実家に帰ったときにある病院で予防接種を受け、親が検査結果を聞きに行ったところ、個人情報保護法により教えられないということで、わざわざ本人が県外の学校から戻り、検査の結果を聞いたとっておりましたのですけれども、この件は緩和された方がよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

佐藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 大変申しわけございません。今の事例については、ちょっと私の方では把握してなかったものですから、ただ1点、個人情報、その辺の部分があってそういった形になったのかなというふうには思っておりますが、なおそういった事例あったかどうか検討させていた

だければと思っております。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後もしか等の集団感染、繰り返されることのないように、抜本的対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

続きまして、同じ資料 5の134ページ、小中学校総合的学習推進事業についてお聞ひいたします。

初めに、子供たちが地域密着したボランティアや福祉に触れ、また自然の中の農業体験など、こういった体験学習はすばらしいことだと思います。施策の実績の中の2の小・中学校事業の中に、中学校のボランティア活動等ありますが、こういったところをこういった形で実施されたのでしょうか。

佐藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 お答え申し上げます。

ボランティア活動でございますが、福祉施設を訪問してのボランティアもございます。それから老人介護施設、それから地域の清掃活動等やっております。以上です。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 それでは、福祉体験、農業体験ありますけれども、福祉体験は範囲が広いので何をこういったことをしているのか。または、農業体験はどこでこういったことをしているのか、具体的に教えてください。

佐藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは福祉体験、それから農業体験の具体的な取り組みについてということでございます。

福祉体験につきましては、先ほどもお話ししたとおり老人ホームあるいは福祉施設を訪問いたしまして、慰安活動といひますか、そういう形を行っております。

それから、そこに下の方に第二中学校なんです、募金あるいは清掃活動など実施しております。

それから農業体験でございますが、一つは例を出しますと、第二中学校で旧衣川村、今の奥州市ということでございますが、そこに二泊三日グループに分かれまして、各農家に寝泊まりをして、例えば牛の世話であるとか、あるいは花の世話、あるいは田んぼとか、そういうこと

の体験をしております。なお、この体験につきましては、2月に立志式というのがありますので、その場で向こうから来ていただきながら、活動の様子を発表する機会も設定しております。以上でございます。

佐藤委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 はい、わかりました。福祉について触れたり、自然との触れ合いや実体験の中で、子供たちも優しい心、生きる力などを学び、本当に普通の学校生活でできない貴重な体験にもなりますので、今後もこういった体験のさらなる推進をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤委員長 ほかに、委員の方ございますか。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時26分 休憩

午後 1時00分 再開

鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。浅野委員。

浅野委員 私も、平成18年度の決算委員会におきまして、質問させていただきます。

午前の小野委員に続いて、公明党として2人目の質問とさせていただきます。

まず、初めに、5の主要な施策の成果に関する説明書の65ページをお願いいたします。

高齢者支援事業・日常生活の支援につきまして、ご質問いたします。

この中で、まず初めに軽度生活援助とありますが、この軽度生活援助というのは、具体的にどのような中身かお知らせください。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 軽度生活援助でございますが、介護保険の要介護認定を受けていない方を対象といたしまして、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯の方に対して、軽度生活援助員が家事のお手伝いをさせていただくものでございます。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。

まだ、介護認定を受ける以前の方に関してとお聞きしたのですが、この間、私もちょっとある方からご相談いただきまして、介護福祉課の方にお電話したところ、直接ここに派遣される、ヘルパーさん、ホームヘルプをしていただく方はどういった方なのでしょうか。そのときは、シルバー人材センターの方にご依頼していただくようなお話を聞いたのですけれども、どのようになっていますでしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 軽度生活援助につきましては、委員おっしゃいましたようにシルバー人材センターに委託してございまして、私どもの方に申し込みをいただきまして、私どもを通じましてシルバー人材センターの方に委託するという形であります。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 その場合、例えばその方たちに対する助成金というようなものは発生するのでしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 1時間当たり800円で委託しておりまして、利用なさるご本人様から120円ご負担いただいております、市の方からは680円の助成ということになっております。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 その場合、所得の制限とかというのはあるのでしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 軽度生活援助事業につきましては、所得によって負担が変わるということはありませんで、定額でございます。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。ぜひ、そういったことが余りよくわからない方が多くいらっしゃいまして、介護サービスを受けなければ、なんでもかんでも介護認定を受けなければならないと気持ちの方も中にはいらっしゃるかと思いますので、ぜひそういったことを周知徹底していただければと思います。

あと、また同じページで恐縮でございますが、午前伊藤委員の方からもお尋ねありました、緊急通報システムの機器設置についてお尋ねいたします。

この成果表を見ますと、事業費、平成17年度の方では160万円、そして平成18年度では約265

万円というふうに100万円の差がありますが、新規設置の台数もそう変わりませんし、機器設置台数は70、そしてまた通報協力員も減っている状況で、なぜこの事業費の方が100万円ほど上がっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 シルバーハウジングの運営事業につきましては、従来補助事業で行ってまいりましたけれども、補助制度の見直しによりまして、一部につきましては介護保険事業の地域支援事業で実施できることになりまして、そちらの方で援助員の派遣について、予算化をさせていただきまして、残る機器の分でございますけれども、このシルバーハウジングに係る緊急通報システム機器部につきましては、こちらの方で予算化させていただいておりまして、こちらの事業費265万5,000円につきましては、一般的な緊急通報システム整備事業に加えまして、シルバーハウジング分の緊急通報システム機器の予算も合わせて措置させていただいているところでございます。そのために、増額になったという状況でございます。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それで、緊急通報システムなんですけど、これまでも相当な年数、お借りしている状況だと思うのですが、この貸し出しの基準の規定ということをちょっとお知らせしていただきたいと思います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 基準といたしましては、おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者で、疾病等で日常生活に不安のある方ということを対象としております。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。

これは、事業が始まってから、平成18年度まで何年ぐらい経っている事業でしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ただいま資料持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 期間はちょっと何年か今お答えいただけなかったのですが、恐らく10年くらいにはなっているのかと思いますが、その間、当初からお借りしている方で、ずっと同じ方が

継続しているということも中にはあり得るかと思いますが、その辺の見直しとか、それから状況把握はどのようになさっているかお聞きしたいのですが。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 緊急通報システム機器につきましては、新たに申し込まれる方、あるいは途中で、何らかのご事情によりまして不必要になる方いらっしゃいまして、年間取りはずし、あるいは新たな設置等で10台前後の移動がございまして、現在に至っているというような状況でございます。

利用者からの申請に基づきまして、取りはずしあるいは設置等をさせておるほか、私どもで他の訪問ケア等のサービス等ございますので、その段階で不必要になった方についてははずすというようなことございます。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。これ、うちの方では無償で対応していると思うのですが、多賀城あたりは有償でお貸ししていると聞いたのですが、どのくらいの金額でお貸ししているかわかりでしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 所得に応じた負担について、ちょっと、今、資料持っていませんので、後ほど回答させていただきます。済みません。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。

これですね、本当に退院してきて心臓が悪くてひとり暮らしでという方も、結構今市内に多くいらっしゃるのですけれども、なかなか対応していただくため時間がかかったり、またちょっと基準が厳しかったりという部分もあるのですが、ちょっと中にはさほどと言っちゃ大変失礼ですけれども、こういうわけで借りられたんだという部分の方もいらっしゃいまして、ちょっとその辺の平等性といいますか、その辺ちょっと状況を把握なさっているのかなと思ったものですから、質問させていただいたのですけれども、むしろ無償だという部分で多くの方たちの希望もあるかと思いますが、確かNTTでも貸し出し制度はありますし、また、もし、さほど高くない金額で貸し出ししていただくというふうになれば、むしろ市の方の財政も厳しい中で、ある一定程度の有償があってもどうしても必要だという方の方にお貸しできる制度になればいいかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

続きまして、136ページの、小・中学校図書館図書整備事業についてお聞きいたします。

図書整備事業は、この報告にもありますように、県平均は下回っているという状況です。特に月見ヶ丘小学校と杉の入小学校におきましては、充足率が39.2%、29.5%と極端に低いようなのですが、その内容をお知らせ願いたいと思います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 月見ヶ丘小学校と杉の入小学校の、図書充足率が低いのではないかとこの質問にお答えをさせていただきます。

こちら、17年度からカメイ基金を使いまして図書整備事業を開始しておりますけれども、その初年度あります17年度に新しい図書を購入した際に、かなり古い図書の方について子供の利用が低いだらうということがございました部分について、月見ヶ丘小学校、杉の入小学校それぞれ処分をしたということがございまして、結果的に冊数の充足率が低くなってしまったというふうに聞いております。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

また、財源の大部分をその他で占めていて、これはカメイこどもの夢づくり基金かと思いますが、そのほかの部分というのは、この、その他に入っていないのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長

小山教育委員会総務課長 その他の部分はカメイこどもの夢づくり基金ということで、そのほかには入ってございません。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

たしか、子ども読書推進法が決まった年度に、かなり国の方の予算措置もしていると。ただ、これは交付金という形をとるので、図書の整備だけに使われるお金ではないのだということ、以前お聞きした覚えがあるのですが、今、この予算の執行状態を見ますと、国庫支出金とか、県支出金とか、何もその辺のことは見当たらないのですが、当市においては、国からの交付金の部分は図書の方にはどのように使われているのか、また使われていないのかお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 委員おっしゃるとおり、国の新学校図書館図書整備5カ年計画ということで、国レベルにおきましては毎年度200億円の地方交付税措置がなされております。標準的には各小学校、標準的な小学校では交付税措置としまして68万8,000円、中学校ですと116万2,000円措置されておるところでございますが、あくまでも交付税、一般財源でございますので、その使い道については各市町村の方で独自で決めて構わないということの中で、今、現在、一般財源に書いてある金額が充てられているというようなところがございます。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 そうしますと、一般財源の中の金額を見ますと、かなり低いのかなとも思っております。それで、やはり国からの交付金、先ほど杉の入小学校と月見ヶ丘小学校でもかなり古い本を廃棄処分したということもお聞きしてますので、子供たちになるべく多くの新しい図書を、やはり新しい情報、そして新しい本を与えて、子供たちの本を読みたいという、そういった意欲をぜひかき出していただきたいなと思っております。

あわせて、これに関連してお聞きいたしますけれども、読書推進活動というふうに書いてありますが、この中身的なものはどういったことをなさっているのか、お聞きいたします。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、お答え申し上げます。

各学校の全校一斉の読書推進活動というところのご質問でございますが、市内各学校、特に中学校ですと朝読書という形で15分ほど集中して活動を推進しているところもございますし、なお、第三小学校ですとボランティアで読み聞かせでお母さん方が常駐いたしまして、本を読み聞かせ、お昼休みであるとか業間であるとか、そういう形の活動をやっております。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 今、朝、10分間、15分間、読書運動、中学校中心にしているとお聞きしたのです。そのことが、今、どのような実態なのかということ、ちょっとお聞きしたかったと。やはり中学校だけなのでしょうか。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 中学校というふうなお答えをしましたがけれども、小学校の部分も朝読書であるとか、あるいは昼休みあるいは放課後の読書活動という形で進めております。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。かなり成果の方も、Aということで効率化の方も、さっきの評価じゃありませんけれども出ておまして、やはり子供たちの読解力、読む力ということも確かに重要視していただきたいと思っておりますけれども、子供たちが本を通じてあらゆる分野に興味を抱いて、そしてこれからの子供たちの人生にとって大きな意味のある、わずか10分間か15分間だと思っておりますけれども、それが大きく開かれていくきっかけになるかとも思いますので、ぜひこの運動は大事に続けていただきたいと思っております。

それで、もう1点お聞きしたいのですが、読書の日というのはあるというふうに聞いてますけれども、このような読書の日の活用について何か行っているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 読書の日というふうな日にちにつきましては、ちょっと勉強不足で申しわけございませんが、読書週間という形で、各学期1度くらいは本に親しまそうということで、放課後の活動等、部活動であるとかあるいはそういうことを精励しながら、読書に親しむ、読書週間という形での実施はしております。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。ぜひ、豊かな読書を身につける習慣をお願いしたいと思います。

続きまして、162ページの塩竈市けやき教室の運営事業についてお聞きいたします。

この施策の趣旨のところに、学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応しというふうに出ておりますが、この学校不適応児童生徒というのは、本市においてふえている状況にあるのでしょうか。また、この表を見ますと、月ごとのけやき教室の入所者、相談者の件数はわかるのですが、過去数年間、ここの15年度、16年度、18年度まで至る傾向をちょっとお知らせ願いたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、けやき教室のご質問に対してお答え申し上げます。

学校不適応児童生徒ということの増加でございますけれども、おかげさまで本市におきましては、反社会的な、暴力行為であるとか、そういう児童生徒につきましてはかなり少なく、安堵しているところでございますが、それに比較いたしまして、全国的に不登校の児童生徒が

多くなってきている、大きな社会問題になっております。

それで、ちなみに、本市の不登校の児童生徒数ご紹介申し上げますと、これは前年度の学校基本調査をベースにしております。平成14年度83人、小中合わせてでございます。率にしますと1.51%、15年度が81人で1.53%、16年度が67人で1.3%、17年度が54名で1.09%、18年度につきましては68名で10人ほどふえました。これにつきましては、親御さんが、昨年度でしょうか、いじめ問題が発生して、いじめられるのであれば学校に行かせなくてもいいだろうとか、あるいは本市で懸念しているのは、先ほどお話ししたいじめとかそういうものについてはないのですが、どうしても無気力であるとか、そういう部分で多くなってきている状況でございます。

それから、けやき教室の通級の児童の推移ということでございますが、これは毎年ケースが違います。それで、実はけやき教室につきましては、県の補助金あるいは国の補助金をいただいて運営しておったところなのですが、15年度から市町村運営ということになりました。その部分につきましては二市三町で負担金をいただきながら運営しているところでございます。それで、ちなみに、昨年度が資料にもございます18名、その前が20名、17年度が20名ということで、本年度、19年度、参考までにお知らせしますと、今現在は4名ということでございます。その年、その年でケースがいろいろ違いますので、一概に人数が多ければ云々というようなことではおさえておりません。以上でございます。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。今、年度によって人数が違うというお話があったのですが、実際、あるご家庭にそういった不登校というか、なかなか学校にも行かない、お母さんも困るというお子さんがいらっやって、当然学校の方にもご相談があるかと思うのですが、その辺の相談、そしてけやき教室に至るまでの過程をお知らせいただきたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 まず、基本は学級担任が、やはり学校に来ない生徒の家庭訪問をしたり、電話相談をしたり、あるいは学習指導しながら進めているところですが、それでもなかなか登校していただけないという場合には、各学校に不登校対策委員会、これ名称はいろいろ違いますけれども、そこで校長、教頭あるいはスクールカウンセラー、PTAの役員等が入りまして、いろいろどういう対策を練ったらということで対策を練って対応しております。その後、いろいろスクールカウンセラーの声がけで登校するようになったときは、例えば急に

普通の教室に、自分のクラスに入るのが大変だという場合には、保健室登校あるいは別室登校という形で進めていきます。それでも、どうしてもそういう別室登校あるいは保健室登校でもいやだとなる場合には、けやきの相談員と相談しながら、「じゃ、けやきに来てみませんか。」ということで声がけをして、けやきにきまして、体験入学的なことを踏まえて、実際には通級しております。以上です。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。なぜこのような質問させていただいたかと言いますと、じつは塩竈に現在住んでいるご家庭の方で、仙台の方のこどもセンターの方からけやき教室というところがありますよと、逆に向こうから言われて、そこ見学できるのですかということ、人を通して、私聞かれたものですから、学校の方とご相談なさった方がいいんでないですかと、こうお返事したのですけれども、どうやら親御さんも余り学校に行きたがらないというのは変ですけれども、相談したと聞かないと難しいケースも中にはあるかと思しますので、本当に大変なご努力だとは思いますが、そういった部分の方たちもどのようなことで救助というか、できるかなと思ってちょっと質問させていただいたわけです。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 教育委員会には相談センターという組織もございます。隣り合わせておりますので、そこに臨床心理士、カウンセラーがおりますし、あるいは青少年相談員の専門員も配置しておりますので、そこに保護者の方がいろいろ電話いただいて、そしてけやき教室ありますよということで紹介して、通級、入所して通っているケースもございます。

確かに、委員おっしゃったように、学校になかなか相談しにくいというような、そういうケースも若干ではあります。ございますので、その辺についてはやはり余り刺激をしますとますます学校に登校しなくなる部分もありますので、その辺は慎重に進めているところでございます。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

そうですね、もう1点ちょっと気になった点があったのですが、現在のけやき教室の場所なんですけれども、たしか上に教育委員会があってという部分ではいろいろ先生たちの目も届くと思うのですが、近くに小学校がありますよね。そういった意味で、学校、今のところ小学校の方の部分というのは余りないのですけれども、やはり近くに学校があるということで、逆にそ

ういうところの方が刺激にならないのか、この場所にあって将来においても問題はないのか、その辺ちょっとお考えがあったらお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 けやき教室に通級している子供たちには、小学校はほとんどいない状況です。来ても、二、三日の体験入学で後は来なくなると。多いのがやはり中学生の段階でございます。それで、すぐ近くに学校がということですが、その辺のところは今のところは余り影響がないのかなと。それで、けやき教室の段階の中で、例えば壱番館に行ったり、あるいは図書館に行ったりしながら、やはりいろいろな方々との接する機会も、体験活動なども積極的に推進しているところがございますので、あくまでもけやき教室の目的は学校に復帰させるというのが最終目的でございますので、ただ、けやき教室に来て時間を過ごしているのではなくし、やはり段階的に学校復帰を目指したいというふうに思いますので、そういう形でやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 大変ご苦勞があると思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

次に、178ページの市民図書館運営事業について、関連してお聞きします。

この市民図書館の運営事業は、表から見てもわかりますように登録人数、また貸し出し総数も大変すばらしい成果が上がっているように見受けられます。特に、貸し出し人数の平成18年度は7万1,356人、はるか人口を超えているといえますか、塩竈の1人は必ず1回は行っていると、1人以上は行っているというような、もうすばらしい結果になっております。こういった点からも、図書館が大変市民に愛されて利用されているのだということがわかりますが、それゆえ、ちょっと1点、かねて心配されていることがあるのですが、図書館があるこの壱番館ですね、特に45号側の道路にかなり自転車が放置されていたり、出入り口のところで喫煙、または中にはちょっと飲酒していらっしゃる方も見受けられるのですが、多くの市民の方にとっては、そういった状況はちょっと迷惑ではないかなと思うのですが、その辺どのようなお考えなのかちょっとお伺いしたいと思います。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 図書館につきましては、今、ご指摘ありましたとおり非常に市民の方に愛されて、貸し出し冊数も多く、我々も非常にうれしい状況が続いていると思っております。

今の自転車の問題、壱番館の問題ですが、あそこは再開発ビルということで、塩竈市、銀行、それから商業者の方々一緒になって管理運営をしているビルの内容になっております。したがって、玄関の入り口、共通部分ですね、共用部分と我々言うておりますけれども、それは管理運営委員会という組織をつくりまして、全体的な一体的に管理をしております。

今の、ご指摘の自転車、喫煙、飲酒等々、多少いろいろ問題点があるということですが、それにつきましてもその管理運営委員会の中で問題点として上げられておりまして、日々巡回、あるいは図書館なりの職員も含めて巡回、いろいろな注意も含めて対応しております。また、壱番館の前にあります国道の上にあります、向かいにあります歩道ですね、歩道敷の放置自転車につきましても、国道の管理者と協議しまして、定期的に撤去したり、そういう措置をとっております。ただ、完璧になくなる状況にはなっておりませんので、今後とも対応を十分図っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

確かに、ほかにも子供たちの子育て支援センターがあったり、銀行があったり、福祉事務所があったりというふうに総合的な建物にはなっておりますけれども、今、管理運営委員会ですか、そちらの方で日々巡回していらっしゃるからお聞きしましたが、ぜひ警察のOBの方とか警備のプロと方とかそういった部分で対応していただけるお考えがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 今、ご説明したとおり管理運営委員会として対応しておりますが、今のご指摘、管理運営委員会の会の方に諮りまして検討していただくことも含めて、今後対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

続きまして、181ページの市民交流センターの管理運営事業についてお聞きいたします。

この管理運営事業の中の、施設委託業務費用についてお聞きいたしますが、この委託業務名が上からずっとありまして、17年度、18年度のこの内容を見ますと、どちらも同じ予算。ということは、両方とも同じ業者に委託しているという中身で全然前の年と変わらない理由は一体どういうことなのかお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 何点か、何項目か委託業務の一覧を掲載しておりますけれども、基本的には同一業者に、結果として委託している状況になっておりまして、結果として数字が同じようになっておるといことでご理解いただければと思います。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 結果としてというお話でしたけれども、本当に1円の誤差もないような感じではあるのですが、事業の中身を見ますと、やはり前年度と今年度では公演する内容も、またスタジオなどの利用の件数もそれぞれ違うように見えているのですが、これはなぜ同じ金額、変わらないのかということは、ちょっとそのお答えでは私も理解できないので、もう少し詳しくお答えください。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 ご承知のとおり、遊ホールのホール内容につきましては、非常に専門性が高いということで業者が限定されております。それ以外につきましても、具体的にはホール全体もそうですが、個々の問題としまして舞台機構、保守点検、音響、照明、ピアノ保守、この辺が極めて専門性が高いということで、こういう結果になっているということです。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 専門性が高いということで、今、お答えいただいたのですが、今、さまざま去年のなされたイベントの中に、一流の方たちとかピアニストの方もたくさんいらっしゃると思うのですが、普通公演者の方というのは、自分たちのスタッフの中にプロの照明とか、それから音響のスタッフを連れてくると思うのです。なれば、その場はすべてその人たちがセッティングなり、ことも行っているのだと思うのですが、この保守点検というのは常勤なのでしょうか、それとも非常勤なのでしょうか。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 この中身につきましては、例えば市民交流センターの5階に受付の職員を置いておりますが、それにつきましては民間の方々に一部を委託しております。それから、ホール具体的な機器の操作、照明、音響等につきましては、また別な専門業者に委託しているという中身です。

今、おっしゃいました舞台を使う、例えば出演する方々、それにつきましては基本的なとこ

ろはうちの方の委託業者が行います。さらに高度な照明、音響が必要な場合は、その使う方々が独自にお願いをしてホールで操作等に当たるという中身になっております。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 もう1点、保守の点検で常勤なのか、非常勤なのかもあわせてお聞きしたのですが。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 委託をして、基本的は常勤ということで何人かの職員が交代で当たっている体制を組んでおります。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 その常勤の方というのは、どのぐらいの回数で点検なさっているのですか。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 二通りありますけれども、舞台の専門業者につきましては、2人が基本的には常駐する形です。例えば、舞台を使わない日はもちろん休みますが、例えば夜の9時過ぎまで舞台を使う場合は、朝から夜まで対応するというので、平均しますと週、普通の我々の職員と同じぐらいの勤務時間になると考えております。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 決してそれが悪いというわけではないのですけれども、本当に音響的な部分において、うちの方の遊ホールも頑張っている音響を出しておると思いますが、市内の高校とか中学校、今、小学校はどうか分かりませんが、音楽の公演会みたいなものがありますよね、そうすると、多賀城の文化会館ですか、向こうの方に行って、向こうを利用しているというのをちょっとお聞きしているのですけれども、最近はどのような状況、変わっているのでしょうか。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 具体的な演目につきましては、詳しいことわかりませんが、聞いている範囲で申し上げますと、向こうの収容人数が1,000人近く、大ホールの場合あります。うちの方は400弱ですので、その辺の収容人数の関係で多賀城の大ホールを使わざるを得ないということで、使っているということをお聞きしております。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。いろいろ今後ともそういった部分で検討いただければと思っております。

あと、最後になりますかと思うのですけれども、184ページから192ページまでの部分で、ちょっと範囲が広いのですが、これは公民館事業、ふれあいエスプ塩竈運営事業、勤労青少年ホーム事業と関連しているので、ちょっとあわせてお聞きしたいのですが、この中身を見ましても、多くの市民の方がさまざまなボランティアの形を得ていろいろな教室を開かれていると。本当に市民の方のお互いの交流が図れて、塩竈ならではのすばらしい事業かと思っております。それで、お尋ねしたいのですが、この協力してくださっている各団体とか個人の方々に対しては、何か感謝の気持ちとして表彰状じゃないのですけれども、感謝状みたいな差し上げているのかどうか、ちょっと不勉強なのでお聞きしたいのですが。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 エスプ、公民館、勤労の事業につきましては、ボランティアの方々の活動が非常に大きな比重を占めております。例えば、エスプにつきましては、ほぼ半分ぐらいはボランティアの皆さんの活動に支えられている部分があるかと思っております。公民館、1,000名超す人数、エスプも1,000名超しますので、合わせて2,000名を超す市民の方々の参加を得ているということで、こういう形でボランティアの活動が盛んなのは、県内でも珍しい方だと思っております。

それで、今のご質問ですけれども、感謝の意をとということですが、塩竈市には市政功労を含めてさまざまな感謝する制度があります。その規定に基づきまして、年度、年度、我々の方から推薦を申し上げて、その都度ボランティアの皆さんに感謝の意を表している状況にあります。よろしくをお願いします。

鎌田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。今、推薦申し上げてという部分は、確かに市民の市政功労賞という形で、いろいろ私たちも参加させていただいているのですが、本当に短期間の間に、ごくわずかというか、ちょっと1回だというような部分でも、何かそういった感謝の気持ちがあらわれたら、それは本当に参加する側もまた協力する側も今後につながっていくのではないかなというので、大きなイベントばかりが感謝の場ではないと思いますので、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 その都度、いろいろな形で職員とボランティアの皆様のコミュニケーションを密にしまして、いろいろな形で協力して、お互いに、例えばコーヒーを一緒に飲

むとか、紅茶を飲むとか、そういうことも含めて感謝の意を表していると思っております。

鎌田副委員長 よろしいでしょうか。次に、移らせていただきます。伊勢委員。

伊勢委員 それでは、18年度の決算に当たって、何点かお尋ねをしたいと思えます。

そこで、過般の、本会議の初日の際に、市長の方から18年度の決算状況を総括的に中川議員がお聞きをいたしました。その際、いろいろなことを述べましたが、基幹産業に活気がないということ、あるいは収支改善は人件費等でのさまざまな削減等々、2カ年のやはりそうした点で18年、19年が財政に対する非常に大事な時期だと、こういう趣旨の答弁が返ったかと思えます。

先ほど、午前中の方で、財政指標の改善があると。しかし、一方で同様に景気回復の努力を引き続き払わなきゃならんと、あるいはそうした点、基幹産業については引き続き成果を上げていく上で必要な努力が必要であるという向きの回答がございました。

そこで、そういう点で、改めて市の財政決算を踏まえていく上で、先ほどのそうした回答を踏まえていく上で、何点かやはり検証していく必要があると思うのです。そこで監査意見書のところの、2番のところ、監査意見書のところに12、13ページのところに市税の収入の点が書かれております。

12ページのところで個人市民税、あと法人税、固定資産税等々、17年度、あるいは18年度と比較がございしますが、いろいろ個人市民税がふえたということ、個人市民税で言いますと17年度がこれで言いますと18億円、今年度が19億4,000万円、19億5,000万円。

ところが一方で法人市民税3億7,400万円が、ことし若干なりとも減少していると。3億7,200万円。この辺の傾向について、税務課としてどうとらえているのかお聞きをしたいと思えます。

鎌田副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 個人の市民税1億4,500万円ふえました。その大きな原因は、税制改正に伴うものでございます。

一方、法人市民税落ち込んでおります。一つは、法人市民税には均等割と法人税割があるわけなんですけれども、均等割が落ち込んでございます。落ち込んでいる大きな要因は、実は1号法人といいまして最高額300万円の法人が本店が仙台に移ったために、300万円が41万円にがた減りしているような状況等がございまして、均等割が大きく落ち込んでございます。

地域経済の反映します法人税割につきましては、一昨年漁業で1社で4,000万円という会社

がございましたが、それがゼロになりましたので、4,000万円落ち込みました。それを、金融機関等が持ちこたえまして、なんとかこれぐらいの減額で済んでいるという状況でございます。現在も回復基調にあることは間違えないと考えてございます。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、隣のページの監査意見書13ページの上の方に不納欠損処分という内訳がございます。地方税法の関係で第18条がございます。今年度25件ということになっておりますし、一方、地方税法第15条の7第5項というところでは519件、これはお聞きをしたいのですが、双方この地方税法の規定がございます。そこで、片方の地方税法第15条の7第5項は、一体どういう、前年度、17年度との比較でどのような傾向をあらわしたのかお聞きをしたいと思えます。

鎌田副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、地方税法第15条の7の第5項でございますが、これは処分する財産がないという形で不納欠損処分するものでございます。実はこれは昨年は200件台でございましたが、ことしは2倍以上の500件になってございます。これの主なもの、例えば倒産しました会社が裁判所のもとで競売に付されると、競売に付されて売れた場合に、当然税の滞納がある場合には税金に充てられるという制度があるわけなんでございますが、その配当が少なかったりなんかした場合に、当然それはもう処分する財産がなくなるわけでございますので、入ってきませんので不納欠損させていただきます。

実は、平成16年度ぐらいに市内でかなりの企業が倒産しておりまして、その競売事件が昨年ちょっとふえていたということで、こちらの件数がふえてきたと我々的には分析してございます。金額的には、実は一昨年は4,000万円ぐらいだったのが、これ3,800万円という形で、金額は落ちているのですけれども、件数は先ほど言ったような理由でかなりふえているという状況でございます。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 市内の産業の部分で、非常にこの間の倒産件数が色濃く、税収の面、特に法人市民税の中に反映しているというふうに見受けられました。

そこで、お聞きをしたいのは、19年度の決算の5番のところ、主要な成果に関する説明書というのがございます。総括的な角度でいろいろ考えるとすれば、ページ、1ページの冒頭、平成19年度の9月のところで、佐藤市長名で「はじめに」という冒頭のところで、今回の18年度

決算の一定の総括的な意見が付されているというふうに思います。

そこでは、一つは、真ん中ごろの行数でしょうか、産業の分野で企業誘致活動や産業活動への取り組みを進め云々ということで、その取り組みを進めてきた。

一方で、下から何段でしょう、6段、7段のところ、いわば「本市の再生の鍵を握る海辺の賑わい地区でランドデザイン推進事業を行いながら、本年5月の商業ゾーンのオープンにつなげるなど新しいまちの創出に努めております。」というふうなこの市長の考え方がこの中には示されております。

そこで、言ってみればこうした市長の、ある意味では18年度決算のこうした評価に至った点、先ほど前段いろいろなことを述べましたが、こうした点を市長自身どういうふうに18年度の決算書の中に盛り込んで、最初にページとしてひもといたのかお聞きをしたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 伊勢委員のご質問にお答えいたします。

一番初めにご質問いただきました伊藤委員にも申し上げましたが、やはり、景気の回復感が東北、宮城、塩竈、残念ながらまだまだおくれていう認識をいたしております。特に、沿岸部の都市につきましては、やはり基幹産業でございます水産業が大変な悪戦苦闘していただいているというふうに理解をいたしております。今市の基幹産業、水産業であり、商業であり、その他の製造業というふうに理解をいたしておりますが、やはりそういった方々に景気の回復感が戻ったときこそ、このまちが景気が上向きになったという時期になるものと思っております。

そういった中で、海辺の賑わい地区、おかげさまで核となる店舗がようやく動きを見せております。今後、さまざまな企業の皆様方が旧来の企業活動、新たな企業活動を引き続き展開していただけるというふうに考えております。こういった方々とともに、我々も立ち上がってまいりたいというふうに考えておりますし、やはり塩竈市民の多くの方々からようやく塩竈にも景気の回復感が戻ってまいりましたねと一日も早く言っていただけるような努力を、なお一層重ねてまいりたいと考えまして、このような「はじめに」ということで、掲載をさせていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そういふ点で、やはり二つこの中では述べられております。しかし、実感としては、先ほど税務課の評価の中でも18年度に至る倒産件数等々景気回復ととてもとてもというのが

今の状況だと思えます。

そこで、こうした、今の市内の動向を踏まえつつ、今度の一般会計の中でどういうふうに、いわばこの決算を見ればいいのかということは何点かお尋ねをしたいと思うのですが、それで監査意見書の85ページのところを開いていただくと、その前のページ、その前のページは82ページ、83ページ、一般会計での会計ごとの歳出決算額総括表というのが付されております。

次のページのところで、一般会計の歳出別一覧表というのがございます。そうしますと、18年度、結果として合計の一覧、下段の右端のところでは22億円というふうに、いわばそれぞれの性質別の会計の節減というか、削ったというか、そういうことでの数字が具体的にこの決算上出ておるわけですが、これはどういうことを指すのかお聞きをしたいと思えます。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

まず、総額で22億円ほどの減額となっているものについて、どのように考えるかということなのですが、17年度の歳出決算額199億6,900万円ほどでございますが、この中に17年度で行いました公的資金の借りかえの予算が入っております。借りかえでございますので、低利に借りかえたわけですが、その際に公債費の償還は歳出として出ていきますし、同額を起債で借りるということなのですが、その金額が歳入歳出同額でふやすような形にあらわれる金額が15億円ほどございます。そうしますと、それを差し引きますと、7億円程度の減少ということになるわけでございます。それで、その減少の主なところでございますけれども、ここでいいますと性質別分類でいいますと人件費ということですが、この表で言いますれば職員手当等ということになるのですが、人件費の方で職員数の減少及び独自削減と、給与の独自削減というのが18年度行っておりますので、それが数億円規模で行っておりますので、人件費が数億円減少するというような形になってまいります。

それから、先ほど申し上げました公債費の方で、17年度行いました借りかえ効果によりまして、公債費の方、この表でいいますと、償還金なのですが、償還金利子割引料というところでございますが、そこで16億7,000万円減となっております。先ほどの15億円ほども入っておりますので、2億円ぐらいは減少ということが公債費関係で出るわけでございます。そのほか、行財政健全化取り組みの中で、そのほかの経費につきましても予算で各部各課の協力をいただきながら、節減に努めておりますので、歳出についてはそういった形で減っているというところでございます。

ふえている要素は扶助費ですね。扶助費がふえておりますけれども、ここで言いますと1億7,800万円が扶助費でふえておりますけれども、ふえている要素としては扶助費が主なものでございまして、それ以外の経費については先ほど言いましたような制度の活用、節減の取り組み、そして緊急的な措置である給与の独自削減、そういったことによりまして先ほどの金額が減少しているということでございます。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それで、改めて市の財政の指標、いわばこういうなんといえますか、職員の給与のさまざまな削減、あるいは人件費等の数億円規模の削減、公債費は借りかえということですから支払の分、そうした点で改善策はあったものの、いわばそういう市の財政の部分でのさまざまな部分での大なたが振られたというのが18年度だったのではないかというふうにこの数字を見て、改めて感ずるところでございます。

それで、市の、ちょっと私もわからないので改めて1点お聞きをしたいのですが、これはどういうことを指すのかお聞きをします。

ページ数で言いますと、監査意見書の同様の33ページのところをごらんになっていただきたいのですが、下段の方に上が公債費、そして33ページの下の方に短期借入ということになっております。そうしますと、指定金融機関から合計で114億円、一方で基金から64億円借入れをしている。これは、金融機関からの借入れ、短期というのは恐らく1年返済だろうと思うのです。そして、基金。基金は決算上の関係から言っても、10数億円だったかな、そういう感じのいわば範囲でのたしか扱いだったのではないのかなと思うのですが、これはどういうことになっているのか、資金繰りの関係だろうと思うので、こういうことでの短期借入というのはどういうものなのか、改めてお尋ねをしたい。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

短期の借入れというのは、予算上の表現で言えば一時借入金ということなのですが、当初の予算書を議決いただく際に、一時借入金の限度額ということで議決をいただいております。一般会計で言いますと35億円ということで議決をいただいているのですが、その範囲内で一時的な借入れもしてよろしいでしょうかというふうな部分なわけでございます。

それで、一時借入の現在のあり方でございますけれども、決算までにいけば当然黒字決算になっている場合には歳出を歳入が上回るということになるわけなんですけれども、年度の途中

で考えますと、歳出が出ていくけれども歳入の方が後になるということがよくあるわけがございます。それは、特に建設事業関係ですと補助金であるとか、それに伴う地方債の借り入れ、そういったものが事業が終わってから交付されるというふうなところが借り入れることができるというふうな仕組みになっていることから、そういったことが起こるわけでございます。そういった際に、一時的な資金不足を生じますので、一時借入を行うということでございます。それで、この表でいいますと、借入先なんですから、一つは金融機関ということで市中の金融機関から指定金融機関を初めとしてお借りするわけでございますが、もう一つの借り方としていいますか、一時借入のあり方として、基金の現金を一般会計の方で借り入れて、そのような収支不足に充てるというようなやり方をしているわけでございます。それは、同じ市の財産であります基金から借り入れた方が、外部の金融機関から借り入れるよりは利子の軽減につながるわけですし、そのようなあり方をしているわけでございます。そういったことから、この辺に出てますような、支払先となっておりますけれども、借入先からその短期の借り入れをしている、一時借入をしているというふうなことでございます。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 資金繰りの点でも、基金から借り入れをしている。ちょっとわからないのは、60数億というふうに、64億円かな。これは基金は16億円だから、ここの借り入れというのはどんなふうになっているのかなと。ここには何も説明付されてないし、どういうふうに判断していいのかお聞きします。

鎌田副委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 この表ですけれども、指定金融機関とその他の金融機関すべて同じですけれども、例えば1カ月借りてその後にもたもう一度支払いしてから次の月、その次の月にまた借りるというようなケースが出てきた場合、延べの数字になりますので、財調の基金こんななのに12億円も借りたという形は全部延べで、それを足したものということになります。1年間で中で借りた部分という数字になります。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 素朴な疑問というか、財調が16億円なのになんでこんなになるのかなというふうに思いましたが、せっかくこういう監査意見書が出ているわけですから、やはりどういう短期借入でどんなふうな資金繰りをやっているのか、これはやはり議会の監査意見書でどちらにするかわかりませんが、きちんと公表して、借り方も含めて一定の説明を加えないとよくわからな

いということになります。わかりました。いずれにしても、そういった市の基金というところでの借り入れが、やはり市の財源、歳出、歳入のいわばこういろいろな仕組みがございますから、しかしこれが財源担保になっているということは、今、明らかになったと思います。資金繰りの厳しさもわかりました。

そこで、決算資料を求めてますので、改めて決算資料の中で、この点で市の財政の関係からいいますと、18年度決算というものを見ますと、18のところで見ますと、ページ数で1ページというところですよ。

そうすると、いろいろ最近の財政指標の中で実質収支比率というところが大変注目されて、来年、再来年あたりの財政再生法の中で、一般会計の指標部分ではこの点が非常に重きをなすというふうに私たちは聞いております。そうしますと、実質収支比率でいうと、県内平均都市部が2.7、塩竈が3.3とこういう比率になっておって、一番悪いのが、ごめんなさい、数字として高いのが白石4.5、それから東松島3.9、それに次いで塩竈市が3.3と、こういうことになっております。

こういうことで、実質収支比率のいわばここに、端的なこの間の18年度の一つの目安があるのだらうと思います。

そこで、こうした資金繰り、一時借入等も行いながら、私はやはり18年度の事業の中で廃止してはならないもの、やはり廃止してしまったものというのが、どうしてもこの点があるというふうに思います。例えば、17年度との決算書で比較をしましたら成果品の5、63ページのところ、高齢者支援事業というのがございますが、この中で例えば会食サービスというのは18年度廃止になっているわけです。これ一つ。16年度、調べてみましたら会食サービスとして60万円ぐらいのお金が使われて1,469件、17年度303件、9万円何ぼだからちょっと数字が少ないなと思いますけれども、いずれにしても1,469件、16年度、17年度303件、18年度は実質廃止なのです。ここにはそういう表現が見当たりません。それから、もう一つは、高齢者の安否確認という点も、例えば65ページのところを見ますと、緊急通報システム等々ふられておりますが、17年度のところでは28件ありました。ここではすっかり影も形もないというか、実質廃止されていると。こういうことで、改めて財政を健全化すると、効率化を求めると、こういうことの中で非常に大事な福祉の分野での今までの施策が廃止縮小される、あるいは廃止になってしまうということになっております。そうした点で、やはり財政健全化を求めるといのは、それはそれとしてということなのですが、産湯と一緒に赤ちゃんを捨て去るのと同じように、

流してしまうのと同じように、やはり福祉のところでこうした大事な今まで事業も一緒に廃止してしまうと、こういう流れになったのではないのかなというのが18年度決算で、私ども見受けられるところでございます。

資料 18のところでの、8ページですか、8ページのところを見ますと、各種健診の受診というのがのっております。ごらんになっていただくとおわかりのように、基本健診、結局有料化になっちゃって、今までは基本健診を受ける際に、17年度では無料でしたということが18年度では1,300円かかりますと。18年度のこの取り組みの中で、基本健診、資料 5の115ページを改めてつくづく読んでみて、担当のご苦労がわかるなというところなんです、例えば115ページにどういうふうに評価をくださっているかという、115ページの後ろのところにも成果というのが116ページのところにのっておいて、この辺が違うんですね、「日曜健診の実施回数をふやし、自己負担設定による受診率を最小限にとどめた。」と。結局1,300円と言われますが、やはりこういうところにも、市民にいわば公共料金というか、負担を求めることによって、せっかくのこの健診制度がやはり残念ながら後退をしてしまう。そういう問題が、やはり見受けられるのかなというふうに感ずるところでございます。こういう点で、改めて、非常に塩竈市にとっても難しい時期には来ているかもしれませんが、しかし財政再建の問題も絡むでしょうが、やはり大事な施策を市民負担で求める、あるいは今までやってきた事業を廃止するというのは、やはり事実上福祉の後退ではないかと。私はそう感ずるのです。市民負担を求めるというのはそういうことに相なろうかと思うところではありますが、この辺の点でご見解等がございましたら、18年度のこうした事業で廃止に至った経過なども含めて、どう考えているのかお聞きをしたいと思います。

鎌田副委員長 山本総務部長兼危機管理監。

山本総務部長兼危機管理監 政策担当の方から伊勢委員にお答えいたします。

限りある財源から、いかにその行政サービスをするかというふうな視点から、我々は今行財政改革に取り組んでいるところでございます。

ちなみに、18年度予算編成に当たりましては、計画ベースから言いますと14億1,000万円の財源不足を生じてきておりました。その中におりまして、もろもろの行財政改革をする中で、なんとか行政サービスを後退させないようにという視点から、我々は18年度の行政をしてきたわけでございます。

確かに、伊勢委員おっしゃるとおり個々の具体的な福祉サービスをとらえれば、一見後退し

たかのようなこともありますけれども、あくまでも福祉を単に、もっと効率的にもっとトータルなものとしてやっていこうというようなことから、いわゆる事業の選択と集中というような視点から再構築せざるを得なかったということでございます。そういう意味では、資源、財源配分の転換というような財政運営をしてきたわけでございます。確かに、住民健診につきましても、個々のデータをとらえれば確かに前年度から若干でありますを受診のポイントは下がっておりますが、いわゆる健診科目を拡大したというようなことについても、一定の評価をしていただきたいし、やはり一昨年から比べれば格段の市民の方々の健診に対する関心度が高まってきているということで、我々といたしましても、限られた財源の中の一つの大きな施策として、いわゆる健康づくり、それで福祉の充実という視点を考えてやってきているということでございます。

そういう意味で、一方もちろんそれは伊勢委員おっしゃるとおり、あらゆる要望に対してすべて100%こたえたいのは事実でございますけれども、そういった中にありまして、財源を捻出しながら、また、我々も身を切るところは身を切りながら、また市民の方にもある程度一定のご負担をいただきながら、行政運営をしているというふうに現下の行政実態というのをご理解いただきたいと思います。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それで、健診は制度拡充したことはそのとおりですし、私たちがさまざま健診制度は整っていると。ただ、前段論ですね、つまり市民の自己負担という問題などもこの中にはやはり含まれているのではないかと。やはり福祉の分野で事業の選択と集中というのは、やはり私はなじまないというふうに思うのです。そういうふうに考えます。

さて、そこで、9月1日の土曜日の日でしょうか、河北新報の広告、持論・時論というところで、ある市内の方の投稿がのりました。市が財政破綻迫る市の財政、市財政と、こういうことで市の財政が厳しい、しかし先ほどの経常収支比率の部分は上がってきている、ただこの方が最後に結論として述べているのは、塩竈の水産業が発展すれば税収が豊かになり福祉もよくなると。税収、雇用、設備投資、商店街の集客、こういうことでの、やはり、今、大事なのはそこではないかというようなことなども、この方の考えとして述べられておるところであります。そこで、私は、やはり財政の見方の点で、改めて考えてみましたが、181億円でしょうか、入りの分、18億5,736万円、歳出が177億6,794万円ということになっておりますが、やはり我々は市民ですから税金を納めております。その問題は税金を使った、これは国の税収も入

りますから一緒でしょうが、自主財源、依存財源一緒でしょうが、大事なことは優先度ですね。税をどう使ったのかという優先度。やはり暮らし、雇用、教育、そしてそれが税の再配分が、やはり市民の、これは小さな塩竈市でのことですから、国全体での再配分ということになるともっと議論大きくなるのですけれども、やはり市の税の再配分機能が十分担保された18年度の決算だったのかと。やはり、税というのはそういうことだと思うのです。市民のいろいろな負担を軽くする。再配分の中で、そうした取り組みを進めて、市民の暮らしを守る防波堤というのが市の役割だと思いますが、そこら辺の角度で、先ほど効率化選択集中と言われたけれども、そういう考えにお立ちなのか、税の再配分というのは適切にやられていたのかどうかお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 山本総務部長兼危機管理監。

山本総務部長兼危機管理監 伊勢委員にお答えします。

先ほど、私申し上げましたように、限られた財源をいかに行政サービスにやるかということですから、資源と財源配分の転換、まさにこれはいわゆる税の再配分ということです。したがって、この事業のサービスを受ける、いわゆる受益される市民の方々が全体の市民の何%なのかと。それは市民1人でもすべきだという議論はもちろんあると思いますけれども、我々としては、やはり今伊勢委員おっしゃるように、やはり税の再配分という視点から、やはりトータルでより多くの市民の方々が等しくサービスを受けられるような施策は何かということで、その取捨選択をやったということでございます。したがって、福祉についても、先ほどしたように可能な限りトータルなものとして福祉施策を展開していくと。それから、優先度は何かということで、防災対策あるいは教育環境の整備というようなことで、単に並列的に施策を並べるのではなくて、やはり重層的と言いますか重点を置きながらそうやってきたということで、伊勢委員おっしゃるように税の再配分という視点からやってきたということです。以上です。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 新聞のコラムに取り上げられた記事のご質問いただきましたので、私の方からお答えをいたします。

我々、本当に民主主義国家の中で生活しているわけでありまして。さまざまな意見があつてしかるべきだと思っております。新聞に掲載いただきましたものにつきましても、その方の思いを述べられたのだと思っております。我々は、そういった意見も今後謙虚に聞きながら、先ほ

ど来申し上げておりますように、このまちに一日も早く景気の回復感、そして市民の方々の多くの満足感が戻っていただくような財政運営を行ってまいりたいと思っています。

そういった中で、先ほど食事費の話、いただきました。このことにつきましても、昨年度の議会でこのような状況にぜひ理解をお願いしたいというご説明をさせていただきました。賛成反対いろいろありました。しかしながら、議会といたしましては、そういった方法がやむなしというようなご判断をいただきまして、我々も新たにそういう取り組みを始めたわけでありませぬ。ぜひ、そういった議論があったということを、委員にもぜひご理解をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 時間も、さほどこの程度しかないのでしょうかね。ですから、簡単に次の点であとまたお聞きをします。また、角度、これは別なテーマです。

そこで、資料 4 のところをちょっと確認したいと思ひます。86ページ、それで、時間もさほどありませんから、ポイントだけ絞りますが、その中で、社会福祉費の総務費の中で、報償費というのがございます。そこで、一つは、この中で含まれている中に民生委員の方の報償費も含まれているのかどうか確認したいと思ひます。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 民生委員の報酬ではなくて、活動費になります。民生委員は原則報酬はなしです。活動費として、月1人6,000円ほど、1日バス代200円ぐらいにしかありませんけれども、大変少ない額ですけれども、6,000円、その分と、そして民生委員数、107名でございますけれども、107名分のあと12カ月分という形で入っております。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 改選、以前選ばれた時期はいつなのか。そして、そのいつの時点で改選、改めてこうした任命をするのか、お聞きをしております。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 民生委員の任期は3年ということになっております。前回、平成16年12月1日に改選されておりますので、次期改選は今年度の12月1日という形になります。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、民生委員の方々の役割は非常に大事だと思ひます。私のうちの近くの方にも民生委員の方がいらっしゃるって、どういう活動されているのかお聞きをいたしました。非常

に、今度の民生委員の法律に基づく委嘱というのはいろいろな点で住民の生活状況を、必要に応じて適切に把握する。あるいはさまざまな福祉関係の援助が必要とするものについて、日常的なさまざまな対応をする、福祉サービスについて対応する。情報提供する。社会福祉等の活動で密接に連携して云々と、こういうことをやっておりますし、行政機関との業務に協力をするということもやっております。

そこで、私がこの点で少し考えていきたいのは、一つは市内のお年寄りというのは、ひとり暮らしの方何人ぐらいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ひとり暮らしの高齢者の皆様につきましては、年度末で2,178人ということでございます。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、この間、民生委員の任期3年中の中でも結構でしょうし、よく最近ひとり暮らしの方の孤独死というか、不慮の死ですね、発見が後ほどになるという方いらっしゃるかどうか。市当局の、今承知しているのかどうかお聞きします。そういうことが。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 孤独死という定義は不明確というような情報でございますけれども、人知れずお亡くなりになって、だれにも気づかれなかったというような方とだと考えておりますけれども、本市ではそういった方はございません。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 なしということなんですね。それで、その点で、私のところでも2件ほど、いわばそういった孤独死というか、1週間後に発見されて亡くなったという例、それから同様のケース二つ私も承知しているのですよ。

問題は、民生委員の方のかかわりでもそういうようなことは、いろいろな点で連絡をとっているのですが、問題はやはりこういう点で市の方でそういうことがないと認識がひとつ問題点があるかと思えます。ないということだったら、そのとおりそういう形で受けとめているのですが、そういう事例があるというのはお話をしておきたいと思えます。

そこで、私はやはり町内会の関係、せっかく総会を迎えるのですから、民生委員の方々の多忙な仕事をいろいろやっていく上で、やはり町内会との連携も必要でしょうし、そうした市の後押しを必要だと思えます。そこら辺の、12月に総会を迎えるという点で、改めてその辺もく

みした対応を求めたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

鎌田副委員長 手短かにお願いします。高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 おひとり暮らしの高齢者の皆様方につきましては、毎年民生委員を通じましてそういった状況について調べさせておりました、民生委員、もちろん地域の実情承知でございます。そのほか、やはり民生委員お一人ではなかなか回り切れないという部分もございますので、当然のことながら町内会の皆様ですとか、あるいはご近所の皆様方のご協力を得ながら、そういったひとり暮らしの方の対策を考えていかなくちゃいけないと考えておるところでございます。以上です。

鎌田副委員長 定刻ですので終わります。中川委員。

中川委員 私の方から幾つか伺いますが、最初に資料 3の13ページの教育費の問題で伺いたいと思うのですが、一般会計の中の占める割合ですけれども10.3%が本市の教育費になっているわけですけれども、この10.3%が県内13市との比較でどのような位置にあるのか、まず最初それを伺いたいというふうに思います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 本市の教育費は、一般会計歳出に占める割合10.3%ということですが、この構成比につきましては、ちなみに16年度は9.2%、17年度が8.6%ということで、これはやや高めではございます。

あと、他の市町村との比較ということですが、他の市町村、これは17年度の普通会計の数字なので多少ずれはあるかと思えますけれども、例えば多賀城市ですと14.04%、仙台市ですと11.42%、あと気仙沼ですと9.62%というようなことですので、その年度、年度でいろいろ大きな建設事業等があればこれが動くわけですけれども、そういったところで見ますと標準的な位置にあるのかなというような印象は持っておるところでございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、学校のいろいろ改修事業とか、そういうのが入ってくるのでないかなというふうに思いますので、まず一応伺いました。

それで、教育費の全体にかかわる問題で伺いますけれども、次、資料 5の方に移りまして、146ページの方を、学校教材備品等の整備事業について、小学校と中学校とももちろんあるのですが、小学校は146ページにあります。私も若干聞いたり伺って調べてみたのですが、平成16年度で500万円ですね、約、500万円ちょっとですけれども、17年度が450万

円、18年度が477万8,000円、これ単純に7校で割ると1校当たり68万2,000円ということなんですけれども、学校によってばらつきがあるというふうに思うんですね。それで、今、一つずつ18年度で見た場合、この表にありますように各学校に応じて、教材費で入れている物、入っている物というのはさまざまな点にうつっているんですけれども、このように年度ごとに各学校で違いが出てきて、結果的にはどこかで同じような状況に結びついていくのかどうか。

そういう、中学校もそうなんですけれども、次の表を、中学校だと153ページなるのですが、こういうふうに各学校で違いが結構あるのです。それで、もう一度説明しますが、結果的には各学校同じような状況に整うのが、これを見て何年後なのか、もう来年あたりがほとんどの、こういう形で違いはあるけれども、将来的には大体ほぼ同じようにいくのかと、そういうものについて伺います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 教材備品、小学校、中学校の整備の状況、あるいはこれからの見通し、あるいは最終的には学校ごとのばらつきがなくなるのかというようなご質問かと思えます。

こちらの教材備品につきましては、毎年度各学校ごとに均等割の予算の配分、及び児童生徒数の頭数に応じた予算配分をさせていただきまして、各学校ごとに希望する教材備品等のリストを出していただく。そしてそれを教育委員会の方で一括して入札をして、各学校の方に配置するというようなことを毎年度行っております。

この教材備品については、それぞれの年度に要望を出していただいて整備しておりますので、当然各学校で緊急性がある物、あるいは要望の優先順位の高い物ということで出させていただいております。そして、品目の方整備しておりますので、最終的に5年計画で全体の学校が同じようになるという性格のものではないということがございますので、ご了解いただければと思います。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 なかなか、いろいろ学校に応じての要望とかなんかで違いが出てくるとわかりました。

それで、次に144ページに移りますが、学校の施設補修工事、この3カ年計画で16、17、18年度、多分そうだったというふうに理解するんですけれども、18年度分を含めて各小学校と中学校でどのように進めていくのか、その点二つほどお願いします。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 主要な施策の成果の144ページの小学校学校施設管理整備事業の、大きな2というものでご説明させていただきたいと思います。

施設整備事業費ということで、決算額として4,297万2,000円ございますけれども、中川委員ご質問の中身というのは、恐らく去年の決算資料では18年度の工事予定ということでお示ししておりましたので、それがどの程度やれたのかというようなお話かと思っておりますけれども、18年度には各学校ごとに工事箇所というものの位置づけしまして、全体で15カ所の工事箇所というものを示しておりましたけれども、そのうちの結果としましては12カ所ばかりは予定どおり、計画どおり工事の方行ったということでございます。それ以外に、どうしても学校でございまして、緊急性を要してどうしてもすぐやらなければいけないようなライフライン関係の工事ですとか、そういったものが出てきた場合には計画をちょっと見直しをして、ほかの工事をやっているというようなことがございますけれども、小学校については15カ所のうち12カ所は予定どおり行っていたというような状況でございます。

同じく中学校でございまして、これは主要な施策の成果で申し上げますと151ページになります。151ページの大きな2番の方に施設整備事業1,737万円という金額記載してございますけれども、これも昨年度の計画の段階では、 から の工事でございますけれども、このうち 、 、 については、計画をしていた内容でございまして、これも予定をしていた箇所について、この3カ所は実際に工事をしておるといったような状況でございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 資料 18の6ページの中に、一覧表として小学校から中学校で、完了と未着手という部分で出ておりますけれども、どうしても急いでやらなきゃならない部分でないかなというふうに思っていたのですが、私の方でも各学校でいろいろ調査した結果で、今まで要求して3カ年でやってきたとか、そういうことで進めてこられているところも結構あるというふうに思うのですが、この未着手になっている分なんですけれども、申しわけないのですが、今年度分にやるというふうになっているのか、これ18年度ですけれども、そうなのかどうか、そういうふうに理解したらいいのかわかるか。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 資料6ページの修繕箇所の未着手の分でございますけれども、これもやはり18年度当初に各学校の方から要望された物について計画どおりやろうというところで

進めてはおるところですけれども、結果として優先順位の関係で未着手になったような部分都在这里に表記されているわけでございます。これは、19年度当初に、また改めて各学校から修繕箇所等の要望いただいておりますので、それに、これは必ずしもってない学校も実はございます。ですから、今時点で最新の情報で、各学校の方で修繕してほしいというような中身の物について行ってまいりますので、物によっては入っている物、入っていない物がございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

それから、次に伺いたいのですけれども、ここの中に主要な成果の中には示されていないのですけれども、昨年、私も伺ったときに、まず学校の安全管理についてことしの初めだったと思うのですけれども、大郷で小学生ですか、登校前に傷つけられるといたしますか、そういう事件があったのですけれども、私も前の、多分決算でも予算でも伺ったと思うのですけれども、塩竈の学校というのは地域の方の、住民の方の、なんと申しますか、生活道路の一部として校庭を横断したり、そういうふうに使われているとかありますし、あと通学とか帰りには、交通安全指導員といたしますか、その方たちの努力で塩竈は安全にされているのじゃないかなというふうに思うのですけれども、その点について安全管理上、学校そのものの施設はいろいろ問題があって無理だと思うのですけれども、日常の授業時間中に子供たちの安全管理というものをどういうふうにしているのか。それを伺いたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、平日のといたしますか、授業中の安全管理でございますけれども、小学校につきましては、登校時間帯が終わりましたら昇降口あるいは正面玄関等施設いたします。それで、正面玄関にはインターフォンを設置いたしまして、外来者が来たときには職員室につながって来客者をチェックしております。

それから、委員指摘の、学校によりまして生活道路になっている学校がございます。例えば、第一小学校、第一中学校等は生活道路になっておりますので、その分につきましては先生方が交代で校内、敷地内、あるいは敷地外を巡視しているという状況でございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 なかなか先生方が時間中に時間を見て巡視しているというふうには思うのですけれ

ども、なんと言っても子供の安全ということをまず考えた上で、決して手の抜けることのないように今後もぜひやっていただきたいなというふうに思います。

次に伺いますが、各学校の児童生徒のコンピューターの利用ではなくて、学校の先生方が利用するコンピューターの台数を、まず学校ごとに、もしもわかれば教えていただきたいというふうに思います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 各小中学校の教育用コンピューターではなくて、先生方が使われる、あるいは公務処理ために使われるコンピューターの台数ということかと思います。

各学校ごとに個別にすべては押さえておりませんが、おおむね公費で購入したコンピューターの台数は、少ないところで2台程度、多いところだと四、五台程度ということでございまして、各先生方に1人1台配置というような状況にはなっておりません。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、少ないところで2台、多いところで4台から5台ということなのですが、やはり、今、全国的に問題になっている、先生方が多分自分の物を持ってきて、いろいろ教務とかそういうものに使っているのだというふうに思うのですが、やはりこの点で先生方が持ち込んできて、それで事故がなければいいのですけれども、そういう面で通信簿から初め子供たちの状況とか、多分そういうふうなのが入っていたりしているのだと思うのですが、まずその辺のセキュリティも含めて、管理についてまず伺いたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、危機管理の部分について、私の方から答弁させていただきます。

まず、県あるいは教育委員会といたしまして、7点ほど各学校の先生方、教職員に遵守してもらいたい項目を上げまして、校長会あるいはいろいろな機会を取り上げながら指示、指導しているところがございます。

まず、第1点目でございますが、個人情報の個人のパソコン内のハードディスクには保存しない。要するに、本体には保存をしないということが第1点目でございます。

それから、個人情報につきましては、メモリースティックということで、この程度のコンパクトなフロッピーがございますので、それに、外部記録メディアといいますけれども、それに保存をします。それで、退庁するときには、そのメモリースティックにつきましては施錠ので

きる金庫等に保管して帰るということでございます。

それから、もし、そのメモリースティック等を外部に持ち出す場合には、管理職等にきちっと断りながら、情報管理に努めるということでございます。

3番目につきましては、メモリースティック等の外部記録メディアについては、先ほどお話ししましたかぎのかかるところにきちっと使ったら返却するというところでございます。

四つ目につきましては、持ち出す場合には管理職の許可を得て持ち出すということです。

それから、5番目につきましては、個人情報につきましてはその年度末には必ず削除する、除去するということを指導しております。

それから、6番目でございますが、個人の私物のパソコン等がありますけれども、机の上に出し放しではなくて、帰る場合にはきちっと金庫あるいは外部から目のつかないところにきちっと保管をして、退庁すると。

それから、7番目でございますけれども、いろいろマスコミ等で騒がれておりますけれども、やはりもし自宅にパソコン等持ち帰る場合には、一度きちっと自宅にそういうものを置いて、あるいはどうしても車の中に云々という場合には、後部座席であるとか補助座席ではなくてトランクなど目のつかないところにきちっと置くように配慮する。

この7点を一応指示しております。なお、やはり、機会をとらえながら、やはり危機管理意識の高揚に努めているところでございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 確かに危機管理ということで、7項目上げていただいたわけですがけれども、なんと言っても個人が持ち込まなければできないような、そういうふうになっているわけなので、この点について1人1台になるかはまた別にして、2台とか多いところで4台、5台という程度では、各学年一つも使えないところも出てくるわけで、それでいいのかどうか、やはり今後の考え方といいますか、こういう危機管理を7項目やっているからまだ安心できる部分があるのだというふうに思うのですけれども、そういう点でふやす努力といいますか、ふやす計画とか、そういうものがなければならぬというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 教育用コンピューターの整備等につきましては、地方交付税の方で、財源的な一定の担保というか保障がございますけれども、教師用のコンピューターについ

ではどうしても今のところそういった制度がないという中での整備というふうになりますので、それがちょっと財源的には難しい部分がひとつあるのかなとは思っております。

ただし、19年度から新たなコンピューターのリースというものをを行うわけですが、そういった中では、セキュリティを高めるという意味から先生方の持ち込み用のパソコン等にも対応するような形でウイルス対策ソフトのライセンス契約の台数を確保する等の努力をさせていただいております。

なお、そういった財源等の確保等を国等にも要望していきながら、そういったこともできるようにしていきたいと思っております。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 なかなか生徒にはあっても先生が使える物というのは、なかなかないということなのですけれども、ぜひとも、こういうセキュリティの問題も含めて、今後そういう問題についてはぜひ事故のないようにしていただきたいなというふうに思います。

次に、もう一つ伺いますが、学校のプールについて伺うのですが、どうも学校のプールで夏休みに子供の、ある小学校だと思えるのですけれども、水深が浅くて十分泳げないところがあったというふうに伺うのですが、まずそれを聞いているかどうか伺います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 小中学校すべて、プール持っておりますので、毎年度ろ過器が故障するとか、プール漏水が一部あるんじゃないかというようなことで、水深が浅くなるという、毎年1カ所程度はありまして、今年度なんかもそういった学校があったというふうには聞いております。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 どうも十分に泳ぐのに不十分な水深で、先生が指導するときにもどうも手がかえ、腹がひっかかったというような話も聞くのですが、そういうことがあるというふうに聞いているもので、改めて伺ったのですが、どうでしょうか。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 失礼いたしました。先ほど一時的にプールの水深が低くなるということ、現象があるということで私お答えさせていただきました。もちろん、そういったろ過器の故障等がありまして、一時的に水深が低くなったりした場合には、直ちに、先ほど申し上げましたように緊急性のあるというふうに判断して、当然修理をしてそういった子供たちが水泳

をするのに支障ないような形にはとっておるわけでございます。以上でございます。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 今までに、18年度、17年度もそうですけれども、この一覧表で見てても、結構プールに関する補修とかろ過器からも含めてあるわけで、十分子供たちが安心して使えるような物を、漏水があったから、それは漏水というのはいつ起きるかわからないことだというふうには思うのですが、そういう面で、やはり子供たちがせっかくの夏休みに学校に来る、そういうときに安心して泳げるといいですか、利用できるような物を、そういうことでつくるべきだというふうには思うのですが、そういう点で、ぜひ今後の課題としてやはり十分そういう面で、ことしも7月から8月にかけてそういう暑い日も続きましたし、9月に入ってからもうさうだというふうには、きのうあたりまで結構そういう日が続いているわけなので、まだまだ学校でのプールの開放の時間というふうには多いと思うのですが、ぜひとも安全管理、そういうものも含めてやはり子供たちが自由に使えるようにすべきだというふうに思うのですが、もしもそこで考え方あれば伺います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 委員おっしゃるとおり、ことしの夏、特に大変暑い夏でございましたので、プールが万全な体制で使えるような形でしたいということで、私どもの方も努力させていただいておるところでございます。

繰り返しになりますけれども、漏水等があった場合には直ちに直すというようなことで対処しておりまして、子供たちの楽しみでありますそういったプール等の活動ができるように、これらも含めまして万全な形で対応していきたいというふうに思っております。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

次に、土木関係の方に伺いますが、資料 3の11ページですね。土木費なんです、11ページ、12ページにありますけれども、一番下の方にありますが、一般会計で13.7%を占めているということなのですから、ひとつ伺いますが、昨年度から比較してことしは13.7%なんです、昨年度はどうだったのか、まずそのところ伺います。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 公債費につきましたのお尋ねについてお答えいたします。

昨年の土木費の一般会計決算における構成比は16.1%でございましたので、ことしが13.7%

ということで、公債費比率の方が下がっております。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 昨年度から見れば、16年度と17年度と比較しても落ちているわけですが、やはり何と言っても私は今度の出された資料の中で、資料の 16の5ページになるのですが、2の方に地元等の工事請負契約状況ということで、地元が48件、大手が20件というふうにありますけれども、あと共同企業体が1件ずつ2件、合計で70件ですが、今、確かにこの件数で見ると地元の方が48件で多く見受けられますけれども、昨年度、18年度するときにもそうなんです、17年度、18年度で地元の建設業者の方が倒産したり、廃業したりしているところも見受けられるわけですが、なかなか地元での民間の仕事がなくて、公共事業に頼っている割合が高いというふうに聞いていたのですが、こういうふうに全体で落ちてきている割合というのがあるわけで、そういう面での仕事がなかなかなくなってきているということもあるわけで、この推計ですけども、この下がってきているのは全体的にわかりますけれども、地元の仕事起こしといいますか、そういうことから含めて18年度はどういう取り組みをしてきているのか、それからなんと言っても18年度、19年度にかかわってきているということもありますので、今後の方向なんかももしもあればどんなふうになっていくのか伺いたいというふうに思います。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

建設事業費の中のその受注の状況ということでございますので、入札の際に地元業者の方々の、どのような臨み方をしているのかということかと思うのですが、入札に当たりましたは、一定の金額を超えたものについて、もしくは市内の業者の方々では施行困難なような工法、そういったような場合には一般競争入札ということで、地域要件は付しておりませんが、それ以外の物につきましては、地元業者の方々を対象に指名競争入札という形で入札参加を募るわけでございます。そういった際に、一定の発注表示を設けまして、入札参加機関への公平さが図られるような、そういったことで行っているというようなことでございます。

それから、もう一つは、18年度からからの試みということで、小規模事業所の方々に対して、補助工事等の小規模の補助工事があるのですが、そういった際に、これまで指名登録された方々中心にお願いするという形が多いのですが、登録の簡略を図りまして、そういった小規模工事に対しては事業者の方を広く仕事ををお願いする機会をつくるような、そういった仕組みを設けておりまして、ちょっとまだまだ制度的定着ということまではいっており

ませんけれども、そういったことを付随しながら、臨んでいるところでございます。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 小規模工事で、今、確かに登録制度というふうにはやると思うのですが、じゃ具体的に伺いますけれども、それらを利用している状況というのをまず教えていただきたいと。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 登録している業者の方々ですけれども、実数で20社は超えております。それから、18年度のその方々への発注状況なのですけれども、18年度で約20件ぐらいというようなことでございます。まだまだ少ないかなと思っておりますので、ふえるような、そんな工夫をしていきたいなと考えているところでございます。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 18年度で20件ぐらいということなんですけれども、これでも地元で幾らかでも潤うような物であればいいというふうに思うのですけれども、なんと言っても、地元の企業について本当に努力してきていることはわかるのですけれども、できるだけなら地元でやれるものについては地元で行う。大手でなきゃならない部分というの、確かにあると思うのですが、それでもジョイントをすとか、そういうふうにできるだけやっていただいて、幾らかでも地元の業者に還元できるような物にやっていただければというふうに思うのですが、その点についての考え方、もしもありましたら、どうぞお願いします。

鎌田副委員長 山本総務部長兼危機管理監。

山本総務部長兼危機管理監 中川委員にお答えいたします。

契約担当する立場といたしましては、大変つらい思いをしているわけですが、ひとつはやはり最近の入札の公平性、透明性、さらにやはり競争性と、落札率を少しでも定率に抑えたいと。その中で、品質を守るようにということですが、一方では委員、ご懸念されておりますように、やはり地元企業の育成ということも一方でございます。確かに、地域経済がこのように冷えきっている中で、やはり官発注の工事を幾らかでも受注することが、当該企業の今後の会社として生き延びていくための一つの大きなすべでございます。そういったもの十分に配慮しまして、今、委員おっしゃられるように特殊な事業あるいは大規模な事業計画につきましては、極力地元企業を十分念頭に入れながら、例えば一般競争入札におきましても例えば地域限定とかというような形で工夫しながらやっていきたいなと考えてます。

なお、これからさらに勉強していくこととします。よろしく申し上げます。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。ひとつ、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

もう1点伺ひますが、資料 5の25ページをお願ひしたいのですが、建築確認事務事業で、若干流れなんかについて伺ひたいというふうに思ひますが、これを見ますと施策の実績で2に建築確認申請の受付件数の推移ということで、18年度は市と民間を含めて274件あるというふうに出ていますが、新築の場合これらのうち何件なのか、大体でいいですが、教えていただきたいと思ひます。

鎌田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 建築確認の新築の部分の内訳ということでございませうけれども、市の統計の関係で新築云々の分析という形ではなっておりませう。ただ、民間の調査機関のリサーチの情報がございませうけれども、そういった情報から見ますと大体持ち家のリサーチですけれども、その中で大体70強から90%弱くらいが新築もしくは建てかえというような状況になってございませう。以上でございませう。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 90%だとやはり、なかなか70から90ですから地元の業者というよりも、住宅メーカーの方とか、そういうものの方が割と多いのかなというふうに思ひますが、やはりそれだけ市の経済、市民所得もそうですし、経済の成果といひませうか、落ち込みといひのが相当見られるのじゃないかというふうに思ひますが、なんと言ひても私は懸念するわけじゃないのですが、一昨年から昨年もそうでしたが、民間の検査機関の中で社会問題になってまいりました検査機関のことなのですが、やはり市だから安全だとか、民間だからどうかといひのではないのですが、そういうような指導とか、そういうもので行政としてどのように昨年あたりやってきたのか、もしもあれば伺ひたいというふうに思ひます。

鎌田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 委員ご承知のとおり、昨年そういった意味でいろいろな事件が起こりまして、建築確認の関係、そういったものの審査の基準とか、建築基準法の改正とか、もろもろの改正が昨年からことしにかけて起こっております。そうした意味で、あと塩竈市としてもそういった意味で今度中間検査を4月から実施しており、より一層建てられる建物の安全性を高めるといひ形で、市としてできるもの、そういったものも含めながら、今、事業所を含めてそういう

指導をしてございます。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

さっき、教育関係で聞くの忘れたのですが、ちょっと一つだけ、1点伺います。

小学校も中学校もそうですけれども、耐震実施の設計とか委託、実施しているところもあるのですけれども、各学校で18年度でほとんど耐震補強工事が終了する、19年度で終了するって見ていいんですか。ちょっと伺いたいと思います。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 耐震診断補強工事の完了等についてでございますけれども、18年度に完了したのは第三小学校と玉川小学校でございます。19年度に第一小学校、第二小学校が完了します。そして、それ以降、22年度までかかりまして全体の小中学校の耐震補強工事が完了する。当初の計画どおりそういう感じで進める予定でございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、各学校の、これはすべて教室、それから校舎、外壁、全体、外部もですか、全体含めて22年度で終わるといふふうに理解していいのですね。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 耐震補強工事ということでございますので、地震に耐えられる構造物の改造が22年度までにすべての学校で終わるといふことでございます。以上です。

鎌田副委員長 中川委員。

中川委員 どうもありがとうございます。22年度といわず、1年でも早くでき上がればいいなというふうに思いますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。これで終わります。

鎌田副委員長 ここで暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議における浅野委員の質疑に対し、介護福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 浅野委員から緊急通報システムの件で質問ありまして、答弁漏れがありましたので、お答えをさせていただきます。

緊急通報システムの開始時期でございますが、平成元年の10月1日からでございます。それから多賀城市の自己負担でございますが、本市も同じですが、自己負担ありませんのでよろしくをお願いいたします。大変失礼しました。

佐藤委員長 それでは、質疑を続行いたします。菊地 進委員。

菊地委員 私からも18年度の決算委員会での質問をさせていただきます。

まず、初めに、資料を出していただきまして、ありがとうございます。心より感謝申し上げます。そして、その資料の中に職員ご夫婦で80人が塩竈市民のために日夜働いているという、すばらしいなど、日夜働いて、本当にご苦労さまです。今後とも市政発展のために日夜、塩竈市発展のために頑張っていたきたいと思います。

それで、あと、この資料の中で、いわゆる入札関係の資料でございます。最低が67%、あと上は97~98%とありますが、その入札の最低値の基準があるのかどうか、その辺の考え方と、あとある業者見ますと、ほとんど95%以上なんですね。資料よく見てもらうとわかるのですが、その辺の感想など、まずお聞きしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 初めに、最低制限価格の設定についてご質問いただきました。私の方で最低制限価格、記載させていただいておりますので、一般的な考え方についてご説明をさせていただきたいと思います。

昨今、市発注工事につきましては、一定の制度といえますが、目的に合致した施設性が図られますようにということで、総務省からの指導がありまして、一定規模の工事につきましては最低制限価格を設定させていただいております。率については、ご容赦いただきたいと思います。なお、おおむねであります。直接工事費相当額程度を一般的に最低制限価格というふうな取り扱いをさせていただいているところでございます。

それから、特定の業者が特定の高率でというお話をいただきました。我々も、くれぐれも公平性、透明性、競争性が担保されますようにということで、今日までも競争性につきましては特に留意し、さまざまな入札手法等に取り組んでまいったところであります。もし、特定の業者ということはあってはならないことだと考えておりますので、今後ともなお一層競争性が確保されますような努力をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 ありがとうございました。ざっと資料を見させてもらいまして、そういうふうを感じたわけで、常日ごろ公平、平等にしているものと思いますが、さらなる努力、そして先ほど部長、競争性もあるのだよと、その競争性が今後どういう意味をなすのかなという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、18年度の決算に当たり、財政関係を含めまして質問させていただきます。

まず、実質収支が、よい決算ができたと言査委員も自信を持って説明されてたと思ひます。3億7,300万円、そして単年度収支が9,789万円、そして実質単年度収支が7,800万円ほど黒字になりましたよと、すばらしいと思ひます。

それで、この決算の内容、そして経常収支比率が91.7%、前年より4.9%ほど改善されたということで、これも当局の努力があったのかなと思ひます。

しかしながら、では、住民が要望している、例えばページが私道整備の件なのですが、資料5の236ページ、この金額を見ますとわずか51万円の事業しかしてないのですね。私は、私道整備、51万円くらいの市民の要望、町内会の要望、これだけだったのかなと思ひます。が、どうだったのでしょうか。私は、いろいろな要望意見があつて、市民が私道にしる市道にしる、やはり舗装して欲しいという願望をかなえてやったりするのが市長が常日ごろ言っている日本で一番住みたくなるまちでないかなと思ひているのですが、そういったハード面の考え、進め方、どうだったのか、まずお伺ひいたします。

佐藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 私道整備の関係ですので、私の方からご回答させていただきます。

平成18年度につきましては、主要な成果に記載させていただいておりますように、後楽地区1件からのお申し出がございまして、最終的に一定の地元負担も伴うことから、皆さんたちの中でそういった負担の件に関しましてもまとまって、最終的に舗装まで施工していただいたという結果になってございます。

そのほか、これは19年度になりますが、今現在2件ほどご相談いただいております。こちらの方の条件が整えば、最終的には舗装並びに側溝の整備というふうなことに進展するかというふうにご考えてございます。以上でございます。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 18年度は後楽町の方だと、19年度は2件ほどあると。そんな中で、私はやはり市民

の要望にこたえられるような行政。それは私利私欲の要望は困りますけれども、ある程度道路というのはやはり生活に密着した市民生活に必要なものでないかなと思いますので、条件が、例えば側溝もつくりなさい、どうのこうのと言わずに、まずどうしたら住民の要望にこたえられる行政であるかということ而努力していただければなというふうに思ってます。そんな意味で、今、2件ほど要望が来ているということなのですが、今後とも住民との話し合い、負担の割合もあるでしょうけれども、先日、住民の方からはお願いしてて素早い対応してもらって、本当に感謝してますと。あとは金額の折り合い云々と言ってましたが、冒頭で申しましたとおりよい決算となっていると。お金を余したからよい決算じゃないと思います。私はそういう考えであります。市民のために、この税金が公平に平等に使われて、そして市民がああ住んでよかったなと思えるのが一番じゃないかなと思ってますので、そんな意味で今後いろいろな事業を基本的に進めていってほしいなと願うものでございます。

それで、まず、経常収支比率が4.9%改善したということは、私的に考えると自由に使えるお金が、政策的に、市長が、私は8.3%くらいあるのだろうと、予算の、それをなぜ使わなかったのかなというのが不思議でなりません。比率高い、でも市民が、市長ありがとうございますって言われた方が、私は市民生活が向上したのでないかな、生活の質が上がったのでないかなと思いますので、そんな意味でなぜ3億7,300万円も実質的に残すような結果になったのか、その辺をちょっとお知らせしていただきたいと思います。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

実質収支が黒字になるということの要因でございますけれども、実質収支の比率、標準財政規模に対する比率ということで、一定程度比率はあるべきだという数字があるわけなんですけれども、今、委員ご指摘のように、実質収支が余ればいいと、多ければいいとものもないわけでございます。それで、近年の傾向を見ますと、実質収支が黒字化する要因の一つは、やはり歳出予算化したもののうち執行しなかったものがあるということなんですけれども、その主なものはやはり扶助費関係、それが予算の最終的な調整は2月補正予算になるわけです。2月補正予算の見積もりというのが各課では1月初めぐらいには立てなきゃならない。そのときに、年度中の歳出が足りなくて扶助費が給付できないというようなことが万一起きないようにという形で扶助費を見積もるわけです。そうしますと、ある程度そこには各費目で数百万から多いものでは数千万程度で予算上の確保というものが出てきます。それが毎年1億数千万ぐら

い出ておりまして、ことしについてもそれぐらい出ております。

それから、ことしの要因として一つあったのは、12月議会等で学校関係の建設事業の前倒しで18年度行わせていただいたという部分あるわけなんですけれども、その入札時期がかなり年度の終盤までずれ込みましたので、予算的な調整はできないというような中で、入札残が出てきたということがありまして、それがやはり数千万規模でありましたので、例年に比べますとそういったところで例年よりは少し多く出ているのかなと感じいたします。

それから、前段、委員のご指摘ありました経常収支比率関係についても、ちょっと申し述べさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

経常収支比率が低くなったということは、それだけ経常的経費の方にとられる割合が少なくなったというのが委員ご指摘のとおりなのですけれども、そうしますと、経常的経費以外の臨時的な要素があったということなんです。18年度の臨時的な要素としてありましたのは、一つには病院の緊急繰り出し分があったと。通常、繰出金は基準内の繰り出しについては経常的経費として扱われるのですけれども、基準外の繰り出しについては、いわば臨時的な要素であるということで、臨時経費としての扱いになるわけでございます。そういったことで、繰出額について、もちろん経常臨時を問わず必要であるということで繰り出しをしているわけでございますけれども、経常収支比率の算定上は、それが臨時扱いになったということがございまして、その分経費の方は区分上そっちの方にいっていると、いうふうな要素がございますので、その点も加えさせていただきます。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 ありがとうございます。病院への臨時的な繰り出しは、算入されないというのかな、それはそれで理解します。でも、やはり普通、私的に思うには、監査委員の審査報告書にもよりますとおり、税収の下げどまりが前年度より1億円も低くなって、そしてまたどうなるかわからないという状況で、こういった黒字決算が出たというのは、やはりそういったからくりがあるのでないかなというのね。それが、今年度はいいかもわからないけれども、後年度についてどうなるのと言ったら、やはりそのつけがくるのでないかなと、私は心配するのです。ですから、その単年度も大事かもわからないけれども、後年度のことまで考えて、考えていただきたいなど。そして健全財政を目指してほしいというのが私の願いであります。そんな意味で今後ともご努力をお願いしたいと思います。

それで、がらっと変わりますけれども、教育委員会の方、資料 4の164ページの学校の光

熱水費、あと166ページの中学校の、小学校が4,570万6,000円ですか、そして中学校が3,161万4,000円となっておりますが、水道と電気の、もし各学校の割合、平均というか割合がわかれば示していただきたい。というのは、以前、月見ヶ丘小学校で漏水問題があって、平均的に例えば100万円ぐらいの水道料が月見ヶ丘小学校だけが人数うんと多いわけでもないのに、水道代がうんと多かったと。そんなんで質問しましたら、漏水があると。それを直すのですかと、そうすると体育館の下を通ってて難しいとかなんかって言われたのですが、長期的に直してくださいというような、そういう質問、たしか4年か5年前にしてたんで、しばらくそういった資料も出てませんので、もしここで申しわけないのですが、学校の水道の、いわゆるうんと高いところと安いところだけ教えてください。浦戸は除いてください。浦戸入れられると、ちょっと人数とあれが違いますので、市内の学校で高いところと安いところのお知らせしていただきたいと思います。

佐藤委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 ただいま小学校の光熱水費、こちら資料の164ページでいいますと4,570万6,000円という数字がございまして、このうち小学校の水道料金が2,432万8,000円ほどございます。各学校の内訳でございすけれども、多いところが、18年度で申しますと杉の入小学校が467万2,000円程度でございまして、ご質問の月見ヶ丘小学校は338万8,000円ということになります。少ないところということでございすが、少ないところだと玉川小学校、こちらが342万円、済みません、そうすると月見ヶ丘小学校がそういう意味では一番少ない金額になっております。以上です。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 今、ざっと聞くと大体平均か、人数とか、あと学校の規模にすると若干の差はあるにせよ、こういうことなのかなと理解しました。子供たちの教育関係で、私は一生懸命当局の方も頑張っているなと思ってます。そんな意味で、子供たちがこの予算の中でいろいろできる限りのことをしていただきたいという願いであります。不用額など出さないように、今後努力をしていただきたいと思います。

続きまして、ちょっと飛び飛びで申しわけないのですが、資料 5の成果に関する説明書で、それで、私、これ読ませさせていただいて、その評価の中でいわゆる効率性とか、成果という欄の部分だけ見ますと、CのところとDのところ結構あるやに見ているのですが、当局としてはこのCになって、いわゆる例えば成果、意図した成果が上がっているかという問いかけ

に対して、Cというのは余り上がってない、あと効率性低い場合、コスト改善の余地があるという、それがやや低いとか、あとDが低いということなんですが、こういった意味でこの成果、Cのある成果が私ちょっと急いで見ていたのですが、23件ほどあるのですが、その評価はどういうふうに今後反映していくおつもりなのかお伺いしたいと思います。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 午前中の中にもお答えさせていただきましたけれども、昨年度から行政評価の分を掲載させていただいたということでございます。今回の内部評価ということでございますが、いわゆる行政関与の妥当性、法律的にいかがなものか。それから、手段の妥当性、それから成果について意図した目的の分、成果が上がっているか、そして効率性というところで評価をいただいているところでございます。

成果の方につきまして、委員ご指摘のとおりCとかDという部分も若干あるかと思えます。ただ、その辺の部分が個々の成果単独で判断するのではなく、例えば行政関与の妥当性、それから本来の目的の部分によりまして、手段が妥当であったのか、そういったところも含めて全体で評価をしなくちゃいけないのではないかというふうに思っているところでございます。

さらに、効率性の部分、こちらについてもCないしはDというものもございませう。こういったものにつきましては、やはり手段等に問題があるというふうにも考えられる分があるかと思えますので、そういった手法等につきましても、改めてそれぞれの担当部課の中で共有していただいて、さらなる効率性ということを目指していただくのが望ましいのではないかというふうに思っております。

こちらの分につきまして、各事業について評価を掲載させていただいておりますが、これの全体の評価につきまして、改めて全体の議論をしながら、翌年度の施策等に反映させていくことが大事なのではないかというふうに考えているところでございます。私からは以上です。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 ありがとうございます。

今後、これをどうしていくかという問題が一番、市長が事業は選択と集中だと言っている中で、こういうものを積み重ねて、事業の選択と集中になるのかなと思うのですが、また片一方で、ちょっとなくてならないものがこの効率性が評価されていない、例えば235ページの渡船運航事業ですね。これDですよ。効率性低い。どうしていくのかなと。こういうことを効率性

低いままずっとこの事業を、最初に予算つけたからもう効率性が低くてもいいんだということ
でずっとやってきたわけなんでしょうか。それとも途中で効率のいい対応をしたのかどうか。
1年間やって効率悪いから悪かったのだよというのでは、ちょっと情けないかなって、私が思
うのです。ですから、その辺のお考え方を、どういうふうに思ってなのかなと。ちょっとその
辺が、私、行政の皆さんの気持ちというのが理解し難いので、お願いします。

佐藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長兼危機管理監 菊地委員にお答えいたします。

たしかに渡船業務、これは野々島・石浜間、寒風沢・野々島間あるわけですがけれども、確かにそれはこう言っている、これ行政コストの面でどうかということシビアにはじき出せば確かに効率は悪いというのは事実と思います。

ただ、効率が悪いから、じゃやめていいかというのじゃなくて、効率が悪くともそれはやらなきゃならない行政もございます。特に、離島間の場合につきましては、委員ごらんのとおり市道の延長線ということで、これまでずっと離島の住民の方々の生活の利便性を確保のためにやってきたということもございます。行政事務等を比較して効率性が低いからやめたということではないと。というか、それでもやらなきゃならない部分、この際だからこれはきちんと整理しようとかというようなことも、今後検討していかなくちゃいけないと。今、委員ご指摘のこの事業については、これは当然離島の方々のお約束でございますので、これは効率は確かに低いけれども、やっていくということでございます。以上です。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 どうも部長からそういった考え方を言われました。すると、300ページの、いわゆる浦戸諸島開発総合センター、この評価がC、Cなんですよ。そうすると、これこそ渡船は必要不可欠なもので理解します。こういった事業、人とかかわる事業主体の開発センターがC評価、C評価ということが、でどうなんですかというのを、私はお聞きしたい。そして、いわゆる利用率、そういったものとか、費用対効果の問題でこういった評価をされたというのは、職員は冷静な判断かなと思います。しかしながら、その開発センターの運営を今後、今までどういうふうな意味合いを持ってやってきたのかなというのが、私お聞きしたいと思いますので、ご答弁お願いいたします。

佐藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 総合センターのことにつきまして、お答えいたします。

300ページの上の方の表をごらんいただきたいと思いますが、これまでの実績に基づいて目標というものを立てております。これに基づいて、18年度はごらんいただいているとおりの実績になったということで評価、成果及び効率性についてはCという判断をしたところでございます。今後は、前のページ、299ページに施策の趣旨ということで書いてありますが、研修、会議、スポーツ、レクリエーション、こういったものを通して、さらに住民の福祉が図られるように対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 趣旨はずっと同じ、やはり住民の福祉の向上に。ですから、住民福祉の向上につながるような、今後努力をしていってほしいと思います。大変いろいろな問題あると思うのですが、それを解決していってもらわないと、このままの評価でいくとちょっと大変なことになるかなと心配しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、この成果について順次聞いていきますが、109ページの生活保護費、これなんで成果が、出しづらいというのもわかるのですけれども、生活保護費を支給すれば生活に困っている人が助かっているでしょう。そういうのが、なってないのですか、なっているのですか、そういう評価があるのですかないんですか。私はそこをお聞きしたいのですよ。いろいろ大変な、12億円近くのお金が保護費として出ているという中で、そういった困った人だって市民だと思ふのですよ。その人が喜んでいれば、成果ってなぜ書けないのか、その辺が私は理解に苦しむのですよ。ちょっと答弁お願いします。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 このところは大変、うちの福祉事務所の方の中でも迷いました。これは、まず国の制度に従ってやっていると。そういったもので国の制度に対して評価できるかどうかということがちょっとありました。成果が上がっているということで、生活が向上されるというのも一つの点ですけれども、そういった生活保護者を出さないというのも成果の一つかなと。そういったいろいろなちょっと迷いがあって、その辺ちょっと評価できないということで、今回省かせていただきました。以上です。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 国の制度だからって言われても、ちょっと困るのですね。やはり実績として、他市町より生活保護費を多いという気持ちもわかるのですけれども、でも実績としてやはり塩竈市民が国の制度であれ、どこの制度であれそれを利用しているのにはかわらないと思うので、成

果が書きづらいのもわかるのですけれども、理解するのだけれども、やはりそういった意味で困っている人がやはり塩竈でこの制度を受けて生活しておられる方がたくさんおられるので、その方も市民だと私は思っておりますので、ぜひともそういったことも念頭に入れて、その保護費の支給問題で、先日なんか刃物事件あったみたいですが、そういった問題が起きないためにもちゃんとした制度を活用して、利用する方にちゃんとそんな刃物なんか持ってこないように指導をしていただきたいと思います。それは、本当に、別に職員何も悪くないのですよ。ただ、淡々と事務を処理してやっていくのに個人的な感情でしていくというのは、大変住民の生活、そして我々市民の生活をぶち壊すような、そういう人は絶対、断じて許していけないと思いますし、そういうものに負けてはならないと思いますので、今後そういった政策で困ったときは、我々議会も応援しますので、頑張ってくださいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

あと、続きまして、いろいろ聞きたいのですが、聞いちゃいましょう。207ページ。これも、いわゆる宮城県の建設事業市町村負担金、例えばここに書いてある加瀬沼公園、国営みちのく杜の湖畔公園、北浜沢乙線、成果いろいろのってますが、これも評価、これは書き忘れたということによろしいのですか。

佐藤委員長 茂庭建設部次長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 所管の都市計画の方からお答えをさせていただきます。

国営みちのく杜の湖畔公園につきましては、国営でやっておるという関係から市が行政関与の妥当性を判断できる、その以前の問題がありますので、行政評価に果たして建設負担金出して、国営公園の県内全部の市町村に求められているようなその負担金を評価できるのどうかと。行政関与の妥当性がここで、例えばないんじゃないかと言っても国営公園の負担金でございまして、負担金にまで行政評価が本当に導入が可能かどうかと、そういった疑問もありました。

それから2点目の、この手段の妥当性、これに関しましては市町村から建設負担金を集めて公園を整備していくという手法を直接的に評価していいものかどうか。あと、私どもの負担する負担金額の計算根拠なんか妥当かどうかとか、ちょっと内部的にも非常にこれに関しましては議論があって、まとまるまでに至らなかったというのが実情であります。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 こういうふうにと見やすくなった資料であれなんですけれども、そういう思い

があるのだったらこういう評価の部分は削除しておけば、こういう問題、そして私もいっぱい質問したいのですが、いっぱい質問したいのにこういうのがあるから、不思議に思いますし、ですから、もしあれでしたら、こういうの省いてもらった方が、私としてはいいなと思うのです。ただ、空白だから評価し忘れたのか、それとも単なる印刷ミスなのかなと、そういう思いしましたので、ちょっと首をかしげたくなったので、質問させていただきました。

次に、280ページ、企業誘致活動推進事業なんですが、成果は進出が4社あったと、新浜町。具体的に進出を検討している企業が5社、増設が1社、あと移転1社とありますが、そうするといろいろな企業が来ると思うのですが、状況、今後の見通しというのは余り聞いてだめだと言われているので、これまでどういう努力をして、どういうトップセールスをして、どういう職員がこの企業誘致活動の推進事業にどのくらい汗をかいたか、自慢話をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 企業誘致活動推進事業ということでございます。

平成18年度につきましては、塩竈市いきいき企業支援条例ということで、18年の4月からこの条例を施行いたしております。

これまで、塩竈市、このような企業誘致の条例がございませんでしたので、なんらかの形でどうか支援をできる条例、これを策定することによって市内遊休地、残念ながら公有地等の工業団地はございませんが、市内民間の遊休企業用地にいろいろな企業を誘致したいということで条例をつくりまして、例えば新設、増設、移転等の一定規模以上の施設設備投資、あるいは雇用があった場合に市の方で支援をするという制度を立ち上げました。

我々といたしましては、行き当たりばったり当たることもできませんでしたので、例えば大手の情報を持ってらっしゃる方に委託をして、市内の企業とお取引がある企業、そういう方々の情報を出していただきまして、そういうところにダイレクトメールでアンケート調査をして、なお進出の意向を探ったりする。この成果にも書いてございますが、私どもの課の職員、産業振興室を設けて一丸となりまして、いろいろなホームページにも情報をのつける。あるいは市内企業を訪問させていろいろなご意向を伺うということをしていただきました。その中で、いろいろこういう成果が上がってきたものというふうに考えてございます。まだ十分でないと思いますが、積極的なかわりをしてまいりたいと思っております。

佐藤委員長 菊地委員。

菊地委員 あと3分のベルが鳴ってしまいました。それで、最後に聞いておきたいと思いません。

まず、水産加工業の活性化の支援がちょっと、今水産業界低迷しているので、どんなものなのかなという思いがあります。あと、もう1点、財政関係で繰出金いろいろ、前に各委員述べられてました。そんな中で、債務負担行為が19億5,200万円もあると。その対応。いわゆる繰出金と債務負担行為、私はこの2件、二つのセットが大きく財政に影響を及ぼすのではないかなと、うんと心配しているのです。平成17年の債務負担行為にしる。ですから、そんなこと言っただけで議会で債務負担行為のお願いしたら皆さん承認したんでないかって言われるのですけれども、ただ、そんな中で、全般的な、その事業、事業は確かに債務負担行為などして市民の要望意見にやって、事業推進のためというのわかるから賛成しているのですけれども、その事業をとるか、全体的な財政運営の健全化をとるかとなると、ちょっと我々というか、私、一議員としても非常に悩んでおります。こんな意味で、先ほどから申しておりますとおり、市税の下げどまりはとまってないというような監査委員のお言葉を真摯に受ければ、大変な事態になるのでないかなと思いますので、この繰出金と債務負担行為の関係と申しましょうか、財政に与える。あと、予定している支払いだから関係ありませんよというのであればそれでいいのですけれども、私はそういった意味で計数的に19億5,200万円というのは非常に大きな額でないかなというふうに思っておりますが、いや違いますよと、1億9,000万円だというのならあやまりますけれども、その辺のお考えをお聞きし終わりたいと思います。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

債務負担行為につきまして、19億円、一般会計の平成18年度末での現在高、19年度以降で支出する予定の額ということが、額が19億5,000万円でございます。

まず、その内訳でございますけれども、玉川小学校の大規模改造事業を債務負担行為でっておりますので、それが約2億円でございます。

それから、債務負担行為をとって年度当初から委託を始めるものにつきましては、初め債務負担行為をとって契約事務を早めるというやり方を始めておりますので、その関係で、業務委託関係が8億6,000万円ほどございます。そのほか、やはり債務負担ですと件数的に多いのがリース契約でございます、リース関係が2億7,000万円ほどございます。

それから、額の大きなところでは、退職手当組合への加入に伴いまして、加入に伴う一時負

担金、これが5カ年払いとなっておりますので、その契約が19年度以降では4億4,000万円ほどあるといったところが主なところでございます。そういった内訳になってございます。

それから、債務負担行為で利用しなければならない分野というのが、公債費に準ずるような形で補助の相手先が元利償還する際に、それに合わせて補助するというふうなことで行っているのがあるのですけれども、松島長松苑とか多賀城苑とか特養ホームの建設に伴って元利償還に合わせて補助するというような、そういったものがございまして、それが19年度以降で1億2,000万円ほどございます。

そういったふうに、個々をとってみればそれぞれ債務負担行為の必要性が当然あって行っているわけでございますけれども、なお今後の負担を伴うものでございますので、なおその辺、慎重に留意しながら行っていきたいというふうに考えてございます。

佐藤委員長 ほかに質問される方。木村委員。

木村委員 予定になかったのですけれども、まだ時間あるようですから。

まず、10時から18年度の決算審査ということで、やっておりますが、この決算というもののとらえ方ですね。目的。まず、その辺、ひとつ教えていただきたい。決算は、こうやって何のために3日間審査するのか。よろしくお願いします。

佐藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長兼危機管理監 木村委員にお答えいたします。

なぜ、決算審査するかということ。これは、地方自治法に基づいて議会に付すというのが法の要請でございます。そこで認定、不認定の審査に付するわけです。これは結局は翌年度への基本的な市政をどうするかとか、あるいは財政運営、そういったような一つの方策を見出すために前年度の決算の審査をお願いするということ。ですから、18年度決算を審査してそこで終わりというものではなくて、これが19年度へ、20年度以降への行政運営の一つの指針だろうということでございます。我々としても、極めて重要なものとして考えております。以上です。

佐藤委員長 木村委員。

木村委員 この決算というのは、今総務部長に言われたように、結果はそのままありのままをどのようにやったかと。その中にいろいろなものにとらえ方で評価もいろいろ出てくる。本当にこれでよかったかと。まだまだもっとよく吟味したら、もっとこんなところはないじゃないかとか出て、それを審査するのが我々のこの特別委員会ではないかと思うのです。来年も必

ず、その反省のもとにおいて、20年度の組むときの大事な審査だと思います。

そこで、ちょうど塩竈市がそういう会計の審査の仕方、官庁会計ということである時点から東北で初めてこの企業会計のようなバランスシートをつくってきたと。これが東北で初めてだったと。これをどういうふうに皆さんが評価して、今までのやり方と違う、経営的な手法を持ったものにとらえ方でやって、資料7のごとく損益計算書を、普通ですと貸借対照表、損益計算書なのですが、企業会計ですと、その損益計算書を行政コスト計算書というものにとらえ方でつくっていただいてきました。こんなありがたいことはございません。会計、またはこういうものに対しては大変大事なことでございます。そんな中で、市民1人当たりの借金は幾ら、財産は幾らというものを毎年広報で出していただいております。決算の内容もですね。そんな中、資料6の6ページ、これは佐藤市長が平成15年に来られたときからの決算です。レーダーチャートもつくっていただくようになりました。これは従来から、本当は県にあったレーダーチャートでございます。我々が勉強不足でわからない点、それを今、15年からレーダーチャートを出していただいております、ほかの資料18の中にも他市との比較ですね、やっておりますが、まず、私は平成15年のレーダーチャートと18年のレーダーチャートを見ますと、ほとんど同じでございます。決算書の決算審査意見書にも36ページ、結びですね、一般会計の結び、一番下の方。「今年度の決算は、これまで取り組んできた行財政改革の成果と臨時的な財源の確保による効果が重なり、よりよい形で数値に現れた決算と言える。」あと、「しかし、」とありますが、よりよいかたちで数値にあらわれた決算と言えると、これが塩竈市監査委員の結びでございます。

しかし、レーダーチャートで見れば、微数なところはよくなっているかもしれませんが、下の方の警戒エリア、準警戒エリア、危険エリア、健全エリアとこういうのを見ても、同じでございます。この辺の私から小さな数字の違いではございますが、市長が一番最初予算を組んでやったのとこの18年度、1期目の最後の決算がかわりないので、レーダーチャートで見ますと、いろいろな中身はいろいろなことで成果は上げたとは思いますが、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 ただいま資料 6の6ページのレーダーチャート(普通会計)についてのご質問であったかと思っております。

例えば、経常収支比率であります。平成15年度には92.8であったものが、その後16年度には

96.8、17年度には96.6、そして今回が91.7であります。委員ご質問のとおり、15年度と18年度の比較ということでありますと、1ポイント程度の改善ということでありますが、その間の移動を考えると、先ほど監査委員の方からまとめていただきましたとおり、数値にその成果が若干あらわれているというような表現をさせていただいたものと考えております。

以下公債費比率につきましても、例えば15年度の15.1が16年度には16.2、17年度には14.6、そして18年度が12.8であります。こういった、趨勢をたどってきております状況をぜひご理解をいただきながら、先ほど来申し上げております、確かにご指摘のとおり税収についても、まだ、下げどまり感というものが見受けられない。その他の産業についても、本当に関係者の方々一生懸命汗を流していただいておりますが、残念ながら大変厳しい環境にある。そういったものをなんとか今後いい方向に向けていくということこそが私の2期目の大変重要な役割であるというふうな認識をさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員長 木村委員。

木村委員 資料18の47ページの県内13市のレーダーチャートということで見させていただきますと、なんか午前中も沿岸部の財政状況というものをとらえて、答弁されておりましたが、総務部長だと思いましたが、これ見ても同じ形、気仙沼、石巻、塩竈。なんか似たような形なんですね。白石、岩沼、名取、そちらの方面の方はやはり似ているのですね。こういうものの見方というのはとても大事だと思うのです。こういうものの見たものの中から、なんか我々が、塩竈市が20年度の予算に向かってなんかいい方向でいけないものかと、知恵をつくれなものかと。一緒くたにはなにもかにもよくなるというものではありませんが、ここの中から何がだめなんだろうと、沿岸部はというもののとらえ方。何かございましたら、お答え願います。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほどのご答弁の中で、概して塩竈、あえて名前が出てまいりましたので申し上げさせていただければ石巻、気仙沼といったような水産を基幹産業とする都市が大変厳しい環境であるということも申し上げさせていただきました。このレーダーチャートもごらんいただきましても、大体同じような形であるのかなと思っておりますし、今、こういった趨勢を示しているということについては、やはり水産業界が置かれた共有の課題がなかなか乗り越えられないということだと思っております。例えば、原材料不足の問題であります。あるいは燃料油の

高騰、さらには商品の付加価値がなかなか上がって来てない、そして後継者難等であえいでおられるといったようなことが、こういった沿岸部の都市のレーダーチャートに共通する部分ではないかなと思っております。

我々もさまざまな機会に、こういった沿岸部の都市の共有の課題につきまして、ぜひご支援なり、新たな制度なりをお願いいたしたいということは申し上げさせてきていただいております。そういった努力を、なお一層続けさせていただきたいと考えておりますし、我々もやはり例えば今回のご答弁の中で申し上げてまいりましたが、新商品の開発であります。あるいは新たな流通形態の模索であります。それから、やはり安心して企業活動ができますような後継者育成、それから我々も一緒になって販路拡大といったようなこと。そして何よりも原材料が安定的に安価に入手できるような経路の模索といったようなことに、業界と我々がともに頑張っていかなければならないというふうに理解をいたしているところであります。よろしくお願いたします。

佐藤委員長 木村委員。

木村委員 ご存じのように市当局も、水産振興と基幹産業で頑張っていかなきゃいけない。過去には1,200億円あったと。もう半分切ったのではないかと。先日は、また倒産しましたと。これはなかなか倒産廃業はとまらないようでございます。その中で、水産振興、水産振興と旗振りをしていくべきところはしなきゃいけないと思いますが、別なもののとらえ方も必要ではないかと、ものの見方をかえていかなきゃいけないのじゃないだろうか。新しいもののとらえ方。市長も先ほど申してましたが、観光なら観光、そういうもののとらえ方というものもやっていきましょうという、この18年度、19年度のようにございますから、ぜひ期待しております。

次に、市民税についてちょっと資料2、12ページ、下の方ですが、市税収入状況、市税が悪くなったと。そんな中、お国からの公金でなんとか市民税の方はうまくいったと。そんな中、この資料6の1ページ見てください。これは私が昔、小学生でもわかるようにということで、円グラフ、棒グラフでつくってくださいと言ったものでございますが、1ページの上、市税32.6%、全体を占める歳入の割合。これだとだれでもわかります。そんな中、法人税が先ほども申されましたが17年度より減っております。まず、そこでわかる範囲内で結構でございますが、先ほど申しましたとおり、企業が倒産、大分変わってきました世の中が。時代が変わりまして、転換できないと。業種転換、業態転換できないと。廃業、倒産ずっと続いてきまし

た。そんな中、法人税というものは、多分皆さんご存じだと思いますが、法人市民税、法人県民税とあります。これは企業でも法人は赤字企業でも税金を払わなきゃいけません。法人県民税は2万円でございます。塩竈市の場合は法人市民税は5万円でございます。倍以上でございます、県民税の。この辺は、ほかの法人市民税というのはこれ一律、税的に皆5万円と決まっているものかどうか教えてください。

佐藤市長 福田税務課長。

福田税務課長 若干、法人市民税について説明させていただきますけれども、法人市民税には先ほどもちょっと出ましたけれども、均等割と法人税割がございます。均等割というのは、委員ご指摘のとおり企業が赤字であろうが黒字であろうが納めていただく内容でございます。その法人のランクには1号から9号法人までございまして、1号法人は先ほど言いましたように300万円、最高額です。それで、9号法人が5万円、5万円が最低ラインという形になってございます。

均等割を納めていただく目標ですね。会社としても行政サービスをそれなりに受けていると形で納めていただく形になります。ですから、会社が赤字だろうが黒字だろうが納めていただく形になります。特に、市の方が道路整備、あるいは環境整備含めましてかなり企業にとってサービスを受けている割合が高いのじゃないかということで、県と比べますと高めになってございます。この均等割にも各自治体の判断で高くしたり安くしたりすることができます。現在、日本中に傾向からいきますと、均等割についてほかの団体と違う、不均一課税というわけなのですけれども、それをやっている団体は少ないのが現状でございます。ただし、全然ないわけではございません。

塩竈市の場合は標準税率ということで、同じような、日本全国ほぼ同じような均等割を適用させていただいております。

私たち税務課職員が非常に重要視しているのは、法人税割でございます。これは企業活動によりまして、税務署の方に法人税を納めていただく形になるわけなんですけれども、これはそれに税率を掛けて納めていただくのが税割でございます。税割、少なくとも2カ月ぐらいその法人の決算が終わりますと出てきますので、地域の経済の状況がある程度タイムリーに反映されるのかなと考えてございます。

以前、先ほど、法人税については7億円ほどあったというお話をしておりましたが、そのときの大きな柱は、水産加工業とそれから金融機関でございました。それぞれ1億円以上の法人

市民税を納めていただいていた状況がございます。

現在、水産加工業につきましては、数千万円台、安定しているといえれば安定しているのですが、以前の1億円を超えて2億円に近づこうとしているような状況から、現在は数千万円程度の金額に落ち込んでおります。

金融機関につきましては、不良債務問題がございましたので、一時期これまた2億円近くあった法人市民税が一時期数千万、本当に3,000万円、4,000万円の世界まで落ち込みました。現在、それが回復してきてございまして、5,000万円、あるいは今年度については1億円近くまで回復できていくのかなと考えてございます。

そうはいつでも、金融機関については、いってみれば7億円のうち1億円ほどのシェアでございますので、そのほかの卸・小売業、それから運輸通信業、サービス業で水産加工業と水産関連の法人市民税が伸びることを我々は期待してますし、それが市の活力につながっていくかと考えてございます。以上です。

佐藤委員長 木村委員。

木村委員 今、法人市民税で最低5万円、何割、かに割と2種類ありますけれども、その中で、赤字企業でも、赤字決算でも5万円、塩竈市はとっているわけですね。それをほかの市でもそのやり方は同じなんですかと、私聞いたのです。全国皆そういうやり方でやっておりますよでいいのですね。はい。

それで、今、法人というものは銀行関係、またこれは融資ということでいろいろありますが、お金を借り入れするときの決算なんてのは赤字に3年もしてたらどこも貸しませんですね。そういうのがどンドンどンドン塩竈市内の企業がなってきました、もう行き詰まって倒産という形でずっと続いている点も一つにはあるのでないかと思うのです。銀行は切り捨ててでございます。ある時期から。この辺で、宮城県でいう一流銀行は貸すどころじゃなくて、もうはぎとって、もうやめてくださいという状況が続いていて倒産に結びついているのではないかと、こういう実態が常々言われております。

そこで、優遇策というか、一所懸命努力する人には、勉強して努力する人たちには、やはり生き残っていただきたい。そしていろいろなものがあります。商工会議所にも、マル経もあります。いろいろな融資制度もあります。いかんせん、そういうことも知らない方もおります。企業でない個人でやっていますと。そういう構造的なもののとらえ方を塩竈はしていかなきゃいけないのではないかと。跡継ぎもいない、そういうもののとらえ方。ぜひ、この法人税を伸ば

さなきゃいけないと思うのです。中には、私の知っている企業では利益を出したからと2年間塩竈市に物品を寄贈している会社もあります。これが範となって、ほかの企業も利益を出したら、塩竈市になんとか寄附したいと、それを大きく市民がわかるように、そういうものの広報とかなんかを考えて、何かやるために最後には塩竈市のために、ちょっと伺ったこととありますが、先日、北海道の市のトイレに1,000万円あったと。置いていってくれたと。市長あてに。あれ間違って塩竈市にも置いていってもらえなかったかなと。こういう願望のもと、大変な世の中を、そういう企業さんたちに寄附をしてもらおうと。それを幅を広くして行って、それをあと恩返しすると、市が。優遇税制かなんかつくっていただいて、そのようなものとりえ方というのはいかがなんでしょうか、市長。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 前段の部分で塩竈市としての支援策についてご質問いただきました。後ほど、担当の方から塩竈市としてどういった支援策が今講じられているかということについて、ご説明させていただきたいと思います。

私の方からは、利益を出した企業が塩竈市に対して一定の寄附行為を行った場合等々についてご質問であります。本当に多くの市民の方々から、現在の塩竈の窮状を見かねて、さまざまなご支援をいただいております。本当に感謝を申し上げるところでありますし、そういった方々に対しましては本当に、賞状1枚かと言われるかもしれませんが、できるだけ我々の感謝の気持ちを表してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、前段の部分につきましては担当よりご説明いたさせます。

佐藤委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 産業振興策についてご説明を申し上げたいと思いますが、水産加工業関係で申し上げさせていただきたいと思います。

製造品出荷額のうち75%が水産加工業というふうなことでございます。しかしながら、その生産額もただいまご指摘がございましたように、1,200億円台から半減をしているという極めて厳しい状況と考えてございます。そういった中、私どもといたしましては、水産加工業の支援事業というふうなことで長年にわたりまして、例えば開放実験室、それからまた新製品開発というふうなことににつきましては、水産振興協議会を通じて、業界と一緒にあって、国と県の力もいただきながら取り組んできている状況でございます。しかしながら、そういったものがまだまだ好転するという状況を引き出すまでにはっていないというのが現状というふうに認

識してございます。まだまだ厳しい状況、水産業、日本全体で続いていくのだろうというふうにはとらえてございますけれども、先日も水産振興協議会の勉強会の中では、これからはやはり食産業というふうなものは、人口がふえていく外国、中国などを対象にしたことも必要なのかなというふうなことも含めまして、勉強会等の開催をさせていただいておる状況でございます。

いろいろなご意見をいただきながら、私たちも先頭に立って、業界の方と一緒に今後の振興策を展開させていただきたい、そんなふうを考えておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

佐藤委員長 木村委員。

木村委員 最後に、要望でございますが、18年度の決算、市当局の方にも皆さんにも自分の課、自分の部というだけじゃなく、垣根を超えて、20年度の予算に向かって、我が塩竈市民のために努力して、いい予算を組んでいただきたいと思います。終わります。

佐藤委員長 その他、質問の方いらっしゃいますか。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、19日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時26分 終了

平成19年9月19日（水曜日）

平成18年度決算特別委員会
（第3日目）

平成18年度決算特別委員会第3日目

平成19年9月19日(水曜日)午前10時開会

出席委員(21名)

曾 我 三 三 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部税務課長	福田 文 弘 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真 一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純 子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君
建設部建築課長	千葉 伸 一 君	建設部土木課長	千葉 正 君
建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	橘内 行 雄 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福 実 君
教育委員会教育部 生涯学習課長	中川 正 則 君	教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地 辰 夫 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	丹野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

佐藤委員長 おはようございます。

ただいまから、平成18年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

質疑、意見等についてご発言をお願いします。

曾我ミヨ委員。

曾我委員 おはようございます。

私は、5の主要な施策に関する説明書の点に沿いながら質疑をしたいと思います。

20ページであります。昨日も、委員の方からこの防災に関しての防火水槽の点が質疑されました。それで、全体としてはまあわかったわけですが、このことを今の塩竈市が計画している地域防災計画に合わせてみますと、確かに防火水槽の方は計画では103基であったものが、現在117基になっていると。それから、消火栓についてもこの計画の中では1,025基でありましたが、その辺もいろいろ改修をしながら進めてきたと。この計画よりも防火水槽はさらにふえているわけですが、今後全体としてどこまで持っていこうとしているのか。その辺の計画があればお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

現在、117基であります。整備予定力所があと5基ふえまして、全体で122基の予定であります。

佐藤委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 わかりました。そこまで持っていくということであります。特にきのうもありましたけれども、地震によって道路が寸断されたり車両通行の困難な状況も想定されるということがありました。

私、問題に思っておりますのは、旭町の高台で火災がございました。あのときも防火貯水槽の点検などいろんな課題があったと思いますが、市内には小松崎とか、私余り詳しくは知りませんが、市内には旭町のような車が入れなくても市民生活に利用されている道路もあると思うんです。そういう点で、下から担ぎ上げるという状況にもあると思いますが、今の消火栓や防火貯水槽の関係で、やはりいつでもどこでも近くで消火活動ができる体制というのは非常に必要ではないかというふうに考えます。特にこの防災計画でも、延焼による被害というの

が1,537というふうを示されております。そういう点で、今後の消火の関係の消防署の計画もあるかと思えますけれども、塩竈の特質に沿ったそういった点での拡充とかそういった件、考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

総務省の消防力の基準というものがおります。その中で、商業地域に関しては半径100メートル以内、それから住宅地に関しては120メートルに1カ所設けなさいということでありませう。

本市の場合は、約1,000カ所であります。防火貯水槽、消火栓が1,000カ所、防火貯水槽が117カ所。総務省の基準には十分に満たしております。ただ、確かに狭隘な道路のところがあります。その辺については、日ごろ消防署で職員が訓練をいたしております。昨年22件の火災がありました。すべての現場に私も行きましたが、そのときの消防署員の統制力、それから勇気、そういったもの日々の研修をいたしておりますので、十分に消防署の署員を信頼できるというふうに考えております。以上であります。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 今の国の基準からすれば、そういったことを勘案しての対応は無理だということでもあります。でもできるだけ、例えばドラム缶にですね、ドラム缶というかそういうものにためておくとか、そういった狭隘なところについてはいろんなやはり工夫をして、初期消火を行えるような体制もやはり組み込んでいかないと、いつ起こるか分からない地震の中でね、そういったことも必要でないかというふうに考えています。

それから、仮設住宅の方については、この計画では例えばいろいろ古い家については、倒壊の寸前も、おそれもあるので、いろいろな指導をしていくという指導強化のことがあります。それから、公営住宅を利用するということがあります。それから、仮設住宅をとということも言われておりますけれども、新潟の中越地震を見ましてもね、やはり体育館とかに何千人も、それぞれの学校に収容されるんでしょうけれども、3日も4日も自分自身の上に置きかえてもね、とてもそこで暮らしていくということは大変だろうと。そういう点で、では公営住宅はどうかといいますと、皆さんもご存じのようにもう手いっぱい、毎回毎回抽選しても、そこにはなかなかもうあきがなくて入れないという状況があります。そういう点でやはり公営住宅というのは、やはりなかなか利用しづらいと。そうしますと仮設住宅をどこに建てるかと。ここ

では公園とか公共施設の空き地とっていますが、塩竈のこの防災計画で全地域を見ますと、津波によって浸水する地域を含めるとね、とても低地域では仮設住宅を建てるような余地があるんだろうかと心配するわけです。そういう点で、やはり今後の防災計画では、検討を行うとか、大まかに公共施設あるいは空き地というだけではなくて、その辺もやはり想定してもっと考えていく必要があるのではないかと。それから病院の収容も考えましたが、最近病院も目まぐるしくベッドの状況も変わっています。でも、ある病院ではそういった災害のときには何階の大きい広いところをもう収容できるようにという体制も組んでいる病院もあるようであります。そういった点で、この防災計画は平成11年度にですか、つくられておりますが、もう9年から8年になろうかと思えますけれども、もう少しこの計画について、やはり見直しが必要ではないかと思えますが、この辺についてどう考えているかをお伺いします。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 まず、地域防災計画については見直しを行ってございまして、本来でしたら皆さんのお手元に今年度配付する予定でありました。ただ、特組法の関係で、県との事前協議がちょっと長引いていたため、10月に地域防災会議を開いて、その後議員の皆様にも新しく見直した地域防災計画を配付したいと思っております。それを読んでいただければ中身も今までとはまた違って、いろんな点で詰めたところがありますので、あとでその点には議会の方に報告してまいりたいと思えます。

それから、仮設住宅についてのご質問がございました。災害救助法の適用を受けた場合、仮設住宅の建設は原則として知事が行います。ただ、委任された場合、市長が行うこととなっております。民家の借り上げや公営住宅の方法もありますが、1戸当たり約27.9平米という基準がございます。それで、災害の日から20日以内に着工しなさいということで、県の地域防災計画、市の地域防災計画にもうたってあります。建設用地については、今建設部とも協議しておりますが、清水沢公園とかその他の公園を建設予定地にいたしております。

また、市立病院の関係のご質問も出ました。市立病院に関しまして、よろしいですか。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 新しい計画が示されるようでありますから、ぜひその辺も含めながら今後とも安心して暮らせるまちづくりのために、引き続き学習をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、34ページ、35ページでありますが、消費者対策事業。これが事細かにどういう相談があってどういう年代の人たちが相談を受けているかということが記入されております。本当に最近では多種多様な、いろんな消費者にまつわる問題が出てきております。私身近でも知っておりますが、耐震補強するからと、床を見せてくれ、屋根を見せてくれたとかですね、家庭の排水溝をちょっと見せてくれたとか、消火器の問題、あと健康機器、防災、最近では報知機をつけなければなりません、こういう問題をめぐっても市内でもいろいろと出てきているようであります。

先日、16日の河北新聞を見ましても、今度は消費者センターの職員ですがということで、被害を装って金銭を要求すると。本当に油断もすきもない状況で目まぐるしく動いているわけですが、塩竈市の現況と課題の中で、課題は何かといいますと、真ん中辺にありますね。位置的にも担当課と相談窓口が離れているなど、体制に不安があると。たくさんの相談が来ているわけですが、こういった点でもう少し、不安がある点を解決する対応策については検討されているのかどうかお伺いします。

佐藤委員長 荒川産業部次長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 相談室は、ご存じのとおり本庁の1階の方に設置されております。所管の商工観光課、宮町の方にあります。時間帯についても9時から16時まで、1名の相談員が行っているような状態です。相談員が不在の場合はうちの職員が受け持って相談室に来たり、電話で相談を受けたり、そういったこともしております。やはり窓口と担当課が離れているというような苦言もありまして、今年18年度から、34ページの3番、消費者の啓発事業ということで書いておりますけれども、まちづくり塩竈の出前講座ということで、直接老人クラブさんのところにお席しまして、未然防止ということでいろいろな形で相談を受けたり説明をしていたり、そういったことを地道にやるようになってきております。その結果、数字的にもあらわれていまして、昨年よりも若干減ってきているというふうなことになっていると思います。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 一生懸命努力していることは理解するものであります。ただ、やはり市政を運営する上で、例えば301ページには市民相談事業というものもございます。内容は違いますが、やはり今の取り巻くこの消費者をめぐり、それから市民のさまざまな問題を考えますときに、やはり商工観光課というのはまあ商業の部分、先ほど言われました。そういった消

費者の啓発というのもございますけれども、要は市民のいろんなそういった問題にちゃんとこたえる体制、そこをきちんと結びつけることが必要ではないかと。ほとんどほかの市町村に聞きますと、市民福祉課が窓口になっていると。ところがここは、塩竈市の場合は商工観光課にいつているという問題でね。やはりこの辺をもっと整理していく必要があるのではないかと思いますので、ここですぐに回答は求め、今後政策課の方でも含めて検討していただきたいというふうに思います。検討していただきたいと思いますので、意見がございましたらお願いしたいと思います。

佐藤委員長 荒川産業部次長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 我々もそういった不便さを感じております。担当課も含めまして、今後消費者の窓口の場所等も含めまして、より効率性のある消費者の行政を目指して取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 はい、わかりました。よろしくお願いいたします。ちょっと時間の関係で申しわけございません。指名しておきながら。

38ページに移ります。

乳幼児医療費助成の関係でございます。これは、ここに書かれてありますように、3歳児は平成14年10月から実施されましたと。3歳が拡充されたわけではありますが、ここはもう年々対象者もふえているようではありますが、この点をどのように見ているのか伺います。金額もですね。

佐藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

乳幼児医療制度につきましては、入院につきましては小学校まで、それから通院につきましては3歳児までということで対象にしております。今回、17年度と18年度を比較した増となっておりますのは、18年の10月からの社会保険につきましては現物給付をしております。その関係で、国保は以前から現物給付をしておりましたけれども、現物給付ということで、以前は申請をしてお戻しをするという手間がありましたけれども、現物給付になりました関係上、申請漏れがなくなったということで、このような増となったということでございます。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 わかりました。私、子供たちの病気にかかる率が高くなったり、あるいは所得制限

の中で収入などが減って、対象者がふえていきっているのかというふうに思いましたが、この辺についてはまた引き続き、傾向を見ながら行っていきたいというふうに思います。

40ページの児童扶養手当、それから児童手当に関して伺います。これは40ページ。まず40ページの児童扶養手当ですね。

これは、結果的には母子家庭にとってはどんどん悪くなっているのではないかと思います。が、認識について伺います。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 悪くなっているのではないかとということで、多分支給後5年たつと停止というような形で、今国の方で動いておりますけれども、まずただ受けるのではなく、やはり母子家庭についても自立支援という形での考えのことだと思います。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 国の方ではそのように自立のためだと言っておりますけれども、やはりそれは国の言いなりのことを聞いてそう説明しているだけだと。なぜかといいますと、実際には今子供さんを抱えて働くときには、子供が病気をしたら休むんでしょうと。そうすればパートにならざるを得ないと。パートの賃金は幾らかと。600何十円とかと言われますが、このことも取りざたされておりますけれども、そういうふうに通くお母さんたちの条件がよくなっていないのに、どんどん10円単位でもう切り縮めていくと。これが本当によくなっているというか、自立をむしろ阻むものではないかと。全国でも大変な悲鳴が上がっておりますけれども、その辺の認識をですね、国の言いなりの言葉をオウム返しに言うのではなくて、市民にとってどうなのかという点をですね、きちんとやはりとらえてもらいたいと。制度としてそうなったから国のとおりやらざるを得ないというのはありますよ、それは。だけれども、やはりこう、どちらを向いて物事を考えるのかといった場合に、その点をやはり実際にですね。18歳までも今まで対象だったのが、これが変えられるわけですね。手当自身が減っておりますし、それから寡婦控除の適用が廃止されるとか、それから手当を5年間、今までは18歳までもらっていたのが支給から5年間すると50%に減額すると。こういう中身でありますからね。やはり母子家庭の世帯にとっては大変厳しいものということだけ、まず指摘しておきます。

それから、児童手当については拡充されたと。拡充されたと盛んに言われております。確かに制度を見てみますと、拡充されております。対比しますとね。ただ、3歳までは5,000円が1万円になっておりますけれども、3歳以上から二子までは5,000円と今までと変わらない

と。三子も1万円だと。そうすると、どこが拡充されたのかといいますと、3歳未満までの子供さんが今まで5,000円だったのが1万円になったと。こういうふうに私はこの説明を見て思うのですが、それで間違いがないかどうかお伺いします。

佐藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

18年度児童手当拡充をされましたのは、小学校6年生まで拡大をされたということでございます。以上でございます。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 金額の点では私が言いましたように、今まで5,000円だったのが3歳までは1万円になるという改正ではないのですか。

佐藤委員長 木下課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 金額につきましては、19年度4月からの第一子、第二子と1万円ということで、18年度は先ほど言いましたように対象年齢とあと所得制限の拡大ということで制度が拡充されております。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 わかりました。所得制限もあるということですね。はい、わかりました。これも中身、私もう少し見ながらやはり深めていきたいなというふうに思っております。

次に、子育てに関する事業について伺います。

学童保育については57ページでございます。

久しぶりに第三小学校の学童保育を見させていただきましたが、とにかく指導員の方は一生懸命頑張っておられました。それで学童保育が随分このグラフを見ましても、うんと伸びております。いかに共働きがふえているのかということの反映だろうと思いますけれども、この点で待機学童はいないのかどうか伺います。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 最近、学童保育を希望する方が大変ふえておりまして、今まで本当に少なかったクラスも非常に希望が多くなっていたりしています。そういった中、今現在19年でよろしいでしょうか、待機児童は27名ということになっております。ただ、27名本当に保育に欠けるお子さんなのかといいますと、例えばお母様が3時にはもう帰っていらっしゃるとか、それから祖父母と一緒に住まわれている方たちとかということで、全く保育に欠けるお子さん

ではないかということで、一人一人精査した上で今お待ちいただいているという形です。以上でございます。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 いずれにしても、本当に希望者が多いんだなということ、今の数字を聞いても改めて思いました。それで、国の方は学童保育とそれから地域子供教室を合わせた、つまり放課後の子供プランというものについて報じられております。すべての子供たちが安心して地域で過ごせる場所をつくらうということで考えられているようであります。同時にすべての子供とあわせて、もちろん学童と一元化という意味ではないようでありますが、その辺での検討は教育委員会、あるいは福祉事務所として検討され始めているのかどうか伺います。

佐藤委員長 中川生涯学習課長。

中川教育委員会生涯学習課長 ただいまのお話でございます。文部科学省が創設しております放課後子供教室推進事業、それと厚生労働省が実施している放課後児童健全育成事業、これを合わせまして、現在放課後子供プランという形で進んでおりますが、これはいろいろ中身が違うということがございまして、たまたま本市では社会福祉事務所において行っておりますいわゆる仲よしクラブが大変実績を上げております。そういうことで、今後どのような連携ができるか。私どもと社会福祉事務所の方で、お互いに探ってまいりたいというふうに現在思っております。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 ぜひ、今放課後の子供たちの安全問題は、中川委員も言いましたけれども、やはり全体で考えていかななくてはならない課題だと思いますので、こういった国の施策も含めまして、ぜひPTAあるいは学童も含めて、関係者を含めて、いろいろ子育てプランをつくっているわけですが、幅広くやはりこういったことが検討されるようお願いしておきます。

続きまして、65ページの高齢者支援について伺います。

昨日の伊勢委員の質疑の中で、17年度と対比して高齢者支援の事業が切られていると。安否確認だとか配食サービス、これらについては私ども共産党議員団はこの問題も、予算委員会でも指摘してまいりました。それで、総務部長は行財政改革の中で財政が厳しくなるということで、これに基づいて効率効果的なことでの税配分をしたんだということが言われております。例えば、きのう伊勢委員が言われた安否確認、配食サービスのほかに紙おむつという支給事業がございました。これも国の介護保険事業の新たな見直しの中で、任意事業に組み込んだ

ということがあります。実際に紙おむつ事業については、82ページに書いてございます。介護保険事業に組み込まれてどういうことになったかといいますと、今まで216人の人が受けていた者が42人になってしまったと。これは任意事業でありますから、それぞれの市町村においては介護保険の任意事業に入れなくて、市独自の事業としてやれるものではなかったのかと。そういう国の指導との関係ではどういうふうにとめているのかを伺います。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 委員さんご指摘のように紙おむつの支給事業につきましては、17年度までは補助事業で行っておりまして、18年4月から制度改正によりまして介護保険の特別会計の方の地域支援事業でできるということになったわけでございます。この件につきましては特別会計に属することになりますけれども、私どもとしましては周辺地域の県内の自治体の動向等調べまして、国の基準に合わせまして非課税世帯の方に限定してということで見直しをさせていただいたところでございます。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 いや、任意事業に必ずしなければならないことではなくて、周辺の自治体を聞いてやると。多賀城市さんではどうしているかということ、いまだに福祉事業で178名の方に紙おむつ事業を支給しております。それでやはりね、効率効果、国の三位一体やら補助金や交付金のいろんなことがありますよ。市財政が厳しいと。そういうこともわかりますけれども、一律にきのう示した決算書のようにね、もうすべての事業で全部カットして、そして不用額を残してですね、不用額も何ぼでしたっけ、4億も残している。残したことがどうだかというのではなくて、やはり一律にね、もうその切り捨てるという。それで、先ほど紙おむつ事業については低所得者というか、非課税世帯といいましたけれども、今までの紙おむつ支給というのはどういった方が対象になっていたんでしょうか。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 従来は、課税の方についても支給させていただいておりました。以上です。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 それで、課税の方にも支給していたんだと。介護保険任意事業になったことによって、紙おむつは今まで市が一定負担していたわけですがけれども、介護保険事業に移ったことによって、この紙おむつの利用によっては1割負担というのはあるんですか。

佐藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 特別会計の部類に属することになると思います。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 つまり、17年度から18年度の予算に移った中でどの項。今、変わる場所ですからね。もちろん介護保険任意事業にはなっているんですが、ただやはり今まであった制度がなくなったと。数字いいますように216名の方々が、これが利用できなくなったということです。

それで私はね。効率もあるんでしょうけれども、こういうことによって影の部分が出てしまったと。つまりよく国の政治の中で、光が当たったところと光が当たらなかったところが出てきていると。ここを格差とかそういうことをいろいろ言われていますけれども、塩竈市の市政はこういったことをすぐに国のものを受けてしまって、よく1年とか吟味しないでぱったり切り捨てたと。こういう姿勢を私たちは問題にしているんです。財政が厳しいことも知っていると。だけどその姿勢に光が当たらないところがあってはならないと。わずかであっても、それが市の本来の役割ではないかというふうに思うんですよ。そういったことで、何でもかんでも国の言いなりでやるということもありますけれども、どうしてもやらなくてはいけないこともありますけれども、多賀城市さんのように紙おむつも輸送サービスも、ほかの問題もこれだけの事業、針、灸、マッサージですよ、配食サービス、お元気ですか訪問事業、こういったことをね、同じように国から指導されてもちゃんと福祉事業で見ていると。こういうやり方もしているんだよと。どっちが住みやすいまちかと。そういう点をやはりこう何ていうのかな、温かい姿勢というか、そういった配慮をね、やはりすべきではなかったのではないかとことを思うわけでありませう。

それで、この件だけに入ってしまうとあれなんです、そういった配慮を今後ともぜひやってほしいと思いますが、これは市長の意見を聞いておいた方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員長 棟形健康福祉部長。

棟形健康福祉部長 今いろんなご指摘をいただきました。昨日、総務部長も申しあげましたように、福祉の分野というのは非常に広いわけがございますし、それぞれの分野におけるメニューというのかなり広範多岐にわたっているという状況がまず一つございます。そういった中で、私どもといたしましてはこれまでの実績を踏まえ、そして一定程度の整理を行いながら、新たな事業に対しても対応していくような、そういう対応をこれまでもしておりますし、これ

からもしてまいりたいというふうに考えております。決して国の言いなりでありますとか、あるいは光のない部分、そういった部分をむげに削除するような、そういう対応は私どもとしてはしていないと。少なくとも全体的な福祉、そういったメニューを考えながら必要なものはちゃんと存続をし、新たなものは取り入れながら実施をしているということでありますので、その辺はひとつお含みおきをいただきたいというふうに思います。

今、あとご指摘いただいた各市との比較につきましても、私どもとしても十分承知している部分もありますし、本市としては本市の対応をきちとした形で今後ともしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 佐藤 昭市長。

佐藤市長 今、曾我委員の方からさまざまな分野についてご質問をいただきました。市長としての思いということでございました。昨日来、いろいろとご答弁を申し上げさせていただいております。市民の方々にお会いいたしますと、先日新聞に載ったような大変厳しい財政状況、市長、本当に大丈夫かというようなご心配、ちょうだいいたします。我々も職員が一丸となってこういった財政状況を打開しながら、本当に市民の方々に財政についてのご心配をいただかないような、そういうまちに一日も早くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今、個々の状況についてご質問いただきました。それぞれ、担当よりご答弁を申し上げます。我々といたしましても、決してやらなくていい事業というのはないと思っております。それぞれが市民の方々の生活に直結する部分であります。しかしながら、やはり一方では限られた財源であります。そういったものをいかに活用しながら、できるだけ光の部分を広げていきたいということで、今後ともなお一層気を引き締めまして行財政運営に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

佐藤委員長 曾我委員。

曾我委員 ぜひ、市民の福祉向上のために取り組んでいくのが行政の役割でありますから、光が当たらない部分がたくさん出ないようにぜひお願いしたいと思います。

それから、休日急患センターのことですが、河北新聞で実は奈良県と同じように仙台市でも妊婦さんの方が18カ所目でようやく搬送されたということがあったようであります。塩竈市の消防署に聞きますと、塩竈ではそういった事例はないと言われておりますが、今妊婦健診について、青森県のある町で、三戸町というんですか、14回拡充することになったというニュース

もあるようであります。この辺では委員の中でもこれまでも取り上げられてきた課題でもありますが、この検討についてはどこまで進んでいるのかお伺いします。

佐藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 妊婦健診に関する検討はどこまで進んでいるかということについてのご質問でございます。

妊婦健診につきましては、これまでも議会の中で取り上げられておりました、また先日奈良県で方での痛ましい事例等もありまして、非常に私どもとしてもその必要性について切実に感じているところでございます。やはり救急車で受け入れできなかった要因の一つが、かかりつけ医、いわゆる妊娠をいたしましてどこで産むのか、その部分の受け入れ態勢というか、その辺をきちんとしていなかったがゆえの、何れもたらい回しされた中で大変痛ましい結果になったというふうな事例というふうに理解しております。私どもは、そういった意味では母子手帳交付、その時点から（「そこでなくて、回数どうするのかというようなこと」の声あり）済みませんでした。まず、ちょっと相談体制が必要だということがちょっと思っていたものですから、申しわけございません。これについてはその必要性、十分思っておりますので、こういった形で経済的な支援をできるのか。その辺について検討していきたいというふうに思っております。ただ、先日来議論しておりますとおり非常に厳しい財政状況の中で、また新たないろんな要因、例えば麻疹、風疹の予防接種が来年度あたり出てくるとか、そういったいろんな新しい状況も出ておりますので、その中で可能な支援体制がどういうふうになっていくか。今後実施計画を立てていく中で、検討させていただければと思っております。以上でございます。

佐藤委員長 吉川 弘委員。

吉川委員 私の方からは、資料 5 ですね。成果に関する説明書、ページ230ページになりますけれども、市営住宅管理業務について質疑をさせていただきます。

市営住宅は、低所得者のための住まいであって、市営住宅には623世帯が入居していると。このようになっておりますけれども、毎年収入額の変動によって家賃ランクが決まりますけれども、その中で収入区分が一番低い、せいぜい月収がゼロ円から12万3,000円と、この世帯は約8割を占めていると、このようにいわれております。この収入区分の世帯が家賃の減免世帯の対象になるわけでありましてけれども、市当局はこの入居者たちへの家賃の減免、免除、この適用が正しくされていないという問題で、昨年の決算議会でも私、それから小野議員がこの問

題を取り上げました。しかし、なかなか当局とは一致できなかつたと、そういう経過もあって、今回再度取り上げたいというふうに思います。

本市の住宅に関して、一番上位に位置されている市営住宅の条例、これがあってその下に施行規則、そしてその下にはさらに事務取扱要綱と、こういう三つがあるわけでございますけれども、家賃減免にかかわるものとしてはまず本市の市営住宅条例の第15条、このところに家賃の減免の規定が載っております。これをちょっと述べますと、15条の1項の(1)では収入が著しく低額の場合、それから(2)としては病気にかかったとき、それから(3)では災害により著しい損害を受けたとき、(4)としてはその他特別の事情と。こういうふうに収入、病気、災害、その他とこういう四つの区分がされております。そして、この15条の2項では、前項の規定による家賃の減免の基準等必要な事項は市長が定めると、このようになっております。

条例の第15条を具体化したものが施行規則であって、施行規則の第12条で家賃の減免または徴収猶予の基準が定められております。12条の1項の(1)では最下位に区分される。先ほど述べました12万3,000円までの収入が10分の7、すなわち8万6,100円以下。これになればそういう適用になると。つまり8万6,100円以下のその低くなった割合分を家賃減免、その割合分で減免しようとする。そういう内容であります。(2)の病気では、入居者の収入が長期療養に要する費用の月額を控除した額が基準額以下であるとき。それから(3)としては、災害では、入居者の収入から当該損害の総額の12分の1に相当する額を控除した額が基準以下であること。(4)では、前3号に規定する状況に準じた状況にあること。このようになっております。

質問でございますけれども、施行規則でいう収入について、当局ではどのように解釈しているのか。まずこの点について伺いたいと思います。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 昨年の決算以来、この質問続いてございますけれども、法体系からいいますとまず公営住宅法。そちらの方で減免の規定、16条の方で家賃の決定の中で、市長が減免をすることができるという裁量権、行為を規定しております。それに基づいて市の住宅条例でもって、先ほど委員が述べたような法体系の系列になっております。

そして、質問の方の収入の定義でございますけれども、少なくとも住宅の家賃決定に関していえば、公営住宅法の施行令でいう収入、税でいう所得の取り扱いの方法でやってございます。それから減免に関していう部分、この減免の取り扱いに関する収入について、いろいろな市町村おのおの違ってございます。その中で塩竈市がしている部分、これは一つには市の財政

上いろいろございますけれども、まず入居者の公平性、それから入居者以外、入居していない普通の入っている方、民間のアパート等に入っている方、公営住宅に入っている方、そういった者との公平性を期するために、収入、要するに税の控除後の額ではなくていただいた額、その収入でもって判定させていただいています。以上でございます。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 まず、総収入でとにかく収入について見ているという、そういう考え方だと思います。先ほど家賃決定については、公営住宅法の第16条で市長が定めると。その裁量権と、このように言われておりますけれども、私はやはり、確かに公営住宅法というのはありますけれども、本市での先ほど述べた基準となります住宅の条例ですね。ここで市長が定めるとして、そして次のランクの施行規則で、具体的にやはりこの減免について述べているんですよね。ですから単に国の方の裁量権というだけでなく、本市でのそういう条例、それから施行規則、ここでのようになっているのかということが重要だというふうに思います。

それからあと収入についても、家賃決定ですね。これそれぞれ市町村で違っていると。そういうふうに言われました。あと、確かに民間に入居している方たちの公平性の問題ということも言われましたけれども、では続いて私は収入の規定の基本になっているのは公営住宅法の施行令。この中に用語の定義ということで、第1条の3に収入とは何ぞやと、これが出ております。この中では、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から各種控除、即ち配偶者控除とか特定扶養控除、それから障害者、寡婦とか、こういう各種控除を控除した額を12カ月で割った額。これを収入というんだと。こういう点でやはりはっきりとこれは全国的に、もう全部一律に決まっているんですよね。

それからあと、本市の市営住宅条例の第2条の用語の定義では、1項の(8)ですね。その中で収入について、公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入。私が先ほど述べたそれとにかく規定する内容でいくと。ですから、国の考え方とあと本市でのやはり収入、考え方。これはやはり一致していると、そういうふうに思います。ですからやはり課長さん言われる収入、総収入ではないというふうに思いますけれども、あと前回も税務課長にお聞きしましたけれども、やはりここで述べられている所得税法の例に準じると。これを認めているというふうに思いますけれども、その辺で課長さんは、これは委員が言うとおりで。しかし、そのやり方については市町村の判断にゆだねられていると。そういう非常にあいまいな答弁をしておりましたけれども、もう一度これについて確認したいというふうに思います。

佐藤委員長 千葉伸一建築課長。

千葉建築課長 収入の方、公営住宅法云々でいう収入、これは公営住宅法そのものの家賃を定める基本的な部分がございます。減免そのものではなくて、家賃を決定する上でどういう基準で決めていくか。そうしたものを明確に決めていく上での必要な条文だと。そのために収入はこうだと。減免に関していえば、それは市町村の方の中で決定するものだということが、まず前提にあるわけです。そして、塩竈市がその収入、総収入ですね。総収入でやるということは、例えば同じ100万もらっている方であっても、いろんな控除があつての100万と、給与控除と年金控除といろいろ額に変わってきます。そうした方々に不公平になってはいけないのではないだろうか。収入は収入と。その一つの額でまず基準を定めて、そこでもって比較検討すべきではないかと。減免の率の話ですけれども、その減免の率を定める一つの基本としては、皆さんが等しくまずある一番上の総収入でもって比較すべきではないかと。あと、減免の率を判定する上の中で、どれを基準にして判定するか。それが明確にどこを判定するかという問題として、公営住宅法でいっている部分の10分の7分、それを一つの判定基準として対象にしているということでございます。以上でございます。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 公営住宅法では家賃について定めていると。減免については各市町村、そういうふうに言われましたけれども、私が言っている本市での施行規則の第12条で家賃の減免、それから徴収猶予、これについてきちんと定めていますし、その内容というのはやはり公営住宅法の施行令でいわれる収入とは何ぞやと。ですから、やはり先ほど税務課長にも、ちょっともう一度お聞きしますけれども、やはりここで言われている収入とは、所得税法の例に準じて算出した所得金額だと。このように言われているわけですよ。ですからそうなれば、やはり総収入からということは全然当てはまらない、そういう内容だというふうに思います。ですから、建築課長が言われる例えば100万円の収入があつた方が、それから控除の際は給与控除とか、それからあと年金控除とか、いろいろその差が出てくるというふうに言われますけれども、しかし国の法で定めている所得税法に基づく所得、これは明確なはっきりしたそういう内容だというふうに思うんですよ。ここのところが収入に対する考え方。一番大きな違いですし、この違いによってそれぞれ減免対象になるかそうでないか。なる方もならないでくるという、そういう違いになってくるんですけれども、その辺で税務課長の見解をもう一度お願いします。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 お尋ねの公営住宅法の施行令に書かれている内容については、委員おっしゃるような内容でございます。所得税法による所得という形だと思います。ただ、その取り扱いについては、これは先ほど建築課長が述べているような取り扱いもあると思いますし、それからこの公営住宅法の施行令の中で私がちょっと疑問に思うのは、準拠という言葉でございます。適用ではございませんので、そこら辺に各種団体の裁量行為もあるし、それから建築課長が述べているような各団体での取り扱いというのが出てくるのかなとも考えてございます。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 税務課長さん言われたとおり、所得税法についてはやはりそのとおりだと。ですからやはりこの収入から各種控除を差し引いて、そしてそれからやはり12で割った額をいうと。そういうふうになるわけですが、収入からこの控除を引いて所得を出して、それから各種控除を引くと。そして12で割る。そういうやり方からすれば、先ほど建築課長が言われる総収入にはもう全然当てはまらない。そういう内容だというふうに思います。

ただあと、税務課長が言われているこの中の、施行令で言われておりますけれども、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した。この準じてというのは、やはり所得税法にのっとってという、そういう意味合いなんですよ。ここのところ、やはり何かね、すりかえて行っていく上では建築課長が言われた内容だということで、そういう疑問はやはり全くないというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 この件の問題につきましては、公営住宅法の適用の問題ですので、建築課長の方にこの取り扱いについての基本的な考え方は答えていただければと思います。以上です。

佐藤委員長 内形建築部長。

内形建築部長 まず、ここで確認しておきたいんですが、まず市営住宅の家賃は公営住宅法において定められた計算方法によって求められた近傍同種家賃。一般的にはこの家賃が民間でいうところの1戸当たりの家賃といわれるものですが、この計算により求められた家賃を基本として、入居者の収入に応じて段階別に家賃が、いわゆる減額されて決定されているところだけご理解をいただきたいと思います。まずは、公営住宅法に基づいて本市の市営住宅の家賃はそれぞれ収入に応じて、まずは確定しているということをご理解いただきたいというふうに思います。

その中で、減免のやり方が条例規則に基づいて運用されていないのではないかというような意見でございますが、まず先ほど来から担当課長説明しておりますとおり、まず収入を基本としてやっております。まずは収入です。先ほど申し上げましたとおり、収入の種類によりまして、同じ市営住宅に入られている方の差別を防止するために、まず総収入で行っているということをご理解いただきたいと思っております。このやり方につきましては、まず施行規則では減免や徴収猶予などの条件や範囲、提出書類等については規定しているものであります。当然ながら、その規定により減免の判断を行って、適正に運用をしておりますところでございます。この塩竈市のやり方、これまで国あるいは県の監査を受けてきておりますが、この減免のやり方につきまして指摘を受けた事実はございません。また、県議会の方でも本市の減免のやり方につきまして一般質問をされて、県の方からも一定の見解が出ておるところでございますが、やはりその回答にもございますとおり、市の財政的事情や入居者間の問題、さらには入居できなかった方々の均衡等を踏まえながら、実際の裁量権に基づいて行っているものであり、全国一律の基準で運用されるものではないと理解しているということで、県の方でも一定の見解を示しているところでございます。

したがって、本市は今始まったことではございません。市営住宅が建設されてから、この同じ取り扱いの中で減免をしておりますところでございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに今始まったことではないですけれども、やはりただ適用に当たってこれが正しくないという、そういう点でもしね、認めるならばやはり今からそれを是正していただきたいというふうに思うんですよ。それで家賃の決定について、これは家賃の場合もそれから減免についても同じように、やはり所得、これが基本となります。やはり収入から控除して所得を出して、各種控除をさらに引いてと。それが家賃の決め方でも政令月収。これがやはり所得です。それから減免の場合もやはりそうなんですよ。やはり所得が均等、やはり基づいてやられると。ですから、やはり国の方のことを私言っているのではなく、本市の場合でもやはりちゃんと条例の中に市営住宅ですね、施行令。その例に準じてとにかく行っていくと。そういう収入についてはっきりとしているわけですから、ですからそういう面でやはり各給与控除とか、それから年金控除とか、そういう差によって違いが出るからということで収入でやっているんだと。ところが先ほど税務課長が言われたとおり、やはり所得税法の例に準じると。そう

いう点ではやはり明確に所得を基本としてやっているという、そういうことだというふうに思うんですね。ですからやはりこのところがなかなか認めないというふうに思いますけれども、確かに県からの指摘もされていないとか、裁量権と言っていますけれども、では宮城県の県営住宅法、県営住宅とそれから本市の市営住宅。ここでの条例、規則、それに基づく規定ですね。減免に対する規定。これが違いがあるのかどうか。その辺について伺いたいというふうに思います。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 まず、その前に減免、家賃の構造。市営住宅に入られている方、その方々が家賃を定める場合、例えば同じ住宅に住んでいらっしゃっても、家賃が皆違うという部分、多分これはこの議会を聞いていらっしゃる方もおわかりになっていない部分があるかと思うので、ちょっとその部分から触れさせていただきませうけれども、現在の家賃体系というそのものが、収入、先ほどの所得ですか、所得の区分でもって家賃が変わると。ですから、先ほど昔であればその住宅に住んでいる方々同じ家賃だったという形態があります。平成8年度からそういう体系が変わりまして、所得に応じて家賃を下げましょと、そういう制度に変わってきてございます。そうしてそういう制度の中で最低家賃の方々に、なおかつ日常的な生活に苦しい方、そういったものの方、どうしようもない方に対して市長の方で減免を認めるというやり方を決めましょという形で今の減免制度がございませう。その減免制度を適用する上で、例えば先ほど申し上げましたけれども、最低家賃の方が今度同じ収入なのに減免した額ですね。今度減免した額によってまた差が出てくると。そういうこと自体がどうなのかということが一つの我々としての問題点だというふうに思っております。先ほどの委員の質問でございませうけれども、県の条例と市の条例はどうなのか。表記の仕方としては同じでございませう。ただ、県に対しても申しておりますように、塩竈市としてはこういう形で実行させていただいておりますという形では申し上げます。以上でございませう。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 結局、県と市の条例、規則は同じだと。しかし、実際にやはり県営住宅に入っている方とあと市営住宅に入っている方のそういう減免に対する規定が、やはり本当に考え方が違っている結果、本当に本市の場合は資料なんかにもありますけれども、わずか5件しか減免の認定がされないと。1%以下なんですよ。ところがやはり17年度を見ましても、県営住宅の家賃の減免数は359件とか、あと仙台市の場合は生活保護水準の7万7,000円。これを基準にし

てこの以下になれば減免しますよと。それでこの所得に応じてやられている結果、そういう大きな減免の差が出ているわけですね。ですからやはりそういう面で本当に減免する際に、いろんな給与の控除、それから年金の控除、それぞれやると差が生じると。そういうふうに課長言われますけれども、しかしそういう問題でどこにそういう根拠、そういうふうに決めている根拠があるんですか。その辺お聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 千葉課長。

千葉建築課長 根拠に関しては去年の資料要求もありましたし、それで申し述べておりますけれども、市営住宅の減免及び徴収猶予事務取扱要綱、その中で定めてございます。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 いろんな事務要綱ですね。先ほど言いましたけれども、本市の場合はこの条例があって、それからあと下に施行規則、その下の事務取扱要綱という。去年もやはり課長さんは、ではどこにこの根拠があるんですかと聞いたら、やはり要綱の中ですね。その中で結局取扱要綱の第3条の、3カ月間という基準で、それからあと2項ではこの免除。これはあくまでも1,000円未満の場合は家賃の徴収を免除すると。この中でこの収入という言葉をとにかく引用しているわけですが、この取扱要綱はあくまでも1,000円以下の場合は家賃を免除しますよと。そういうことであって、その収入という言葉というのは、これは一貫して全体につながっている条例。条例の中に出ている国の法ですね。法令に定めた、それに本市も準じる。それで行っていくと。そういうふうに言われている。それはもう一貫した内容なんです。ですからそういう面ではね、全く課長さん言われているそういう見解というのは、取扱要綱とかね。その辺の言葉から、去年ことしも言われましたけれども、そうではなく条例ではっきりと定められている。そういうものだというふうに思います。ですから、そういう面で本当に県営住宅、それから市営住宅、同じように条件の下にもし入っていたとすれば、一方では県営住宅の場合は減免免除になる。ところが市営住宅は減免にはならない。そういう問題が発生していると。そういうふうに思います。

それで、特に本市の場合は減免を正しく適用していないという、そういう問題と同時にこの家賃滞納者に対してこの間裁判をかけているという問題があります。平成18年度の当初予算では300万円の予算措置がされて、決算では63万円、これがなっております。減免制度を本当に積極的に活用されている自治体の場合は、もう3割から4割の方たちがそういう減免を恩恵を受けていると。ですから私、裁判にかけられた方の中にはやはり家賃減免、それから免除対象

になる方もいるのではないかと。そういうふうだと思うんですよ。もし、やはりそうだとするならば、本当に二重の点で大きな誤りになっているのではないかというふうに思います。

佐藤市長になってから、平成17年の3月から住宅家賃滞納整理事務処理要綱と、これが施行されるようになりました。家賃滞納が1カ月から3カ月になれば督促状とかあと催告書、それから連帯保証人に対しては協力依頼書が送付されると。その後はいろんな経過がありますけれども、賃貸借契約控除を予告した催告書とか、あと連帯保証人には連帯債務履行要請書の送付。そしてさらには市営住宅の明け渡し請求とか、簡易裁判所への申し立て、訴訟と。こう次々となって、そういう要綱がつけられているわけですね。ですから、そういう点で本市の場合減免制度が正しく運用されない。そういう中で家賃収入、これが問題にされて裁判訴訟も行われる。そういう中で確かに家賃の未済額、これが平成17年度には1,925万あったものが、平成18年度では503万減って、そして1,422万と。こういうふうになっておりますけれども、しかし、私は市営住宅の入居者というのは低所得者、このところが対象となるわけです。ですから、生活保護世帯の場合は市営住宅に入居している方は家賃の免除、それから民間住宅に入っている方は上限で3万5,000円までの減免ですね。それは認められているわけですが、しかし市営住宅に入居者に入っていて、生活保護水準の方も結構いるんですけれども、しかし本市の場合はやはり総収入で見られているために、なかなか家賃減免の対象にならない。そういう問題があります。そういう点で、やはり県の場合は、ではどのように減免の周知徹底が行われているかと。県の方では年間2回、広報で減免の周知徹底がされて、あとさらにもう2回、ここにありますがこれもひだまりという、これは2007年の34号になりますけれども、この入居者に対する家賃の減免、徴収猶予についてこういう制度の紹介をされているんですよ。そしてあと、同じこの紙面の下の方には、例として離婚、病気、転職、失業などにより収入が激減し、家賃の納入が困難な方など家賃減免制度の申請の案内、国の福祉制度などの情報紹介と。そういう点で家賃納入相談員からのお知らせと。こういう年4回合わせてですね。こういう減免に対する周知徹底が行われております。そういう面では、本当に本市と県の場合ですね、家賃の減免のあり方とそれから入居者への周知徹底の問題。そういう面でも非常に大きな違いがあるというふうに思います。そういう点で、私住宅というのは福祉、こういう立場で考えておりますけれども、その辺でやはり総収入で減免計算を行っている。そういう点では塩竈市がみずから定めた条例、規則からして、全く違反しているのではないかというふうに思いますけれども、その辺について市長の、これをただ見解はないのかどうかお聞かせ願いたい

というふうに思います。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今委員の方から大分述べられましたけれども、若干訂正させていただきたいと
思います。

まず、生保の関係ですけれども、生保の方の家賃は免除でございませぬ。私どもの方として
はいただいております。

それから、違反しているのではないかという意見ですけれども、これは委員の方が国土交通
省並びに県の方で照会しておりますとおり、向こうからの回答であっても、それは市の裁量で
もってやっていることで、要するに条例に違反しているとか法律に違反しているとか、そうい
った問題ではないということを言われているはずだと思います。

それから、先ほど裁判の関係ですけれども、今回の裁判の方に4件ほどお願いしてございま
す。それでもって、あくまでもその方々ですけれども、うちの滞納処理、そういう過程の中
で、何回となくこちらの方で文書なり足を運んだりしてございませぬけれども、その中で相談に
乗ってきていない方、一度も訪れない方、そういう方々に対してやったものでございませぬ。そ
の中でも特に最大で128カ月の滞納とか、そういった方々に対して今回お願い、裁判の方で明
け渡しの請求を、訴訟をさせていただいたということでございます。

そしてその成果ということでもあるかと思っておりますけれども、今回平成17年度からそういう滞
納処理、裁判とはまた別にですけれども滞納処理をさせていただいております。その中で、16
年度の決算と18年度の決算を比較させていただきますと、総額で大体1,600万ほどの減もさせ
ていただいております。特に力を入れてございました100万以上の滞納者。その方に関して
は、件数で8件、金額にして1,200万ほどの滞納の減をさせていただいております。そういっ
たいろんな意味で、滞納に関しては成果を上げさせていただいております。これは決して先ほ
どの裁判の関係ばかりではなくて、そういう面でいろいろ努力してきたということございま
す。

それからもう一つ、滞納処分の関係。減免とまた別の形なんですけれども、一つの同じよう
な形で言えば、家賃を下げるというそういう方面でいけば、ランク、先ほど収入ランクとござ
いませぬけれども、その収入ランクを下げる方法というもののこちらの方で指導はしてござ
いませぬ。例えば、先ほど離婚の話がございませぬけれども、離婚で働き手と別れた方。あと死亡
なんかによって働き手がなくなった方。そういった方々の収入分位。例えば何ランクかあり

ます、8ランクくらいあるんですけども、そのうち4ランクくらいが平均から始まるんですが、例えば4ランクから3ランクへの、こちらの方で減額の指導をして下げて、家賃を下げるような手続とか、そういった減免とはまた別の見えない努力をうちの方、市としてはさせていただいている。そういう点も知っていただければということでございます。

あと、県の広報の話でございますけれども、市として今入所に対する広報という部分、限定した方法という部分に関しては、まだちょっと追いついていない部分、確かにございます。そうした面でいえば、今後そういった面の整備は図っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私の見解というご質問でありました。市営住宅、本市の行政の中でも大変重要な役割を担っているという判断をいたしております。所得水準の低い皆様方から、あるいはこのまちで結婚し、新しいスタートをこのまちで切りたいという方々から、大勢の方々にご活用いただいております。そういった思いを梅の宮住宅の整備に込めたつもりであります。

一方では、やはりこういった住宅、市営住宅行政を安定的に続けさせていただくためには、やはり入居者の方々に一定のご負担をいただかなければならないということもでございます。我々、できるだけ適正にということで努めさせていただいてきております。

先ほど、課長ご説明をさせていただきましたとおり、まずは第一段階で、所得水準によりまして既に減免というようなことも取り組んでいるわけでありまして。そういった中で残念ながら、昨今入居されている方々の中で、住宅の使用料をお支払いいただかないという方々もございまして、負担の公平性、あるいは安定的な住宅行政の推進のためにはやはりぜひお支払いをお願いしたいということで、誠意を尽くしてそういったご説明をさせていただいているところであります。

また、広報の必要性についても委員の方からご指摘いただきました。我々も入居を希望される方につきましては、必ず窓口に来て入居申込書を受理されるわけでありまして。そういった際に、できるだけそういった減免の問題でありますとか入居条件等につきましても、条件を明示しながら対応させていただいているところであります。

全般的な話ではありますが、例えば宮城県におきましても、県としての住宅政策を大幅に見直しをせざるを得ないのではないかとというようなことが叫ばれております。それは、一つにはやはり公平な負担の問題であります。もう一つにはやはり適正な料金のあり方ということであり

ます。民間のアパート、そういったものをご活用いただきます方々と市営住宅、県営住宅をご活用いただきます皆様方の負担の公平性という問題になるのかと思っておりますが、今この公営住宅をめぐりましてはさまざまな議論がされておりますが、我々先ほど申し上げましたように平成7年でありますか、こういった制度を堅持させていただいているわけであります。ぜひそういった内容を委員にもご理解をいただきますようお願いを申し上げるところでございます。以上でございます。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 県の県営住宅入居者と市営住宅入居者では減免内容が違っており、市長言われているとおり、やはり県の方でも住宅制度の見直しも検討されていると。そう伺いましたけれども、そういう面でやはり確かに今後の見直しというのがありますけれども、私は現在の時点で、現在決められている条例、それから規則、それに基づいてきちんと正確に行っていただきたいと。そういう面でやはり入居者に対する義務と権利というのがありますけれども、そういう面で本当に訴訟の問題、大変な問題がありますけれども、やはり権利についてもしっかりとやはり周知徹底、それから行使する。このことが大事だというふうに思って、質疑にかえさせていただきます。

佐藤委員長 伊藤博章委員。

伊藤委員 それでは、私の方からも18年度の決算、一般会計の部分について質疑をさせていただきます。わかりやすいご回答を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

まず、18年度の決算の質疑に入るに当たりまして、約5年ちょっとの小泉改革が行われ、今もその改革が進んでおります。昨日、財政課長からも出ましたとおり、この改革の中身というのは大変厳しい状況を市町村に、都道府県及び市町村が感じざるを得ない状況というのが作り出されております。結果的にいえば7兆円の国の歳出カット、それに対して3兆円の地方への税源移譲。ですから、差し引きしますと4兆円がまるまる国の歳出カットということになります。

そういう状況を考えながら、今回決算資料の 5 の最後になります決算状況の資料、それと同じく 5 の339ページにあります基金残高の推移を拝見させていただきますと、昨日もレーダーチャート等ご質問があったようでございますが、その中でもありますとおり基金の枯渇という問題が本市、大変な問題になっているかと思われま。その中でもこの市債管理費。これが平成15年度を境に18年度では65万1,000円の残高しかなくなっております。この辺、どのよ

うな基金の運用が行われたのか、お伺いをまずしたいと思います。

佐藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

基金残高、年々近年の財政状況を踏まえまして、繰り入れが毎年のように行わざるを得なかったという時期が続いておりまして、減少しているところでございます。この基金は、幾つかこの表のとおりでございますけれども、その中で財源調整的な基金というのは、いわゆるのが2基金でございます。財政調整基金と市債管理基金。この2基金は特にその財源調整的な意味合いが強い基金だということになるわけですし、まずその財源、補てんする場合には、やはりこの2基金からの繰り入れというのをせざるを得ないという面があるわけでございます。そういったことで財政調整基金、それから市債管理基金につきましては、やはりその繰り入れの対象とする年度も多く、減少してきたということでございます。市債管理費につきましては、その年度の償還財源として充てるというようなことで取り崩しているわけでございます。

佐藤委員長 伊藤委員。

伊藤委員 今ご回答いただいた、ご説明いただいたわけですが、一方、昨日出されました資料18番の普通会計の地方債財産高の推移を見ますと、本市の場合今220億何がしかの地方債残高があります。本来であればこの市債管理基金というのは、借金の償還、返済を安定的に行うために条例をつくってこの管理基金ということをやっていることなんでしょうが、やはりそういう三位一体改革の中で、また市税収入がなかなか回復をしないという状況、それから人口減少、こういった中でこのように厳しい財政運営が行われたのかと思うわけでございます。ただ、ここで一定やはり注意をしなければいけないのが220億、225億8,200万の18年度で地方債残高があるわけですから、それに見合うためのやはり市債管理基金の手当てというのは一方で考えていかななくてはいけない。また普通会計の年度での、通年の年度での運用の中で、こういった部分、しっかりと考えていかななくてはいけない問題ではないかなと思います。

このように厳しい状況があるわけですが、一方、これは決算意見書 2の7ページを見ますと普通会計の財政状況の推移があります。そうするとこれだけ厳しい財政、外からの原因もあって厳しい財政状況を、内部的な問題もあるんですが、強いられている割には、全般的にこの指数というか、財政をいろいろ判断をするための指数といわれている部分が、そう悪化をせずに一方では0.何ポイントぐらいとかと改善をされている部分もある。これはやはり佐藤市政の評価されるべき点でもあるのかなということで、今回この決算資料を見させていただきまし

た。

やはりこういうふうの結果として、どこかにやはり何かは出てこなくてはいけないことなんだと思います。ただ問題点は問題点としてちゃんと明示を、具体的に示しながら、こういう一般会計そのものが悪化しないような工夫をしてきたという結果は、こうやって数字にあらわれてきていることだと思います。ということはこの18年度の一般会計見させていただいて、決算を見させていただいて感じたことを、まず全般的なものをお話をさせていただきながら、あとは具体的にちょっといろいろお聞きをしてみたいと思います。

まず、平成18年度の決算ですので、18年度に新しいこれは都道府県市町村、地方自治体が新しい制度の導入がありました。それは指定管理者制度の導入をこの平成18年、行いました。それで、決算書を見させていただければ 5の194ページには、これは体育関係、8,400万ですね。8,400万の管理委託費。それから、254ページには指定管理料として880万程度の、これはマリゲート塩釜の部分ですかね。というふうな形で、大きな金額が出ているものもあります。一方、指定管理者にはたしか集会所等も今回いろいろ入りました。集会所関係で見ると、これが一番、4の方の資料の2款1項12目の集会所修繕費補助金ぐらいが唯一該当する金額なのかなと。あとはコミュニティ助成金の問題などがありますが、市の施策としてはこれが該当するものなのかなという感じなんです。そうすると、なぜ同じ指定管理者制度なのに、これだけ支出金額、もちろん施設の大きさ大小もあつたりはしますが、なぜその一方は指定管理料なり委託料を一定程度負担をしていながらやっていかななくてはいけないのか。集会所の方は、ある意味ではそれを受けた地域が、町内会ですかね。指定管理者となった町内会が基本的には自前の予算を活用しながらやはりやっていっている中身なのではないかなと思うわけですね。そのかわり共通しているのは、お互い収益が上がった場合は、それは自分のところの会計に収入として入れていいよというのだけは同じなんです。この仕組み的には。元々私はこれ一貫して言っているんですが、指定管理者制度が始まったのは、これは地方が身の丈にあつて、自主自立で自分の収入に見合った形の運営をしていく、経営をしていくとなったときに、特に公務員さんコスト、ある意味で給料が高いと言われている公務員さん方のコストを考えたときに、民間の方をお願いすることによって、新たな収入源も見つねながら運営費をここで見出すのではないかと。そうすると、市から税として持ち出す部分が少なくなるのではないかと。このを期待して、こういう制度が本来始まったはずなんです。1年こうやってスタートされてみてこの指定管理者制度、どういうご感想、またはどういう今後の持っていく方をお考え

になっているのかお伺いをしたいと思います。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 指定管理者制度につきましては、平成15年地方自治法の改正によりまして、いわゆる公共施設の部分を効率的な運営さらには住民サービスの向上ということで、管理の代行というシステムの中で導入された制度でございます。

こういった改正を受けまして、本市といたしましてはまず公共施設で管理運営を委託しております体育館、プールそれからマリゲート等について指定管理者制度を導入し、さらには集会所につきましても指定管理者制度を導入させていただいたというところでございます。

それで、本来の趣旨は財政、効率的な運営ということではないかというお話をされております。それで、導入して1年が経過しているところでありますが、例えば体育館とかプールでありますと、かなり市民サイドに立ちましたさまざまな教室等、スポーツ教室等を行っていただいて、市民の方に幅広く利用されておまして、利用者も伸びているのではないかというふうに思っております。そういった取り組みの中で、やはりスポーツだけではなく健康づくりという、そういった視点にも立ちながらですね、何というんでしょうか、今までの行政の取り組みとは違ったような形での展開がされているのではないかと。プールにおいてもしかりかなというふうに思っております。

それから、マリゲートにつきましても、一定程度さまざまなイベント等実施していただきながら努力をしていただいております。指定管理料につきましては、平成18年、そして19年ということで段階的に見直しもさせていただいているということでありまして、体育館、プール、それからマリゲートにつきましても効率的な運営がなされ、さらには住民サービスの向上が図られているものというふうに認識してございます。

さらに集会所につきましては、こちらはいわゆる特定の目的というんでしょうか。地域の集会施設ということでございますので、利用料金制ということをとってございますので、ちょっと体育館、プール、マリゲートとは違った仕組みになっているということについてご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

佐藤委員長 伊藤委員。

伊藤委員 別に委託を受けたところ、指定管理者となったところが何もしていないということではないです。そういうふうに個々いろいろ努力をしているわけです。そして今話したとおり、公共の行政側の、公の方の行政側の事業にあった部分のサポートをしてくれると。

別にそれはその目的別に支出が図られていいんじゃないかなと思っているんです。その方がわかりやすいですね。支出が図られたことに対して結果こう出たということは、こういうふう
に評価事業も塩竈市が積極的に取り組んでいらっしゃるわけですから。ただ、こういうふうな
今のような出し方をしていると、収益は入ります。施設もある意味では結構使い勝手がいいと
いうか、料金体系は一定程度決まっているにしても、その中の物販とかいろいろな部分をやろ
うといえばできるわけですね。いい例がマリゲートなんかですと、たしかこの800万の根
拠となっている部分のエントランスホールとかああいう部分ですね。これは公共的なスペース
ということですね。パブリックスペースということで官が負担をしているということになっ
ていますが、そこで物販が行われたりして、その収益は多分その指定管理者の方に入っている
んだと思います。そういうやはり見ていて不思議な部分がいっぱいあるわけですよ。だからそ
ういうところを私はやめろと言っているわけではないんです。そうであれば、もっと筋がいい
ような行政としてこの指定管理者制度を使うに当たっての、やはりもっとこうしっかりとした
指針をね。今はこれまでのことを継続する形での、まず第1期目ですか、受け方をしたわけ
です。ただ1年、2年とたっていくごとにやはりそういったことは、一つ一つやはり苦しい一般
会計側のプラスになっていくような制度そのものの活用という方法に行くにはどうしたらいい
かという、やはり考え方を持たなければいけないんだと思うんです。

それから体育館なんかでも、やはり指定管理者制度であって収益性をその指定管理者が上げ
ようと思ったときに、いろいろ体育館を含めて官側が、塩竈市側が、やはり口を出す部分もあ
るわけですね。まだね。その部分がやはりちょっと民間の効率的な経営なり何なりを運営に
入れようと思っても、官が口を出していくと、なかなかそれが阻害されてくる部分もある。そ
れはどこに根拠があるかといえば、やはりこういうふうな管理費の裏に委託料を出している
と、出しているんだからということになるわけですね。

ですから、公共性に供さなければいけないことは、それは大前提です。だけど、一方では今
までのように指定管理者になった以上は、今までやっていたようなすべての人に平等にとかな
んかという、そういう考えというのは多分だめなんだと思うんです。やはり受益を受ける、サ
ービスを提供を求める市民が、納得いくような形であればその料金を幾ら払うかというのは、そ
こでお客とある意味で提供する側の関係ですから、それが納得されればいいことなんだと思
うんです。その最低限度のところには、ただ行政側が税で建てたというもともとの長期的な借金
等ないわけですから、やるところは。それを担保、それがない以上、手入れ安く、だれでも一

度も使える状況というのはやはり残しておかなくてはいけないんだと。こういう仕組みがこれ僕指定管理者だと思っているものですから、やはりそういう方向にちょっと、田中さんの回答ではやっていることはそのとおりなんです。やっていることを聞いていると僕も体験していますからね。やっていることを聞く必要はないわけですよ。ただ、市側としてこの指定管理者制度を使うに当たってのやはり心構え。しっかりと指針という中ではやはり僕が今話したようなことを具体的に考えてやっていかないと、財源、やはり歳出をある程度カットしていく。歳出をカットするんだけど、市民には喜ばれるものをやはりつくっていくという取り組みの一環ですので、それがちょっとどうも見えてこないものですから、その点でこのお話をちょっときかせていただいているところなんです、その辺のお考えをお伺いしたい。

佐藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 伊藤委員にお答えいたします。

事業を開始されまして、指定管理者制度を新しく導入されて、全国自治体にもですね。今委員ご指摘のとおり試行錯誤を繰り返しているのかなというふうに考えています。我が市におきましても既にマリゲート、それから体育施設、それから今回集会所ということでございますけれども、我々としても従来のようないわゆる施設の管理委託と全く違つと。あくまでも民間活力、民間の持っている力を活用させていただいて、よりよいサービスの向上に努めたいと。そういうことで指定管理者制度を導入したわけでありませう。

今、委員ご指摘のように、やはり発注する自治体として、やはり自治体の内部を民間の方々お持ちでございますので、例えば料金の問題、あるいはサービスのクオリティの問題、そういったものを十分今後検証していきながら、ちょうど3年でまた更新時期になりますので、当然利用者である市民の方々のご意見、あるいは当然議会の議決事項でございますので、そういったような議会の声も当然聞きながら、今後よりよい指定管理者制度へ持っていきたいなというふうに考えています。以上です。

佐藤委員長 伊藤委員。

伊藤委員 地方分権という名のもとでの地方の自主自立の実現のために、こういう一方では地方自治法等の改正があったんだと思いますので、そのやはり目的をしっかりと果たしていかないと、国は容赦なく財源をカットしてくる。切ってくるわけですから、その辺は十分踏まえてやっていただきたいと思います。これは19年度に向かってまたいろんな改善が図られればなということをご要望させていただきたいと思います。

次が、5のページ47ページ。子育て支援に関する事業の部分で、これ私一貫して取り組んでおりますのでご確認なり質問させていただきたいのが、病後児保育事業について伺いたいと思っております。

48ページの現況と課題を見れば一目瞭然でございます、施設型、派遣型の両方で検討を重ねてきた病後児保育事業については、特定の保育所におけるモニター事業でも登録者はいたものの、実際の利用はなかった。しかし、ウィルス関係の感染症の発症が多い昨今、必ず必要は出てくることが予測されるので、自園型の病児病後児保育事業なども検討する中でニーズ量の把握に努めながら検討する必要があると。これが今後の課題であり、多分ここが大変難しいんですがやっていかななくてはいけない部分だと、私も思っております。そういった中で、これは病中、病後ということになるわけですね。考え方としては。そうすると、これは要は基本的には今保育所に行っている保育に欠けるという部分を念頭に置きながらこの部分をやっていらっしゃるんだと思いますが、一つここでまず伺いたいのが、この現況と課題を解決するために、この18年度具体的にどのようなことを行ったのかお伺いをしたいと思っております。

佐藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 病後児保育、18年度は派遣型という形で取り組みながら、施設型に向けていろいろな努力をまいりました。そういった中で医師会の皆様の協力も必要であったし、あとそれから施設型に対してはどかがよろしいのかということで、一定程度市立病院の方とも協議を重ね、実現もできるかなというところまでちょっと来たんですけども、その時点でこういった派遣型、モニター式でやっていたところ、全く利用がなかったということで、ちょっとその辺で施設型も、今施設型なのかという議論になりました。ちょっともう少し施設型についても検討が必要なのではないかと。今、大きな財源をかけて施設型をやってしまうのがよろしいのか、もう少しほかのことを、ほかのあり方も検討してはどうかということで、各保育所ごとの病後児保育というのも考えてはどうかという形になってまいりました。

18年度はそういった面で、医師会のご協力をお願いしたり、あと施設型に向けてちょっと具体的な、本当に具体的な考えまで至ったんですけども、もう少し時間的な状況把握が必要なのではないかということで、今回は保留という形になりました。

佐藤委員長 伊藤委員。

伊藤委員 それで、なかなかこれ各自治体いろいろ今努力してやっていらっしゃることもあるようでございます。そういった中で一つご検討いただきたいのは、これは一時保育を塩竈市は

県の補助事業を使いながらモデル的にスタートをして、今継続的にやっていただいているわけですが、この一次的保育の中にもぜひ病児病後児のやはり保育的な考え方を入れていただきたいと思います。それは、保育に欠ける児童を持っている家庭だけではなくて、やはり時間的に今就労関係というのは結構多様になってきていますから、その時間的にはもしかしたら融通はきく部分はあるのかもしれませんが、一時的にどうしてもお互いがたまたま同じ時間帯で保育をすとか、病院に連れて行く状況がなくなってしまう場合があるわけです。これは前提は核家族ということで、周りにそういう方もいないということがあるからこそ事業を今展開しているわけですから。そのときにやはり病中はあるにしても病後児の部分、経過の部分なんかでやはり病院に連れて行かなくてはいけないときなんかにもできればこういう、そういうときには派遣型みたいな形でですね、活用ができればいいのかなとか。できれば使う側のニーズにあったような形で、やはりこの事業の制度設計をされますと、結構利用者の方もふえてくるのではないのかなと思いますので、この辺ぜひ今子育て支援、これは国、日本国の大きな政策課題の一つでございますので、ぜひ市町村もやはり人口減少をどこかの時点で歯どめをかけながら安定した、それこそ市長がおっしゃるとおりだれもが住みたいまち、そういう塩竈にしていくためにもやはり子育て支援にしっかりと力を入れている必要があるんだと思いますので、そういったところについても今具体的にご提案をしたわけですが、そういう一時的保育、それから病後児保育などをうまく組み合わせるとか、それからもし保育所なんかでも自由型にするのであれば、部屋の区割りの問題。こういうところをどうするのか。そういった財源対策をちゃんと検討していただいて、ぜひ19年度以降具体的に進めていただきますよう、これはお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、同じく 5の57ページ。これは私からも、放課後児童クラブの件でちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほどご質問があったようでございましたが、ご回答にもありましたが、最近特にやはり入所を希望される方がふえて、児童クラブを利用される方がふえておまして、結構満杯状態のかなと。それで、国の方でも定数の拡大を含めているいろいろ出しているようでございます。ただ、そういう中で空き教室に概念のもとで、一定程度の部屋を使うものですから、今そんなにたしか学校と空き教室ないはずですよ。さっきありましたすべての子供たちがこういう放課後児童クラブとあわせた形でその放課後を過ごす場所ということで、これは放課後児童クラブが使っています空き教室等といわれていますが、残念ながらこれを進めるに当たって

も、全部の児童を対象に今の状況ではとても施設の、場所的には無理です。無理な状況であるからこそそれに準じた部分でいろいろやってもいいよと。地域とかなんかと相談しながらという、いろんなことがあるわけです。また一方で、放課後児童クラブでは本市、大変進んでおりまして、障害児の子供なんかも受け入れていただいております。これは大変ありがたいことであり誇れる。結構これは先進的な取り組みです。本当に塩竈市、こういういいところもあるんです。ただ問題は、健常児の子供たちが30人を想定しての指導員の配置2名ということになっていますので、たしか30人でしたかね。そうするとね、障害児等がいると足りないんですよ、この2名では。18年度とかいろいろトラブル等があったかと思うんですが、こういうところにやはり今だからこそやはり予算をつけて、何というか受け入れ態勢をしっかりとすることが僕は必要なんだと思います。こういうところにやはり予算をつけないと、何か問題が起きてから、後で予算をつけるというのでは遅いんですよ、やはり。先に予算をつけてやはりそういう子供たちをちゃんと受け入れながら、多くの普通の子供たちと一緒にやってやることになって、その子の病気も改善したりもするわけですから、そういうことを目的にしているわけですので、そのところをもうちよっと手厚い職員の配置等をしていただきながらやっていると、学校の方としても多分施設を貸している立場としては、大変ありがたいと感じているのではないかなと思うんですが、予算厳しい折だと思いたいますが、こういうところに具体的に予算をつけていただけないものかお伺いをしたいと思うんですが。

佐藤委員長 会澤所長。

会澤社会福祉事務所長 担当の方も、できたら本当に障害者担当の指導員を増員させたいと考えているところです。委員ご指摘のように、各なかよしクラブ、放課後児童クラブには、少なくとも1名、多くて三、四名の障害児というか、または障害児といわれなくても配慮の必要なお子さんたちが在籍しております。そういった中で、18年度は障害児担当ということで1名指導員を増員しておりますけれども、どうしても各クラブにそれぞれ在籍しておりますので、その指導員が巡回して回っているような現状でございます。

ただ、そういった人員不足をどうするかということでございますけれども、今指導員の研修会として毎月1回は研修会を行っていて、その中で障害児に対する対応の仕方ということを日々学習していただいているような状況です。そういった人員不足、予算不足のところはそういった努力で何とか今補っているところでございます。ぜひ、福祉予算は本当に毎年毎年限りなく膨大していく中で、こういったところにさらに予算をとというのは難しいことだとは思いま

すけれども、何らかよい方法がないかと日々担当の方では考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 伊藤委員。

伊藤委員 ありがとうございます。たしか藤倉の児童館のところにお二人の方、指導者の方いらっちゃって、その下のところに各学校のクラブにいらしたわけですね。その部分では大変ご努力をされているという現状はよく見受けられますし、大変優秀なスタッフの方々が各学校にも配置されながら、このクラブ運営をされているということについて申し上げておきたいと思います。ただ、優秀な人的なその資産にだけ頼ったのでは、これはやはり無理というのほどこかにあるわけですね。だからそういった意味では、福島市ですかね。やはりある部分の予算を削るからそのかわりこれは子育て支援のこういうところに充てるとかというふうな、具体的なやりとりをしたりもするわけですね。財源の部分で。やはりそういう部分もそろそろ大体これ、また先ほど話をしたとおり、歳入も含めて歳出のバランス考えるとなかなかまた厳しいところはあるんでしょうが、だって財政需要はいっぱいあるんでしょうし、まだまだこういう話をしてもそうなんでしょうけれども。やはりそういった中でただ削るだけではなくて、そういうふうな何ていうんですかね。市民から見てわかりやすいようなやはり歳出の組み替えみたいなことをやって、結果的にその市の財政全般としてこうなったということになれば、もっと市民としてもわかりやすかったり、評価が高いことになっていくのかなという気もいたしますので、その辺含めてちょっと担当も何か一生懸命頑張っていらっしゃるんでしょうけれども、あとは財政課長さん含めて、寝れない日々が続いているのかもしれませんが、そのところを少し考えていただきながら、もうちょっと知恵を出すと何か出てくる可能性もありますので、お考えをいただいてこういったところに予算が、具体的に19年度から予算がつきますように、お願いをしたいと思います。

ということで、まだまだ聞きたいことはありますが、お願いをいたしまして、私からの一般会計の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

佐藤委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

鎌田副委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑を続行いたします。阿部委員。

阿部委員 それでは、私の方から質問させていただきます。

資料5番、47ページ、子育て支援に関する事業ということで、二、三お聞きしたいと思いません。

塩竈市は他市町村に比べて子育て支援については大変先んじた施策をやっていただき、私自身もこれだけは塩竈市が誇れるなというふうにも感じております。次世代を担う子供たちを健やかに育てるということは町の大きな財産でございますので、これは私たち大人の責務かと思っております。

この中にファミリーサポート事業ということが出てきております。これは私は、前回マニフェストの中に掲げたものもありまして、17年度からこのような事業を実施していただきましたことを私は心から感謝を申し上げます。

この中で、市民の皆さんがまだファミリーサポート事業というのはどういうものかということを知っているかどうかということがちょっとまだ心配がありますので、当局からこの辺ご説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 ありがとうございます。ファミリーサポート事業については、お子さんを一時的に預かってほしい方、それから預かりたい方、双方の調整役をするのがファミリーサポートセンターでございます。そういった中で、昨年は106名の会員の方が登録していただきまして、ここにありますように援助活動142回やっております。そういった中で、いろいろ利用者の方から寄せられる言葉をちょっと言わせていただきますと、大変本当に核家族の中で子育てに迷っていた、そういった家族の方もおじいちゃんおばあちゃんができるよだとか、そしてまた預かる方ではかわいい子供ができたとか、かわいい孫ができたような感じがすると、そういったすごく喜びの声が寄せられております。なかなか保育所、いろいろな子育て支援事業をやっておりますけれども、保育所なんかでも時間的にお迎えに行けないときに、またお迎えをお願いしたりと、いろいろな面で活用していただいております。以上でございます。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。この会員数の中に利用会員、協力会員と、両方会員という名前が出てきておりますけれども、これはどういう方たちでしょうか。お聞きいたします。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 両方会員というのは、利用もしたいし協力もしますという両方のことなんですけれども、お子さんをお持ちで自分が子供をお願いしたい場合もありますし、ほかのお子さんを預かることもできますよという、どちらにも登録なさっている方のことを両方会員と申しております。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。実は、気になったところはそこなんです。私も子育て支援のことでお世話をさせていただいておりますけれども、ご自分のお子さんが出て、よそのお子さんも抱えるということ。本当にお気持は大変尊いことで、お互いに協力することこれ非常にいいんですが、お互いに常日ごろ顔を知っている、あるいはお互いの家庭に出入りしていてお子さんを預かるという。そういう非常に親近感のある預かり方であれば問題はないんですが、実は私たちがちょっと垣間見ているところによりますと、小さいお子さん、特に1歳前後のお子さんをお持ちのお母さんというのは、子供の心理というのは非常に難しい。微妙なものがありまして、すごいやきもちというか嫉妬心が子供に生まれてね。親に対する信頼感というのを非常に損なう場合があるんですね。よそのお子さんを預かると、お母さんはどうしてもよそのお子さんに気持ちがいきます。責任もあります。ですからその辺を十分配慮させていただいて、この会員登録というのをさせていただきたい。ご自身にお子さんがいる場合は甘えていいですよ。どうぞその辺でお子さんが育ったら、今度はお返しの意味で協力してくださいねというようなことで、この辺の配慮をひとつよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 貴重なご意見ありがとうございます。ただ、すべてがそういった形になるかともまた言いかねるところもございまして、例えば同じ保育所でお友だち同士、一緒にお母さん、Aちゃんのお母さんがきょう遅いので一緒に帰りましょうということで、お友だちのお母さんが一緒に連れて、お帰りの時間まで自宅と一緒におやつなどを与えながら預かってくれるという場合もありますので、そういった場合にいいのかなと思っております。ただ、先ほどいただいた委員のご意見は本当に大変貴重なものとして、うちの方でお預かりしましているいろいろな指導的なもので生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。本当にソフト面でこのような手当てをしていただいておりますこと、本当にうれしく思います。

次に、ひとり親家庭等の日常生活支援事業。私も民生児童委員をしておりまして、そのひとり親家庭の大変さというのを非常に身にしみて拝見しておりますし、またいろんな悩みをともにしたこともございますけれども、このような制度ができたことを本当にありがたく思っております。それで、今現状としてどのような状況で支援なさっているのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 こちらは母子家庭とか父子家庭の方。まず、登録していただいております。そして必要であれば、シルバー人材センターの方でこの事業を委託しているんですけども、そちらの方に直接申し込んでいただいて、家事援助とかそういったサービスを提供するような形です。あと、利用料金はそれぞれの所得、世帯によって金額が違いますけれども、直接その個人負担分については支払っていただいて、あと不足分については福祉事務所の方からお支払いするような形になっております。

なかなか子供さんのおられる世帯、他人を入れるというのがなかなか抵抗があるのか、まだ登録家庭は7件と少なく、実際にサービス量も11件と大変少ない状況であります。ただ、18年度はシルバー人材センターの方のホームヘルパーの方たちに対してはいろいろな研修を何度か積んで、いつでも私の出番はまだかしらという形で待機していただいている状況でございます。以上です。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。緊急の場合のSOSでございますので、これもぜひソフト面では大変大切な事業かと思えます。

3番、午前中の伊藤委員さんの引き続き、ちょっとなるかと思えますけれども、私も一、二、三質問をさせていただきたいと思えます。

病後児保育事業ということで新たな事業が発足したようでございますけれども、これは48ページのちょうど現況と課題のところにも自園型の病児、病後児という二つの言葉が入っております。ここには病後児保育事業となっておりますが、これは病児の場合もこれに当てはまるというような意味合いがあるのでしょうか。ちょっとその辺お伺いいたします。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 働いているお母様にとって子供さんが急病、病気になったとき。特に罹患性のある病気の時にはどうしても職場を休まなければならないということで、その病中については原則的に母親とかおうちの方が見ていただくと。そして、伝染性がもうないよと。ほかの方に移りませんよという方でも、まだ保育所とかそういったところに預かるには早過ぎる。急変するかもしれないし、そして体力的にも問題があるということで、そのお子さんたちを預かるのが病後児保育ということでございます。ところが実際は、仕事をなさっている方で、なかなかお休みをとれないということで、病中ですね。そういった方たちが預かりたいというのが大半であるということで、多少その例でそういうことを認識しております。そういう意味で今後は病中でもということに拡大して検討していかねばならないということで、担当の方では取り組んでおります。以上です。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。本当にこういった形で派遣型、あるいは施設型ということで考えていただいて、さまざまなニーズにこたえようという、そういう観点から恐らくこういうことが出てきたんだろうと思うんですが、一つだけちょっと私が危惧しているところは、子供の病気というものは大変伝染性が強いというものが非常に多くて、それが治りがけに移るとか、そういったこともございますし、また一時治りしてもぶり返してしまったりと、さまざまなケースがありますので、そういったことも対応しながらそういった場合は病院にそういうスペースを設けていただくとか、保育所さんは特に健康な子供さんたちが大勢通っているところですので、その辺の配慮をひとつよろしく今後ともお願いしたいと思います。

では次に、55ページ、子育て支援についてですが、これ公立保育所運営事業というところでお尋ねをしたいと思います。

さまざまな保育所さんでは一時保育あるいは延長保育、本当に朝7時半から7時までという、私も保育所の方に何度か足を運んでおりますので、先生方の大変なご苦労と子供たちへの配慮をいつも目にしております。本当に第二の母といえますか、お母さんお父さんのかわりに一生懸命子育てを、お仕事とはいいながらやっただいてというご苦労、いつも目にしております。この中に特別保育事業として、延長保育とかいろいろやっていますが、(5)番の一時保育、そこに特定保育事業というのがありまして、保護者の二、三日程度の就労で、児童の保育をする人がいないときに定期的に預かる事業ということですが、ちょっと内容的なことを教えていただきたいと思います。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 一時保育の方はご存じのとおりだと思いますけれども、特定保育については、例えば週に月、火、水とか、曜日ごとだけの就労の方、月曜日だけ出てくださいとか火曜日だけ出てくださいという、そういう働き方をされる方もいらっしゃると思います。そういった中で月64時間以上、そして100時間未満の就労の方たち、そういった方たちのお子さんをお預かりするのが特定保育ということになっております。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。本当にここまできますと、ソフト面では大変な整備ができてくるなということで、大変本当にありがとうございます。保育士の環境整備というところでは、今保育所は満杯状態というふうにも聞いておりますけれども、実は私ことしの夏、大変な猛暑で、保育所の状態をちょっと案じておりました。今の状況を聞かせていただきたいんですけども、子供たちがお昼寝をする。大抵の保育所さんではホールでお昼寝を全員するんですが、そこにクーラーの設置というものはされておりますでしょうか。お聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 まず、未満児室とかそういうところは優先的にクーラーを設置させていただきました。また、西日が入る保育所、そういったところには順次今予算の範囲内でございますけれども、クーラーを設置させていただいております。以上でございます。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 本当に、実際私も拝見したときに驚いたんですが、100人近い保育所の子供さんたちが、ホールに小さい布団を並べて寝るんですが、室温が相当高い。クーラーがないんですね。あるところがめずらしいかと思います。私把握しているところによりますと。そうしますと汗びっしょりでございます。もちろんその敷布団としている布団から寝具からですね、本当に先生方本当に大変でございます。熱風消毒といいますか、そういった作業までしていらっしゃる。私本当に心を痛めるんですが、ぜひそういったことを皆様本当にこれからの保育所の環境整備ということで、私たちも考えていかなければならないところかと思います。ありがとうございます。

次に、67ページ。高齢者支援というところで、高齢者支援事業要介護者への支援というところで、これはまた高齢者に対する施策として、市ではさまざまな施策を行っておりますけれど

も、こういった細やかな施策ができていくということで本当にうれしく思いますが、外出の支援サービスと申しますか。これは寝たきり及び車いす使用等の高齢者にリフト付タクシー利用券を交付することにより軽減ということ、経済的負担ということでもありますけれども、こういった外出支援サービスというのは、実際にはどの程度の枠内でやられているのか。また寝たきり、車いすとなりますと、あるいは病院に行くときとか、あるいは私的な出かけるところにもそういったことが優遇されているのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 67ページの外出支援サービスにつきましては、おおむね65歳以上の重度介護者を常時在宅で介護している方で要介護4、5あるいは4、5相当の方に対して、要介護3以上の方に対しまして介護タクシーのチケット、初乗り料金分を支給しているものでございまして、交付枚数は148枚となっております。以上です。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。それと、介護家庭支援ということでレスパイトという名前の事業を行っているようですけれども、これは家族がどういう状態のときにこういう支援というを行っているのか。内容的なことをお知らせいただきたいと思います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ご家族の方が、緊急やむを得ない理由により介護ができなくなった場合に一時施設の方に入所できるというサービスでございますけれども、ご家族の方が主に疾病あるいは事故、あるいは冠婚葬祭等をやむを得ない場合が該当いたします。以上です。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 どうもありがとうございます。なかなか高齢者の方たちのご家庭、あるいは介護が必要になってきたご家庭でも、こういった制度が余り知られていないということも非常にあります。そして、タクシー利用券なんていうのも一人歩きしておりまして、何かどうもタクシー利用券をもらっている人がいるんだけれども、そういうのはみんなもらえるのかとかですね、さまざまなご意見が市民の皆さんの間から出てまいります。ですからどうぞ広報等を活用していただいて、常にこの介護の内容と申しますか、いろんな利便性のあることをわかりやすく市民の皆様にお知らせをしていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでございましょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 私どもでいろいろなサービスさせていただいておりますけれども、広報紙ですとか、あるいは民生委員さん方月1回ごと例会なさっていますので、そういった機会に制度の内容を説明する。あるいは介護保険の事業所さんですとか、あるいは今回できました包括支援センターそちらの方にもこういったサービスがありますよということは随時おいでになった方にご紹介していただくよう心がけてまいっております。以上です。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、同じくページ144、学校施設管理整備事業、小学校の部でございます。二、三お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ資料ですね。18番、決算特別委員会資料その2の18番、6ページというところをお願いをいたします。

学校施設管理整備事業というのは、教育環境の維持向上を図るということで、今年度また昨年度から大変な工事がなされているようでございます。小学校、中学校を見ても大変塩竈の学校はもう老築化が進み、あるいは今まで手がつけられなかった部分といたしますか、私はちょっと学校をお訪ねしてびっくりしております。私の娘や息子が小学校に入ったときと同じ状況がありました。本当に丁寧に使っているといえればそれまでなんですが、大変本当に心が寂しくなるような環境状態というのをちょっと目にしまして、もう少し何とかならないものかなというふうに思いました。

6月の一般質問におきまして、学校の環境整備、学習の環境整備ということで、トイレ改修の件をお話をいたしました。一小の場合は早速排水の修繕ということをやっていただきまして、本当にありがとうございます。臭気といたしますか、そういったものは改善されたようでございますが、子供たちの洋式に改修するというのはまだできておりません。それから、施設整備事業の中に、玉川小学校のトイレがその大規模改修の中にトイレの改修も入っておりますというふうにちょっと私聞いたような気がしたんですが、実際にはいかがなものでしょうか。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 玉川小学校のトイレの改修が、大規模改造事業に入っているのかどうかということでお尋ねかと思えます。

今現在工事が盛んに行われておりますけれども、北校舎の西側のトイレ、これが1階から3階までございます。これをすべてと、あと南校舎の1階部分のトイレ、これもすべて改修するというので工事の内容に入っております。以上です。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。それでちょっとほっといたしました。実は、玉川小学校の保護者の皆さんから、このトイレの件は切実に申し出がありました。やはり低学年の子どもたちが大変困っていると。何とか洋式にしてほしいんですということをお話されておりました。一もしかりでございます。この辺はですね、どうぞこれからの事業の中でよろしく進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、5番の280ページ。地域生活を支える商工業の活性化ということで、企業誘致活動推進事業というのをされているようですが、ここにいろいろ誘致活動出ておりますけれども、こういった感触で、18年度いかがだったのかということをごひひとつ教えていただきたいと思えます。

鎌田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 企業誘致活動推進事業、昨日菊地委員のご質問にちょっとお答えさせていただいたところでございます。平成18年度から塩竈市いきいき企業支援条例というものを策定いたしました。基本的にこの条例といいますものは、いわゆるものづくりの作業、製造業というのは、やはりこの地域に根づいていただくということで、やはり産業の活性化に必要なだろうということで、製造業を中心としながら港湾関連の運輸業とか、観光に絡むホテル等の旅館宿泊業、そういうようなものを企業、これの誘致あるいはいろんな増設等を支援していきたいということで条例を策定いたしました。それによりまして、市内にある民間遊休地に企業さんを誘致していきたいという思いで策定した条例でございます。

我々産業振興室ということでこの課題に取り組ませていただきまして、いろいろな企業さん、ダイレクトメール等送付させていただきました。あと、いろんな必要な遊休地の情報等ホームページ等に掲載するというような中で、いろいろ我々には引き合いといいますか、お問い合わせございました。我々は当然条例もしかりでございますが、企業さんが進出していただくためにはいろんな情報提供ですね。いろんな手続的なものもでございます。それから所有者との間とのそういう意思疎通もでございます。そういうところでぜひ真摯に仲立ちをすると。そういう役目を果たしていきたいと考えております。

そういうことで、相当な問い合わせがあった中で、最終的なところでは成果主張というところで書かせていただいておりますけれども、新浜町地区、水産加工業団地ということもござい
ますが、そういうところの遊休地等への進出というのが4社あったほか、いろいろ具体的な進
出を検討されている企業、以下のとおり記載のとおりでございます。実質これ以上、我々は80
数社ということで企業訪問等もございしますので、こういう中でいろいろな情報等も交換をさせ
ていただいたと。なお、今後のいろんな施策等の展開に結びつけていきたいと考えておりま
す。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。この企業の進出ですね。施策の成果のところの進出が4社
ということで、あとは具体的に検討している企業というふうに出ておりますけれども、これは
県内でしょうか。県外の企業でしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

鎌田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 新浜等に進出している4社と申しますものは、県内の企業は大体
3社ぐらい。あとは県外からということで1社ぐらいというふうな形になっております。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。成果としていろんな企業に対してそれなりの対応をしてい
くという体制が整えられたというふうになっておりますが、やはり塩竈が今本当に昨今倒産の
企業とかいろんなことが出ておりまして、本当に私たち市民も心を痛めておりますけれども、
何とか1社でも多く塩竈に来ていただきます。市税の確保もありますし、雇用が得られるとい
うこともあります。非常にそういった面で塩竈再生のためには、やはりこういった企業誘致あ
るいは商工業の育成ということが重要課題になるのではないかとこのように思っております。
宮城県の施策とも連携しながら塩竈を何とか再生するためには、もっともっと努力をしてい
たきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、ページ199ページ。男女共同参画推進事業ということで、ちょっとお尋ねをした
いと思います。これは、これまで何年ぐらい前からこういったことが進められてきたのか。そ
の経過をちょっとだけお話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 男女共同参画推進の取り組みでござい
ますが、平成15年3月にしおがま男女平等・共同参画基本計画を策定いたしまして、15年8月男

女共同参画推進室が設置されたところでございます。男女共同参画推進室が設置されて以来、意識啓発、それから先ほど来委員さんからご質問いただいております子育て支援の取り組みとかですね、そういった部分で男女共同参画の取り組みということを進めてきたところです。市内部におきましては職員の女性の登用の部分であったり、それから市議会議員の委員への女性の登用、そういったことについて進めてきてございまして、いろいろな場にあらゆる分野に女性が社会参画するような体制をつくりつつあるというふうに考えております。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 条例の方も出てきておりますけれども、これまでの取り組みが十分だったという段階での条例制定なのか。それから条例制定に向けての取り組みというところで、市民意識調査の実施ということですね。回収率が36.5%と出ていますが、私としてはせめて50%以上で、意識を高めた状態であれば非常に理想的かなというふうにも思うんですが、その辺のことよろしく願いたいします。

鎌田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 これまでの取り組みについてということでございます。ちょっとさっき簡単に述べさせていただきましたけれども、15年に設置した段階、男女共同参画推進室が設置された段階におきましては、まず市民の方並びに学識経験者が参画いたします推進委員会を設けまして、その中で男女共同参画の取り組みのあり方、それから推進についてどのようにあるべきなのか。重点事項的なものを議論いただき、さらには女性団体のネットワークということで、女性団体が約20団体ほどございますので、そちらのネットワーク化を図りながら、さまざまな協議をしてきた。それから男女共同参画の意識の啓発という意味で、毎年1回大きなフォーラムを実施しながら、さらにはときには学校に出かけて、先生方とかそれから子供さんにも男女共同参画のお話をさせていただいたりとか、それから母子保健とかそういったところとか、生涯学習の分野でも男女共同参画の視点に立った取り組みということをいろいろ進めていただいていたというふうに考えております。

それで18年度の取り組みにつきましてはここに記載のとおりでございまして、ここにも記載してございますが、例えば3番目のしおがま男女共同参画フォーラムですと300名ほどご出席いただくというような形で、そういった意味で男女共同参画の取り組みというのは大分広がってきていたのではないかとこのように考えてございます。

それから、市民意識調査の実施で回収率が36.5%というお話で、低いのではないかとこのようにお

話をいただいております。統計学上のお話しですけども、一般的に統計データとして活用できる回収率は30%程度ということであってございまして、そちらの部分についてはクリアしているのではないかとこのように思っております。こちら郵送での回収ということでもございまして、こういった状況になったということではありますが、一定程度の意識というものについては把握できたものではないかとこのように考えております。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 やはり条例となりますととても重いものがあると私は認識しておりますけれども、ただこの条例を制定するに当たって、どれだけ多くの方たちに内容的なものまできちっと説明する、あるいは理解していただく。そういった手だてがあったのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

鎌田副委員長 田中総務部次長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今回の議会の方に条例を提案させていただいているところでございまして、条例制定に向けましては15年から取り組みをしてきた部分、それで計画が15年から22年までということでもございまして、それで18年度までの取り組みが一定の中間年というふうになるかと思っております。そういった部分で4年間の推進の事業を総括しながら、それを確たるものにするために、男女共同参画の条例ということを考えておいたということでもございまして。

鎌田副委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。きょうはここまでにしたいと思います。

これまでちょっと質問させていただきました子育ての件、それから学校の件、いろんな施策を本当によくやっていただいております。ソフト面では本当にきめ細やかな施策をやっていただいていると思っておりますが、中にはですね、ソフト面の成果というのはなかなか出ない部分もございまして、きょう質問した中で、子育てに関してはSOSの部分もございまして。これは今利用率がないんですと、あるいは1件しかないんですとかそういうものではなくて、安心して暮らせるまちづくりの中にはこういった制度、あるいは事業というものは不可欠であると。子供を育てていくときには、どんなとき何が起こるか分からないということがありますので、ぜひその辺私たちが常に費用対効果ということをおっしゃっておりますが、こういった人を育てていく部分では決して費用対効果というのは当てはまらない部分もございまして、こういった事業に対しては深い理解を私たちがもっていきたいと思っております。

ありがとうございました。終わりにいたします。

鎌田副委員長 次に、東海林委員。

東海林委員 私からは、たくさん皆様からもいろいろご質問があって、当局のご回答もありましたので、いろいろダブっている分などは省きながらやっていきたいと思います。

まず最初に、2の塩竈市監査の決算審査意見書。このところを開いていただきますと、4ページですか。この中では一般会計では、きのうも言われましたけれども3億7,365万9,000円の黒字だったと。いろいろ引いて、差っ引いてもいろんなことを差っ引いてもやはり黒字に終わったんだと。一般会計は黒字だった。万々歳だというわけではないでしょうけれども、そういうことで大変よかったのかなというふうに思いますが、その反面ですね、先ほど曾我さんの方からとかいろいろ言われましたけれども、もう1人、いろんな方からも言われていますけれども、その陰でやはり日の当たらなかつた部分といいますか、そういう部分かなりあったし、今まで日が当たっていたのにすっかり影にさせられてしまったという部分も私はあったのではないかというふうに思います。

それは伊藤さんの方からも発言されましたように、小泉政権の中で、5年間の中で11項目7兆円の削減があったというあおりをくらって、地方財政が大変逼迫してきたという中身になっているんだろうというふうに思います。そういう点では、本当にまだまだ黒字になっても、一般会計でなくて企業会計やあるいは特別会計の中で、まだまだ赤字が解消できない部分もあるわけで、もちろん単年度でそういうことにはならないと思いますけれども、努力の成果はあったんだと思いますが、特に個人的なその例えばお年寄りの方々、あるいは子育て中の方々、そして職員も含めて大変な改革の中でいろいろ我慢させられる部分、痛みに耐えかねるような部分がたくさんあったということを私は本当にしっかりと踏まえていかなければならないなというふうに思います。

そういうことを踏まえながら、ぜひこれからはもう本当に、一応黒字になったという部分も考えていただいて、まだまだ改革はこれはやめるわけにはいかない、とめるわけにはいかないという、どこかで聞いたようなせりふでどんどんやってしまうというようなことではなくて、もっと緩やかに人間性を考えてやっていただきたいなというふうに思います。

そういう点で、そこを前置きしておきながら私の質問に入りたいと思います。

5の10ページ、総合治水事業についてお尋ねいたします。

ここについては、本当に私の地域の方もですけども、やはり津波とか高潮の被害がたくさん

んあって、いつもいつもそういう目に遭っているわけですが、これからももうだんだん進めてこられるんだというふうに思いますが、藤倉の放流函ですか、整備事業。これは20年までに完成するんだというふうにいわれていますけれども、これから4年間あるのかな。20年までだから間もなく、失礼、17年からやっていて4年間になるわけですが、その中で来年は完成するという予定になっていますけれども、ここについては本当に急いでほしいなという部分があります。ぜひそういう点では本当に少しでも早くというのがありますけれども、この部分については津波とか高潮にも対応できるような、そういうものになっているのかどうかですね。伺いたいというふうに思います。治水対策でもだめですか。

鎌田副委員長 内容的に、あしたの話題というふうに。

東海林委員 済みません。この中で、10ページが一般会計というふうに書いてあったものですから、失礼しました。ではこれはいいです。ではあしたの中でやります。失礼しました。

それでは、35ページ。先ほども質問として出ましたけれども、消費者対策事業についてですが、成果指標で見ますと、相談件数とアドバイス件数が二通りの表に分けられていますけれども、これは18年度の部分についてですが、市独自で行ったアドバイスが先ほども質問の中身にあったと思いますが、急にふえたといえますか、前年度から見ると急にふえているという中身。これは中身として急にふえたのは市独自で行ったものであるからふえて、今まではやはり県とかそういうところの指導で行ってきたものを、私の方で塩竈市で行うようになってきたから、独自のアドバイス事業として行ってきたからふえたのかどうなのか。やはりここにも書いてありますけれども、対応職員の身分が嘱託であったり、また位置的にも相当本庁と離れているというところでやりにくいという部分があるんだと思いますが、先ほどは今後も努力をしていくというようなことを言われていますけれども、これは早急にやっていかないと、本当に1人で対応している部分が多いと思いますので、ぜひこの点については今後頑張ってくださいと思いますが、その辺についてちょっとご回答をお願いしていきたいというふうに思います。

鎌田副委員長 荒川産業部次長兼商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 今お話ししました市町村独自の調査というのは、消費相談とはまた別で、4番の農林物資に関するアドバイス件数になっております。右側の方の成果指数にはそれをまとめた形で、上が消費相談、その下が産地表示等に関するようなアドバイス事業ということで、2段に分けてあります。

それから、今回229件とアドバイス件数がふえたというのは、市独自で仲卸の方々に対してそういうふうな調査及び指導助言をしてきた件数であります。以上です。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。今後ともそういう方向で、例えば老人クラブとか、あるいは町内会にも出かけていって、例えばおれおれ詐欺のようなものとか、訪問の販売とかそういうものに皆さんがだまされないような方向でぜひご指導をお願いしたいなというふうに思います。それにつけてもやはり体制の不備では、なかなか人的体制不備とかそういうものではやれないと思いますので、ぜひそういう人的体制にしっかりお願いしたいなというふうに思います。

それから、同じ 5の55ページ。一時保育のことですけれども、先ほどから何人かの方に言われておりますけれども、一時保育の事業ですが、やはり一時保育というのは大変重要なことだと思うんですね。先ほどから言われておりますように、例えば急にお医者さんに行かなければならないとか家族のだれかが、離れている家族でもですけれども急病になったとか、いろんな形で子供さんを預かってほしいという部分があると思うんです。そういうときに、緊急のときに即対応できるような今体制になっているのかどうなのか。その辺ひとつお伺いしたいと思います。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 一時保育については、1日大体10名以内ぐらいということで考えております。前もって申し込みが必要な形にはなりますけれども、大体対応できているものと思っております。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 前もってやはり予定している人たちだけになっているんだと思いますが、本当の緊急のときに預かれる体制というものをやっていけるのかどうなのか。考えたことがあるのか。お伺いします。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 保育所というのは給食とかそういったものもでございます。突然アレルギーのお子さんが連れてこられてすぐに対応できるかというのも、まだそれができるかどうかというのが疑問が出てまいります。そういったことで、一定程度お子さんの体調とかアレルギーとかそういったものも、前もって把握してお預かりするような内容になっております。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 はい、わかりました。

それで、次のページの保育所のことなんですけれども、ここで先ほどの話によりますと、7時半から夕方7時までという大体11時間ぐらいですか。11時間半ぐらい預かることになるわけなんですけれども、一番保育時間の長い子というのは何時間ぐらい預かっているのか。お母さんの働き方があるんだと思いますけれども、そのお母さんの働き方はどうなっているのか。そして子供さんの状況というのはどうなのか。やはり子供さんと同じところに預けられるというか、いるというのが非常につらいんですね。大体これまでの保育の最高時間というのはやはり8時間ではないかというようなことで、そういう関係で長時間保育をやらなかった部分もあったと思います。そういう点で子供さんの状況というのはどうなのか。昔はよくかばんを背負って、お母さんの迎えにくるのを廊下で待っていたと。お母さんは本当に泣きたくなくなるというようなこともありましたんですけれども、今はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 最長で長い方だと11時間30分保育の方も、11時間30分です。7時30分から夜の19時まで。ほとんどの方、朝早くいらっしゃる方は夜もお使いになる。なぜかというフルタイム就労の方が多いので、そういうような形になっております。特に、藤倉保育所とか香津町保育所はJRの駅の近くということで、そういったJRを利用される方は就労先も遠いということで、どうしてもその往復の時間も加わりますので、長い保育になります。それからあと清水沢地区、やはり職場に遠いということで、清水沢地区の延長保育のお子さんも多いというような現状でございます。以上でございます。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 結局はお母さん方の往復の勤務時間ですか、通勤時間ですか、入ってくるんだろうというふうに思いますけれども、今子供さんの様子がちょっとお話しされていなかったんですけれども、お母さん方が安心して働くためにというのはありますけれども、かなり長いなという感じもします。そのときに、例えば保育料とかでプラスアルファの部分があるのかどうかという部分と、それからその保育士は交代制になっていますから、8時間の中で、何人ぐらい変わっていくか。11時間半の中で何人ぐらい変わっていくのか。子供は変わっただけでも気持ちとしていろいろ不安がったり、そういうことになっているんだというふうに思いますが、そういうことの様子なんかをもし伺えたらなというふうに思います。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 まず、保育料に変わりがあるのかということでしたけれども、6時以降のお子さんについてはまたおやつということをお出ししますので、その分変わってまいります。

それから、人員配置でございますけれども、日中はクラス担任、全部そろっております。それから時間外については、もちろん早番遅番の正規職員もいますけれども、時間外のパート職員、延長保育のためのパート職員を雇っております。そうしますと、大体毎日朝とか夜の預かる職員が一定になって、常に同じ方に預かってもらうという形になっていきますので、子供さんたちの精神的な状況としては、安定した状況で預からせていただけるのかなと思っております。以上でございます。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 今のところで、もう一つ心配なのは保育士の配置の問題は十分であるというふうにいわれていますけれども、パートの保育士さんが大変多いんだと思うんですね。今はもう半分以上がパートになっているのではないかと思います、パートとか嘱託ですね。非正規雇用というふうになっていると思います。5年以上働くと1回ぱっとやめていただくという制度になっているようですけれども、そのときに5年以上だともうベテランのパートでもなんでも、ベテランの保育士さんになるわけです。ところが一斉にぱっとやめられると、本当に後に残った人が大変もう不安になってくる。そういう状態が保育所の中に、一斉にとっても、5施設全部が1回にやるわけではないんだらうと思いますけれども、そういう点で保育士さんの心配の解消とかですね。今後そういう問題ではなくて、一斉にやめさせるとかそういう問題ではなくて、きちんともう本当は正規に採用するような形でやっていただきたいわけですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 現在、保育士の部分につきましては、正規職員が40名とパート職員が19名という形で運営しております。5年以上働くとカットということなんですけれども、毎年パート職員の方については面接をして、何度も更新される方はされるというような形です。複数の者で面接をしまして、それぞれ保育に対する熱意とか、あとそれから保育状況、新しい方でなくてずっとやっておられる方については施設長の評価とかそういったものも加味して、本当に子供さん、保育にいい人材をそろえたいという思いで面接、そういった更新をしております。

す。

それで一律5年以上カットというわけではございません。そういった点数制で、本当にどうしても必要な方とか、そういった方については継続して働いていただこうと思いますし、5年もたって、本当になかなかちょっと、この方ちょっと保育に対する姿勢はどうかかなと疑問のある方については、やはりほかにいい方がいればそちらの方を採用するというような、そういう形になっております。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 いろいろね、人間ですからいろいろありますし、そういう点では本当に子供さんに好かれる、全く保育を充実してやっていける、そういう人たちの採用がまず大事なんだろうというふうに思います。そういう点で、やはりパートであるということとか、非正規職員であるということでのいろんな、何ていうんですかね、例えば給料ですとかそういう労働条件の中でいろいろ差別、差別といいますか格差が出てくるんだというふうに思います。そういう中で働く意欲の問題も、そういう保育のものに反映してくるのかな。残念ながら再採用がなかったという人も出てくるのかなというふうに思いますので、そういう点でいえばやはり働きがいのあるそういう職場になるように、労働条件の整備とかいろいろやっていただきたいというふうに思います。

次に、63ページ。高齢者支援事業。この問題についてですけれども、敬老祝金、私毎年言わせていただいて、またかまた来たかと思っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけれども、敬老祝金。ことしも言われました。やはり。何で現金でないのかというか。そして77歳と88歳だけが、何ですか、券でですか。商品券、あれになっているのかどうかということも言われました。どうぞこの件については、なぜ本当に現金にできない。わかります、言っている部分はですね。ほかの市町村で使われないように塩竈市の商品券でやっていますと言いますけれども、最近はまだまだその商品券を扱っている部分が本当に少なくなって、敬老者が使えるような中身になっていないんだというふうに思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 敬老祝い費の方で喜寿の方と米寿の方に対しまして、塩竈市では現金ではなくて市内の共通商品券を差し上げているところがございますけれども、塩竈市の商業協同組合さんの方からは、まず地域の活性化のためにぜひこの商品券を積極的に活用していただき

いと。店舗の拡大等についても、この商品券の定着に向けて、店舗の拡大等についても今後とも積極的にやっていきたいというようなご要望もちょうだいしております、またそういった市内の商工業の若干ではございますが活性化になると私どもでも判断させていただきまして、今年度も商品券という形でさせていただいております。

ちなみに、160社でお使いになれる店としては250店舗ほどありますので、私どもではぜひこの商品券でやらせていただきたいと考えておりました。以上でございます。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 毎年同じようなことを言いますけれども、商業協同組合の人たちのために祝い金はやるんですか。そういうことではないと思うんですよね。やはり喜んで、目的がちょっと違うのではないかと思うんですよね。買うのは、買う人は何ていうんですか、そこだけに限定されるというのもちょっとこれはおかしいと思うんですね。やはりどこでも買いたいと思うんだと思うんですよ。気持はわかりますけれどもね。わかりますけれども、ただ祝い金をやる目的に絡めて商業協同組合の方のあれにしているというか、どっちが本分なのかというふうに私は聞きたいんですけれども。結局いただいてもお年寄りの方は何ていうんですか、使い方がわからないとか、せっかくいただいたのに、お嫁さんとか娘に、こういうようなもの、わからないから、あんた使わいんわとぼんと投げられるようにいただいたというんですね。やはりそうだったんではせっかくの一生に1回の米寿とか喜寿の祝いに、市長さんが本当に思いを込めてお上げしたんだと思いますけれども、余り喜ばれていない形でお上げするよりは、やはり私は商業協同組合のものが悪いというのではなくて、やはり喜ばれる方向で現金でお上げした方がいいのではないかというふうに思うんですけれども、どうなんですか、その辺は。

鎌田副委員長 棟形健康福祉部長。

棟形健康福祉部長 お答えいたします。

今、委員の方からお話がありました。現金での支給について考えられないのかということでお話をいただきました。確かに現金ですと、今委員がおっしゃったような使い勝手がいいとか、そういったメリットも確かにございます。ただ、一方で共通商品券を現実に利用されているお年寄りの方もたくさんいらっしゃるということも一方で事実なわけでありますので、私の方といたしましては目的が商業目的ということではなくて、あくまでも長寿、そして敬老のお祝いをする。そういうことが最大の目的で敬老祝い金をお出ししているわけでありますので、その辺は目的とそれと手段ということをきちっと踏まえて対応しているつもりであります。

し、これからもそういった敬老の気持ち、長寿をお祝いする気持ち、そういったことを基本にしながらこういった施策を実施していきたいというふうに思っております。

結果として、市内でその共通商品券をお使いいただいて、そして商業の活性化にもつながるということは基本的には付随的な部分ということでもありますので、私どもとしてはあくまでも敬老、長寿をお祝いすると、こういうことを基本に据えておりますので、その辺はひとつご理解いただきたいというふうに思います。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 なぜ敬老祝金だけがその商品券なのかね。今も言いましたけれども、いろいろご説明ありましたけれども、ではほかの支給額についてもみんなこの商品券にしないんですか。いろんなものがあると思うんですよ。その辺おかしいのではないですか。

鎌田副委員長 棟形健康福祉部長。

棟形健康福祉部長 敬老祝金について、商品券でそのほかの部分についてしないのはいかなものかというお話だと思いますけれども、敬老祝金につきましてはこれまでの経過もございますし、そういった意味でほかの施策と必ずしも連動するようなことで、うまくないのではないかというお話でありますけれども、私の方としてはこれまでの経過を踏まえて、商品券を支給しているところでありますので、その辺はひとつご理解をいただければというふうに思います。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 余りうまい説明ではないと思います。全然納得させるものではないと、市民は納得するものではないと思うんですよ。ね。やはりご祝儀袋を開いたときにね、孫に1万円ぐらい上げようかなと思ったら商品券で、あっと思ってもう引っ込めた。そんなことなんですよ。ね。やはりね、いただいたときにああお金いただいたというのでね、やはり喜びというのが、何これという感じでね、いただいたって私さっぱりありがたくも何ともないと思うんですよ。かたくなだと思えますよ、おたくの方は。非常に。現金をもらった方がよっぽど活性化になるんじゃないですか。市でも。何か祝い金に限ってその商品券というのは、これおかしい。では全部生活保護扶助費も全部商品券にしたらいんじゃないですか。そういうふうになってしまうんじゃないですか。極端に言えばね。いろんな支給があるわけですから、これだけ現金でなくてというのは、やはり趣旨がきちんと伝わるような、そういう方向でやっていただきたいと思えます。はい、どうぞお答えいただきたいと思えます。委員長、どうぞ市長にお答えになっ

ていただきたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 高齢者の支援事業について、なぜ現金でないのかというご質問でありました。

今、その思いにつきましては部長がご説明をさせていただきましたとおりであります。確かにお祝金もしかりであります。こういった方々を皆さんでお祝いを申し上げるという趣旨の方が実は大切なんだと我々は思っております。例えば今ご高齢者の方々に対しては、長寿タオルを配らせていただいております。長寿タオルについてもなぜタオルかという議論もございました。しかしながらそこに小中学生のメッセージを添えて、そういうことを続けてまいりました。今、お受け取りになる方々は、喜んでいただいております。子供さんからこういうメッセージをもらったと。私も清楽苑初めさまざまなところを回ってまいりました。私自身に対して、いまだかつて商品券だからと言われたことはありません。議員の方に何名の方がそういうことを言われたのか私は了知いたしておりませんが、大変ありがとうございますということで、喜んで受け取っていただいている方々もおられると私は確信をいたしております。この地域、今活気、元気がなかなか戻らないため悪戦苦闘いたしております。さまざまな努力をさまざまな形で、皆様続けておられると思います。我々もこういった形でより多くの方々に喜んでいただけるようなことについて、なお継続をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 あのね。タオルに子供たちのあれを添えてあげるのとは全然違うんです。それはそれでいいんです。それは本当に子供たちからもらって喜ぶと思いますよ。金にかえられない喜びだと思います。でも、商品券は使えるものだし、ね。どうせ使うんだったら現金の方がいいと言っているわけですから。ね。買えないところのものをもらったってという言い方をやはりするんですよ。市長のところにはやはり直接市長さんの名前で行くわけだから、ありがとうございますと言うかもしれない。でも、私たちに言うときは、商品券でもね、と。例えば新しく出たところの商品券だとか、新しく今度建てたところ、名前を言うと怒られますから言いませんけれども、そういうところとか、あるいはデパートとかね、何でも買えるところならいいと。特定のものしか買えないところのものをもらったってしょうがないと。こういうふう言うんですよ。やはり市長さんね、何人から言われたかといったら、私何人と言えればいいんですけども、ね。やはり市長さんのところで本音を言っていない部分もあると思うので、ぜひどう

でしたかというのでも、アンケートでもとってみたらいかがですか。この商品券でよかったですかって。市長さんやはりね、そういうふうにかたくなになる必要はないんじゃないかと私思うんですけれどもね。どうなんですか。もう少しゆったりと。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、東海林委員からご質問いただきましたので、私としてはご答弁を申し上げさせていただきます。市長として、今しばらくこういった形でこの事業を続けさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 それから、155ページですか。要保護、準要保護生徒の援助問題についてお聞きしたいと思います。

要保護、準要保護生徒の援助については、これまでも補助制度だったと思うんです。そして何名分でこれまで計算されているというのははっきりとわかるんだと思いますけれども、これからは、18年度は交付税の算定になって入ってくるんだというふうに思いましたけれども、これで何人分入っているかというのはもうはっきりわかるんですか。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 交付税の方ということで、私からお答えいたしますが、交付税の方では補助金から変わったということで、まず交付税の算定は、標準的な団体を想定しまして、その中で需要額を積み上げて持っていくというようなやり方をされておりますので、その中に要保護、準要保護の係る経費について、その算定の中の一つとして組み込まれているということであると思います。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 生活保護者とか準要保護者についてはかなりな部分での、最近では給食費とかあるいは修学旅行費、学校教材も含めてですけれども、そういうものが未納になっている部分があると思うんですね。これは結局手渡しをしているんだと思うんです。保護費と一緒に、扶助費と一緒にね。そういう中で、やはり生活が大変だからなかなか納められないという部分、あるいは納めに行くのが面倒くさいとかいろいろあると思うんですけれども、こういう点で修学旅行費とか学校給食費が未納になっている。この納め方について、ずっと昔の扶助費の支払いは最初から学校のそういう経費というのは天引きして保護費を渡していたものですが、今はそうっていないんだと思いますが、何かそういう方法ですね。今現状がどうなっていて、

これからどうしていくのか。そして未納とかそういうものについてどのように扱っていくのか。これまでも未納に対する滞納整理については、教育委員会の方でいろいろ努力をしているという点はわかっていますけれども、でもその努力の方向が毎年同じことをやっていたって、余り成果が上がらないというふうに思うんです。そういう点で、ことしの未納状況はどうかですね。そういうことをお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 伊賀教育委員会教育部長。

伊賀教育委員会教育部長 この定例議会始まる前に、総務教育常任協議会の方でも学校教育課長の方から報告させていただきましたが、要保護、準要保護の家庭においては、学校給食の未納者というのはゼロでございます。完納されているということでございますので、ご理解をお願いします。

鎌田副委員長 よろしいですか。東海林委員。

東海林委員 委員長、別のところで。では時間もないのでもう一つは循環バスのことについてお尋ねいたします。

これまでも大変な実績を上げてきたと思いますが、これから空白地区について、1年間の中でどう解消といたしますか、新たな方向性に向けてどう取り組んできたのかお伺いしたいと思います。

鎌田副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

市内循環バスを100円均一料金にいたしまして、市内の主な公共施設を現在回っております。基本的には1時間に1周というわかりやすさもありまして好評いただいておりますが、今委員ご指摘の空白地区、例えば青葉ヶ岡地区等いろいろ要望なんかも上がっておりますけれども、その部分につきましては現在宮城交通に今委託をしておりますけれども、バス事業者の方の大型バスでなかなか進入できないといったそういった部分もございまして、そういった違う手段、あるいはそういったものがないかどうか、今全国のいろんなケースあるいは県の指導などもいただきながら、二市三町でも勉強会なんかもやっておりますけれども、そういった中で検討させていただいております。以上です。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 今勉強中だということですので、それではこれは後の問題にして、時間がもう何分もありませんのでこれぐらいにしたいと思います。今後とも、私の方からもよろしくお願い

したいと思います。ありがとうございました。

鎌田副委員長 次の質疑者に移ります。小野委員。

小野（絹）委員 それでは、私の方からも時間の範囲内で質問させていただきます。

いろいろ決算状況踏まえて質疑が交わされておりますが、市民が一番今の財政の中で、18年度決算を踏まえて塩竈は一体どうなんだろうという心配やら不安やら、また懸念やらを持っております。それは私どもにも寄せられます。そうした点で、今度の決算の中で一定分その問題はどのようなふうにして市長のところでは市民にこうだからということでお話しできるものなのかどうか。質疑を通しながら、お答え願いたいというふうに思います。

それで、最初に 3と資料請求をしておりましたので、まず 18の1ページから3ページにかけてを使いながら質問させていただきたいと思います。

既に言われておりますように、17年と比べて歳入も20億円、まず約21億円ダウンをし、そして歳出では22億円削ったといいますが、そういう状況を踏まえて決算されていると。そういう中で17年と比べて予算規模、そして決算の歳出規模が22億を下回っているにもかかわらず、今回先ほど曾我委員からもありましたけれども、4億5,700万の不用額が出ているという状況をどういふふうにまずお考えになっているのか。その辺を最初お伺いしたいと思います。それから、不用額というのは普通どれくらいが適切だと思っているのかお尋ねしたいと思います。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

まず、どのくらいの規模かということについてでございますけれども、不用額というのが実質収支の場合の基礎の一つになるんですが、実質収支が黒字化するということの要因は、歳入の方で予算を上回ったものがあるかどうか。それから歳出の方で予算組みされておりますけれども、支出しなかったものがあるかどうかということで、実質収支が黒字になるわけでございます。そういったことで、無理な予算組みをしていなければ実質収支は黒字化するということですので、今回実質収支が黒字になったということの意味は大変大きいかと思っております。

それで、実質収支の規模がどのくらいかということなんですけれども、大体標準財政規模の塩竈市110億円から120億円ぐらいの間ですけれども、その3%から5%、これが一定の目安になるのではないかなというふうに言われております。そうしますと3億5,000万から幾らとなると思うんですけれども、それが一つの目安にはなっているということで、本市ぐらいの規模であれば、おおむね妥当なところではないかなと。ことし不用額が大きくなった理由につい

ては、先日のずっと質疑の中でも触れさせていただきましたけれども、学校関係の建設事業が年度終盤になって予算化されて、落札残とかそういったものがかなり大きな金額であったんですけれども、そういったことが普通の年度と違ったところで起きてきているというところがその要因ということでございます。

それで、実質収支が黒字になっているということにつきまして、なおつけ加えて申し上げたいのは、この間の行政改革、財政的ないろいろな取り組みというものが、18年度はあらわれた年度でもあったということが言えようかと思うんですね。さまざまな収支改善努力をしてまいりましたし、それから18年度では本当に緊急的な措置ということで、幾つかの取り組みがなされた。一つには前年度で、17年度でありましたけれども公的資金の借りかえ、制度の活用というのがやはり大きかった。それが18年度からあらわれてきたというのがございます。それから、まさに本当に緊急的な措置でございますけれども、企業の独自削減策を18年度で行ったということ。これも大変財源的には大きなことでございます。

それからもう一つでございますが、大きな要素としましては退職手当債が認められたということがございます。給与制度、職員数の取り組み等そういったことに計画的に取り組んでいる団体でないと許可されないんですけれども、そういった団体として認めていただいたことによって、退職手当債が4億円近く借りられたというふうなことがあったわけでございます。そういったことに支えられた結果でも、この実質収支の黒字ではありますので、その点については、それを踏まえた上で実質収支が黒字になっているということについては、十分に押さえておいていかななくてはならないのかなというふうに思っております。

それからさらに言えば、実質単年度収支がどうなのかということがあるわけですし、実質単年度収支も今回黒字化になったわけでございますけれども、実質単年度収支が黒字になるというのは財政調整基金からの取り崩しがないということが、これが実質単年度収支が黒字化する条件なわけでございます。それで、18年度は財政調整基金からの取り崩しは最小限にとどめた形で一定程度、17年度末の4,000万台というところから1億円を超える金額まで引き上げたということができたわけなんですけれども、ただ一方では庁舎基金からの長期の借り入れをまた18年度でもせざるを得なかったということがありまして、それが2億7,000万ほどございますので、それが財源調整的な基金の取り崩しだというふうにみなされれば、その分は赤字要素だということもございますので、その点につきましては十分な留意が必要だというふうにとらえなければならぬというふうに思っております。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 今の状況、財政課長からの状況でさらに理解するわけではありますが、それで、資料の 18の1ページから3ページについて、これは監査委員の意見書の資料の中にも出ていますが、今回は13市の比較、これが出ていますのでそこでお聞きしたいんですが、塩竈市が財政力指数が0.538ということで、よくはなってきたといっても、ここは実際県内でいけば5番目になっているとか、それから実質収支比率の市平均は2.7だけれども塩竈市は3.3だと。これは監査委員の報告では3から5が妥当みたいな書き方をしているわけではありますが、この辺についてはどういうふうにとめるといえるかということですね。

それから、経常収支の91.7%についても、これは市平均が92.6%ですけれども、監査委員の報告では80%を超えないということがいいように書かれてあるわけですが、それに匹敵するところはどこもないという状況にあるわけですが、そういう点でこの辺の見方はどういうふうにとめていけばいいのかですね、市の財政がしっかりとしているというふうに見る上での見方というものをちょっとお知らせいただければというふうに思います。

鎌田副委員長 菅原課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

まず、実質収支比率でございますけれども、先ほど申し上げました3から5%が一つの目安になるのではないかなというふうに思っているんですが、大体その範囲に入っている自治体も多いんですが、それを下回る極端なところではゼロ%に近いような団体が出てくるということで、0.2%とかそういった実質収支の額の比率といいますのは、やはりかなりタイトな予算組みと申しますか、通常ですと大体歳出予算というのは2月、補正予算が最後の歳出予算の調整の機会ですので、そうすると1月初めぐらいにはもうその段階で予算の金額は固めなければならぬわけですね。そうしますとどうしてもその年度内で、予算がないために支出執行ができない。例えば、法令規定上は支出すべき方々に対する寄附ができないとかという事態が万一にも起きないようにしなくてはならないということからしますと、年度内の支出見込み額よりはかなりの部分、上の部分で予算を設定せざるを得ないわけですし、そうしますと、やはり先ほど申し上げましたような財政規模に応じたパーセンテージというのはどうしても生じるのかなというふうにも思うわけですが、それがかなり下回った団体も出てきているということは、予算組みはかなり窮屈か、もしくはその予算化された収入が何らかにより入らないとかそういったことがあるのか、そういったことになるのかなというふうに。とにかく、これだけ地

方財政が厳しいので、予算にもかなり窮屈になっているあらわれではあるのかなというふうに思います。

それから、経常収支比率ですけれども、経常収支比率は80%を超えますと、財政の弾力性が失われるというふうな見方がされるんですけれども、つまり経常的な経費に使われる割合がふえていけば、臨時的な部分ですね。自由な判断でといいますか、そういった裁量の余地が少なくなってくるということで、弾力性が失われるというふうなことが言われるわけですし、それが80%以上ということであったんですけれども、やはりその現在の地方財政を取り巻く状況の中で、80%前半という団体はかなりめずらしいのではないかなというふうに思っております。

それで、本市におきましては96%台まで上がったものを、何とか91%台ぐらいまで押し下げようというのが当面の目標としていたわけでございます。それで18年度決算では、そのレベルまで下がったということではあるんですけれども、ただ、要因が先ほど申し上げましたような緊急的な措置を含んでいるわけです。経常的な経費が少なくなればこの経常収支比率が少なくなるということで、そのとおりではあるんですが、それは非常に難しいことなわけです。経常的な経費というのは人件費だったり公債費だったり扶助費だったりということですので、なかなか難しい。それを下げるというのは至難のわざなんですけれども、それが18年度では経常的な経費の充当する一般財源の額を減らすことができたということです。要因がこれまでの行政改革の積み重ねもありますし、それに加えて企業の独自削減、退職手当債の借り入れ、公的資金借りかえの効果が18年度から出たというようなことですので、そうしますと構造がすっかり変わったということでもないんですよ。やはり期間限定的な要素がございまして、そういった点についての留意が十分必要だというふうなことで、本年度の経常収支比率についてはとらえるべきではないかなというふうに思っております。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（編）委員 それで、2ページ3ページで起債残高の13市の推移と、それからこのグラフが出ていますけれども、塩竈市は一般財源については225億8,200万で、起債残高はこうなっているということを出されております。グラフを見ると、これは特に合併したところが非常に上がっているというところ、起債がふえているというところなんだろうというふうに思うわけですが、こういうふうになってきているわけですね。そこで、今まで18年度の財政はこうだったというのはお聞きしました。であれば、この起債も17年度よりは若干ふえているわけですが、今後の見通しはどういうふうになっているのか。それをお聞きし

ておきたいと思います。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

ここに、グラフに出ている会計の単位が普通会計ということでありまして、普通会計といいますと、本市の場合ですと一般会計と区画整理事業会計の合算であるということになるんですけれども、一般会計につきましては、越の浦春日、下馬春日の両大きな事業二つがピーク時から徐々に減り始めて、大体昨年度ぐらいまでには終了しているということで、建設事業の執行は地方債の借入額等、かなり連携するわけでございます。それは建設事業の財源が国庫補助金等もございますけれども、やはりその起債に充当せざるを得ないということで、そういうことで事業費が減少しつつありましたので、一般会計の方は減っていったということ、数年間もう一般会計の残高は減ってきております。一方で、区画整理事業会計の方は事業が本格化しておりますので、まだふえてきているということでありまして、その合計が見ますとこのように横ばいから微増というふうには普通会計ではあらわれてきているわけです。

今後につきましてやはり一般会計の建設事業も、学校関係の耐震化とかそういったものがまだ続きますので、そういったものを一定確保しながら、また区画整理事業もピークをそろそろ迎えておりますので、そちらの方も横ばいかなと思いますので、ここ数年ぐらい先には減ってくるのではないかなというふうには思っております。

ただ、一方で建設事業充当債ではない退職手当債であるとか、そういったこれまでは借り入れてなかったんですけれども、そういったものの借り入れもありますので、その点建設事業に基づく地方債にプラスして、そういったものも出てきているということに留意が必要であるというふうに思っております。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 資料請求の関係上、18の5ページ、職員数のパートの人数についてお聞きしておきます。

これは、見ますと要するに一般職員が15年から18年度までに90人減らしたと。ところが臨時職員の推移を見ますと、15年から18年までの間には、減らした分が51名だということで、実質減らしたのではなくふえたのが51名だということで、実質39名の減だということになると思うんですね。それで広報でこれ何月、先月の広報でしたか。待ったなし行政改革、職員定数を減らしていますということが出ていましたけれども、こういった関係で実際に私が言いたい

は、必要なところには必要な人が必要なんだということです。職員が必要なんだと。だから単純に市長が何名減らしますとかというふうに出しているようだけれども、実際にはそうはなっていない。行政というのはそういうものではないかというふうには思うわけなんです。そういう点で、一言あればお聞きしておきます。

鎌田副委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 定数適正化計画についてのご質問かと思えます。

委員がご発言のとおり、必要なところには職員は必要というふうを考えておきまして、例えば何ていうんでしょうか、職員をどうしても市の職員がやらなくてはいけないもの、それから例えば臨時職員とか多様な雇用形態の中でできるもの、それから民間活力等を活用できる分野、こういったものを整理しながら、一定の定数適正化計画を立てているところでございます。そういったことから、職員でなければいけないところには職員を配置し、パートの方でもいい部分につきましてはパートの職員を配置するという考え方を持っております。ただし、そういった中でも保育所とかそういった分野のパートにつきましては、きちんと資格の所有者ということで、国の配置基準等に基づきながら配置しておりますので、そういった分については考慮しているというふうを考えてございます。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 そういう点で行革をやる上で、私ども行革全く反対というのではなくて、行革をやる上で必要なところは必要な手だてが必要だという、何かややこしい言葉ですがそういうふうなことを強調しておきたいと思えます。といいますのは、実際には市長が行った去年の満足度調査。これ私6月の議会でも使わせていただきましたけれども、やはりこれは非常に耳を傾けるべきところだと思うんですね。満足度調査の結果、去年と比べて、17年度と比べて18年度の調査では、総合的な満足度では17年度は43.7%だったけど、18年は38.3%で5.4%ダウンしたと。しかもやや不満、不満というのは17年は47.3%で、18年度は53.4%と過半数を超えていると。しかも6.1%アップしていると。これはね、非常に重く見るべきだろうと思うんですね。新しい分の調査の結果が間近に出てくるだろうというふうには思いますけれども、それでこれが実際決算の中でどういうふうに反映されてきたのかというふうには思うわけですが、そういう立場から、私は取り上げていきたいというふうに思います。

特に、今回の18年度の満足度調査の中で、結果としてニーズが高かったものは消防防災、災

害対策、交通安全、防犯など、市民の安全を守る施策が上位ランクされたということですね。次に、二つ目には介護や国保や年金ですね。それから子育て支援、学校教育など少子高齢化社会を反映したニーズが上位に来ていると。3番目に塩竈のまちにぎわいと活気を求める商店街振興、中心市街地活性化、水産振興などのニーズが高くなっているという状況です。したがって、やはりこういった市民のニーズにどうこたえていく決算になっていたのかということが一つの指標になるだろうというふうに思うんですね。そういう観点からやる必要があるだろうというふうに思います。そういう点でいろんな方からいろんな質問がされていたので、私は残された時間で幾つかさらに進めさせていただきたいというふうに思います。

まず、18のこれ資料ですが、失礼、2です。2の18ページです。ここに児童福祉、これは民生費負担金収入未済額の内訳というのが出ています。その中に児童福祉費負担金として、公立保育所私立保育所の保育料の関係が未済額として、これまた去年の10倍以上の金額で出されているということですが、これについては全国的にも90億円を越す滞納が出てきていると。もうそれは生活苦がほとんど多いということが出されているわけでありまして、そこで市の方ではこういうふうな原因をどうつかんでいるのか。また徴収業務と申しますかね、どのようになっているのか最初にお聞きしておきたいと思います。

鎌田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 保育料の滞納については、18年度若干伸びました。伸びましたというか上がりました。その主な理由として収入源とか失業とかリストラ、あと病気等とか多重債務とか、そういった理由があります。しかし一件一件すべて相談に応じておりまして、その理由も把握していますし、あと分納についての相談にも応じております。そういった中で、全く反応がないというか、そういった世帯は今のところございません。どこでも分納できる範囲で分納していただいている状況でございます。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 ありがとうございます。やはり今言われた親の生活実態ですね。それに即した援助ということが非常に大事だろうと思います。特に塩竈の場合にはその傾向がかなり強いのではないかとこのように思いますので、さらに保育料の基準の変更なども含めた支援制度をぜひ考えていただきたい。これはちょっと時間の関係もありますので、市の方で直接行かれてご家庭の皆さんともお話ししているということのようですので、要望だけにさせていただきたいと思います。

次に、学校給食費の未納者の件で、塩竈市では裁判を起こしたというのが17年からだったと思いますけれどもあるわけですが、18年度の決算ではどこに入っているのでしょうか。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 滞納関係の事務費でございますが、資料 4の179ページでございます。第10款教育費の中の保健体育費保健体育総務費のところの11節需用費、それから12番目の役務費。この中に入っております。以上です。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 その金額は幾らですか。

鎌田副委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 金額は、内容証明及び配達証明手続に係る切手代、それから簡易裁判所支払督促申立手続の切手代、それから債権者発布通知送付用切手代、それから送達結果連絡用のはがきでございます。それから支払督促申立手数料といたしまして2万5,000円、それから前段に申し上げました役務費関係は6万1,500円でございます。トータルしますと20万8,500円になります。以上でございます。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 20万8,500円が給食費の訴訟関係に使われているということで報告がありました。私どもはこの給食費の問題については、非常にこれは子供の教育上非常に重要な問題として重視して取り組んできましたので、こういった点についてはすべきではないという立場で取り上げてきたことをここでお知らせしておきたい。改めてお知らせしておきたいわけですが、時間の関係上、見解を聞いている時間もなくなってきましたので、そのことだけ申し上げておきたいというふうに思います。

それで、その次であります、5ですね。成果品の106ページ、国民年金事業の関係でお聞きしておきます。これは、国民年金事業については、塩竈市が国民年金の年金課の方でやっているわけでありましてけれども、今回この成果品が去年のような、去年は国民年金について非常に細かに、そして塩竈市で社会保険を含めてどれくらいの金額、市民が国民年金とあわせて受けているのかがわかるような一覧表になっていたわけですが、今回抜けているのはどういう意味でしょうか。

鎌田副委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

確かに委員ご指摘のとおり、昨年度までにつきましては、主要な成果に給付状況を記載してございました。給付年金に関します給付事業につきましては、社会保険事務所が所管となっておりますので、これまで給付状況につきましては社会保険事務所から資料の提供を受けながら記載してございました。市町村事務につきましてはここに記載をしてございますが、資格の取得得喪、それから加入に関する受け付け、それから保険料の免除申請の受け付け、それから基礎年金に関する受け付けが主な業務でございます。このような観点から、本市が所管しております事務の決算概要について成果説明書に記載させていただいております。以上でございます。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 やはりきちんと状況がわかるようなものを添付すべきだというふうに思うんですね。これはことしはこれで出た資料ですから、来年からぜひそういう資料をお願いしたいというふうに思います。

今5,000万件の行方不明年金、そして名前もわからない年金が500万件出てきたという状況で、大変な問題になっております。それで塩竈市としては国民年金ですね。それぞれ名前が書いてあり、保険料が書いてあるような国民年金の名簿を塩竈市は保管しているのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

鎌田福委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国民年金の保険料につきましては、平成14年度から既に国に移管をされている経過がございます。それまで保管をしておりました名簿につきましては、国へすべて収録、管理されているというふうに私ども理解をしておりますが、本市では古い台帳、いわゆる旧台帳については現在地下書庫に保管してございます。以上です。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 これは非常に大事なことなんですね。そういう点でよくぞ保管して下さったというふうに思います。そこで、私は今回三つのことを提案しておきたいと思うんですよ。できるかできないか、あるいは検討するのかどうか含めてお答え願いたいと思います。

一つは、市が国民年金の年金記録を保有しているということを住民に知らせると。それは広報とかホームページなどで知らせるといことが一つです。

二つ目には、年金記録をですね、本人が見たいといって来たら、開示するというのが二つ

目。

三つ目には、この消えた年金問題の特別の相談体制をとる必要があるというふうに思います。

先日、その1階の向こう側の入り口のところに社会保険庁が来て年金の相談をしますというのが出ていますが、そういう通常の年金の相談だけではなくて、この分野における年金相談体制を設けるということについて、三つの点について提案したいんですが、いかがでしょうか。

鎌田副委員長 木下健康福祉部次長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

年金記録につきましては、基本的には社会保険事務所にご本人がご自分の年金記録の開示請求ということで、全部社会保険事務所の方に請求手続きをしていただきまして、それに基づきまして社会保険事務所の照会に基づいて、私ども地下書庫にもぐりまして1枚1枚探しながら、それにお答えをしていく状況でございますので、今後もそういう対応をさせていただきたいと思っております。基本的に、社会保険事務所の方でまず申し出をしていただきたいと思いますのでございます。

あと、社会保険事務所は仙台にございますので、基本的に直接社会保険事務所に行くということではなくて、私どもの市役所の窓口でもそういう取り次ぎをさせていただきたいと思っておりますので、そういう点でご利用いただければと思っております。

それから、相談体制でございますが、7月に1回、それから8月に1回ということで巡回相談を今実施しております。今後も社会保険事務所の方では継続的に県内巡回をするということでございますので、その相談の窓口に対する協力をしていきたいと思っております。ただ、独自で私ども年金相談を受けるといことになると、データの何もございませんので、これはちょっと困難かと感じております。以上です。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 そういう点ではせっかく保管されていた年金台帳ですか、そういうものをきちんと十分市民の不安にこたえられるような取り組みを、さらに一層ご努力願いたいということをお願いいたします。

それで、次に成果 5の222ページ、きのうも質問があったようですが、ごみ処理の問題で、この資料を見ますとかなり減量に努力しているということがうかがわれるわけでありまして。そういう点で非常に分別含めて市民へのPRはなおのこと、より一層努力していく必要

があらうというふうには思います。

そこでこの問題でお伺いしたいのですが、塩竈市のこのごみの減量化、ごみ処理の関係で、きのう有料化の問題とかいろいろ出ていたようでありますけれども、有料化しなければならないというような実態になっているんですか。まず、それを端的にお答え願います。

鎌田副委員長 綿市民生活部次長兼環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ごみの有料化につきましては、まだそういった判断をしている状況ではございません。以上です。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 今、担当課長が述べられたとおりです。かなり努力しているという状況が見えるだけに、なぜ市長はごみの有料化について受益者負担の見直しをしているので、その一環の中に入れてみたいみたいな話をなされたのか。そのことが1点。

それから、市長は市長の選挙公約にですね、ごみの有料化についてうたっていたのかどうか。これについてお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 小野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

私昨日の答弁で、ごみの有料化とは一言も申しておりません。6月の施政方針の中で、今抱えております塩竈市の事務事業の原価計算をすべてやらせていただき、そういった内容を議会の方につまびらかにさせていただき、その後いろいろご相談をさせていただきますというご答弁を申し上げておまして、決して、決してごみの有料化というような表現はいたしておりませんので、正確にご質問いただければ大変幸いだと思っております。大勢の市民の方見ておられます。大変、不本意であります。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 いや、謝る必要、いやね、私が言ったのは、ごみの有料化の問題の中でいろいろそういう答弁をなされた。そういうことでいかにもごみの有料化について検討するようなお話しだったので、市長は公約の中でも出していないはずなのに何で急にそういうことを言い出したのかと。というのは、仙台でも異論は続いているんですね。続出しているという状況が出ています。ですからそういう点で市長がごみの有料化については言っていないということであれば、それで安心しましたので、よろしくお聞きしたいと思います。

それで、次にあわせて実は、これは成果の308ページ、墓地の管理の関係でお聞きします。

私どもの方に市民の方からこういう投書が寄せられました。年何回か墓参をしておりますと、当霊園のごみの分別は全くされていなくて、お墓です。月見ヶ丘の霊園のごみ処理についての投書がありました。その文章をちょっと読み上げさせていただきますと、年数回墓参をしておりますが、当霊園のごみの分別は全くされていなくて、ごみ入れのドラム缶はいつもあふれ、風が吹けば園内を散乱したごみがあちらこちら吹っ飛んでいるということです。

そこで、一つごみ分別について、巨大ボックスの設置2カ所ぐらいお願いしたいということと、ごみ分別収納庫を2カ所を設置していただくように、ということで二つのご提案が市民の方から、燃えるごみ、燃えないごみということで絵を書いてファクスで送られてきていました。そういう点で、これはもうお彼岸も近いですし、間もなくお墓参りも始まります。すぐ対応できる問題だと思いますが、市の見解をお伺いしておきます。

鎌田副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 そういった投書、私どもの方には届いておりませんので、ぜひあとお見せをいただきまして、清掃に関しましてそういった市民の方の声があるということにつきましては真摯に受けとめまして、対応させていただきたいと思います。

鎌田副委員長 小野委員。

小野（絹）委員 時間がないと思って端折っているいろいろやったわけですが、墓地の環境整備については、トイレの問題もお話しさせていただいて一定の改善策といたしますか、利用させていただいたりとか、側溝のあるいは桜の木といたしますかね、少し枝払いしてもらおうとか、いろんな工夫はさせていただいております。それは感謝申し上げたいと思います。したがって、このごみの問題も早速、これお渡ししますので対応していただきますように希望しまして、私の質問を終えたいと思います。以上です。

鎌田副委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議における東海林委員の質疑において、一部不適切な部分があり、同委員より取り消したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、取り消しを許可することを決定いたしました。

質疑を続行いたします。嶺岸淳一委員。

嶺岸委員 では、ご指名いただきましてありがとうございます。私の方からも若干理解を深める上で、簡単に質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、全体的なことなんですけれども、資料 5 のページ346ページ、平成18年度の決算状況を見ましたらば、一般会計は市長はあるいは当局のご努力で財調あるいは基金残高を合わせた額が98億となり、また繰出金、先ほど庁舎の基金の2億を入れると約20億円ほどになりました。前年から比べると多少明るさが見えてきたのかなと、こういうふうには決算報告でもされておりました。これを見ながらしかしながら、一方では財政健全化法がもうすぐ施行されるに当たって、今本市の取り巻く財政の状況は綱渡りの状況であると言わざるを得ない。その中で、今市長はこの財政状況を見て思っていることと、これから来年度に向けた状況等を加味合わせて、決意等をお聞かせいただきたいと思います。

佐藤委員長 佐藤 昭市長。

佐藤市長 嶺岸委員の財政状況についてのご質問にお答えいたします。

何人かの方々から同じ質問をちょうだいいたしておりますが、17年度との比較では若干、例えば公債費比率でありますとかその他財政指標の一部につきましては、若干行財政改革の成果があらわれつつあるのかなというふうに認識をいたしているところであります。経常収支比率であり、地方債現在高比率、あるいは公債費比率等がその代表になるかと思っております。しかしながら、先ほど財政課長からもご答弁申し上げましたとおり、昨年度に取り組みましたさまざまな成果が一定の効果を発揮したと。例えば退職手当債の発行でありますとか、借りかえ債、資本費平準化債といったような過去の取り組みの成果があることも事実であります。また、職員給与の独自削減、約年間全会計で3億程度であります、こういったものも底上げに若干プラスをしているのかなと思っております。こういった措置が、例えば職員の給与独自削減であります、18年度19年度に限定をいたしております。また、先ほど申し上げました退職手当債初めの新たな起債につきましては、まもなく償還すべき時期が参るわけであり、そういったことを考えますと、決して現状で満足ということではなくて、我々今後に向けてさらなる努力を傾ける必要があるというふうに理解をいたしております。

特に20年度、21年度の予算編成に当たりましては、なお一層選択と集中というような取り組

みと、それから行財政改革のさらなる推進を進めていく必要があるというような認識をいたしているところであります。どうぞよろしく願いをいたします。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。そういうことで、しっかりと財政運営等を基盤も含めて収支均衡、いわゆるプライマリーバランスが均衡になるように、ぜひ努力していただきたいと。こう申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、資料 5 を中心にちょっとお聞きしたいなと思います。

最初に、16ページから27ページに関連して、防災の関連の事業が載っております。きのうもうちの小野委員の方からありましたけれども、それと関連するかわからないんですけれども、市道整備事業になるのかその辺ははっきりわかりませんので、よろしく願いいたします。

今、高い確率で起こるであろう宮城県沖地震の安全対策は、当局のご努力で一步ずつではありますが、安心安全の度合いが高まってきております。本当にありがとうございます。

そこでお聞きいたしますが、安全を第一に考えた場合、地震の発生をいち早く的確に情報を伝達することが最も大事であると言われております。特に、ラジオのAM放送、FM放送の受信はどこでも聞こえるようにすることが重要であります。本市においては残念ながら1カ所聞こえない場所があります。その場所はしおりトンネルの中でございます。なぜ聞こえないのか、なぜ対応できないのかお聞かせください。

佐藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 しおりふれあいトンネルについてのご質問ということで、私の方からご回答させていただきます。

しおりふれあいトンネルにつきましては交流ふれあい事業で整備をさせていただきまして、平成18年4月からは県道利府中インター線の一部ということで、県の方に管理をしていただいております。このトンネルにつきましては、設計当時からトンネル内の非常用設備、こういったものについてどの程度までの整備が必要かということで整理をさせていただいております。このトンネル内の非常用設備に関しましては、現在の国土交通省の方で設けております設置基準がございます。これらはトンネルの延長並びに通ります車の交通量、これらによりまして、トンネルの防災等級を定めております。

しおりふれあいトンネルの場合につきましては、トンネル延長が1,107メートル、計画交通量が7,600台ということになってございまして、先ほどお話し申し上げました防災等級からい

たしますと、B等級という位置づけになってございます。このB等級の場合に、設置する設備でございますが、非常電話、押しボタン通報装置、非常警報装置、消火器、誘導表示板ということになってございます。

先ほどご質問いただきましたラジオ関係の再放送設備等、これらにつきましては設置をしなくてよいということになってございました。したがって、整備の際にも当然こういった施設についての整備を実施していないという状況でございます。私の方から以上でございます。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。国交省の方の国の条例においてそれは設置できなかったと、今お話しありました。このしおりトンネルは、県の事業で塩竈市と利府町がお金を出してつくった経緯があってなったわけですね。ところが、県ではそれはその条例に従って設置をしなくてよいというからしなかったと。でも、安全上からいうならば、ぜひこのトンネルは今、朝行くときよくわかると思うんですけども、利府高校に通う生徒さんとか、あるいはジョギングしている人が結構おいでになるようでございます。そういった意味でも、ぜひ安全対策上に何かそういった工夫が必要でないか。というのは、私市内のある地域で懇談会をしたときに、たまたま婦人の方がトンネルに入ったときに、わからないで入ってきたと。何かおかしいなと思って出たら、ラジオがぱっと聞こえて、その中は聞こえないわけですから、地震です、車をとまってくださいと、こういう話がアナウンスされた。そうすると、今距離的には1,100メートルですから、国の法令上の交通量の流れというか、いわゆる規制はあそこは50キロでございます。そうすると、その50キロで制限速度で走ってくると、約何秒かかるかちょっと計算できませんですけども、数十秒くらいかかるんだらうというふうに思うんですね。そうすると、安全を重んじた場合にはそういった方向も必要になると。

それからもう1点は、北海道で起きた崩落事故。ああいうものを見ると、危険度は少ないと思います。あそこ岩盤固いから。でも、そういった情報を的確にしていきたいと。もし、予算的に少ない予算でできるのであれば、アンテナ1本で聞こえるのかどうかというのは私はわかりませんですけども、ぜひ検討していただきたいと。このことは要望しておきたいなと思います。

次に、もう一つ関連して聞きたいことがあります。

国では、今回10月1日から地震情報の法令が改正されまして、緊急地震通報の実施がされます。この対応方についてはいかがなさるのか。それともそのまま放っておいてテレビとかラジ

オとかでそのまま通報されたとか、あるいはもしくは塩竈市そのものでどうしていくのか。もしお考えがあればお聞かせください。

佐藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

このことにつきましては、今度の一般質問等においても菊地議員、それから伊勢議員の方から質問を受けております。まず10月1日から緊急地震速報がいよいよスタートになります。これはテレビ、ラジオを通じまして震度5弱以上の地震が発生した場合、最初にP波といわれる地震の波が来ます。その後強い揺れのS波が参ります。その間約数秒から数十秒といわれておりますので、その間大体気象庁に問い合わせたところ、本市の場合、宮城県沖地震の場合は約10秒ぐらいではないかというような気象庁のお話しでした。その間もしかなれば、我が家でいたときには身の安全を確保するためにテーブルの下に隠れるとか、それから屋外でいた場合はブロック塀などに近寄らない。自動車運転中では、先ほど出ましたがハザードランプをつけて左側の方に停車する。そういったようなことが非常に大事になってまいります。これは、詳しくはまだテレビ、ラジオ等で放送されるということで、今後のいろんな市の全体の同報無線を利用した場合はどうなのかというようなこととか、今全体で検討中でありまして、以上であります。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。一般質問もされるかと思っておりますので、あとはよろしくお願ひしたいなと思ひます。

次にページ230ページ、市営住宅の管理業務についてお尋ねいたします。

まず、未済額1,752万2,000円はまだ残っておりますけれども、今後の状況等どういうふうな形で、この未済額をゼロになるということはないと思ひますけれども、どういった手続をされているのか。すべて皆先ほどもちょっと話題になりましたけれども裁判に持っていくのかね。あるいはしっかりとして個人個人に当てはめていくのか。あるいは管理者がいるわけですが、その管理者が責任を持って今度集めていくのか。どういう方向がいいのかちょっとわからないんですけれども、この未済額解消のためにどういった対応をされるのかをお聞きしたいなと思ひます。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今後の滞納の整理の仕方ということですが、基本的には現在やっている

ような状況で、滞納なされている方にいろんな形でご連絡しておりますので、そういったことに対して納入相談とか、そうしたものを窓口でしていただけるように、まずそういう形で納入の分納も含めまして相談にのっていきたいというふうに思っております。あくまでも裁判云々というのは最悪の過程の問題ですので、本課としましてはそういう手段でやるようなことはできるだけしたくないというふうに考えております。

あと、管理とかそういった問題もありますけれども、ただ、その管理を委託してどれだけ徴収できるかという問題もちょっと不明な部分がありますので、まず課内部の努力でもって対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。というのは、課長みずからとかあるいは係の担当者が土曜日の夜とかあるいは日曜日の夜とか集金されているのを見て、本当にご足労かけるなところ思っておりますので、そういうその辺の軽減なんかもされていながら、最善の道をつかんでいただきたいなと、こう思いますのでよろしく願います。

それで次に、現在入居している人についてお聞きしたいなと思います。

本市では、入るときに保証人をお二人設定して入るわけですね。もう大分長く入っている、入居されている方もおいでになるわけですが、その片方の方がもう長い時間ですので亡くなっている方もおいでになると思うんですね。その場合、その市の条例から見た場合保証人が2人だという規約と、それから1人が亡くなった状況にあったときにどのような対処の方法が、あるいは対応をしていくのか。その辺ちょっとお聞かせください。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 連帯保証人のお話しですけども、条例上連帯保証人が2名、そしてその長年の間でその連帯保証人の例えば1人なりが死亡なり、保証能力がなくなったような場合、そうした場合にはかわりの方を申請していただくというのが原則となっております。以上でございます。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。私の知る限りではそういったような状況にないなという感じもされておりました。というのは、なかなかこの保証人制度というのはなり手がいないというのが一つでございます。そこで、私は保証人を2名からせめて1名にしていきたいなと。というのは、民間でもほとんど1名が主流だというふうにいわれているんですね。その辺のお考えがあ

るのかどうかお聞かせください。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 連帯保証人の絡み、私も事務等しておりまして、確かに連帯保証の2名という今の基準でいいますと、かなり市営住宅に入居なされる方、実態としては高齢者が多い。あと低所得者が多いと。そういう時代の背景等もありまして、なかなか連帯保証人2名を探すのは苦労されているという実態を私も見ております。そうした中で県内の事例、市としましても内部的にちょっと情報は集めておりました。最近、合併等の問題もございませけれども、そうした中で県内の市で大体半数近くが連帯保証人1名の方向に動いているというような情勢も把握してございます。そうした中にもありますので、連帯保証人のあり方、数等につきましても、内部的に今後検討していきたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 それでは、よろしく検討をお願いいたします。

そこで、最近民間ではいわゆるこの滞納が非常に多いと。民間の中でもですね。いわゆる保証協会にすべてを預けて入ってくるような仕組みになっているように今お聞きしていますので、そういったことも利用されてはいかがかなと思いますので、その辺は多分千葉課長さんの方も情報としてはとっていると思いますので、その辺のお考えはどうか、お聞かせください。

佐藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 民間アパート等に関して、確かにクレジットとかに関して、その保証の役割を果たすシステムができ上がっているのも現実でございます。ただ、公営住宅の場合特に低額所得者が多いとかそういった部分もありまして、なかなか保証料を払える方が果たしているのかという問題もございませ。あと保証料、保証がずっと続くわけではなくて、あくまでも保証金を払っている間だけですので、そういった条件で入った方がいつその保証から抜けたのかどうかもちよっとこちらでも掌握できないと。あと、例えば市の方でそういった保証料を集めて、代理業務として集めていけばどうなのかという問題もありますけれども、公営住宅の家賃以外に市がそういう形で徴収することができないというふうな定めもありますので、なかなかそういった面での民間でやっているようなシステムの導入は、公営住宅に関していえば難しいんだろうなと。今現在そのように考えてございます。以上でございます。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。ぜひその辺の方も研究していただきたいなと思います。

次に、172ページの青少年相談センターの機能の充実についてお聞きさせていただきます。

まず一番問題なのは、やはり不登校、ひきこもり、いじめの三つですね。この辺の対応策をまず考えていかななくてはいけないなど、こう思っているんですね。その中でこのいじめ4人、ここに掲載されていますけれども、差し支えなかったらその内容を、こういったような内容で今いじめに遭って相談に来たのか教えていただきたいと思います。

佐藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 この部分につきましては、臨床心理士、要するにカウンセラーの部分でございますので、カウンセラーの相談部分については守秘義務がございますので、その辺については聞くことができません。ただ、青少年相談センターの専門員のところにかかってくる部分については、教育長まで上げまして確認いたしております。

具体的にはやはり悪口、からかいであるとか、若干集団でふざけた行為をされるとか、そういう内容でございます。以上です。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。私はこのスクールカウンセラー、本当に大事な事業だと思います。ここまで来る人は私はいいと思いますね。今、世間でやることは我が本市にもあるんだなと思っていましたので、今小学生でも携帯電話あるいは中学生でも携帯電話を持っている方が大分多くなったと。いい悪いは別にしてですよ。そこの中のメールでいじめがある。それからパソコンのメール。これは小学生だったそうです。それから、中学生の中ではブログによる書き込みのいじめ。こういうものは本市においてどのような状況で今あるのか。あるいはないのか。ちょっと教えていただきたいなと思います。

佐藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 お答え申し上げます。

携帯電話による相手の中傷するような表現であるとか、あるいはパソコンの掲示板であるとか、そういう事例につきましては、本市でも残念ながらございます。それで、その対応といたしましては、各学校ごとに集会等開いて、そういう携帯電話あるいはパソコンの恐ろしさであるとかそういうこともありますし、昨年度についてはPTAの研修会等で親御さんを対象にそういう研修なども行っている実態でございます。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 非常に難しい問題で、私どもにニュースに入ってくるときには、どこに相談に行っ

たらないか、この問題ですよ、スクールカウンセラーのところに行く前の問題で、先生にも相談できないどこにもできない。おまえ言ったべ、言わないべというような状況に今あっているような気がしてなりません。どこの学校とは言えませんが、でもそういった方向にあるし、PTAとお話ししたことがすぐその日にばばっと流されると。本当に厳しいなと。だれを信用したらいいかわからないような、殺伐たる学校の中の生活を送っているような状況に今なっているんだと。泣きながら電話をいただいた人がおりまして、そういった形もどれがいいのかちょっと私もわかりませんので、もうそっちこっちの文献を引っ張ってはいるんですけども、全然その対応策がどこの地域でもありません。これも多分苦慮しているんだらうと思います。早くそういうような解決策が見えられるように、対応できるような仕組みが早くできればいいなと思いますので、ぜひ努力、努力というかも大変な思いだなとこう思いますので、頑張ってくださいなとこう思いますのでよろしく願いいたします。

次に、284ページの産業振興についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

この平成18年度はシティーセールスについて、3月に吉祥寺で行ったと報告をいただきました。ありがとうございます。このシティーセールスの必要性をこの見出したのはなぜなのでしょうかね。この辺ちょっと、内容的にまだちょっと報告もなかったものですから、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

佐藤委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 当課におきましては、企業誘致、産業振興の一環として企業誘致等も行っておりまして、その中で産業振興策ということについても取り組みをとすることを考えて進めてまいったところでございます。

従来から産業部の中、水産課、それから商工観光ということがございまして、産業振興のためにいろいろな取り組みをしてまいったところでございます。なおかつ、新しい18年、前年の17年からでございますが、いろいろ企業等訪問させていただく中から、産業振興という観点から何を取り組んでいったらいいのかというような、いろんなご意見を承ってまいったところがございます。いろいろな企業さんからのご意見といたしましては、やはり企業に対する支援、具体的にはいろんな国県等の制度、そういうものを十分な情報提供が必要だらうと。場合によってはそういう金銭的な支援も含めて必要だらうと。そういうことのほかに、やはり塩竈市交流人口あるいは定住人口も、ぜひこれはふやしていただく。そういう努力も必要ではないか。その中と、もう一つといたしましては、やはり本市が他の都市に負けないような地場産業

等ございます。やはりこういうものをもっと積極的にPRしていく。その塩竈の名前を広めていくことによって、この塩竈全体のレベルアップが図られる。産業全体の振興が図られていく。そういう取り組み、これを総称すればシティーセールスということがありますけれども、そういう取り組みもぜひ必要ではないかというようなご意見等承ってまいりました。

その中で、当課といたしましては、ちょうど機会をとらえてということになりましたが、たまたま吉祥寺で取り組まれたこの事業の中で、舞台塩竈ということで取り組まれた話でございましたので、ぜひこの機会をとらえ塩竈市というものをPRしていこうということで取り組みさせていただきました。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。この産業振興については、大分商工観光課の方でも宣伝されて、大分塩竈のイメージが高まったなど。塩竈でお寿司を食べたい、ある私の友達が企業家でありますけれども、車で自家用車で来たんですけれども、塩竈に入ってきたと。塩竈に入ってきたとたん暗いと。まちが暗いと。寿司屋がどこにあったかわからないと。あんどんさえ見えない。せっかく日本一の寿司屋があるのにもかわからず、いわゆる仙台はきらきらとしてあんどんが光って、ああ寿司屋があるなというような感じでわかると。塩竈はこれだけの宝を持っていてこれだけの宣伝をしておきながら、なぜもう少し明るく、ああここにあるよというようなイメージアップができないのかなと。こういうような感じを指摘されました。残念だったなどいって、私もその後夜車で走ってみました。なるほど言われたとおりでございました。やはりその辺のイメージアップもですね、今後商工会議所と一緒に着実に、あせる必要はありませんので着実に歩みを運んでいただきたいなど、こう要望しておきたいなと思います。

次に、181ページ、きのう浅野委員がちょっと質問した件に関連して、納得できませんでしたのでちょっとお聞きしたいなと思います。この遊ホールの設備管理操作作業業務委託1,113万、こうあるんですけれども、具体的にどういったことを委託しているのか。このフロアすべてを全部管理委託しているのか。あるいはここここの部分で1,113万円ですよ。その内訳、ちょっとわかったら教えてください。

佐藤委員長 渡辺教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 ご質問の遊ホール等設備管理操作業務委託の1,113万という数字ですけれども、基本的にはこれは人件費に当たります。作業操作ということですので、用途ここで遊ホールの様々な照明、音響等々の機器の操作をする人件費に当たるものを委託している

と。現在、2名の担当職員、委託業者ですけれども、専門の業者に配置していただきまして、ほぼ前回もご説明いたしましたけれども、我々の大体勤務時間数ぐらい、平均すればですね。そういう形で働いていただいております。以上です。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 それはきのうと同じ答えだったんですけれども、今お二人で人件費がこのくらいだと。多分何ですか、これ照明を当てている人ですね。それから何ですかこのキーボードというか操作するような担当がいるわけですね。ところが実績を見ますと、それが常時必要なのかと。例えばカラオケ大会がありますよと。ありますよね。あるいはいろんな催し物があります。あの会館は365日対応型に一応なっていて、大きな催しの催事の場合は、前もって企画立案から始まって、打ち合わせをしてリハーサルをして講演になるわけですね。それまでに空いたときに照明等打ち合わせ、いわゆるミキサーというんですかね、ミキサーさんと打ち合わせしたりあるいはこうやるわけですね。そのときに前もってやるといったらば、この1,113万円を今財政がこんなに困っているときに、そういった人たちのプロと言われる人たちのリタイアしている人がいるんですよ、今現在。宮城県の中に。そういう人をパートで使えないのかと。そうすれば常時そこに置く必要もないし、いや館長おっしゃったとおり、職員の就業時間と同じですよという意味はわかりますよ。だったら簡単に言えばね、私企業人ですので、企業家からは、もう少し経費削減するためにはではパートで使えばいいんじゃないのと。職員さんでないんだものと。こういうふうな発想になってもおかしくはないのではないかと、こう思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

佐藤委員長 渡辺教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 182ページの方には、18年度の施設の稼働状況といいますか、利用率あるいは利用件数を上げておりますが、例えばホールにつきましては、18年度150件という数字を出しております。稼働率54.2%、多賀城ほかのホール等ありますけれども、稼働率につきましては大体平均ではないかと思っておりますけれども、例えば150件の事業を組み立てる場合は、今嶺岸委員がおっしゃったように、1日あるいは2日、一、二回は事前に打ち合わせが必要になってまいります。例えば演劇をする場合、その照明の当て方、あるいは役者の入り方等含めて大道具の設営の仕方と。ですから150件掛ける二、三倍のそういう事業をこなすためには一定の人数が必要になってまいります。それと同時にこれはプロの、遊ホールで主催をしてそこでお金を観客からとって、収益を上げるようなプロの事業も遊ホールで使う場合も

あるわけですね。そうしますと一定の水準をこちら側で用意せざるを得ないということで、かなり専門性の高い会社員ですね。専門のある職員を派遣していただく形で、こういう形で今体制を組んでいるわけです。ただ、意見の中でプロの方、そういう方もいらっしゃるということですので、これ以外の方法について、経費も含めて今後検討させていただきたいと思いますけれども、現在の考え方はそういうことです。以上です。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 ぜひ私も、少しちょっとかちっとくるんです。正直な話。できるんです、これ。県民会館にいてアルバイトしたこともあります。だから、まずやる気があるかどうかというのですよ。だから、私何回もしつこいようですけどもこの話をしました。それで、そういうふうに言うのであれば、プロが来てやるのであれば、シャワー室は使っています、館長あそこ。ちょっとお聞かせください。

佐藤委員長 渡辺教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 シャワー室、ありますけれども、希望に応じては使える状態にするということになっております。機能としてはあります。使う希望があれば使うような状態にするような形になっております。

佐藤委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 時間がないからちょっとやめますけれども、このシャワー室ね。正直な話もう赤水出て使えません。はい。これ、使っている人が、使用した人が言うんですからね。だから私はそういったことよりも、もっと細かくやはり地域、使う人の利便性をもっともっと発揮すれば、そういった人、熟練された人が今シンクタンクの中にいるということですよ。だからそういうこともよく考えてやっていただきたいなと思います。以上で終わります。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤（貞）委員 時間もかなり経過をしておりますので、簡潔にやりたいと思います。

まず、この地方自治体をめぐる情勢ですね。いわゆる地方分権推進法が平成7年にできた。一括法が12年に法律ができた。このとき推進法で351の法律が各所にわたって、かなり複雑な法律だったと思うんです。そういう立場でいうならば、今この経過の中で、最近そのいろんな行財政改革をめぐる状況の中では、行財政改革と地方再生というのは、地方時代に課せられた今大きな課題なんですね。そういう意味では当市も、新規に独自のいわゆる行財政改革をやりながら進んできた。そしてこの決算を迎えた。そういうふうに私は理解しているわけなん

ですが、いわゆる去年の18年の施政方針と比較をして、決算の状況どういうふうに所感、あるいは感じているのか。市長からまずお尋ねしたいなと思います。

佐藤委員長 佐藤 昭市長。

佐藤市長 先ほど、嶺岸委員の方からも、財政状況についての所感を求められました。その際にもご答弁をさせていただいておりますが、決算分析主要指標等については、間違いなく17年度よりは18年度好転をいたしているというふうに考えております。具体的には、経常収支比率が96.6でしたか、が今は91.7という状況であります。また、公債費比率が17年度が14.6に対して18年度は12.8というような状況がそういった財政の主要指標に当たるかと思えます。ただ、しからばこういう決算分析主要指標がこのように好転してきた原因はということを追及いたしますと、さまざまな要因があるわけでありまして、例えていけば公的資金の借りかえでありますとか、先ほども触れました退職手当債の発行でありますとか、あるいは職員の給与独自削減でありますとか、そういったものが底上げに若干ではあります寄与しているというふうに考えております。ただ、このような状況は18年度19年度の2カ年間に限った措置のものもございます。当然ながら20年度から、また今申し上げましたような、例えば職員の給与独自削減でありますとか、そういったものは一たん針をゼロに戻さなくてはならないわけでありまして、でありますので、20年度以降、またさらなる厳しい財政運営ということが当然予測をされますので、我々は19年度分からもう一度足元から点検をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤(貞)委員 今、塩竈市が取り巻く状況の中で、やはりまだまだ改革は終わったわけではないと。市長、まだ決意新たにして取り組んでいかななくてはならんという大体的方針を言ったわけでありまして、私も何と申しますか、国も地方も行政改革大綱はずっと生きていると思うんですね。そしてまた骨太の方針も出たわけですね。これもやはり生きているんだろうと思うんです。ですからそれを、やはり加味しながらいろいろ塩竈市は独自の行財政改革をしながら今日を迎えた。そういう意味では若干財政は好転しつつあるけれども、なかなかそれでも大変だなと。この間もちょっと述べましたけれども、冒頭に言いましたけれども、一般会計が180億円のときに市立病院が300何ぼも一時借入金を借りていると。これだけ大変な事態だと、こういうことありますから、まあよくいろいろやっているなとこう思いますが、私はそういう面ではこの主要な施策の成果に関する説明書、こうずっと読んでみてもいろいろやっている

ことはわかります。具体的に歳入歳出の決算事項別明細書、あるいは実質財産支出に関する調書、いろいろ読みました。ここで、立派だと思うのは、いわゆる予備費の支出、流用といいますが、流用をほとんどやっていないということですね。これはかつて、ここで決算で論争したことがある。元の市長さんと。いわゆるどんどん流用して、勝手に使う。議会の権利を侵しているのではないかと私言ったことがある。そうしたら、あなたもご存じのとおり市長の権限ですと、こう言った。では勝手にどんどん理由づけをしないで議決をして、あと勝手に利用すればいいのかと。こんな答弁で納得しませんよといって謝ませた経過があったんですよ。そういう意味では、ほとんど流用しないでやってきたと。これはやはり、そういう意味では正しい執行だなというふうに私は認めているわけなんです。そういう意味では、事務局はかなりしっかりしているかなと思いますが、そういう面でもやはり考え方をこれからも継続してほしいなど。いっぱいあちこち流用したりなんかすると、わけがわからなくなってしまうわけですから、継続費とかなんかにちゃんと手続をとっているし、そういう面で議会における手続をきちっとやってほしいと。

そこで、二、三質問しますけれども、平成6年ですか、斎場まで出ましたよね。私これびっくりしたんですが、協定を結んだんですね。協定。来年平成20年。当該施設の移転の目安としては、おおむね平成20年とすると。ことし19年なんですよ。平成ね。そうするとまた15年しかたっていないんですよ。あの建物は30年最低でも、40年使えるという建物なんです。それをなぜこういうことをやったのか。こういう協定を結んだのかね。これこそ大変な事態だと思う。これは議会で初めてなんです、これ。この間の民生常任委員会でこれ出してほしいと、見せてほしいと言いまして、今度の決算に出ましたけれども。そこでこういう、これ新しくすること大変なむだなことになりますから、私は行革に非常に逆行するものですね。そういう意味では何か安易な形で、こういう形で結んだと思いますけれども、これは市長ね、あなたのせいではありませんけれども、こういう問題については今後慎重に十分検討を重ねて対処してほしいと。こういうことをまず願っておきたいと思います。

そこで、斎場の問題ですね。いろいろ成果で出ています。そこで、これは来年度ですか、環境議会に移行するんだと。そういう形でいろいろやっているようではありますが、そこで塩竈には広域行政のいろんな組織があるわけですね。政策課がいわゆるこの主要の説明書の5を見ますと、広域行政事務として、いわゆる塩釜地区広域行政連絡協議会、これ事務局塩竈市ですよ。それから、仙台都市圏広域行政推進協議会、これは事務所が仙台だと。それから3番目

に未来都市研究会、これはまだあったのかと私思いましたが、これ前に松島の町長さんが会長だったと思いますが、今はどうなったかわかりませんが、会議が開かれて何回か出席しているんですね。この辺の経過、広域行政どういう議論をしているのかですね。私非常に重要だと思えますから、やはり例えば塩釜地区広域行政連絡協議会では、協議会を3回やっている。幹事会5回やっている。担当者会議6回やっているんです。やはりどういう議論をしているのかね。やはりこれね、議会にももう少し詳しく報告してほしいなと。というのは、今広域行政と合併の時代ですから、非常に私も関心を持っているわけでありまして。だからそういう面では、いろんなものを読みますと、関係機関に対する要望をどういうふうに行っているのか。あるいは担当課長会議はどういうふうに行っているのか。この辺もいろいろ私は聞かせてほしいと。やはり本当に広域行政を本当にやろうとしているのか。その中身を知りたいんですよ。そういう面では仙台都市圏や、あるいは塩釜地区広域行政連絡協議会の中身を、今言っただけでなかなか大変でしょうから、これからきちんと報告してほしいなと、こう思っているわけなので。あと特に未来都市研究会、これ今どうなっているか。その辺だけお尋ねします。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 未来都市づくり研究会につきましては、平成15年に設立されておりますが、平成17年4月から多賀城と塩竈市が介入している状況でございます。未来都市づくり研究会につきましては、合併というお話がある中で、そういった分の将来の二市六町一村の塩釜地区といわゆる宮黒地区ですね、宮黒地区の二市六町一村が加盟しているところなわけですが、そういった中でまずは広域行政について、二市六町一村での枠組みでどういった状況で可能なのかということの検討、いわゆる研究をしたところでございます。

そういった研究をした中で、ではどういった広域事業の検討ができるだろうということで、8項目ほどにわたる事業について具体的な検討を始めたところです。その中で、18年度におきましては指名登録業者の管理、いわゆる契約の指名参加の登録というんでしょうか、そういった業務につきまして17年に検討いたしまして、二市六町一村、それから消防事務組合等も加入しまして行うような方向性が確立されまして、18年度の指名登録の参加願いや実施をさせていただいているところでございます。それ以外のものにつきましても種々検討しているところでございますが、検討の過程の中で、この中での合併というのは将来の課題で、当面は困難であろうということになってございまして、広域行政についてまた改めて深めていこうというこ

とになってございます。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤（貞）委員 塩釜地区広域行政連絡協議会では負担金12万4,000円、塩竈市が払っているわけですね。仙台都市圏広域行政連絡協議会について20万8,000円払っていると。未来都市研究会はこれ金をとって、事務局が塩竈だということがありますが、とっているかどうかわかりませんが、これ数字出てきませんからね。堂々とやはりとって、きちんとやっているんだと思いますけれども、この辺数字わかりませんからね。やはりこれからも明らかにそうしてほしいなというふうに思います。その辺もし答弁がありましたら。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 未来都市づくり研究会につきましては、先ほど申し上げましたように15年設立で17年から加盟しているところでございますが、広域行政検討してございまして、今後のあり方を含めてどうしようかというところの議論になっているところでございます。そういった関係もございまして、17年度までは負担金ということで予算化してございましたが、18、19につきましてはいわゆる現在の会計ですね。未来都市づくり研究会の予算の残額のところで行っていきましょうという合意のもとに、今回負担金は計上されていないということでございます。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤（貞）委員 大体わかってきました。そこでね、この事項別明細書の70ページですね。こう見ると、いわゆる一般会計の広域行政事務の中で、総務管理費、企画費の中でこれ予算化をしているだろうと思いますけれども、その中で離島振興協議会、宮城県の33万1,000円、それから全国離島振興協議会年会費、全国ね。これ6万4,000円、それから日本離党センター年会費1万2,000円、約40万超しているんですね。これについてどこにこれ具体的な報告があるんですか。このものについて。いわゆるこの中を見ますとね、浦戸諸島開発センターの運営事業とか、あるいは離島航路事業とかいろいろありますけれども、具体的な離島振興の動きがこれわからないわけですよ。したがって、離島という月刊誌が全国的に発行されているのを私見たことがありますけれども、今離島の状況は全国どういう動きがあるのかね。ちょっとわかりかねるものですから、その辺を具体的に書いてほしかったなと思いますが、その辺の一つ。これ、出てこないものですからね。ですからそういう形で、やはり離島を持っている塩竈市としては重要な課題だと思いますから、その辺手落ちのないようにひとつきちっとしてほしい

と、今後思います。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 離島関係でかなりの予算を組ませていただいているところでございます。全国離島振興協議会におきましては、島という月刊誌を出しておりまして、そちらの方発行されておりまして、全国の離島の取り組み状況がつぶさに掲載されております。ちなみに私どもの方に関連するものでしたら、空き家情報の方、浦戸でやってございますので、そちらの分も島の方に記事として掲載されて全国にアピールされているということでございます。

それから、県の離島振興協議会の負担金で33万1,000円ということでございますが、こちらの方は離党振興、いわゆる県内の4市の離島所在の自治体で、失礼いたしました合併いたしましたので3市でございます。失礼いたしました。そこで構成されておりまして、その中ではいわゆる独自にホームページをつくってみたり、それから東京の方に行きまして年に1回アイランダーという全離島のところで、いわゆる何ていうんでしょうか、地元の物産なりそれから離島のPRという部分がございますが、そういったものに参加いたしましたり、それからパンフレットをつくったりということで、離島振興に係る事業を展開しているところでございます。特に今回、浦戸の野々島地区でパンフレットをつくるということで、離島振興補助事業というのを県の振興協議会で設けておりますので、その補助を受けましてパンフレットをつくっているという経過もございます。そういった部分、なかなか離島の問題というのは人口減少の問題、それからさまざまな都市基盤の整備とかそういった問題がございますが、やはり関係市町で一致協力しながら県、国等に要望して離島振興に資しているという状況でございます。

次回からそういった、いわゆる成果の中への取り組みの方法についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤 昭市長。

佐藤市長 離島振興協議会につきましては、私が出席をいたしておりますので、その概要等につきまして、私からもご報告をさせていただきます。

今、県内3市1町でございます。四つの自治体で離島振興の事業推進を行っているところでありますが、残念ながらやはり事業促進方についての要望活動というものがその大半を占めておると思っております。例えば、本市でありますと、漁業集落排水事業で整備いたしております下水道の整備でありますとか、あるいは石巻でありますと道路整備、気仙沼でありますと離

島架橋の問題等々で、そういった事業促進のための要望活動というのが実は8割方を占めているというふうに思っております。2割方につきましては先ほど次長の方からもご答弁させていただきました。それぞれ共有の課題を持っておりますので、そういったことを一緒になって情報を発信をしていこうと。例えばすばらしい食材でありますとか、すばらしい景観でありますとか、そういったものを離島振興協議会のホームページから新たに発信しようというようなことを、今ようやく始めたところであります。さまざまな情報、機会を見ましてまたご報告をさせていただきよう、私からも努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤(貞)委員 次ですね。主要な施策の成果に関する説明書5番です。番号ね。これに旅客ターミナル管理運営事業とありますね。ここで港を生かしたまちづくり。幸いに塩竈市はマリゲートを生かす。そのために海辺の賑わい地区、あそこに大型店舗が5月ですか。大体4カ月たったわけですね。この町の人通り、どう変わっていくのか。その辺の調査をしているのかどうか。その辺からお尋ねしておきたいと思っております。

佐藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 5月に大型店、オープンいたしまして、その後来館者、購買客、来客数の調査等を両側に面しました大型店でやっていただいておりますが、駐車場の台数から来館者推計を行っております。その結果では、当初計画推定の大体65%程度ということで見込んでおりましたが、今現在ですと1日平均大体2,510台ぐらいが駐車をされており、平均的に2人乗車というのが一般化されておるようです。あと、向い側の既存の大型店も含めると、3,850台が1日平均で駐車をされていると。したがって、大体これの倍を見込めますので、頭数としては約7,000人強の方々を訪れられているという実態でございます。

あとそれから、詳細な調査は来月に入りまして商工会議所等と協力してやっていく予定となっております。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤(貞)委員 私はね、実はね、いわゆるマリゲートが心配なんです。これで連動しつつあるんだろうと理解するのですが、なかなかそうもいかないようだなと思ひまして、いわゆるマリゲートはイベントをやらなければなかなか人が集まらない。だから、イベントをやりながら何とかふえてきたと思ひますが、やはりこの港を生かしたまちづくりというのは、あ

の大型店のオープンをどういうふうにするのか、人の流れが変わってやっているのか、影響を与えているのか、いい影響を与えるならいいと思いますよ。それがどうなっているのかと私は思って心配しているものですからね。これからいろいろまだ4カ月ですからわかりませんが、いい方向になるように努力をひとつお願いしておきたいと思います。

次は、いわゆるこの成果の224ページですか、地域新エネルギーバイオディーゼルの燃料推進事業。これは、全国に先駆けていわゆる市の主導でもって、これは環境省の補助金でやったわけですね。これは今世界的な動きなんですね。バイオ関係は。それで、世界的な規模で動いていますけれども、今環境省よりも資源エネルギー庁ですか、が非常に大きないろんな計画を持っているわけですね。読んでみますと。それから農林水産省も持っている。それから経済産業省も持っている。いろいろありますけれども、僕がずっとこう見てみますと、資源エネルギー庁がいろんな事業の計画を持っているものですから、その辺を研究するものがあるのではないかと思います。したがって、このいわゆる補助事業でもって主体的に加工団地がこれから長いことやはりこのような事業をやっていける自信になっているのかどうか。その辺から一つお尋ねを申し上げたいと思います。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 B D F 事業につきましては、環境省の補助を受けまして、平成17年、18年の事業としてB D Fの精製プラントを完成させたところでございます。昨年の11月下旬から試行的に行いまして、ことしの4月から本格稼働という形でさせていただいているところでございます。

現在の利用の状況でございますが、大体車両登録台数が約100台ということで、ご利用いただいております。そのうちで公用車16台利用しております。さらにはこれまで販売量がなかなか伸びないということで悩んでおったわけなんですけれども、かねてから課題でありました運輸業界との話が一定程度まとまりまして、そちらの方で大口の販売が可能となりましたので、その生産量の分が販売に行くというような形の見通しが一定程度立ったというところでございます。

18年度につきましては、また試行的な運転ということ、それからそういったことがありまして、どちらかといえばプラントの整備ということでありましたので、19年度から本格的ないわゆる、何ていうんでしょうか、収入も見込めまして一定の見通しが立ってくるのではないかと考えてございます。そういったことでありますので、塩竈市としても本格的な

運営が軌道に乗るような形で支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤(貞)委員 あくまでも市が指導して、これまでやらせたわけですから、やはり今後経営的にもうまくいくように全力を挙げてほしいなと。特に、公用車も市が10何台使っているということもございますが、経済的にどれだけプラスになっているかわかりませんよ。その辺も、もし18年でこれだけ財政的な設備ができたんだということであれば、ここでもし申し述べていただきたいなと、こう思います。

佐藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 B D Fのいわゆる公用車へ導入における経済効果ということでございますが、11月末から公用車に使用しているということでございますので、実質約18年度は4カ月ということになるかと思えます。使用料につきましては、段階的に導入ということでございましたので、約3,600リットルを購入していたということでございます。それで、軽油の価格が現在上昇傾向にございます。きのうも見たんですが120円ぐらいだったかと思えますが、B D Fにつきましては105円ということで実施させていただいておりますので、その差額の部分が経済効果ということなのかなと。そういった意味では約4万程度ということでわずかということではございますが、まずは市が支援をしてきたということで、市みずからが利用することに対する意味があるということと、それから環境問題に対して率先して取り組むという姿勢として私は評価できるものではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤(貞)委員 これ、地方都市としてはかなり先進的な事例だと私思うんです。そういう面ではただ単に今の現状だけではなくて、もっと大々的にやはり地域に広げていく販売量も確保していく。そういう意味で経営もきちんとやっていく。そういう指導をしていただいて、さらに経営がきちんと基盤ができますように心から期待をして、あといっぱいありますけれども終わりたいと思います。

佐藤委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、20日午前10時より再開し、特別会計、企業会計の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時15分 終了

平成19年9月20日（木曜日）

平成18年度決算特別委員会
（第4日目）

平成18年度決算特別委員会第4日目

平成19年9月20日(木曜日)午前10時開会

出席委員(21名)

曾 我 三 三 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員(なし)

(特別・企業会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部税務課長	福田 文 弘 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君
建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	橘内 行 雄 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜 昭 君
市立病院事務部 医事課長	安部 弘 章 君	市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画室長	山本 邦 男 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君
水道部営業課長	鈴木 清 君	水道部工務課長	鈴木 幸 寿 君
水道部浄水課長	黒須 精 一 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	丹野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

佐藤委員長 おはようございます。

ただいまから、平成18年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、特別・企業会計の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、質疑・意見等についてご発言をお願いいたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。

阿部かほる委員。

阿部委員 それでは、私の方から質問させていただきます。

資料5番の12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、安全に暮らせるまちづくりということで公共下水道事業雨水事業についてお尋ねをしたいと思います。今月初め、宮城県を襲いました台風9号、大変な雨台風ということで、直撃ということで、大変な心配をいたしました。塩竈は常に水に悩まされてまいりました。今回の台風9号ですけれども、市内に被害はなかったのでしょうか。ちょっとその辺お伺いいたします。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 お答えしたいと思います。

幸いして雨の部分につきましては、雨量も少なかったということもありまして、多少道路冠水程度、あと台風が通過することによりまして高潮が若干発生しまして、北浜地区に一部道路冠水並びに床下浸水をした箇所がございます。

佐藤委員長 阿部かほる委員。

阿部委員 ありがとうございます。

冠水ということは、市民の皆様の生活には一番重要な課題になっております。塩竈市はこれまで、ずいぶん水害に対してさまざまな施策を行ってまいりまして、ただいまお聞きしましたがだいが市の整備が進みまして、私たちが雨が降っても大丈夫というような生活が築かれつつあるというふうに思います。しかし、最近御存じのように山の上まで住宅が立ち並びまして、

これまで私が住んでおります西部地区でも、畑とかありまして非常にいい条件にあったのですが、そこも全部昨年から住宅地になりました。雨が降りますとまさしく坂の道路は、ほとんど川状態ということで、今回も実は大変な勢いで水が流れ出したという現状がございます。

それでお聞きしたいのですが、塩竈はいろんな形で雨水の施策をしておりますけれども、被害としてはどのぐらいの割でそういった整備が進まれているか、お聞きしたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 整備の部分についてお答えをしたいと思います。

本市における雨水対策ということで、現在下水道の方は雨の降る確率、10年に1度降る確率ですね、1時間当たり52.1ミリという数値になりますが、それに対応できるようにということでやっております。まだ整備途中でございまして、現在市内ではほぼ30ミリを超えるくらいの雨までは十分対応できるということで進めております。さかんに雨水幹線、それからポンプ場、いわゆる根幹をなす施設についても整備を進めておりますが、同時に宅内貯留という施設でもって一時的に短時間で雨が集中することを避けることを目的とした、宅内貯留と言って、市民の皆さんの協力を得ながらやっている事業にも取り組んでおります。宅内貯留は、おかげさまで50%を切るくらいの整備まで進んでございますが、なかなかまだそういった意味では局部的な冠水箇所もございますので、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。以上です。

佐藤委員長 阿部かほる委員。

阿部委員 ありがとうございます。

いつも北浜地区というのは冠水するというふうに聞いておりますけれど、それに対する対策というものは市の方では行っているのでしょうか。お願いいたします。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 高潮対策につきましては、基本的には県の事業ということで取り組んでいただいております。今海岸通り、それから先日もお話しになってましたが、北浜地区の緑地護岸ということで整備をされておりますので、高潮につきましては基本的にはそちらの施設で防御をしていただくということで考えてございます。

ただ、下水道としても冠水した箇所については速やかに排除する手だても同時に考えていかなければならないということで、北浜につきましては緑地護岸に合わせたポンプ等の施設による強制排水も取り組んでいきたいと考えてございます。

佐藤委員長 阿部かほる委員。

阿部委員 ありがとうございます。

本当に何年かに1度と申しまして、やはり住んでいる方たちにしてみれば雨が降ると心配でという言葉が出てまいります。ぜひその辺の整備、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。地域的に塩竈が、山坂が多くて、そして非常に雨水対策、あるいは治水対策難しいということは十分わかっておりますし、また市の方でもさまざまな施策を講じてこうして整備をしてくださっている。だいが進んでいるということも私たち感じております。これは市民として、安全に暮らせる指標かと思っております。

ただ、自然の力というのは恐ろしいもので、人の考えに及ばないような現状が出てまいります。私の住んでおります地域でも、9号の影響と言いますか、多賀城地区からちょうど道路が分水嶺のように坂道になっておりまして、ましてや袖野田地区というのは山がありまして、火葬場の付近ですけれども、坂が非常にきつくて、そして川のような状態になってしまう。下の道路はほとんど川状態という現象が毎回あります。排水溝とかいろいろな側溝などもお掃除とかしておりますけれども、もう、もはや飲みきれなくて、噴水のように水が逆流して噴き上げてしまうという状態が続きます。まして道路が右に左にカーブを切りますときに、勾配があるんですね。そうしますと、水がまさしく川のように流れてしまう。そのちょうど流れの境にあるおうちには、どんどん水が入ってしまうという現状がありまして、今回も土のうをお願いしますということで、市の方に要請をしていただいたということで、そういった土のうの要請というのはどのくらい今回ありましたでしょうか。お聞きしたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 土のうにつきましては、台風9号に備えるために300体ほどつくって準備をさせていただいております。私どもだけではなくて、防災安全課を中心としてやってございますが、大変失礼なのですが土のうの使用の数量については私の方でとらえておりませんでしたので、答えになりませんで申しわけございません。

佐藤委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。

何力所かあったようには聞いておりますけれども、その時に住民の皆さんから出た声なのですが、雨が降っていよいよ水が流れてきて、そして助けてくださいということで土のうの要請をするのですが、前もって土のうの要請はできないものかという声が出ております。その辺い

かがでございましょうか。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 はい、十分対応可能かと思えますし、防災安全課の方でそういった意味では土のうを設置する箇所をあらかじめ予測もしていると思えますので、ぜひご連絡いただければ対応したいと考えてございます。よろしく申し上げます。

佐藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 阿部委員にお答えします。

土のう要請の件につきまして、ただいま資料を取り寄せますので、その場でまた回答しますけれども、具体的に要請があった場合は、建設業界、災害防止協力隊の方々に協力いただきまして、そこに届けるということをしております。大雨の場合に、残念ながらやはり常襲地帯はございます。毎回要請がかかりますが、そこにつきましては事前に配付、例えば北浜の造船にお住まいの方々については事前に配付をしているという状況でございます。ですから、もしそういったようなことでご要請があれば、事前に配付して対応してと考えていますので、その節はよろしく申し上げます。以上です。

佐藤委員長 阿部委員。

阿部委員 ありがとうございます。

それをお聞きして安心いたしました。雨の中、大変な状況の中、市の方でも届けるということは大変なご苦労があるのではないかと思いますし、また住民の方も庭先にそういうものがあれば即対応できるということ。そういった小さいことですが、私たちが安心して暮らせるということは、そういうソフト面で市の対応というのは求められるような気がいたします。

今後どうぞ塩竈安心して住めるまちづくりということで、きめ細やかな施策をひとつ進めていただきたいと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤委員長 鎌田礼二委員。

鎌田委員 私からは市立病院関係、それから下水道関係2点についてお聞きしたいと思います。

きのうまでの一般会計を見ますと、そう大きな問題は私はないと考えておりますが、この市立病院の会計に関しては、現在のところ53億円の累積赤字があると。今期も約6,000万円でしょうか、資料 8の9ページになりますが、そういった解釈ではおりますが、この累積赤字が53億円、それから今期の純損失が6,000万円。これについて市長の見解をお聞きしたいと思います。

います。

佐藤委員長 佐藤昭市長。

佐藤市長 今自治体病院は、大変経営環境が厳しい状況でございます。特に市立病院につきましては、病床数が199床というような病院であります。なおかつ二次医療圏、塩竈医療圏の中核的な役割も担っております病院であります。そういったさまざまな要因が重なりまして、市立病院経営につきましては大変厳しい環境にあると認識をいたしております。

そういったことを踏まえまして、17年度、18年度、19年度の3カ年間で再生緊急プランを策定させていただきました。内容につきましては、3年間の最終年度であります平成19年度に、単年度の収支が整うような病院の経営状況に何としても到達するという思いであります。18年度につきましては、そういった中間年次ということで取り組まさせていただきました。例えば医師数であります、今現在17名であります、18年度は残念ながら13名～14名という体制でありました。また18年度にもさまざまな改革に取り組まさせていただきましたが、年間を通して効果が発現されない部分もございました。

そういったもろもろのものが重なりまして、現金ベースでは24億円強の数字でありました。我々もいろいろ今回の議会でもご質問をいただいております再生法制と言いますか、財政の健全化のスキームが示されつつある状況でございます。そういった状況を勘案し、最終予算で議会の方に市立病院への繰り出しをお願いを申し上げた経緯がございます。結果といたしましては、24億数千万円を22億円台というようなことで、2億円程度の圧縮を図ることができたわけでありまして。これはひとえに、そういった繰り出しを認めていただいた成果だと思っております。しかしながら、そういった22億円に圧縮してもなおかつ、全国の自治体病院の中では大変経営環境が厳しいというような認識をいたしております。19年度は何としてもそういった状況を回復し、再生期間の最終年度で目標といたしております単年度収支を何としても整えたいという意気込みで、今病院、それから行政一丸となってこの問題に取り組まさせていただいているというような認識でございます。よろしく願いいたします。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 繰り出しで22億円に実質の累積が減ったということだと思っておりますが、私としてはやはり市立病院自体の努力で減らさないといけないのではないかなと、方向性としてはそういうふうに私は考えております。

それで資料 17になりますが、2ページ目になります。基本理念ですが、ここに私は目を通

して、ここが一番、一番ということもないのですが、今後の市立病院にとっては大切なことかなと思うのですが、この最後の誠意の部分と並行すると思うのですが、「塩竈市立病院は患者さんに明るく、思いやりのある心で接します」というところがあります。私は医師問題やいろいろな問題があることは否めないと思うのですが、この資料で27ページ、皆さんの声ということで入院された方とかからの意見がここに載っているわけですが、こういった処置がものすごくお金のかからない手短で患者さんを呼ぶ一番安い手段ではないかと私は考えています。この27ページの皆さんの声についての対応はいかがでしょうか。

佐藤委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 資料番号17の27ページでございます、皆様の声であります。

これにつきましては、入院、あるいは外来の患者様からのご意見を常時いただくということで、外来、あるいは各病棟にそれぞれ投書箱を設置いたしまして、そこに随時気づいたことを入れていただくと。それを定期的に回収いたしまして、要望をこちらで見させていただきます。その内容につきましては、管理者会議と言いまして、病院のトップの方にも報告を上げまして、その前に当然各部門でその内容を見て、こういった回答をしたいという案をつけてトップが入ります会議に提出をいたします。そしてそこでオーケーということになれば、当然実施すべきものは実施すると、そしてその回答は外来の方に掲示をいたしまして、このような対応をしましたということでお知らせをしております。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ということは、この声の部分は生かされているというふうに解釈していいわけだと思います。塩竈には開業医が結構ありますが、もともとは市立病院の初診者だったということのある人から聞きましたけれど、かなりこの市立病院はこの地域のオピニオンリーダー的な立場にあるのかなと思いますし、やはり大切なのは皆さんの意識かなと私は考えてます。

この間東京で「医師はなぜ去るのか」というセミナーがありまして、私も受講させていただきました。当初は、どういったことなんだろうなと思いましたが、医師がかなり忙しいという実態がありまして、医師が去った結果として病院が衰退するという話であったわけですが、塩竈についてはそういった医師の忙しさ、その実態はつかんでおられるのでしょうか。夜間診療をした次の日も、診療して、へとへとだというような話が出ておりましたが、塩竈市立病院としてはいかがでしょうか。

佐藤委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 鎌田委員のご質問にお答えいたします。

当院では現在17名の医師でやっておりますが、現実的にやはり当直をやりますとその次も勤務、32時間労働となりますか、それプラス残業ということになりますので、今月からになりますが医師の労働時間と言いますか、疲れを少しなくしてずっと継続して勤務していただくことを考えまして、午後の診療を少し控えてもらうというか、少し早目に帰っていただくという方式をとっております。これに関しましては、国の方でもそういう意見が出ていまして、医者がどこの病院でも燃え尽きていってしまう、それで1人やめるとさらに続けてやめるという立ち去り型サボタージュと言いますか、連鎖反動的になっていく傾向が非常に多いわけです。だから、そういうことを避けるためにも先生たちに少しでも負担を減らしていただくということです。

それからもう一つつけ加えますと、現在医師の仕事というのは患者さんを診察する以外の事務的な仕事も非常に多いわけです。例えば患者さんが入院しますと、病気の説明をしなければいけません。いわゆるインフォームド・コンセントと言いますか、丁寧に説明して病状を説明する、治療方針を説明する。そのたびに全部書類を書かなければなりません。それも全部医師がやらなければなりません。それから、入院の手続やら、退院しましても今度サマリーを書いたり手続もいろいろありますし、今度は保険の請求書も全部医師に回ってまいります。そういうことで非常に実際的に医師の仕事というのは患者さんと接する時間ももちろん大変なのですが、それ以外の仕事も多くなってきています。そういうのが現状でございまして、少しでもそういうことを軽減して、できるだけ市民のために頑張っていたらこうと思っております。以上です。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 やはり医師がいない病院は病院と言えないというわけですけど、最も大切なところであると思うんですね。この基本理念にも1番に、「良質な医療を行い信頼される病院を目指す」というふうに書いてありますが、その意味でも医師の関係も大切だと思います。その辺をよく確認の上、今後よい対応をお願いしたいというふうに思います。

それですね、この資料の細かなところをちょっとお聞きしたいなと思います。資料 17の8ページの職員数なんですけど、これぱっと見ますと準看護師が平成16年、17年から減っていると。これはどうしたことなのでしょうか。

佐藤委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 同じ資料 8 ページの職員数でございます。これは各年度末現在の数字を上げておりますが、この中で準看護師、これが14年度につきましては21名おったのが18年度については6名という形で大幅に減っております。これは看護師、準看護師とも看護職員ということで医療現場には当然必要な職員であります、今もそうでありましたが、昔もその看護師、準看護師大変人手不足の時期がありまして、病院といたしましても準看護師の段階で採用をして看護師に育てていくという形で、かなりの数の準看護師を採った時期もございました。しかしながら、現在看護師と準看護師では当然もとの資格も違いますし、それによって算定できる診療報酬なども違います。ですから経営を考えると、ほかの病院等もそうではありますが、できるだけ看護師中心に看護職員を構成するという方針をとっております。その意味で、年々準看護師は停年とともに減ってきているという傾向がございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 はいわかりました。

次のページに移りますが、外来患者数、これが隣のページの入院患者数ともほぼ一致するわけですが、この呼吸器関係ですか、呼吸器科がえらい激減をしておりますし、それから神経内科も激減しております。それから泌尿器科、婦人科と。これについてはいかがでしょうか。ほか増えていることもありますが、この四つがえらく目立つわけですが、この辺の見解はいかがですか。

佐藤委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 今ご質問の件でございますが、呼吸器科に関して言いますと、平成16年11月に呼吸器の医師が2名おやめになっております。それによりまして、16年度後半それから17年度とずっと減ってきております。呼吸器科の常勤がいない状況になっております。

神経内科の先生もかつて常勤でいらっしゃいましたが、私がこちらに来たときはもう既にいらっしゃいませんで、これも数的にはそういうことで減少しておりますが、現在内科として登録している部分も結構ありますので、外来に関して言いますとこの数字がすべてでない場合もあります。特に18年度からオーダリングなんか減った関係で、内科は内科で一つに統一ということがありますので、内科の中で呼吸器も診たりとかしているケースもあります。

それから泌尿器科に関して言いますと、これも確か17年3月に泌尿器の先生が1人退職なっております。その関係で、現在週1回の外来だけになっておりますので、こういう数に減っ

ていると思われます。以上です。

佐藤委員長 鎌田礼二委員。

鎌田委員 はい、ありがとうございます。

結果的にそうすると、先ほどの話ではないのですが、医師が去ったということで患者数が激減したところになるのでしょうか。そうすると、やはり先ほどの医師の待遇やら、対応がものすごく大切になってくるのかなと、今後のポイントなのかなと私は考えております。

それで先ほどセミナーの話をちょっと出しましたが、その後半部でやはり市立病院関係、公立病院関係の経営が思わしくないと、全国的に思わしくないとということで、えらい問題になっているわけですが、そんな中で元気にやっている病院もかなりあるようであります。それはポイントとしてはどうなのかと言いますと、民間の力を入れて、民間に委託するのかなという形で私は考えていたのですが、どうもそれではないようなのですね。そういった意見もありましたが、一番大切なのはこの2市3町をリードするというような、オピニオンリーダー的な考えを持って、みんな意識を持って取り組むと。それは医師だけじゃなくて、看護師さんも、それから事務員さんも、総出で、みんなで取り組むということがものすごく大切だと。それで赤字から黒字に脱却したと、それも数年で脱却したという病院も披露されまして、私は感激して帰って来たわけですが、そういった意識改革を、お金をかけるのではなくて意識改革をぜひともお願いしておきたいと思います。

では、下水道関係にちょっとに移らせていただきます。資料 11番に移ります。この円グラフであります、ここで収入が、純利益になるのでしょうか、9,400万円、約9,500万円あるわけですが、私はプラスだからよいというふうには考えてはいないわけですが、次の次のページをですか、16ページを見ていただきたいのですが、私はプラスになるからには何か要因があるだろうと考えているのですが、それは賃金が安いとか、例えば人が少ないとか、そういったことからなどというふうにして考えてこの表を見ていたわけですが、この下の職員の数、(19)、結構他市町村から比べると多いなと。同じ人口の割には多いなというふうには私は解釈しているのです。それから料金については、先ほど思ったようなあれがなくて、まあまあ安い方なのかなと思いますが、この職員の数についてはどう思われるでしょうか。ひとつよろしく申し上げます。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 職員数についてのお尋ねですが、本市の場合ですね、自己水源を保有し

ていることから、浄水場を運営するための人員がまず必要であるということと、休日夜間の24時間対応の徹底したサービスによる維持修繕保全業務を行っていることなどによりまして、他都市に比べ職員数が多くなっているという内容のものでございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 同規模の大体人数でいきますと、多賀城市やら名取市から比べると、倍近い人数なので、他市町村ではそういったことはやられてなくて、塩竈独自のことなのでしょうか。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 今の件についてご説明しますと、資料 11の17ページをお開き願いたいと思います。この中で(29)番給水原価というものがございます。今お尋ねなのが多賀城市と比較してということなのですが、確かに職員数は多賀城市が少なくなっておりますが、給水原価の内容を見ても塩竈市が18年度におきまして、県内でも3番目に低い給水原価となっていると。なおかつ多賀城市においては、5番目くらいに給水原価が高くなっております。その給水原価に占める構成割合を見ても、確かに塩竈の場合先ほどご説明したとおり、給水原価に占める人件費は高くなっております。ただし、多賀城市の場合は受水に頼っている関係で、給水原価に占める受水費が高くなっております。これは、受水費の中に本来塩竈市の場合は自己水源を持っているために人件費の占める割合が高くなっております。しかし多賀城市の場合は、受水費の中には本来の受水費と人件費を含めた形で受水費の占める割合が高くなっておりますので、職員数が多賀城の場合少ないのですけれども、受水費に頼っている分将来においてはその負担額が大きくなるという予想をしております。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 わかりました。そうすると、原料となる水が多賀城の場合は高いと言いますが、そういうことになるのでしょうか、簡単な表現でいけばそういうふうになるのかなと思います。

それから市の水道関係の収益が黒字ということなのですが、この要因としてどういうふうにお考えなのでしょうか。これは悪いということではないのですが、よろしく願います。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 平成9年度に料金改定をお認めいただいて以来、黒字決算を続けている関係で平成16年度で初めて繰越欠損金から利益剰余金に転じたということで、次の年の17年度も同じく1億9,400万円、あるいは18年度におきましては9,400万円ということで、純利益が出ております。これは昨年18年度を初年度とする水道事業経営改善推進計画ということで、健全

経営を維持するために計画策定し、現在それに取り組んでいる最中でございますが、計画以前の経営改善に向けての経営努力を続けていた結果、平成17年度においても1億9,400万円くらいの利益が出たと。さらに18年度におきましても、68項目、自主項目があるのですけれども、12項目実施している関係で、それらが数値として9,400万円くらいに結びついたものだというふうに考えております。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 はい、ありがとうございます。そうするとかなりの努力が功を奏して黒字に転換したということでしょうか。より一層の努力をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。資料 4番になりますが、244ページ雨水貯留浸透事業というところで7,000万円とってあるわけですが、私が最近聞くとこの宅内貯留の件数が、依頼の件数が減っているというふうに聞いておりますが、その辺いかがでしょうか。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 お答えしたいと思います。

宅内貯留施設につきましては、現在記載の内容の事業費で進めさせていただいております。過去におきましては、もうちょっと高い事業費で取り組んでおりましたが、近年なかなか個人の宅地を利用して貯留をするという形式のものでありますから、なかなか申し込みをする方をそういった意味では待ちながら取り組むという事業でやってございます。我々もそれでは事業進捗は申し込めないということで、PR等も兼ねながら、昨年度から新たに取り組んでおるのですが、従来は宅内貯留ということで個人の用地に設置する関係上、その所有者の希望する業者で進めてきておりました。でも、近年の公平性、透明性という観点から今は指名競争という形でやってますので、事務手続上も若干手間取るという形もあります。しかしこのままではなかなか取り組みがおそくなりますので、我々も何とか工夫しながら今後事業の拡大に努めたいと考えてございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 はい、ありがとうございます。先ほどの回答にもありましたように、その業者選定が以前と違うと、競争見積もりだと、透明性を増すということですが、例えば私としてはそれは自分の家の中の工事でありますから、自分の外構関係とか、例えば家をつるとか庭をつくるという場合は、じゃあ市をお願いして競争見積もりでという考えは普通の家ではまずないと思うんですね。個人ではね。大体そういった場合は、やはり自分の信頼がおける業者をお願いし

で見積もりをしていただいて、いろいろ歩いて、それで私は決めると思うのです。それが例えば公共の施設やら何やらであれば、私は競争見積もりは理解はできるのですが、こういった個人宅に付随したものであって、個人の持ち物と言いますか、一応そういった形になるわけですよ。そんなことを考えると自分の本当に信頼おける業者に委託をしたいというのが心情だと思うのですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 現在の宅内貯留施設は大部分が公費でもってやってございます。中にはちょっとクレードアップしたいという方もいらっしゃるしまして、その差額につきましては当然個人の方の費用でもってやっていただくように、同時にやるようになりますので、してございます。ただ市は基本的には、市のを公費でやるということでございますので、指名競争入札という競争性を担保しながらコストを抑えて、なおかつ透明性も確保しながらという部分で取り組んでおります。何かやり方の工夫を加えれば、例えばご指名される方も指名競争入札のメンバーに入っていていただいて、ほかの方と競争していただきながら、よりよい仕事をしていただくということも考えていながらやっていきたいと考えてございます。

佐藤委員長 鎌田委員。

鎌田委員 どうも私の考えが理解いただけないような気がするのですが、やはり個人の土地に個人のあれをつくるわけですから、お金は市から出ようと、やはり信頼のおける業者に頼みたいと。信頼関係のある業者に頼みたいというのが、私は普通の家庭であればみんなそうであろうと考えています。そんな意味で、先ほどの競争見積もりはわかりますが、ちょっと工夫を凝らしてそういった業者をお願いはするのですが市で査定をすとか、それであまりにもかけ離れているよとか、おかしいよというのであれば市からストップをかけるとか、そういうシステムづくりをして対応されたらどうかなと私は考えています。

一番最初の質問で出ましたけれども、最近温暖化も手伝ってかすごい降雨があるわけですが、そういった対策では塩竈では大切な事業なのかなと今後も考えております。そういうわけで、その辺のことを一考願いたいなと考えまして、質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

佐藤委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 おはようございます。

それでは私の方からも、今回特別会計についての質問をさせていただきたいと思っております。

す。

資料 5のページ数で12ページから15ページ、私もこの公共下水道事業の雨水事業についてお尋ねしたいと思っております。まず初めに、今回平成18年度のこの決算資料によりますと、長年皆さんの待望の夢でありました藤倉放流函の築造工事に着手された。そして平成21年度の完成予定と伺っていますけれども、今完成後の雨水量についてはどの程度までの対応が可能なのかまずお尋ねしたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 藤倉ポンプ場につきましては、全体では20.75立方メートルの排水能力を備えるということにしておりますが、1期工事としてそのうち7.5トン吐く、ちょうど3分の1になります。3分の1の能力をまず建設するという事で考えてございます。本来であれば20.75立方メートルが塩竈市が目指している降雨強度52.1ミリに対応するポンプになってございますが、現在いろんな事情がございまして、3分の1ということで考えています。

ただこれまでポンプ場のほかに、大規模貯留であります新浜町の地下貯留、それから雨水幹線であります藤倉雨水幹線等を整備してございますので、そこに一時降った雨を貯留できるという能力を加味いたしますと、約40ミリ程度の雨までは十分対応できるかなと試算してございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今現在塩竈においては、30ミリの雨、それ以上だとちょっと対応が大変だという状況なので、この40ミリ以上の雨に対応できるということは、大変私たちにとっても安全が図られるのではないかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それとですね、昨年の秋にありましたような爆弾低気圧とそれから高潮の関係で、ものすごく海水が逆流してきましたけれども、素人なのでわからないので、そういった点心配がないのかどうかお尋ねしたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 お答えをしたいと思います。基本的にはポンプ場に逆流するという事はございませんが、ただ高潮ということになりますと海面が当然上昇しますので、一定の高さを超えれば当然陸地側に逆に浸水するという形になるかと思えます。先ほどもご答弁申

し上げましたが、現在県事業でもっているいろいろ高潮対策事業をやっていただいております。なおかつやっていただいても、まだ未整備の箇所がございます、そういった箇所から当然流入してくる形になりますので、できる限り下水道としてはあらゆる資産でもって排除に努めていきたいと考えてございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

先ほどから2人の方から宅内貯留についてさまざまご質問がございましたけれど、私の方からもちょっと何点かお聞きしたいと思っております。この資料によりますと、12ページの下の方の成果のところにあります、宅内貯留浸透施設整備は平成6年度の補助事業から始まって、本格的に着手してあると報告がありますが、平成18年度は14ページにあるように39件整備されたと了解してよろしいのでしょうか。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 39件の整備になってございます。ただこれは上の表にもございますが、17年の繰り越しが10カ所、それから18年の29カ所を足した数字でございます。39件で290トンためたという中身でございます。それから、宅内貯留の方ですが、補助事業としては平成6年から取り組んでおりますが、平成4年からモデルケースということで何件か先行してやっている事業でございます。以上でございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

そうしますと、平成4年のモデル事業から始まりまして、平成18年度までには一体どのぐらいの箇所、そしてまた貯留量はどのくらいあって安全が図られたのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思っております。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 平成18年度末で、貯留にはためる貯留とそれから浸透させる施設もございまして、全体で649カ所で、トン数にいたしますと2万6,471トンためられる状況にあります。ちなみに下水道の認可計画では、5万3,000トン強の計画をしておりますので、現在18年度末現在では50%をちょっと切るぐらいの整備率かと試算してございます。以上でございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

私たち目に見えない部分でこのように多くの雨を一たんためて放流するにしても、また浸透させるにしても、安全が図られていると、きょうこの時点で多くの市民の方がこれを聞きながら感じられたと思います。そして、先ほどありましたように、公費で、そしてグレードアップする部分は私費でという部分で、かなりの住民の方にも649カ所というくらい今までもご協力いただいているのですが、やはりどのような条件がそろえばそういったことが推進されるのか、この段階でちょっとお知らせしていただきたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 基本的な部分を若干ご紹介したいと思います。一つは、貯留はためるという観点から、標高4メートル以上という部分で設置をするということで考えてございます。いわゆる基本的に4メートル以下は、浸透と。4メートル以下ということは埋立地になりますので、埋立地の地盤の中に浸透させていくという形で取り組んでおります。現在のところ、市内にそれぞれ設置してございますが、主に高台の方にはぜひ貯留施設を設置していただきまして、一時ためてゆっくり流すと。昔の下水道ですと早く排除するということでどんどん流したのですが、塩竈の場合、なかなか地形的な特性もありまして、早く流すと下流部に集中的に集まるということもございますので、現在のところは高台の方で可能な限りためていただいて、ゆっくり流すことによって下流部の方の被害を軽減するというところで進めておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

そうして初期の段階での施工のために、メンテナンス的にちょっと不具合だとかだんだん工事の方もグレードアップしているのだと思うのですがけれども、初期の段階ではまだまだ試行錯誤の部分があって、いろんな不具合という部分のお声もあるのですがけれども、そういった部分についての方向性というか、メンテナンスの面では今どのように対処なされているのかお聞きしたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 基本的には、日常管理と言いますか、升内のちょっとした枯れ葉とか、ごみの除去についてはお願ひをさせていただいております。ただ根本的な、例えば流出管が途中で折れて破損したとか、そういった場合については当然市の方の施設でございますの

で、市の方で直すような形になるかと思えます。

普通の補助事業と違いまして、規格のものというよりはいろんな形になったり、いろんなケース・パイ・ケースでやってございますので、ぜひ不都合なところがあったら、ご相談いただければ十分対応していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

また降水量についてなんですけれども、1時間当たり30ミリを超えるとという部分もありますけれども、今市内において、例えば新浜町では何ミリ以上はちょっと危険だとか、そういった部分でもしわかりましたら、市内ちょっと少し教えていただきたいと思えます。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子建設部下水道事業所長 危険の具合は、大変申しわけないのですが、降った雨の量に比例いたしますので、先ほどから言っていますように、塩竈市は現在10年確率の降雨量52.1ミリを目標にやってございます。

市内につきましては大部分が30ミリを超える雨まで対応できるように、現在安全度は向上させていただいておりますが、中には若干越の浦地区におきましては20ミリを超えないくらいの施設になってございます。なお、基本的な施設で我々試算してございますが、特に新浜町あたりは不等沈下ということもありまして、逆に流入幹線に入る以前に詰まるというような状態もまま見受けられますので、ふだんからの維持管理が大事だということで、今後はそういった方面についても力を入れながら取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございました。

次に241ページの離島航路事業についてお伺ひしたいと思えます。ページ数241ページ。交通事業については、平成17年度策定の、塩竈交通事業会計経営健全化計画というのに基づいて、これまでもさまざまなイベントを通して経営の健全化を図られてまいりましたけれども、残念ながら乗船者数は平成18年度はこの表を見ると減少しているように見受けられるのですが、市内及び県内の方々が多く来ていただくご努力は、これまで以上に続けていただきたいと思っております。

そこで2点ちょっとお伺ひしたいのですが、その1点目は自動発券機、マリゲートのフロアに2台同じものが設置されていると思うのですが、それはなぜ2台必要なのか。1台で十分

ではないかなとちょっと思うのですが、発券機の前に長蛇の列を連ねているという様子も余り見られていませんので、2台置く必要があるのかどうかその点ちょっとお聞きしたいと思います。

佐藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 お答えします。

ふだんは委員がお話しのとおり、2台も必要もない状況でありますけれども、夏場のいわゆる海水浴シーズンとか、それから同じ夏場ですけれどもお盆の時などの帰省客はごった返りする状況がありますので、そのために一応2台を準備しているという状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 夏場のためにという部分で、ちょっと1台幾らぐらいなんですか。ざっとお聞きしたいのですが。

佐藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 券売機はリースになっておりまして、2台で年間270万円ほどお支払いしております。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 リースで2台で270万円。マリゲートよりも船着き場の方に、そこでも発券する場所ってありますよね。人がいて、そこでよく野々島の花火大会の時なんかは、私あそこでチケットを交換させてもらっているのですが、そういった部分での対応でも無理なのでしょうか。

佐藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 船着き場の近くにあるプレハブでの対応は、メインは貨物の取り扱いということで行っておりまして、花火大会等の場合はそこで受付をして、そこで券を発行しておりますので、やってやれないことはないのですけれども、この乗船客については国の補助をいただくときの基準というものがありまして、その人数をきちんと把握することが必要ということになっております。それで機械で一応把握する形をとっておりますので、そういった状況にあるということでご理解いただきたいと思います。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 その辺をもう少し考えていただければと思いますね。

それでもう1点は、この券売機の近くに別の民間の汽船会社の販売カウンターがありますよね。私たち住民は市営汽船と別な会社だということは理解してはいますが、やはり遠くからいらした方とか、地元の方ではない方は間違っただけで市営汽船の切符を買ってしまうということも、これまでもあったと聞いているんですけれども、そういった点で地元の人だけではなくて、常に市営汽船というどうしても島民の足という考えが私たちにありますけれども、今先ほど言ったように、さまざまなイベントを通して何とかお客さんを浦戸にお呼びしようという健全計画をしているわけです。そういった点で、ちょっとこの辺不親切ではないかなという考えがあるのですけれども、その点いかがでしょうか。

佐藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 確かに同じ場所に民間の松島遊覧のチケット販売所もありまして、実際は松島遊覧に来ただけけれども、間違っただけで市営汽船の方の切符を買ったという方もおられます。年間にしますと、私が去年から対応しておるのですけれども、10~20件くらいかなと思います。繁忙期においては、市営汽船が出航する30分ぐらい前から職員がその場所に出て、一応来た方については市営汽船、それから民間の切符売り場ということについては説明をして、そういったことで対応しております。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

マリンゲートの発券場所から船着き場まで結構距離的にあるんですよね。私もおっちょこちょいなもので、行ってまた発券機まで戻って券を買わなければならないという、その往復距離が結構荷物を持っている方たちにしてみれば、ご苦労かと思えます。本当にそういった点で、10~20件というのは決して少ない数ではないと思えますね。やはり、それに対応する部分での、それからソフト面の部分で、向こうの会社にもご迷惑かかるでしょうし、せっかく浦戸のウォークラリーとか楽しみに来た方たちも、不快な思いして帰られてしまったのでは意味がないと思えますので、ぜひこういった部分のソフト面でも民間と同様に、市の営業ではあっても、今それを各自治体では問われていると思うのですね。やはり民間と同じ目線で、来ていただいた方にどのような対応をするかによって、塩竈の印象も大きく変わっていくと思えます。せっかく浦戸は私たちは宝の島と思って、ここにお客様が多く来ていただきたい、それが私たち市民の願いでもありますので、ぜひ、小さなことのように思いますが、この辺から少しお考えになっていただければと思います。

佐藤委員長 大浦市民生活部長。

大浦市民生活部長 離島の関係につきましては、利用者の方の利便を我々職員一同、常日ごろ図るように努力しております。また、発券の機械等につきましても、今後の課題ということで検討すると同時に、発券機で買えなかったお客さんについては、船の中でも販売しておりますので、それらも利用していただきながら今後対応させていただきたいと思います。以上です。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

ぜひそのようにお図り願いたいと思います。

それでは次に、272ページの野々島漁港漁業集落環境整備事業のことについてお伺いします。浦戸の皆さんが長年希望であった集落排水事業がようやく始まったようであります。今私たちも島に伺いますと、ドリルの音も高く工事が進んでいる様子がかがえるのですが、今現在の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。また、今の時点で問題はないのか、あるのかその点ちょっと簡単にご説明願いたいと思います。

佐藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 野々島の漁港集落排水事業の進捗状況ということで、お答えいたします。

平成18年度につきましては、特に管路整備を行いました。一部今年度に繰り上げて行っている部分もありますが、計画1,500メートルのうち486メートル、500メートル弱が今ほぼ完成状態にあります。ただ管路整備に当たりましては、特に前回施工しております寒風沢と違うところは、寒風沢の場合はほとんどが市の管理する道路を管路が通っていると。ところが今回、野々島につきましては結構私有地、個人の民有地、屋敷を通る部分がありますので、その部分で島の皆さんにいろいろ協力をお願いしました。区長さんたち、役員の方々が一応中心になってそういった方々への説得もしていただき、島全体の協力をいただいて計画どおり管路整備、500メートルですけれども、ほぼ完成しております。

また、19年度事業としまして、今度は中央の処理施設、これにつきまして今回契約が完了しまして工事着工の準備を進めているところでございます。現在はそのような状況でございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ無事に計画どおりに進んでいただきたいと思います。この整備計画概要によりますと、

平成20年度中に供用が開始になるというふうに理解しているのですが、そこで住民の方の受益者負担というのはどのくらいになるのか。やはり、喜びのある一方不安もこれが大きな材料になっているかと思しますので、もしおわかりの点がありましたら、お知らせ願いたいと思います。

佐藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 今後具体的な計画をしてみたいと考えておりますが、いろいろ懇談会、島民の皆さんとの説明会をやらせていただく分については、隣の島寒風沢で行っている事例がありますので、そういった部分を一応参考にというような形で島民の方々からはそのような要望がございます。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

よく皆様のご意見を伺いながら、本当に島民の方たちも高齢の方が多いので、その辺の配慮をお願いしたいと思っております。また野々島が完成した後、今後の具体的な考えとか、また環境整備とか、そういった意味ではまた観光のことも視野に入れると整備も必要かと思うのですが、長期的な展望ですが、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

佐藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 桂島につきましては、一応漁港を整備する際に島全体の方針として、合併浄化槽方式というような形での選択をされておりますし、また残されている区域、例えば朴島さんですとか、そういった部分についてはこういった集落事業の適用にならないという部分もございますので、合併浄化槽とそういった部分での環境整備になってくるかなというように感じております。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

どうぞ島の隅々まで目を行き届かせていただいて、皆さんに合った環境整備を進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、資料 11の塩竈市水道事業決算説明書の16ページをお開き願いたいと思います。先ほど鎌田委員の方からもこのページについていろいろご質問がりましたが、私もこのページを見まして一番最初に思いましたのは、どこよりも基本料金的なものそ

れから重量料金なども、塩竈が安い。そしておいしい水を私たち市民が利用させていただいているということは、本当に先人の方たちのご苦勞があった上だと思っております。それで、私たち塩竈をアピールする材料といたしまして、下水道もかなり整備されている。市長が、「日本で一番住みたいまち塩竈」という部分の環境整備の方も今進んでいる。そしてちょっと忘れられているのが、この水道料金ではないでしょうか。すごく私たちにとっても、一般の住民にとっても、安くて、おいしくて、安全な水をいただいています。と同時に業者の方にとっても、食べ物のご商売の方にしても、またクリーニング屋さんや加工団地の水産関係の方にしても、水は大変必要なものだと思いますので、この辺どのように営業努力なさっているのかちょっとお聞きしたいのですが。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 委員ご承知のとおり水需要につきましては、人口の減少を初めとしまして、生活様式の変化、あるいは少子高齢化等によりましてだいぶ右肩下がりで減少しております。そのことに伴いまして、今後の財政的なことを考えますと、だいぶ厳しい財政状況が強いられるということが予想されております。

今お尋ねのアピールの部分なのですが、この部分に関しましては独自広報、年に3回ではございますが、独自広報を2月、6月、10月と発行しておりまして、その中で水道事業の正しい情報を正確にということを目的に発行しておるものでして、その中で水質の安全性、あるいは水と健康とのかかわりなどを中心に、PR活動を行っております。しかし残念ながら、水需要減少の歯止めをかけるというところまでは、全然追いつかないというのが実態でございます。そういうことから、水の使用料の増大をさせるためにはということなのですが、やはり市のまちづくりとの関係が大きいものを示していきまして、そのことから市長部局と連携を図るとともに、なお引き続きPR活動に努めていきたいというふうに考えております。

佐藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ずいぶん前に料金改定をしたというのは、市民の皆さんだけでなく、市外の方にも頭にこびりついていらして、塩竈の水は高いといううわさがあるのですね。でも、実際この表を見ると、どこよりも安いという印象を受けますので、これはぜひ年3回のPR、もしかしてそれは内向きかというと変ですけども、市内の皆さんに対してのアピールかとも思いますので、ぜひ市外の皆さんについてもまた、せっかくホームページも立ち上げていますので、何かすばらしい、ひきつけるような、そういったデザイン的なもの、PR的なもの、本当に営業

に力を入れていただいて、よそから塩竈に来て商売をしたいと、魅力があるということが皆さんにわかっていただく、ぜひその辺のご努力をしていただいて、状況が悪化している、だけでもその水道が魅力で来たとなればこれはものすごい全国でもまれに見るPRかと思しますので、その辺よろしく願いいたします。

佐藤委員長 吉川弘委員。

吉川委員 私は 5の成果に関する説明書、100ページになりますけれども国民健康保険事業について質疑をさせていただきます。

平成18年度の国保加入状況を見ますと、世帯では確かに69世帯増えていますけれども、人口では193人減少していると、そういうことで大幅な変化はないというふうに考えます。そういう中で、この間平成16年度、17年度大変な2年連続の大幅な値上げがあったと。その結果18年度、19年度については値上げをしなくてもいいという状況になっております。101ページにありますけれども、平成18年度の現年度分の調定額、これが2,745万円、前年度より増えているというふうに出ておりますけれども、これは年金生活者の公的年金控除が140万円から120万円に減額されたという影響によって、2,745万円の大まかな影響になっているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 その内容につきましては資料に基づきまして、説明させていただければと思います。資料 16決算特別委員会資料をごらんになっていただければと思います。

この中の6ページに、国民健康保険税所得金額別世帯数等の資料がございます。今の質問の内容をあらわすのが、中段でございます所得区分別世帯数でございます。ここでごらんになっていただきたいのは、この表の中ぐらいにあります雑所得、ここに年金世帯の方が入るような形になってございます。この世帯数をごらんになっていただきますと、前年と比べまして388世帯増えている。当然のようにこの世帯が増えれば年金所得が増えるということで、それが調定額に影響しているのかなと税務当局では考えてございます。以上です。

佐藤委員長 吉川弘委員。

吉川委員 確かに前年度と比べて388世帯が増えていると。その影響によって調定額が増えているということが一つあると思います。あともう一つは、18年度から19年度、20年度、公的年金の140万円が120万円になって、その所得割に影響、かつての説明では18年度は2,000万円、19年度4,000万円、20年度6,000万円と聞いていますけれども、その影響がどのように出ているの

かという内容ですけれども、その辺についてもお願いします。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 確かに年金の控除については減額されましたので、そのような影響が出るということで税務当局としては、単年度で2,000万円くらいかなということで算定してございました。ただ実態からいきますと、確かに18年度の調定についてはそのような状況になりましたけれども、19年度についてはとても2,000万円までいかないような状況で、調定が伸びてございません。年金そのものが増額になってございませんで、どちらかと言いますと減額になっている、あるいはほかの所得者の方の所得が伸びないというか、そういうところが影響しているのかなということで、ちょっと我々的には19年度の方を憂慮している状況です。以上です。

佐藤委員長 吉川弘委員。

吉川委員 単年度では2,000万円だけれども、19年度についてはもっと子細に見ないとわからないということで、今後ともその辺はあといろいろ調べていただいて教えていただきたいと思えます。

それからあとこの間ですね、国保の収納については国保とともに税務課を一元化されて、本当に努力されて、収納に当たってきたという経過があると思えます。ただ資料を見ますと、15年度から18年度までの収納率が、現年度分では15年度が87.82%だったものが16年度では86.7%、それから17年度では86.31%、18年度では85.34%と年々減少して、3年間見ますと2.48%のマイナスになっているという状況があります。それから未収総額では、現年度分とそれから滞納繰越分を合わせた総額で見ますと、平成15年度は7億4,320万円だったのが、16年度は7億6,481万円と、それから17年度は8億2,895万円、そして18年度は9億1,901万円と、この3年間で1億7,581万円、なんと23.6%も増えているという状況です。とりわけ18年度では9,005万円、もう大変な前年度からの増額になっているという経過があります。一方不納欠損額ですね、これが平成16年度では1億365万円、それから17年度が1億1,098万円、そして平成18年度は8,824万円と16年度から3年間で3億円を越す不納欠損額が生まれていると。大変な不納欠損、それから滞納額の伸び、こういう状況になっておりますけれども、この辺についてどのように当局としては分析しているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 国保税の税率については、県内各市町村もかなり苦労している状況で落ちているところがございます。当然現年度分でこのような低い収納率ですと、滞納繰越分が毎年のよ

うに上がっていくという形になります。ただ塩竈市の状況としまして、実は分納をしていただいている方が1,400件ほどございます。これについては税務課が国保税も取り扱う前は1,000件ほどでございましたので、大幅に増えているような状況でございます。そういうことが起きますとどうということになるかと言いますと、現年度分から滞納繰越分に回りますけれども、逆に滞納繰越分で納めていただく方が増えてくるとい現象になります。それは17年度と18年度の滞納繰越分の収納率をごらんになっていただきますと、金額的にも近年の中では一番納めていただいていますし、率についてもかなり改善しているという状況でございます。この状況が19年以降も続くとは考えておりますが、そうは言いましても我々税務当局としましては低いのは現実でございますので、できるだけ納めていただくような努力を今後ともしていきたいと考えてございます。

佐藤委員長 吉川弘委員。

吉川委員 確かに現年度分は年々少なくなっておりますけれども、滞納繰越の収納でいけば、やはり1.78%前年度よりは増えていると。ただその中身を見ても本当に分納をされている方が1,400件いるということで、本当に大変負担の重い、高すぎる国保税になっているのではないかと思います。そういう面で、やはりその基本となっているのは国の負担割合、これがずっと下げられてきているということが一番の大きな原因で、各地方自治体が国保会計の運営に苦労している中身ではないかと思います。

それで資料 18ですけれども、その2のところ資料を出していただきましたけれども、国保税の滞納繰越理由別分類一覧、これは現年度分になりますけれども、その中で生活困窮が73.21%を占めていると。残りの26.79%のうちその他の理由、これが24.28%を占めております。金額でも前年度3,376万円だったのが、平成18年度は7,582万円と2倍以上に増えているという実態があります。件数からすれば約100件伸びて、688件となっておりますけれども、この辺で額が2倍以上になっているというこの内容についてどうなのかということをお聞きしたいのと、あともう一つは、このその他の区分というのは理由が特定できないという内容になっておりますけれども、その理由が特定できない内容についても伺いたいと思います。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、分納等を申請していただいている方につきましては、当然理由がございますので、明確に理由がわかるので、生活困窮の方については生活困窮というところでカウントとさせていただきます。当然分納の中でも、資金繰りの状況、何月までは手当てでき

ないけれども何月には手当でできるよということで、結果的には滞納にいくという方なども出ております。そのほか申し上げにくいのですけれども、ちょっと忘れていたとかいう件数等も、つまりたまたま現年度分でちょっと納められなくて、翌年度に回ってしまったという件数が毎年多いわけでございますので、翌年度早々には納めていただくのですけれども、たまたまちょっと手当でできなくて、あるいは忘れてということで納めてなかったというような方がこういうところに分類されます。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 忘れていたとかいろんなさまざまなケースはあるとは思いますが、ただやはり前年度と比べて、なぜ2倍以上にその他の額が増えているのかということと、あとその他の区分として理由が特定できない、その辺が私としても今の答弁でははっきり受けとめられなかったのですけれども、よろしくをお願いします。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 先ほど私税務課の方で国保税を取り扱うようになって、分納申請が多くなったというお話をさせていただきました。分納申請が多くなりますと、生活困窮の示す割合が多くなった事実がございます。ですから17年度の状況を見ていただきますと、理由が生活困窮になっている方がかなり増えまして、それで逆に言うとそれ以外の理由の方が減っている。つまり17年度税務課が扱うようになったときに、制度が変わりましてと言いますか、分納するような方がかなり増えました関係がここでつくられたわけでございます。

それを前提にしまして、当然現年度分だけでございますので、18年度は、言ってみれば16年度の状況に戻るという内容になりますので、こういう結果になっていると理解しております。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 17年度は分納になって、生活困窮が86.47%に増えたということはわかりますけれども、ただ18年度は経過としてわかりづらい面がありましたけれども、後でまた教えていただきたいと思います。

先に続けますけれども、そういう中で 18の14ページには資格証明書が佐藤市長になってから17年度に発行されて、17年度は58世帯、18年度は118世帯ということで2倍に増えております。さらに短期保険証では、18年度は対象になるのが868世帯のうち取りに来た世帯が639世帯ですから、229世帯が保険証なしという状況になって、資格証と保険証なしを合わせると347世

帯。ですから国保加入世帯、1世帯当たり1.9人が1.93人ぐらいになっていると思いますけれども、それを掛けると塩竈市民の666人、1%以上の方が資格証、それから保険証なしという状況になっていると思います。

そういう意味で病院にかかる際には、こういう方が全額医療費を払えるかといえ、本当に大変な内容だというふうに思います。そこで市長にお伺いしますけれども、この資格証の発行をやめるということと、短期保険証については他の方たちと同じように郵送を行って、すべて病院にかかる条件をつくるべきではないかと思っておりますけれども、その辺についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 この短期被保険者証につきましては、当然国保税が絡みますので私から基本的なところでお答えさせていただければと思います。

まず、短期被保険者証を発行しますのは、医者にかかった場合負担がどうのこうのということで発行しているわけではございませんので、できるだけ納税相談に応じていただきまして、状況をお話ししていただく、そのような行為をしていただければ我々このような短期証とか資格証については発行しなくてもよろしいわけでございます。そのような手続をきちんとやっていただければ、別段このようなものを発行しなくてもいいのかなと考えてございます。なおかつ我々は、医者にかからないでほしいということで送っていないわけではございませんので、逆に困ったときにはできるだけ相談していただければ、我々としても鬼ではございませんのでそれなりの対応をさせていただきますので、できるだけ市役所の税務課とコンタクトを取ってほしいということで、このような制度をやっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

佐藤委員長 佐藤昭市長。

佐藤昭市長 このことにつきましては、再三ご質問をいただいておりますが、今担当課長からご答弁させていただいたとおりであります。やはりこの特別会計については、基本的には独立採算ということを目指しながら、一方では国、県、市それぞれの負担割合で公費も支出をさせていただいているわけでありまして、できる限り多くの方々にこの趣旨をご理解いただき、納税をしていただきませんと、成り立たない事業であります。ぜひ今後とも、我々も誠意をもってそのような方々にお話をさせていただきながら、納税の重要性・必要性についてご理解を深めてまいりたいと思っております。以上でございます。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに国の指導として、そういう資格証の発行、短期保険証というものがありますけれど、ただ近隣の自治体の中でも資格証を発行していない自治体もありますし、課長が言われるとおり納税相談もありますけれども、しかしなかなかこれほどの滞納額、不納欠損額となっている中で、実際にそういう資格証それから保険証のない方たちが生まれているわけですから、その人たちにとっては本当に病院にかかる際なかなか行けない状況が生まれているのではないかと思います。その辺で、ぜひ検討していただきたいし、あと来年の4月からは70～74歳までの1割負担の医療費の方々は、2割。1割増えるというだけで2倍になるのですよね。それだけに大変な問題も起きてくるわけですから、その辺でぜひ今後ともご検討をお願いしたいと思います。

それから、あと申請減免ですね。法定減免はいろいろされていますけれど、それでも申請減免ですね、今の滞納の状況の中で申請減免の条件としては、前年の所得が600万円以下の方で、そして当該年の所得見込が前年の2分の1以下で、かつ生活が苦しいという状況になっておりますけれども、こういう基準が高いためになかなか該当者がいないのではないかと思いますけれども、18年度のこの申請減免の認定数はどのくらいになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 申請減免は実は10件ほど申請をいただきまして、確か18年度適用されたのは6件ほどでございます。19年度につきましても当初課税終わりましたので、当然減免申請が出てきております。最近倒産関連で、例えば取引先の未集金を回収できないとかという形での減免とか、今まで余り想定していなかったようなケースが出てきているのが実態でございます。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 平成18年度は認定が6件ということで、非常にやはり少ないというふうに思います。そういう中で本当に滞納、それから不納欠損で該当者が多いと思いますけれども、その辺では全国的にも申請減免が前進しているところが生まれているんですね。例えば、秋田県ですけれども、秋田市を除いてすべての市町村で、生活保護水準以下の世帯に対しては免除と。それから神奈川県の大和市では生活保護の1.2倍以下です。山口県の宇部市では生活保護の1.5倍以下と。こういうところが減免対象になっています。そういう点で本市の場合でも、これらの

対象になる方に、ぜひ申請減免を実効あるものにさせていただきたいと思います。その辺での検討を、もしできないかどうかお答え願いたいと思います。

佐藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 確かにそのような減免制度もあっていいのではないかとということで、お話をいただいております。我々としては、現在どういう実態なのかということ进行调查しております。さらにそのような基本的な観点をもとに申請していらっしゃった方もおりますけれども、その方たちは皆さん制度の7割減額にかかっているような状況でございまして、その7割減額とそれから申請減免の扱い方等について、我々もう少し個別のケースというか、ケーススタディーをさせていただきまして、ほかの市町村さんでやられている減免制度が有効なのかどうかについては、少し検討の時間をいただければと考えてございます。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに法定減免の7割減額を受けていると、しかし本当に今いろんな生活苦がある中で、生活保護基準以下の方も多数いるわけですから、そういうところにもっと光を当てていただくということで、ぜひ今後前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、特に来年度から後期高齢者が始まって、これまであった老人保健拠出金も大幅に変わるとか、あとは国保の場合も65歳から74歳までの方たちで、月1万5,000円以上の年金生活者の場合は、天引きになるということで、大きな変化がつけられていくということになります。そこで、20年度以降の収支見直しの策定をやられると聞いておりますけれども、この策定がいつごろで上がるか最後にお聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国保制度につきましては、20年4月からの医療制度が大幅に変化をいたします。75歳以上の方はすべて新しい後期高齢者医療制度に移行いたしますし、先ほど申されたように65歳から74歳までの方の医療費につきましては、国保や社会保険等で異動の財政調整をするという制度も始まります。

それから、今お話しになりました前期高齢者については、年金受給者については年金からの天引きをされるという制度も設けられる予定になってございます。国保財政が大幅に変わりますので、現在今国の具体的な指標がまだ示されていない段階でございますけれども、その指標等を参考にしながら、20年度以降について財政見通しを策定をしていきたいと考えてございま

す。今の予定ですと、できれば11月中旬ごろまでには、ぜひ財政見通しについて策定をしながら議会の皆様にもご協議申し上げたいというふうに考えてございます。以上です。

佐藤委員長 吉川委員。

吉川委員 18年度の国民健康保険事業は、16年度、17年度の2年間の大幅な値上げの結果、滞納それから不納欠損金が大きな影響を受けているというふうに思います。

以上でもって質疑を終わります。

佐藤委員長 中川邦彦委員。

中川委員 私の方からまず最初に伺いますが、水道事業について伺いたいと思います。資料11と関連する9、18といろいろありますので、私のまとめた部分からまず伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの質問でもありましたように、18年度の決算に当たって黒字に転じてきていたということもありますけれども、16年度からの黒字もあるということなのですが、17年度、18年度の黒字となってきたその特徴的なもの、もしもあればそこからまず伺いたいと思います。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 18年度の黒字を生じた主な要因としましては、当初予算と比較しますと事業収入の根幹をなす水道料金で216万1,000円の減収となりましたが、収益支出の人件費で2,166万8,000円、業務内容、期間の見直し及び契約先等によりまして、委託料で1,190万1,000円、修繕費で456万4,000円、あと借換債による利子軽減によりまして、支払利息で213万3,000円がそれぞれ減少したことによりまして、純利益9,459万8,000円が生じたものでございます。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 内部努力もあって相当頑張ってきた結果だと。そういう面では、評価をしております。

次に伺いますが、17年度の収入で17億8,361万9,000円と、それから18年度が17億2,496万7,000円、差し引いてですが5,865万2,000円落ちているんですね。それで水道料金の中でも5,143万1,000円が落ちているんですが、それについてどのように見るのか、それから今後の水需要も落ちてきているというのは統計に出されておりますが、今後の見通しと歯止めはどの程度かかっていくのかということもあると思うのですけれども、先ほども質問であったように、塩竈のおいしい水というのは我々飲んでいてそのように思いますし、よく販売されている天然水とはそんなに変わらないのではないかなと私も思っているのですけれども、そういう点で安

心して利用できる、飲むこともできる、そういう水を目指して頑張ってきていると思うのですが、その点についての何らかの見通しがあれば伺いたいと思います。

佐藤委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 委員ご指摘のとおり、平成17年度と平成18年度を比較した場合、水道料金でも約5,100万円落ちております。水量でも約25万3,000立方メートル落ちております。その要因の主なものとしましては、人口で680人、水量で約7万5,000立方メートルの減少となっております。水産業の倒産及び事業の縮小などで、大口需要者で約5万9,000立方メートルの減少です。天候不順と節水器具、あるいは節水意識などで約5万3,000立方メートルの減少になったことによるものでございます。平成19年度に入っても水需要の回復の見通しは立っておりません。今後も水需要の減少傾向は続くものと予想しており、水道部としては水道事業経営改善推進計画を策定して、経営改善に鋭意努力しているところでございます。以上でございます。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 内部努力もそうですし、健全経営の計画も示されて実践されてきていると思うのですが、それでもやはり先ほどもありましたように、仙台市を除いて県内で10市を比較しても、本市の水道料金というのが一番低いんですね。そういう点で、どこに行っても誇れるものだと思うのですが、それはやはり今まで培ってきたものがあるからこそ言えることだなと思います。それで利益剰余金の3億5,500万円が生まれているのですが、その特徴として今まで述べられてきた点も含まれるというふうに思うのですが、その中でももしもあれば伺いたいというふうに思います。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 お尋ねの利益剰余金が3億5,500万円生まれているというご質問でございますが、この部分に関しましては、利益剰余金と申しますのは、減債積立金2,100万円と未処分利益剰余金3億3,432万円をプラスしたものでございまして、これは各年度において生じた純利益、あるいは純損失の額を積み上げたものが当年度未処分利益剰余金となっております。

したがって、利益剰余金が発生している経過といたしましては、先ほども説明させていただきましたが、平成9年度に料金改定を認めていただいて以来、単年度収支で黒字決算を続けてきた結果、平成16年度におきまして繰越欠損金が解消されまして、14年ぶりに利益剰余金

が発生し、17年、18年と黒字になっているということで利益剰余金が3億5,500万円生まれているという経過でございます。なお、19年度の損益収支につきましては、だいぶことしに入っても6月、7月と水需要がよかったのですけれども、その他の月につきましてはかなり水需要が落ちてますので、それらを踏まえて現在の単年度収支黒字に向け努力している最中でございます。

それで今後どうなるかということなのですが、20年度以降の財政見通しでは単年度収支が赤字になると見込まれておりますので、今後ともお示ししております経営改善推進計画に基づきまして、単年度収支の黒字を目標に、なお経営改善に努力をしていきたいと思っております。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 努力していただくということにも限界があるというふうにも思うのですけれども、何といたっても安価な水、そういうものを求める意味でも努力していただきたいと思えます。

次に伺いますが、有収率で伺いたいのですが、ほぼ90%近い状態になってきていると思うのです。そういう中で伺いますが、第五次配水管整備事業の中で最近漏水がずいぶん減ってきていると思えます。そういう事業を進めている中での特徴と、それから昨年完成した藤倉PC配水池は現在どういうふうになっているのか。もう使われているのかどうか、その点もまず伺いたいと思えます。

佐藤委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 委員お尋ねの第五次配水管整備事業というのは、平成10年度から19年度ということで、老朽管の布設がえ、あるいは緊急時の、災害時の飲料水の確保ということで緊急遮断弁、あるいは発がん物質と言われている石綿セメント管の布設がえ等々の工事を行っております。配水管の延長なのですが、42キロメートルほど入れかえをいたしまして、その結果有収率にはね返っているというふうに私の方では判断しております。

それから藤倉PCの現在の状況ということでございますが、現在は藤倉PCの方から給水をしておるということでございます。時期的なことをちょっと申し上げますが、昨年12月ごろに竣工検査を終わらせて、水張りを3度ほど行っております。最初の段階については、竣工検査、あるいは消毒と清掃という形で1回目に水張りをし、それから2回目、3回目と水張りをして、現在5月17日に水質検査を終わらせて、6月4日に厚生労働省より給水開始の届けを行いまして、6月16日、17日と藤倉PC配水池から配水をしているという中身でございます。

す。水張りに期間がかかるというのは、塩素の濃度が一般の家庭の約20倍から30倍の濃度にありますので、その一般家庭に配水できるような濃度まで下げるために2カ月ほどかかるということで、3回の期間を要しております。以上でございます。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

次に伺いますが、この資料 9の20ページのところに、ちょっと伺いたいのですが、原水及び浄水費について、17年度より18年度の使用水量が実は減っているというふうに思うのです。それなのですが、ここで1,745万5,855円プラスになっているという理由なのですが、水需要が減っているのに、給水もおそらく減っていると思うのです。なぜこの部分だけが増えていくのか、その説明をお願いします。

佐藤委員長 黒須水道部浄水課長。

黒須水道部浄水課長 お答えします。

一番は広域水道の受水量が増えているという部分があるということで、あと全体的にはほぼ同じ線なのかなということで見えております。というのは、17年度決算で受水費が2億6,230万5,239円と。それであと18年度が2億8,753万3,590円ということで、2,500万円ほどですか、増えている現状であります。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございました。

次にもう1点だけ伺いますが、この向かいにいる山本総務部長が水道部長の時に入れたんですけれども、七北田ダムは今現在どんなふうになっているのか伺いたいと思うのですが。

佐藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 七北田ダムにつきましては、これまでご説明してきたわけなのですが、現在のところ水利権としては発生しておりますが、各団体とも水需要が右肩下がりだだいぶ減少しているということで、これまで広域的利用ということで、種々検討してきたわけですが、先ほどご説明したとおりなかなか水需要の減少化の中では、広域的利用という部分は困難だということで、このような状況になっているということでございます。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

次に資料 18の41ページのところにあるのですが、水道部庁舎の耐震診断、これは第

二次で委託しているということも出ていますし、それから18年度に梅の宮浄水場の管理棟の耐震実施設計とそれについての委託とありますが、それと同時に他の水道施設は耐震診断はどうなっていくのか、その3点について伺います。

佐藤委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 それではお答えいたします。

水道部庁舎の耐震ということで、結果を申し上げます。ひび割れは、多く発生はしているものの、構造上、あるいは強度的には何ら影響もないというような判断をされております。それで、コンクリートの圧縮強度試験の結果においても、強度は品質とも良好であるということで、すべての階では設計基準、コンクリートの強度は上回っているという内容でございました。ただ、以前塩釜郵便局ということで、強度が高すぎて破壊が起きるといふか、ひびが入るといふことで、わざとコンクリートの壁に、柱と壁を切断するといふか、傷を入れて、スリットと言うのですが、スリットを入れる工事とか、あるいは郵便局なので開口部が多いといふことで、その開口部をコンクリートで穴埋めをしたといふことでございます。何ら安全上問題はないといふふうに判断し、平成18年度に既に工事は終わっております。

次に梅の宮の浄水場管理棟の実実施設計といふことでございますが、実施設計にいく前に二次診断の結果なのですが、地下とそれから地上部、1階、2階、3階、それから建築の付帯設備といふふうに3点に分かれております。地下については有効な耐震壁が現存しているといふことで、これについては何ら問題ないと。1階については、すべてがそうなのですが、壁がコンクリートブロックできていると。通常庭にあるような塀のように、ああいうコンクリートブロックでつくられているといふことで、耐震性は低いといふような判断をされてます。それに対抗するといふか、補強するには、新たなコンクリートの壁をつくるといふことで、診断結果がなされております。それから、付帯設備については、建具とかガラスとかいろいろございますが、それらについては何ら特に問題はないといふような判断をされております。

すべてこの実施設計といふがために入りますと、金額が入ります。金額が入りますけれども、総額では1,800万円ほどの耐震補強工事の費用がかかるといふことでございます。

それからもう一つ、それに関連して施設についての耐震はどうなんだといふようなご質問ですが、平成8年度から水道施設の主要部分の耐震診断を行っております。その後、平成11年度から平成18年度まで、各配水池の二次診断、あるいは実施設計といふことで毎年年度計画で行っております。今まで補強工事が終わったものは、平成15年度に梅の宮浄水場の排水処理棟は

コンクリートの補強が必要だということでございますので、平成15年度に梅の宮浄水場の排水処理棟については完成しております。それから、平成16年度に大倉水系の導水管、水管橋なのですが、延長で82メートル、これは地震が来たら水管橋が落下すると。上下2車線の勝山団地の道路に落下するということが判断されていますので、これは16年度に補強工事を行っております。さらに、先ほどお話した水道部庁舎の補強工事は、18年度に完成しているということで、今後も年次計画的に確実に耐震化を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

次に、時間も余りなくなってきましたのですが魚市場会計について伺います。歳入が1億3,205万円と、それから歳出で4億9,923万円、差し引きが3億6,718万円の不足で、これを翌年度の歳入繰上充用で決算されているということが出されております。その中で全体を伺いますが、水揚げのことになりますけれども、平成14年度との比較で、1万8,000トン、それで18年度が1万9,000トン、金額が14年度が125億5,600万円、18年度が119億2,100万円と。17年度との比較では18年度は伸びておりますが、10年度と比較してみると数量では1,046トン伸びているわけですが、水揚げ金額で6,350万円と少なくなっているのです。それで17年度の比較でも、先ほど言いましたように、数量で2,055トン増えていると。水揚げ金額で1,995万円。そして手数料に実際伸びてくれば増えるわけですから、1,049万円の増になっているわけですが、この点について一定の努力をされてきた結果だというふうに思うのですが、この分について、全体で違うのかどうか、まずその点を伺いたいと思います。

佐藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 魚市場の水揚げについてのご質問ですが、本市の魚市場の特徴として、まずマグロ・カツオのはえ縄船、俗に言う縄船と、あとは同じくマグロ・カツオでのまき網船、この二つによって漁船水揚げが大部分を占められるという状況にあります。それで、特にまき網船につきましては、これは資源の状況によりまして毎年漁獲に高低差がございます。先ほど委員申されました14年度の125億というような部分につきましても、そういったまき網船のその漁獲の揚げ高が影響をしてこのような結果になったと。

そこで最近の傾向なのですが、まき網船によるその水揚げ状況というのは、ここ数年々減少をしている傾向にあります。それで、またもう一方ではその俗に言う縄船なのですけ

れども、こういった部分につきましては、17年度、18年度市、あるいは議会、商工会議所、関係業界の皆様初め、市を挙げて三重と高知と徳島、大分、宮崎という、特に塩竈に水揚げさせていただきますそういった生産者の方々を回しまして、漁船誘致活動を行った経過がございます。こういった結果によりまして、ここ2～3年そういった縄船の入港船が塩竈に結構多くなりまして、こういった部分で18年度は、11年度に1回あったのですけれども、50億円を超えるような縄船での水揚げがございまして、低迷を続けるその水揚げ状況の中で120億円近くの水揚げ実績を伸ばすことができました。

それでこの120億円、こういった水揚げがあれば市としての魚市場の管理業務なのですが、それにつきましては収支均衡が図れるというような部分を業界の皆様を示しまして、そういった部分を我々の目標の最低ラインとして今後水揚げに取り組んでいこうと、業界の皆様ともいろいろ話し合ってそういった目標を立てさせていただいております。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 最後に、時間もお昼になったのですが、市長さんに端的に伺います。今課長さんが話されましたけれども、何といても、今水産業を取り巻く環境そのものというのは、厳しい状況にあるのは理解できます。そこで水揚げの安定確保を図るために、漁船誘致の取り組みとして全国の船主さんとか、そういうところを回って来られたわけですが、今後どういふふうに取り組んでいくのかということと、その時に出された意見で今どんなふうに取り組んでいるのか、今後どういふふうにしていくのか、その点を聞いて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

佐藤委員長 佐藤昭市長。

佐藤市長 今後の魚市場運営に関するご質問をいただきました。おかげさまで18年度決算では約120億円まで回復することができたわけでありましたが、これは魚市場事業に携わる皆様方、それから議会の皆様方、市民の皆様方に本当の意味での塩竈の水産業をご心配いただいて、さまざまなお支援をいただいた成果であるというふうに考えております。

先ほど担当課長から、生産地を回ってまいったというお話をさせていただきました。この3年間ぐらい、さまざまな生産地をご訪問させていただきました。かなり厳しいご注文もいただきました。例えば、売り値の話でありますとか、あるいは漁船燃料費の話でありますとか、船員の方々の休憩施設でありますとか、お風呂の問題からさまざまなお話をちょうだいいたしました。できるものから率先して取り組んでまいったところでありまして、今後も利用者の立場も

配慮しながらよりよい魚市場運営を目指してまいりたいと思っておりますが、1点、我々は大変誇りに感じて帰ってまいりましたが、さまざまな苦情・意見をいただきながら、最後にはやはり我々生産者にとって塩竈の市場というのは大変に重要でありますので、塩竈もぜひ今後水産業活性化のために元気を出していただきたいというような、本当に心温まる激励の言葉を賜りまして、我々先人の方々の今までの努力に対しまして、改めて感謝を申し上げますとともに、やはり今後は開かれた漁場、一言で申し上げまして恐縮であります、開かれた魚市場であるべきだろうと思っておりますし、そういった努力をさまざま傾けてまいりたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

佐藤委員長 中川委員。

中川委員 すみません、1点だけ。最後にお話ししておきますが、本マグロの水揚げが新聞報道でされるとか、きのうの夕刊でも仲卸の方の紹介が写真入で載っていたわけですけれども、そのように地元のことが記事に載るということは、我々市民にとってやはりうれしいことでもありますし、何といたっても一つの業界にとっても励みになると思いますので、ぜひ皆さんの大きな努力で何とか前進する方向で進めていければいいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上、終わります。

佐藤委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 12時04分 休憩

午後 1時00分 再開

鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はだいぶ暑くなってまいりましたので、上着は脱いで結構です。

質疑を続行いたします。

東海林委員。

東海林委員 本日はだいぶ暑くなってまいりました。背中に冷や汗が出るような感じでもあります。

それでは最初に企業会計、市立病院の決算に対する質問をさせていただきますけれども、病院事業の概要 17、ピンクの冊子でございますけれども、この中の1ページ、院長先生のごあいさつが掲載されております。若干私の感想なり、意見なりをちょっと長くなりますけれども述

べていきたいというふうに思います。

内容を見ますと、書き出しでは「医療クライシスが全国で起こっている。その背景には平成18年、ことしの4月に行われた診療報酬を減額する改定が、史上最高のマイナス3.16の大幅改定で行われた」。診療報酬の改定というのは、3回目だと思いますけれども、16年、14年も行われているわけですが、長期入院患者の療養病床の削減区分が出されたこと、それからADLによる点数改正が行われたことなどによって、公立病院あるいは民間病院も問わずに、どこの病院も本当に経営に甚大な影響を今受けているのだらうと思います。このことも書かれております。文章を素直に読ませていただきますと、「この政府が行った診療改定によって、病院経営は先行き不透明な時代を迎えている。この18年の医療制度改革の骨子である、患者視点の重視、安全と満足を保障する医療の提供とはむしろ逆の方向に進みつつある」と、医療を取り巻く情勢と問題点を的確につかんでいるのではないかと思います。そして、正直に言っているなというふうに思います。これは私も大きな共感を覚えるところでございます。いわば、こういうところに文章として載せるというときに、あまりこういうことは、政治批判のようなことは書きたがらないのですが、しっかり書いているところに私は感心をいたしました。

しかしながら、そういう中であっても塩竈市立病院は、常勤医師を11名から13名に増員できた。ことしの1月からは待望の麻酔医師の配置もできた。診療報酬の大幅削減改定の逆風のもとでしたが、病床利用率前年比で6.4%増やしている。そして救急搬送の受け入れに対しても増加している。再生緊急プランに基づいて職員の定数削減、非常勤職員への転換になっていきますけれども、そういうものが各種、それから職員の各種手当等の削減、こういう見直しなども人件費の大幅縮減や医師の採用に努力をしたが、これも診療報酬のマイナス改定の影響で効果が少なかった。4億3,494万3,000円にとどまってしまった。これらの病院に収支改善に向けた取り組みに加えて、一般会計からの繰り入れで8億円、そして水道部からの長期借り入れ2億によって累積不良債務は、22億円に減ずることができた。それでも国の医療制度改革によって、市立病院も経営状態はますます存亡の危機に瀕しているのだというようなことが書いてあります。この状況を打開するために、私たちは危機意識を共有して、みんなで協力して収入増や経費の削減に向けて取り組み、職員一丸となって進めておるといふ決意を述べています。

そして最後に、塩釜医療圏の医療は自治体病院である市立病院が中核となり、地域のほかの医療機関と連携して実践していくことが大事であり、市立病院の存在は必要不可欠であると考

えております。絶対、患者漂流を起こさせないよう頑張らなくてはなりません。こういうような中身が書いてあるわけです。私は、質の高い信頼される医療を行い、医療社会分野で市民の皆さんのお役に立つよう、精一杯努力する。あいさつ文ですから、こういうことは普通にかくのかなというふうに思いますけれども、私は本当のことを書いているなということで、ごまをするわけではありませんけれども、院長先生に対してしっかり書いていただいたなということで感謝を申し上げたいと思います。

市立病院ですとか、公立病院、民間も含めてですけど、努力をしても頑張っても今なぜ存亡の危機に瀕しているのかということをはっきり把握しているわけですが、これが本当に大事なのだなと思います。これはわかってほしいという、この辺はわかってくださいというメッセージがしっかり私は伝わったなと思います。

それから、市立病院の役割についてもしっかりと明確に書かれていることも、本当に重要なと思います。そして、なお職員とともに努力していくという、私は組織は人なりだというふうにずっと言われていると思います。質問の前に、一言先生にもっともっと頑張ってくださいということをお願い添えて、このあれは感想文ということで受けとめていただきたいと思います。

ここから、次の3ページに移るわけですが、将来像・院是・基本理念、いきなり中抜きで将来像というのもなんですけれども、ここに入らせていただきたいと思います。市立病院の将来像の、この中に高度医療や救急医療担う一方、在宅診療や療養型病床群の提供を通してとなっております。療養型病床群のことについてお尋ねしたいと思います。今大問題となっておりますが、療養型を今後変えていこうという動きがあるわけですが、療養型というのは慢性の病気のために長期入院している高齢者のための病床です。かつては老人病院とも言われたと思いますけれども、この療養型病床群は医療方とそれから介護型という二つの中身があるのだと思いますけれども、全体として、療養型病床群を、数字で間違ったら後で教えてください、35万床から15万床にする大幅削減を打ち出したものだと思います。療養病床の患者23万床を病院から、こういうことでは追い出すことになるわけですので、介護施設を廃止することは時代に流れに私は逆行しているのではないかと。これは国の施策について私は批判するわけですが、病院には医療の必要がなくても、日常生活ができない人たちがいるのだと思います。老人なんか特にですけども。生活ができない人を自宅に帰すのは、全く血も涙もない政策だというふうに私は思いますが、必ず今後この問題が病院の側に降りかかってくるわけです。

が、療養型を守っていくと言っておりますけれども、どうぞ病院側の取り組みについて、お考えについてぜひお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

鎌田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今東海林委員おっしゃいましたように、国の方針といたしまして、療養型病床を大幅に削減するという方向で、今全国の病院がその方向でいろいろ検討をしております。ただ、市立病院といたしまして、38床療養型がございますけれども、これを単に経営的な観点から廃止してもいいものかどうか、というところが大きなポイントではないのかというふうに考えてございます。国の制度上、医療度の低い患者の皆様につきましては、やはり4,000~5,000円ぐらいの診療報酬の引き下げというのは実態でございまして、なかなか今厳しい病院経営環境のもとで、これを続けるということにつきましては、経営上の観点からは大変課題も多い制度になりつつあるなというふうには考えてございますが、ただ現状で、例えば医療度が低いと申しましても気管切開をした患者様が、老人施設などに行ったときに、その面倒が見られるのかと、それはかなり難しい状況にあるというふうに、我々は認識してございます。

そこで、院長先生も含めて、では療養型をどうするのかということで、国の方の動向にも注目しているのですが、どうも国の方でもそういう各自治体病院、そのほかの病院からも要望がありまして、そういうふうな社会的入院の多い患者様に対しての一定の配慮をしなくてはならないということで、今制度上医療強化型の老人施設というふうなものも提案してまいりました。我々としても、その良質な医療の提供となお病院経営の健全という二つを同時に満たさなくてはいけないということもございまして、その医療強化型の老人施設というのが果たして経営的にどうなのかというところに注目しているところでございます。

なお、その具体的な内容は、今回の医療法の改正の中で来年の4月までには明らかにされるということもございますので、そこら辺も含めて今後市立病院の医療療養型の療養病床をどうするのかというところの方向性を、明らかにしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

院長先生もあいさつの中で言っているように、医療難民は出さないのだという考えのもとに今後も進めていただきたいなというふうに思います。家に帰せば虐待とか、あるいは孤独そう

ということで死亡していたという例もたくさんございますので、そういう点ではぜひ先生の基本姿勢にのっとってお進めいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それから3ページ、私、診療科目のことについて資料も出していただきました。こちらの資料の方にも載っていますけれども、ここに載っている診療科目と決算で出している科目がかなり違っている部分があります。あるのとないのと。それから、大したことないと言われればそれまでですが、例えば耳鼻科が耳鼻咽喉科になってたり、耳鼻科になっていたり、別のところでまた耳鼻咽喉科になってたり、それからリハビリテーション科があったりなかったり、神経科とか、産婦人科になっている部分があったり婦人科になっていたり、やはりこういうものは統一しておいた方がいいのではないかと思います。これは、ひとつご注意下さいということだけです。

それから今度は、さらに質問に入らせていただきます。2の監査の決算審査意見書の市立病院会計の7ページをごらんいただきたいと思います。年延患者の推移を参考にしながら伺いたいと思います。平成18年度では医師が13人に対して、常勤ですけれども、医療収益は当然上がったわけです。業務実績表その1で見ると外来患者が平成17年度より、5,804人減って、7万5,409人になっています。平成16年度では、9万9,000人という大台出たわけです。平成17年度は、8万1,000人、医師が増員された中で当然外来の患者さんも私は増えるのが当たり前かなと思ったのですけれども、どういう要因があるかは、それぞれその年によってもいろいろあると思いますが、逆に減っていると、これはやはり診療報酬の改定ですね、改悪といった方がいいと思いますけれども、そのために患者さんが減ったのか、病院ではどのように感じているか、特段思いつくことがあったら教えていただきたいと思います。

鎌田副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 ご指摘のごとく、外来患者に関しましては昨年度から見て減っておりますが、この要因は幾つかございます。一つは、患者さんの医療費が上がってきてかかりにくくなったことがあります。どこの医療施設でもこれは共通している課題でございます。仙台市立などを聞きましても、入院外来ともに落ちてきております。これはもう、公立病院に限らず患者さんが病院にかかるのを控えているということが一つあります。それから、もう一つは病院で、オーダリングと言いますか、予約システムを始めまして、それと、もともと我々が出す薬は2週間というのが本来保険上決められていたのが、4週間、6週間、あるいは2カ月という処方形態になってまいりまして、受診される患者さんの回数がやはり少なくなってきておりま

す。そういうことで、年間今まで12回ぐらい来ていた人でも、やはり10回ぐらいに減ってくる。あるいはもっと、2カ月に1回ですともっと少なくなってしまうという要因も一つありまして。それからあとは、病院にとりまして、なるべく紹介された患者さんは近所の先生との連携ということもありまして、お返しして、入院を主に診ていくということも一つ病院としての役目もありますので、そういうことで外来に関してはなかなか数が増えるということは難しいことです。逆にそういうもので減少している傾向があると思います。以上です。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 了解しました。今外来が減っているけれど、その反面入院が増えてきているというの、やはり診療報酬で、さっき私が言いましたように診療報酬が高くなってなかなか医者にかかれなくて、そしてその間にもう重症になってきて入院する人が増えたのかな。私根性悪いのでしょうかね、そんなことを考えたりもしました。そして、入院につながったというのは、先生方が増えたということとか、いろいろ要素があると思うのですが、その辺はどうですか。

鎌田副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 入院に関しましては、17年度より救急で対応できる分が多くなってまいりまして、そういうこと。それから先生たちのキャパシティとか、やはり医療というのはなかなか1人でできる範囲というのは限りがございます、あるところで一定になってしまうのですが、人数増えた分だけその分多く診れるような感じになってきたと、そういうことだと思います。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

それからもう一つお尋ねいたしますけれども、こういうのはあまりメディアを通して言いたくないのですが、最近これまで何年も市立病院にかかっていたのだけれども、ちょっと具合が悪くなって入院するようなことになったら、別の病院に移ってくださいみたいなことを言われて、私はもう先生に見放されたのかと、市立病院に見放されたのかということで悲しんでいたという家族からの話なども聞くわけですが、なぜそういうことが起きるのかとか、一たん別の病院にお世話になったら、そこからその病院に引き続きということにもなると思います。帰ってくる方もいらっしゃいますけれども、戻ってくる方もいらっしゃいますけれども、そういうところはどういう時に起きるのかどうか教えていただきたいと思います。

鎌田副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 どういう患者さんの事例かというのは、私はよく存じませんので一般論としてしか言いませんけれども、うちの病院で診れる範囲に関しては、ずっと最後までいつもみんな協力しながら診るとというのが原則にしていますので、そういうことはちょっと考えられないことだと思います。逆にほかの病院から出てくれと言われまして、依頼されるケースがかなり我々にはあります。そういうふうに相談に乗ることの逆に、多いケースがあるかと思います。我々でよそにということは、おそらくその医療の場合は、自分たちの専門性から外れるとか、ほかの先生に診てもらったいいケースよりはやはりほかに紹介すべきというのがありますので、そういうことだと思います。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

市立病院に、大変悪くなってから、ほかの病院から移送されて来るという部分も聞いているわけですが、家族とか、本人に対して、私が今言ったような事例があったとしたら、丁寧な説明、インフォームドコンセントと言うのですか、説得と納得の関係で理解していただくということが、本当に必要だなというふうに思いますので、その辺についてもよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、10の12ページですね。診療収入と未納金についてお尋ねしたいと思います。最新の統計、けさもNHKのテレビで言うておりましたけれども、全国の医療機関における未納金が860億円という膨大な金になっているということが報道されていたようでございます。その主な原因が、高齢者社会における年金世帯、特に1人生活者が増大していること。いわゆる、あと特定の収入源がないフリーターの人たちも含まれるのだと思いますが、そういう人たちが医療を受けたくても生活費が本当に精一杯で、医療費まで金が回らないと。したがって、仮に診療を受けても未納になってしまうケースがたくさんあるのだろうというふうに思います。特に今は預金のない人たちが本当に増えていて、そして年間200万円以下の収入の人たちもたくさんいるわけですから、そういう中でこの医療費の値上げというのは大変な問題になって、生活もできない、命も保持できないようなそんな状態にまで私は差し迫っているのではないかと思います。お金がないから医者にかかれないうことになれば、命の問題になってくるわけですが、病院でもお金がないから、あなた払ってないからといって受け付けないわけにもいかないと思います。どこの医療機関でもそういうことはしていないと思いますけれど

も、市立病院の皆さんも未納対策には大変努力をしていらっしゃるということが、この資料の中でもおわかりいただけると思うのですが、その対策についてどのようなことを行っているのか、11ページと12ページの中では調定額が3億100万円に対して、収入額が2億8,580万円、未納金が1,540万円。そんなに収入率を見ても悪くはないわけですが、本当にまじめに努力しているなという数字だと思いますけれども、現在どのような未納に対する集金の仕方を行っているのか教えていただきたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今東海林委員からる未収金の質問がございました。そして市立病院で、その未収金となっている主な理由というところを分析してございますので、若干ご報告申し上げながら今の質問に対する回答にかえさせていただきたいと思います。

一つが、やはり今お話がありましたように経済的な困窮者ということで、具体的な例といたしましては現在は生活保護を受給中である人が、受給開始前の部分が未収になっているとか、それから自己破産を申し立てて免責決定を受けた人とかがございます。そのほかに一括払いが困難なために分割納入中のための未収金とか、それから一番多いのが患者の方の居住が不明だというふうなところが、市立病院の未収にとって大きな割合を占めてございます。

そしてその未収金対策ということでございますが、対策といたしましてはまず二つございます。一つは、未集金の未然の発生防止策。それから発生した後の未収金回収強化策ということで、我々としてはその前段の未然に発生するのを防ぐために、いろいろ制度がございますので、その制度の活用についての説明とか、それから医療相談員、これは医事課長が中心になって事前に支払い等についての相談を申し上げるとか、そういう対策をとってございます。

それから未収金強化策といたしましては、初動体制の強化ということで早期の電話催促、それから文書による催促等々をやってございます。現在、ほかの病院の取り組み等を参考にしながら、改めてもう少し未収金回収のための対策の強化というふうことが必要なのではないかとということで、法的措置といたしまして、例えば小額訴訟制度の活用とか、それから関西の方で実際公立病院が行っているのですが、債権回収業務を一部委託業者の方に委託いたしまして、居住不明者については最後まで居住の確認をしながら債権の回収に努めると。それを病院独自に行うということはなかなか難しいものもございまして、経費的にもかなりの経費がかかるということで、こういうふうな債権回収業者の方に委託をして未収金対策に努めているという事例もございまして、そこら辺を参考にしながら病院といたしましても、未収金の回収とい

うものに今後努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

鎌田副委員長 東海林委員。

東海林委員 委託業者に委託してという中身にもなっていると思いますが、職員というか、嘱託でも何でもですが、そういう人たちを1人ぐらい配置してやった方が私は安く上がるのかななどと考えたのですが、そういうことはないわけですか。

鎌田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今例えば一つの事例として申し上げましたので、今後具体的にどちらがメリットがあるのか、今おっしゃったように本市でも取り扱ってますように、非常勤嘱託の方に委託をすとか、お願いをすとかという方法もございまして、そこら辺については今後検討の中でいろいろ具体的に煮詰めてまいりたいというふうには考えてございますが、ただ、今申し上げました債権回収業者の方に委託するといった効果というものが、かなり著しいような結果になってきているというふうな報告も聞いていますので、そういうふうな視点からの検討というのも必要なのではないかと考えているところでございます。

鎌田副委員長 持ち時間が経過しましたので、次に移らせていただきます。定刻です。

次の質疑者はおられますか。

曾我委員。

曾我委員 私からも、介護保険事業について質疑をしたいというふうに思います。

資料では決算意見書の大きい 2の66ページから、介護保険事業特別会計の決算の状況が示されております。これを見る上で、まず最初に平成18年度の介護保険事業の決算を見る上で、毎年毎年のように国の方が介護保険事業についていろいろ改定をされております。決算を見る上で、そのことをきちんと踏まえることが必要だと思います。それで2006年度の国の予算を見まして、その中で介護保険事業を見ますと、前年度比で375億円、1.9%もの減額をする国の予算でありました。この中で実は特徴的なのは、平成17年度10月から施設での食事費とか、居住費の自己負担が導入されて、これが平成18年度にも引き継がれたこと。二つ目には、平成18年度4月から軽度の要介護者への車椅子とか介護ベットのサービスが廃止になったこと。三つ目には、中度や重度向けのサービス報酬については確かに4%引き上げられましたけれども、事業者への介護報酬の改定で、改定率で0.5%の引き下げがなされ、さらにまた軽度のサービスの報酬が5%の引き下げで、在宅サービス全体として1%の介護報酬の引き下げが行われたこと。そして全国各自治体では、介護保険料の見直しが行われた年であります。塩竈市でも介

介護保険料の引き上げが行われました。さらに加えて、高齢者向けの福祉事業を地域支援事業という形で介護保険の中に再編成されて、地域介護福祉空間整備などの交付金が創設された中で、事業決算となっていると思いますが、全体にそうなのかどうかまず伺います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度は12年度からスタートしておりまして、この間、介護給付費等が増加しまして、これが国の支出、県の支出、市の支出、あるいは介護保険料の負担の増という形で、今後増加が見込まれるということがございました。そういったことで、介護報酬については、これまでの実績を踏まえまして、委員さんおっしゃいましたように、平均で0.5%のマイナス改定という状況。それからまた、介護認定に至らないような努力をしなければいけないということで、介護予防事業を重視しましょうということで、介護保険事業特会の中で今まで福祉事業でやっていた部分につきまして、一部行って、できるだけ介護認定状態にならないように、移行しないような対策をとりましょうというような制度改正がなされております。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 全部とは言いませんでしたけれど、幾つかの点で今課長さんから言われたようなことが盛り込まれて、予防介護とか、それから報酬の改定などがあったということを確認したわけでありませう。

それで全体的に先ほど言った66ページを見ますと、塩竈市の歳入歳出差し引きで、497万8,698円の黒字になったということになります。それで、その下の歳入を見ますと、しかし全体では前年度と比べて18年度は98.4%の収納率でした。ところが、17年度よりもこれは下がっていると。それはなぜかと言いますと、不納欠損や未済額でこういうことがあって、全体としては18年度では収納率が落ちたということになるかと思えます。

それで保険料を見ますと、次のページ67ページの保険料を見ますと、値上げの改定があったということだと思のですが、17年度と比べて18年度は1億6,672万1,718円の増となっているということでありませう。それでこの中で、いろいろ使用料、手数料が書いてございませうけれども、繰入金のところが減ってございませう。これはどういう理由で繰入金が減ったのか、お答え願ひませう。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 17年度と18年度を比べまして、2,000万円ほど繰入金が増しているとい

う要因でございますけれども、17年度におきましては、介護給付金に充てる保険料が足りませんで、介護保険財政調整基金の方から繰り入れして措置しておりますので、この分が18年度には基金を崩さなくても運営ができましたというような形で、繰入金につきましては減少という形になっております。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 つまり、介護給付費が全体に抑制されたので国からくる交付税とか、県からとかそういうものが減ったことではなくて、基金から取り崩したと、去年と比べてそれはしなくてよかったから、この点では対比すると減っているのだということですね。わかりました。

それで続きまして、全体の介護給付費の方、先ほど言った予防給付費やら全体の報酬費もいろいろ改定がありましたので、塩竈市の介護給付費はどうかという点を見ますと、次のページ68ページでございます。下の段ですね、介護給付費の内訳と。居宅介護、その次のページでは地域密着型、施設介護サービスといろいろありますけれども、とりわけ居宅介護を見ますと、訪問看護がマイナスです。通所介護サービスもマイナスになっています。福祉用具もマイナスです。こういうことで、全体として居宅介護サービスは延べ件数で書いてございますし、給付費の額もマイナスになっていると。居宅介護が前年度よりも下がっているということですね。次に、隣の施設サービスを見ますと、老人福祉施設がマイナスです。そして療養型の医療施設もマイナスになってございます。トータル的には増えておりますけれども、このマイナスになっている要因はどうか、内容についてお伺いします。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 平成18年度から、69ページの上の方にあります地域密着型サービスでございますけれども、こちらにつきましては平成18年度から新たな給付体系ということで、スタートした事業でございます。従来居宅介護の中でみておりました、例えば通所介護ですと、通所介護の中でも認知症対応型通所介護というような事業がございまして、こちらの認知症通所介護につきましては地域密着型の方で給付すると。給付の枠組が変わったという状況がございまして、地域密着型も含めました居宅介護で見ますと、合計では、ここにはあらわれておりませんが、7.8%ほどの居宅介護全体としては増という形で私どもではとらえておりました。居宅介護全体としては若干の増になったというふうに考えております。

なお、施設サービスにつきましては、先ほど委員さんからご指摘ありましたように、平成17年10月から施設サービスにおけます居住費、食事費の給付の見直しがございまして、そのほか

にも介護報酬のマイナス改定等ございまして、こういった減少になっていると考えております。食事費、居住費の見直しに伴う低所得者対策といたしまして、69ページの表の下の方にありますと特定入所者介護サービス費ですとか、あるいは高額サービス費、こういったところで低所得者の方が困らないような対策を講じさせていただいておりますので、こちらの方につきましては前年度決算と比べまして増加というような傾向でございます。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 今回の説明の中で、密着型という新しい制度ができたことによって、こちらの通所サービスとの関係もあって、若干減っているのだと。施設サービスについては、施設での部屋代、食事代の影響があるということで確認しておきたいと思います。

これをもう少し詳しく見る上で、資料 5の主要な施策に関する説明書の中に移して見たいと思います。73ページでございます。3サービスの利用状況が書いてございます。受給者サービスの利用状況、先ほど言いました居宅サービス支援受給者数とか、地域密着型施設介護サービス受給者と書いてございますが、ここの中で先ほど言われましたように、18年度も居宅介護サービスがマイナス7人と、老人福祉施設で14人マイナスということでございます。トータル的に一番下の合計額が書いてございますが、平成17年度は1,898人です。それが18年度では1,964人ということになってございますが、これは全体的にサービスの利用者は年々増えているのでしょうか。マイナスもあったわけですが、これはどういう傾向になっているか伺います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 サービスを受ける前に認定をお受けいただくわけでございますけれども、介護保険の認定者の方の動向を見ますと、18年度は横ばい傾向ということで、今までの増加傾向からある程度認定をお受けになる方も落ち着いてきたのかなというふうな形で考えております。これを受けまして、居宅サービス利用者様につきましては、先ほど言いましたように地域密着型サービスと加えまして、微増傾向という形でとらえております。なお、施設サービスにつきましては、ここ数年410人から430人前後の間を上下しているというような状況でございます。今回は最終的には年度末で416人でございますけれども、この416人から420人、430人のあたりで、年度途中にいろんな出入りがありますので、推移しているという形で、施設についてはやや微増か横ばい傾向というふうに考えておるところでございます。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 施設サービスは横ばいになってきていると。今までの介護保険関係の質疑の中では、特養ホームを申し込んでもなかなか入れないという人たちが、うんと増えているのだと。そういった施設をやはり確保すべきだということで、ずっと増えてきたのですよね。ところがここで横ばい状況になったと。これの要因は何かということを考えるわけですが、最近その介護を取り巻く状況が非常に変わってきてまして、国の方の国民健康保険中央会の資料というのがあるのですけれども、これを在宅の給付がどうかと、認定率がどうかということをやっと分析しているのです。ところが、やはり今回の改定によって、先ほど課長さんが言われましたように、ずっと伸びていたのが横どまりか今度は下がり傾向になるのではないかということが言われているのです。

だから、今回の国のいろんな負担ですよ、簡単に言ってしまうと、負担が増えてくることによってなかなか入りたくても入れない、利用しにくいという状況がここにあらわれてきているのではないかとということをお心配するわけです。それで、前にも聞いたのですが、この居宅費とか、食費を負担しなければならなくなって、とても今の年金では、軽減措置はありましたよ、そういう低所得者の、だれどもう10万円、15万円とかかるので、とても入ってられないという事例は出ていないのかどうか、お伺いします。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 17年度416人で、18年度もたまたま416人ということで、同じ数字になりましたけれども、もちろんこの間にお亡くなりになるケースですとか、あるいは入院されるケース、あるいはご家庭に戻られるケース、そういう方もございました。傾向としましては、塩竈市の特別養護老人ホームを含めまして、2市3町の動向を見ますと、払えなくて退所されたというケースはなくて、やはり亡くなられるケース、あるいは入院等々というケースでございます。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そういった病気とかで亡くなられる方が主だったということは、確認しておきたいと思えます。

それでもう一つは、その車椅子とか介護ベッドの関係が大幅に見直しされたわけで、この点では一律に取り上げるなど。例えばお医者さんの判断だとか、そういったことも含めて対応すべきだと何回か指摘してきたわけですが、その点での努力はされているのでしょうか、伺います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 要介護1以下の軽度者の方に対します福祉用具の貸与の見直しにつきましては、昨年10月から介護報酬改定によりまして実施されたわけでございますけれども、10月から本格実施ということで、9月末まで経過措置6カ月ございました。この間に、サービスご利用なさっているケアマネージャーさん等を通じまして、制度の改正の内容の周知を行いまして、またご家族の方、あるいはご本人様の意向を聞きながらその後の対応についていろいろお話いただいたことで、私どもとしましては大きな制度の見直しがあったわけでございますけれども、一定程度円滑な対応が図られたものと考えているところでございます。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 つまり、制度が始まって国の指導があって、それに基づいて、悪く言えばベットを使っていたものがもう返さなければなくなった、自分で買わなければなくなった、いろんなことがあったわけですけど、その中でも途中からでも、無理やりな取り上げはやめなさいと、ちゃんとお医者さんの指導も受けて必要な人にはちゃんと手だてをとりなさいという、そういった対応をした事例はないのでしょうか。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 そのご本人様の状況に応じまして、医師の医学的な所見ですとか、あるいはサービス担当者会議等を開きまして、どうしても必要と判断される方につきましては、ケアプランの中に位置づけまして、継続してご利用をいただいているケースもございます。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 わかりました。

それで今回の18年度の中で、介護報酬が大幅に見直されたという問題がございます。今言われているのは、一生懸命介護現場で働いていると、ケアプラン立てると、一生懸命頑張っているのに急に報酬が下げられて、しかもローカルルールと言うのだそうですが、つまりケアマネージャーさんがサービスをやるのに、例えば本人が暮らしているお家の中で、例えばだれか家族がいた場合には、そこに手をつけたら点数にならないとか、あとは病院に送っていかなければならないという場合に、病院の中に連れて行ったらそれ以上の手だてをする場合には、その理由をいちいち書かなければだめだと。見守りだとか、薬を取ってあげるとかも含めていちいちチェックしないと介護報酬にはならないとか、そういった事細かに、通院の介助、例えば部

屋を掃除するのでもその人だけが使うことをやってもいいけれど、それ以上のことをやったらそれは点数にならないと。それから月額まとめた報酬になったりして、こういうことをいちいちチェックしなければならない現場では、本当に報酬も安いのに手間暇ばかり、さっきも先生言われました、手間暇ばかりかかって、言葉悪いですが、とてもやってられないと、こういう事態が今の担当者からいろいろ聞くのです。ヘルパーさんもそうですし、ケアマネージャーさんも。

それでこういった指導を、担当課として強めているのかどうか、その辺ではどういうことをやっているのか伺いたいと思います。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ケアマネージャーさんのことだけとりますと、確かに委員さんおっしゃいましたように、17年度まではケアプラン1件につき8,000円という報酬でございまして、それが軽度者につきましては、要支援の方につきましては4,000円に減額ということで、大幅な減額になっております。その一方で、中重度者につきましては引き上げが行われている。ケアプランの介護報酬につきましては、軽度者は引き下げ、中重度者は引き上げという形で改定がなされております。確かに委員さんおっしゃいますように、ケアマネージャーさん、あるいは介護保険のサービス事業者さんの人手不足というのは深刻な問題だと考えているところではございますけれども、ケアマネージャーさんの仕事のひとつとしまして、きちっとした適正なサービスが提供されているかと、例えばホームヘルプを利用する際に、ちゃんとした基準にのっとったサービス、本人の自立につながるような適正なサービスが提供されて、それが正しく私どもの方に請求されてくるかという、そういった給付管理の仕事もケアマネージャーさんのお仕事のひとつであるわけでございます。

コムスンさんの問題もありましたけれども、やはりホームヘルプサービス事業等につきましては一層の適正な給付というものが求められるということで、確かに国の基準、指導も大変厳しく、特に訪問介護ですけれども、厳しくなっているような状況がございます。その分、そのケアプランをつくるケアマネージャーさんのお仕事、それから最後の給付管理のお仕事というのは大変重要になってきているというふうに考えております。

ただ、そのケアマネージャーさん方も大変なものがありますが、私どもといたしましては後方支援ということで、ケアマネージャーさん方のお困りの事例につきましては、できるだけご相談に乗るなど、あるいは定期的に毎月ケアマネージャーさんにお集まりいただく会議を開く

などして、制度内容の周知ですとか、あるいはそういった後方支援の方のお手伝いをさせていただいているところがございます。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 国の方はこのままいったら給付費の方はどんどん上がると、それで大変だと、国の負担も増えるし、自治体の負担も増えるから、一定抑えなければならないということで、やってきたのだと思うのですがね。そもそも、介護保険事業というのは、ヨーロッパで言えば社会保障で、高齢者がどこにいても安心して暮らせる生活丸ごとを地域社会で支えようということから始まったのです。ところが、いちいち1歩歩けるか、立てるか、それがどうした、こうしたということをやると、結局丸ごと高齢者の生活全体、人権それ自体を守っていくということではなくて、まさに点数だけでやっていくと、それが本当に高齢化社会を支える制度になるのかと。

しかも言われているのは、指摘されているのは、例えば71ページなのですが、ここで全国的に見ているのだそうですけれども、塩竈ではどう見ているかわかりませんが、要介護・要支援の認定者数でございます。これも認定の基準も18年度から変わりました。それで、例えば中重度と言われる、要介護2～5まで、この部分が増えているということは、重度化が始まって全然効果が図られていない。ここが多くなるとですよ、2～5までが増えると。一方ですね、要支援から上の部分がどんどん減っていくと。例えば前は要支援が865人でしたが、これが18年度で533人になっていると。つまりこの要支援が減っているということは、先ほど言った軽い部分についてのサービスはどんどん切り下げられるというか、手当がなくなると。そして地域予防の方でやるからいいのではないかと申しますが、この地域予防を見ても、介護予防事業78ページ、ここでいろいろ総合運動だとか、栄養とか、口腔とか、閉じこもり、私はことしだけで決められませんが、ここの事業が本当に充実されない中で、こっちの要支援1のところだけがどんどん引き下がっていくとなると、やはり大きな社会問題が起きるのではないかと申すふうに考えているわけです。これも経過を見なければなりませんけれども、いずれそういう問題があるのではないかと申すことを指摘しておきます。

それからもう一つ介護保険料ですが、資料その2の15ページ、これでお聞きしますが、介護保険料は18年度上がったわけでありまして、保険料の未納理由が見ていただきますように、16年度で未納のところは672名でした。17年度は734人です。18年度は770人です。これは確実に増えているのです。それで、まずこの、例えば国保の資格証明書のところ

に書いてございますけれども、介護保険でこの未納者の中の所得金額に合わせたならば、何世帯、何世帯、何世帯いるのでしょうか。お願いします。700人の中で、所得金額に合わせたら何人いるのかお聞きします。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ただいま資料をちょっと持ってきておりませんが、資料18の15ページの方の上の方の、生活困窮というような形で28名ほど挙がっておりますけれども、ほかの理由で出ている方については、ある程度収入が4段階以上というような形で考えております。以上です。

鎌田副委員長 曾我委員。

曾我委員 時間がありませんので、これはもう少し所得金額に合わせた資料を後で出させていただきたいと思いますが、この心配するのはこれだけ770人の方が介護保険料を払えないで払っていないとしますと、次にこの人の中で、770人の中で、だれかが介護保険を受ける立場になったときに、どういうことになるのだろうか。医療と同じように、大変な事態を招くのではないかと心配されるわけですが、ここでの対応の方はどういうふうに考えているのかと。

それから介護保険条例の中でこの減免制度がございます。これにのっとった減免制度というのは今まで、16年度、17年度、18年度の中で、この介護保険事業の中の減免制度に対応した事例があるのかどうかお伺いします。

鎌田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度につきましては、国民全体で支える制度でございますので、40歳以上の皆さん同じく保険料を負担していただくという制度で、そういった公平性の観点からやはり納めなかった方については、一定程度の給付の制限というのがあるということでございます。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それでは私の方からも、特に市立病院の企業会計についてお尋ねをしたいと思います。せっかくの資料が、市立病院当局の方から出ております。資料番号で言いますと17番、病院事業の概要、その中でページ数で言いますと、31ページのところです。この中に貸借対照表、いわばバランスシートがこの中に通年ごと載っております。14年度から18年度末までと。それで下段の方に、年度末不良債務というのが、14年度からずっとふられております。一番下

ですね。14年度が13億円、そして15年度が13億7,000万円、16年度が約18億円、17年度末で24億3,000万円、そして18年度末で22億円と。こういう不良債務の傾向が、この中には示されておるところであります。

そこで何をお聞きをするかと言いますと、実はいろんな質問も過般されておりますが、国の方で、総務省の方で再生法というものがことしの通常国会で可決をする、通過するということになっております。今までそれぞれの一般会計も含めて、これはそれぞれの単独会計で赤字かどうかということで、物事の指標を見てきたわけですが、今後は、平成21年以降ですか、年度4月1日からフローストック指標ということで、国の総務省の方からいただいた資料なのですが、一般会計、その中で実質赤字比率、そのほか企業会計で言いますと、企業会計では連結実質赤字比率というものをを用いて、こういう形で企業会計の中でそうした不良債務の点での、いわばこれも含めて指標の一つにすると、こういうことなろうかと思えます。

そこで、この再生法なるものが法律はつくられておりますが、施行は平成21年度の4月1日施行ですから、そうしますと私どもがいろいろお聞きをする中で国の方では、今年度末で総務省の財政課長のもとで、いわば財政指標をつくって、それに基づいてそれぞれの、一般会計も含めて、特別会計、企業会計も含めて、さまざまな指標が一つ示されているということで、私どもは聞いております。

そこで最初に、こうした新たな法律の枠組みのもとで各地方自治体が抱えている、特に我が市の場合はですが、市立病院の不良債務を抱えて、当然この問題で再生法の絡みで、これが必ずや平成20年度以降、あるいは21年度以降の中で大きな課題になろうかと思うのですが、改めて、そういう点で、市長自身の認識と言いますか、あるいは病院の方でのこうした再生法に基づくものとの関係で、どういうふうに今現在とらえているのか、認識を伺いたいと思えます。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 再生法制関係につきましては、この後の一般質問でも出ておりますので、重複する説明は避けさせていただきますが、総務省の方で、できるだけ早い時期にそれぞれの自治体に、財政の健全化に向けた計画を策定するというような働きかけをするという前提で、改めて全会計連結決算で各市町村の財政の実情を把握するということであるかと思っております。

そういった中で、市立病院会計につきましては、17年度末で記載のとおりであります。24億円余の不良債務がありました。18年度も通常ベースでまいりますと、さらに不良債務を増やすような残念ながら状況であったということは、先ほど申し上げたとおりであります。そういっ

た状況を勘案し、今後の総務省の新たなスキームに対応するためには、本市といたしましてもこれ以上市立病院の累積債務を増やすというのは大変厳しいというようなことで、18年度末の補正予算で不良債務を増やさないような繰り出しをさせていただきたいという願いをいたしました。大変短期間での提案でありましたので、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしたわけではありますが、そのような大変差し迫った状況の中で判断をさせていただき、議員各位からはご理解をいただきまして、今18年度末ここに記載のとおり22億円余の不良債務ということになっているわけであります。

過日新聞でこの問題、それぞれの新聞社が17年度の市町村の決算数字を取り上げまして、試算したものが載っております。塩竈市は、大変厳しい状況であったわけではありますが、おかげさまで18年度の決算ベースで見ますと、若干そういった状況が改善されることになるのかなと思っておりますし、今後につきましても19年度で繰り返しになりますが、単年度の収支均衡を何とかして達成していくつもりでありますので、今後とも市立病院の不良債務については減らしていくという意気込みで一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、改めてそうしたある意味では法律に備えて、18年度2月補正の中でさまざまな手だてを打ってきたということでの、市長のご回答が今ございました。それでこういう問題を考える場合、改めて過去にさかのぼって、いろいろと判断をしていくことが大事なのだらうと思うのですが、私ども資料を見ますと、例えば今回示された資料の中では市立病院の居住状況というのが、資料の17の12ページのところに載っております。患者の居住状況というのが載っております。結論だけ申せばこういう数字で、二市三町の管内の中で入院、あるいは外来の関係で減っているとは言うものの、14年度患者の居住状況で入院で言いますと、14年度2,324人が減っているとは言うものの18年1,770人、これは二市三町ですね。管外もあります、県内外で。14年5万5,119人、そして18年度4万3,543人ということで、言ってみれば二市三町の管内の中でこうした居住状況の中でもそれぞれの患者さんが、市立病院を利用されているという状況が見受けられるところであります。

もう一つ資料の中で、診療科ごとで、資料請求で18番のところでは求めていたと思いますが、それ以外の17ページ、18番の17ページのところを開いていただければ、そこに18年4月から3月末までのそれぞれの診療の、今言ったような状況で1年間二市三町、あるいは県内・県外も

含めてどれだけの患者さんが来ていたのかというのは、この数字の中です。おわかりになっていただけたと思います。

そこで、こうした現状で見ますと、改めて資料を見ますと、一つは減っているという問題がございます。一つはその減っている理由をお聞きしたいのと、それからもう一つ、市立病院の関係でいわば二市三町二次医療圏の中で、ベット数がどのくらい、病院とベッド数がどのくらいの数なのか、2点確認したいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 患者数の減少理由につきましては、先ほど院長先生が申しあげましたように、一つは、特に外来患者につきましては、患者さんの自己負担の引き上げ、これが2割から3割に引き上がったということと、可処分所得の伸び悩みというふうなものが大きな要因になりまして、やはり病院にかかってくる患者さんが大きく減少してきているのではないのかということが考えられます。これは全国的な事例で、外来患者数が減ってきているということにもつながっているものと考えてございます。

それから医療改革の中で、先ほどこれも院長の方から答弁にありましたように、投薬期間が延長された。今までは2週間が上限だったのですが、これが最高で3カ月、今は上限がなくなりまして6カ月以上ということもあるそうです。遠洋漁業にいらっしゃる方につきましては、それぐらいの期間で薬を支給するというので、どうしても回数が長くなると病院にいらっしゃる延べ患者数が減ってくるということが、原因になっているというところでございます。

それから入院患者数の減につきましては、やはり16年度以降の医師数の減少が、入院患者数の減少に直接結びついているというところをひとつご理解いただければと思います。以上でございます。

鎌田副委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 二市三町医療圏の中の病床数ということでよろしいでしょうか。病院ごとにご紹介を申し上げます。

塩釜医療圏の中のベット数であります。まず病院のベット数は、塩竈市立病院につきましてはご承知のとおり一般病床が161床、これに療養病床38床加えまして計199床となっております。そのほかの病院のベット数であります。まず坂病院一般が359床、療養もありまして30床、これを合わせまして389床となります。それから赤石病院、一般が60床、療養もございま

す39床、合わせまして99床となっております。それから仙塩病院、一般が160床、療養が100床、合わせて260床となります。掖済会であります、こちらは一般だけ100床を持ってあります。さらに、二市三町には松島病院がございます。こちら一般病床77床に、療養60床を加えまして、計137床。以上が一般・療養の病院のベット数でありまして、このほかに二市三町内には、いわゆる精神科といたしまして緑ヶ丘病院、こちらは精神病床だけ295床を持ってありますので、全部トータルしますと1,479床となります。

県では、いわゆる県の医療計画ということで、各医療圏ごとにいわゆる適正なベット数、基準病床数を発表しております。これは二市三町、塩釜医療圏で言いますと、1,143床が現在の基準病床数となります。先ほど二市三町の病院計で1,479床と申し上げましたが、この県の基準病床というのは、あくまでも一般と療養の数字ですから、精神病床を含みません。ですからこれを除きますと、先ほど数字は1,184床、二市三町の精神病院を除くベット数は1,184床、これに対して基準病床数は1,143床であります、県で発表している基準病床については、病院のベットだけでなくて診療所、つまり19床以下のベットも合わせますので、実際に県でとらえているこの医療圏のトータルのベット数は、病院・診療所合わせまして1,274床でございます。ですから、基準病床数に対して131床ほど多いということになります。以上です。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 わかりました。今現状の答弁がございましたが、そこで今述べられたように、市立病院の占めている比重というのは、ベット数の上からも一般病床の上からも、療養型も含めまして、大変比重の重い病院だというふうに改めて感じます。残念ながら、先ほど答弁がございましたように、患者さんの自己負担が増える、あるいは医療改革なるもので2週間が最長で6カ月といういろいろな問題、内部的な問題では医師の不足という問題がどうして出てくるということで、そののところをはっきりさせていくことがこの問題をとらえる上で大事なかなというふうに思ったところでございます。

改めてそこでお聞きをしたいわけですが、いずれにしても再生法の絡み、あるいは不良債務の増加、それを市長局の方、あるいは病院も含めてでしようが、18年度2月補正の中で不良債務を圧縮をするということを行ったわけでありまして。大変この点でも2月補正の時期にこういう繰り出しが出て、一体どうなんだということがずいぶん議論されたとのを私も記憶しております、そういう上に立って、既にそれは22億円の圧縮という形で載っておりますが、しかし、私はもう一つお聞きをしたい。

開設者と、あるいは開設者の方だと、市長の方側での開設者の責任があるかと思うのですが、市立病院のこの不良債務、あるいは累積債務について、我が市単独だけではいかなものかと。こういう問題が今あるのかなと……。と言いますのは、前段述べたように管内の患者数のいわば居住地の問題でも資料がふられておりますし、改めて公共性というのは、他の自治体病院の中では当然分担金なるものが、負担金と言いますか、それぞれ出されて各自治体病院救急医療などの対処をしておるわけですが、そういういわば、公共性というのは二市三町も含めた公共性だという意味合いだろうと思うのですね。現にほかからも来ていらっしゃるし。そういう意味での担保はあるかと思えます。しかし、それがどういうふうに必要な議論がされ、その広域の二市三町の中での議論になっているのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。広域行政連絡協議会という組織があって、決算の成果品を見ますと二次医療の救急あれこれというのが議論されておりますが、市立病院のこの位置づけと議論というのはどこまでいっているのでしょうか。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 委員のご質問であります、その負担を求めたことがあるかどうかというご質問の意味かととりますが、そのようなご答弁でよろしいのでしょうか。（「まず、議論と言うか、テーブルにのっているのかどうかということです」の声あり）

病院と言うか、医療事業のあり方につきましては、二市三町で別な組織を持っているわけがあります。例えば、県の保健所が入る、医師会が入る、歯科医師会が入る、薬剤師会が入るという別な組織がございますので、この二次医療圏の地域医療の問題につきましては、広域行政連絡協議会というよりは、そちらの組織で今まで議論をされてきております。その中で、例えば救急医療の問題でありますとか、あるいは休日急患医療の問題でありますとか、場合によっては離島医療の問題でありますとか、それぞれの地域のさまざまな課題・問題につきまして、議論を深めていただいております。

そちらの方におきましても、一つは二次医療圏内の、先ほど担当の方から申し上げました、それぞれの病院の役割の確認と言いますか、あえて申し上げれば、県の方におきましては、サテライト方式をとるといような言い方をされているわけでありまして。それは当然のことながら、中核病院があつてのサテライトであります。しかしながら、塩釜二次医療圏の中には、公立病院と呼べるものは唯一塩竈市立病院だけあります。委員の方から、199床というお話をいただきました。しかし塩竈市立病院よりも、ベット数が大きい病院は実はほかにあるわけで

あります。そういった中で161床、あえて慢性期を除けばですね、医師数が17名であります。その中で塩釜医療圏の、いわゆる中核的な役割をいかに果たしていくかということにつきましての、困難性と言いますか、大変な状況については私もその席で発言をさせていただいております。

そういったことに対して、さまざまな分野の方々からいろいろご意見等もちょうだいいたしているところであります。聞くところによりますと、県の方におきましては、先日の新聞の中で、やはり県内の二次医療圏の濃淡と言いますか、その差がありすぎるというような議論も始まったようであります。そういった中で、この二次医療圏であります塩釜医療圏がどのような方向に行くのかというようなことにつきましては、私もそういった議論にぜひ参加をさせていただきたいと思っておりますし、その結果等につきましては詳細を議会の方にもご報告をさせていただきながら、問題解決に当たってまいりたいと考えております。以上でございます。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 改めてその別な、保健所も含め、医師会も含めて、そうした議論がやられているということでありまして、答弁がございました。こういう話は私どもも初めて、議会の方ではおそらく初めて聞く話ではないのかというふうに思っております。

こうした二次医療圏にかかわる議論があり、市長も積極的なご意見を述べられていると、発言もされているということでございます。そこで、これはどこまで具体化されるのかどうか、私もまだ判断に迷うところではありますが、ある意味ではこうした広域と言いますか、広域的な協議機関の中での議論も踏まえつつ、この地域医療で中核的役割を果たす上での一定の構想がないと、前段述べたのは再生法の絡みがありますよということで、いろんな対応を苦慮されてやってらっしゃるということでのご答弁がございましたが、一方地域医療における存続の必要性は、我々もそういう点で前段述べられたことでの絡みがございます。

問題は、この二次医療圏、塩釜二市三町の管内の中で医療構想として、市長部局なり、あるいは市立病院の部局の中で、そういうものが描かれているのかどうか。いわば市立病院の行く末を進めていく上で大事な方向づけが、進路が示されているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 塩釜二次医療圏のベット数については、もう先ほどご説明させていただいております。そういった中で、今から例えば塩竈市立病院を、今よりも大きくするかというようなこと

は私はないと思っています。

当然のことながら、むしろ今から先、先ほど県の方から示されておりますサテライト方式の中で、中核的役割を果たす病院とは言いながら、その診療科目等につきまして、近傍に既にほかの二つの病院もあるわけでありまして、やはり、病病連携、あえて病院と病院の連携とか、病院と診療所の連携とかというものをもう少し深めていきながら、それぞれの役割を一定程度特化していかないと、圏域内の病院がすべて共倒れと。まさに先ほどクライシスという書き方をしておりましたが、共倒れというようなことも懸念されるのではないかと。そういったことを、先ほど申し上げました医療問題懇談会、ちょっと名称が違っていましたら大変恐縮ですが、そういったことをもっと、もっと議論を深めながら、もう一つは、実は先日も資料を入手させていただきまして、塩釜二次医療圏の中で、塩釜医療圏の病院にもう既にかからないで、仙台医療圏の方に行っている方々が40%近い数字がおられるという事実であります。こういったことにつきましても、我々はそういった方々にもう一度塩釜医療圏の病院を振り返っていただきたいという思いを持ちながら、なぜそういった方々が塩釜医療圏で医療を受けられないのかといったことにつきましても、もっと、もっと勉強をしていかなければならないというふうに考えております。やはり、それぞれの地域の方々から、もっともっとご活用いただけるような病院経営、あえて経営と申し上げますが、病院経営のあり方について我々はもっともっと勉強をしていく必要があるというふうに考えておるところであります。よろしくお願いいたします。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 今述べたような、さまざまなことでの県のある一定の動き、あるいは特化して、あるいはクライシス、県内の病院の関係でもそういう状況が起きるかもしれないということ、しかし、一方で必要な病院の中での必要な確保というのは差し迫った課題ということでとらえていいのかと思います。

そこで、そうした点で、私はもちろん開設者は佐藤昭市長でございますし、伊藤病院長はその全責任を、全権をいわば担っているということになるかと思うわけでありまして、こういったことを踏まえて、一番大事なことはこういうことが議会にも明らかになると同時に、こういう取り組みを今進めつつあると言うか、あるいは市民との納得づくと言うか、やはり多くの市民の方々は市立病院があることについては必要性をいろんな意味で求めているし、そのとおりだろうと思います。そこら辺の関係はどう判断されるのか、今後の行く末をはかる上で市民

との合意というのが前提であろうかと思うのですが、その辺をお聞きしたいと思います。

鎌田副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 病院にとりましてやはり市民に開かれた病院と言いますか、そういう意図もございまして、これからサポーター制度と言いますか、いろいろボランティアの方とかにも協力していただきまして、病院内我々の医療スタッフだけではなくて、そういう方にも少し入っていただきながら、そういう皆さんに開かれて理解していただけるような病院を目指して頑張っていきたいと思っております。

鎌田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 質問も最後になると思いますが、先ほど東海林委員がこの17番の一番最初のところをひもときました。繰り返しになりますが、こういう医療制度のいわば低医療政策のもとで、今医療の保障という点で重大な時期を迎えていると、一言で言えばそういうことですね。そして同時に、その地域医療との関係で、中段省きます、こういうことをやってきたということを書いていますから、そしてそこで他の地域医療機関との連携実践を大切にしていきたいと。絶対に患者漂流者を起こさないという決意が院長名でしたためられておりますが、開設者としてはこれをどういうふうに見受け止め、これをどう生かそうとしているか、その最後だけお聞きします。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 18年度年度末に一般会計からの繰り出しをお願いする際に、私は議会で19年度が我々の正念場でありますということを申し上げさせていただきました。19年度、全力を挙げて収支均衡が図られますような努力を私も当然であります、病院関係者一丸となって取り組んでいくということを申し上げます。

背景といたしましては、我々一般会計でも市民の方々に大変厳しい、苦しいお願いをしているわけでありまして、限られた予算であります。その限られた予算をいかに有効に活用していき、それを市民の方にご理解をいただくかということが、我々行政に課されました課題であります。この後の状況につきましても、当然のことではありますが議会初め、市民の皆様方に状況につきましても明らかにさせていただきたいと思っております。

そういう中で、市立病院についても議論を深めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

鎌田副委員長 次に移らせていただきます。

菊地委員。

菊地委員 私からも質問させていただきます。

まず、皆さん質問しておりました市立病院から質問します。ある市民の方から、こういう意見がありました。たまたま肺炎で入院されたと、そして検査してもらったら非常に重大な病気を見つけてもらって、治療していただいて、本当に命拾いをしたと。そして感謝申し上げます。また、ドクター初め看護師の皆さんが、十数年前から見れば、親切でやさしくて気がつく病院になって、本当にすばらしいですねというお褒めの言葉もいただいておりますので、病院関係者の皆さん、本当に今後とも市民のために頑張ってくださいなと思っております。そして、それを申し上げておきます。それは病院関係、伊藤院長初め、一生懸命頑張ってもらえばいいことかなと思っております。

先ほど、伊勢委員も質問されていましたが、私が心配するのは、やはり未処理欠損金が53億8,925万円あって、不良債務が22億719万円あるということが一番気がかりであります。それで先ほど市長さんが、18年度の件を申されまして、19年度のいわゆる病院の均衡を図るよう今努力しているのだと言うのですが、私たち委員、そして市民は今後病院がどのような市民に対して経営をしていくのか、そして将来像として、安心な病院になるのか、それとも例えば全部適用になっていくのか、あと独立行政法人の方になっていくのか、そういうふうな先々と心配している市民がいっぱいおられますし、働いている職員さんもおられると思います。

そんな意味で簡単にお聞きしますと、その辺について市長さんが、こういうふうにして病院をやっていくんだという力強い説明を市民に向けてしていただければ、「ああそうなんですか」と、例えば市民が要望して、「毎年4億円の繰り出し金を出してもいいから市立病院をちゃんとやってくださいよ」とお墨付きをみんな出していると思うのです。それに対して、こういうふうにしますので、市民の皆さん病院を利用してくださいとかという決意があれば、市民は納得するのですが、何となく伊勢委員も言っていたとおり、不安が目前にある、また頭のどこかにあるというので、なかなか落ち着かない状況ではないのかなと思っておりますので、市長さんが19年度の病院経営を見てからだと言うのですが、もう半年たっています。今の時点でどう考えるのかなということを、もしわかるのであればお話してもらおうと、それに向けて我々議会も今後病院どうするのですかといっぱいいろんな質問者がいたと思うのです。そういう意を酌んでいただきまして、市長さんのご決意というか、方向性、もし今全然わかりませんと言うのであればそれでもいいのですが、市長さんのご決意を言っていただければ我々も安心しやすい

し、それに基づいて議論していけるのかなと思いますので、まずお願いしたいと思います。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 18年度の補正予算ご説明の際にも、塩竈市立病院を市長はどうしたいのだというようにお話をいただきました。その際にも申し上げましたが、私は公立病院としてできれば継続させていただきたいということを、まず申し上げました。ただし、規模については今の規模が上限であります。

もう一つは、これは我々の努力も足りなかったのかと思いますが、残念ながら医療制度改革の中で、新たな制度がスタートしたことによります研修医であります。研修医という新たな制度がスタートしたことによりまして、残念ながら17年度は17～18名おりました医師がわずか10名になったということがあったわけでありまして、これは我々も最大限の努力はいたしたつもりであります。しかしながら、医師の確保ということについては大変さまざまな困難が伴ったわけでありまして。その後、もう伊藤院長初め先頭に立っていただいて、大学初めに働きかけをしていただき、おかげさまで18年度は13名、19年度につきましては17名であります。

大体こういった医師数が常時確保できるとすれば、基本的には我々が目指す市立病院の役割は果たせるというふうに私は考えております。具体的に申し上げれば、一度これは迷走いたしましたわけでありまして、塩竈市立病院につきまして消化器センター的な方向を模索した時期があり、議会にもそのようなお話をさせていただいたこともございました。それは、なかなか医師が充足できないという中で、やはり間口を広げることも大切であります。一定程度診療科目を絞り込んで二市三町内の6病院で役割分担をしていくことによりまして、生き残りが図れるのではないかと。市民の方々は、それだけの期待を市立病院に寄せていただいているという思いでありました。ただ、おかげさまで先ほど東海林委員からもご質問いただきました、すべての診療科目に常勤はおりません。例えば、泌尿器科、あるいは産婦人科等については残念ながら常勤はおりませんが、その他の科目についてはおかげさまで常勤が確保できております。

収支をぜひ整わせたいという思いと、できれば今の市立病院の形態を何とか続けさせていただきたいという中から、先ほど来触れさせていただいておりますこの塩釜医療圏の中での、市立病院としての役割を果たしてまいりたいという思いであります。よろしく願いいたします。

鎌田副委員長 菊地委員。

菊地委員 今市長さんから公立病院としての役割を果たさせていただきたい、そういう決意が

あったと。それを我々も重く受けとめて、今後病院経営に関して強い気持ちで見守ってまいりたいと思います。

そんな中で、人件費比率が、どうしても経営となると必ず出てくるのが、いわゆる健全経営はどこの病院も50%を切らないと、50%そこそこではないかというのが、市立病院70%くらいでちょっと高うございます。ちょっとと言うか、うんと高いと思います。その辺の努力を私なりに感じれば、職員さんの給料やボーナスを財政が厳しいからといって本当にカットしてもらって、市の役に立ったのかなと思っております。そんな意味で私は簡単に考えれば病院の職員さんの給料分は病院の不良債務に回したんだよとか、そういった感じで市立病院の職員の皆さん一同に発信とかあれば、もっと働いている方もよかったのかなと私的な数字の見方、発想の仕方なので、私はそういう考えで物事を見ています。そんな意味で今後とも市立病院、大変な経営になるかと思いますが、頑張ってくださいたいと思います。きょうはこの辺でやめておきますが、病院関係についてはそういう思いであります。

あともう1点、話は魚市場会計の方なのですが、これもいろいろ漁船誘致やり、業界の方のご努力があって単年度で11年度以来の黒字となったと、こういうふうに表現されてますが、では3億6,000万円の赤字の分はどうなのですか。それを解決していない、できない。以前これも議論になったところだと思うのですが、私は一般会計が今回3億7,300万円黒字になってたと。そのお金の一部、例えば半分くらいの1億8,000万円くらいを魚市場会計の方にできなかったのかなと。そして、魚市場の累積赤字と言うか、赤字を少しでも解決できなかったのか、その辺のやりくりがなぜできなかったのかということをご説明願いたいと思います。

鎌田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。実質収支の黒字を市場会計の方の繰り出しに回せなかったのかというようなことが、質問の中のひとつかと思うのですが、実質収支が黒字になる要因については先日来ご説明しているとおりでございます。市場会計に繰出金としてさらなる繰り出しをするかどうかというのは、また別途です。予算措置の上繰り出しを行うべきものというふうに、まずは考えるものでございます。

それで、繰り出しの考え方でございますけれども、従来ご説明しておりますとおり繰り出しに当たりましては、総務省で繰り出しの基準を定めておりまして、それに基づいて繰り出しをしていくということをご基本にしているわけですが、それは本来公営事業については独立採算が基本であって、一定の基準を設けなければ無原則に繰り出しをしていいものではないと

いうことから、そういったことにしているわけでございます。市場会計につきましては、さらに平成12年度から単年度で赤字が生じた場合には、さらに累積赤字を増やすという、これもかなり問題があるわけでございまして、そうならないように、単年度の赤字については補てんするというような措置ですとときてまいったわけでございます。

今後も、基本的にはそのようなことになろうと思っておりますけれども、また新たな再生法制の問題も出てきておりますので、その点もこれまでなかった環境として出てきているというふうに考えております。

鎌田副委員長 菊地委員。

菊地委員 基幹産業が水産だと皆さんが認識していると思っております。そんな意味で、基幹産業の一番大事な魚市場会計が累積と言うか、赤字決算であるということは、私はちょっと対外的にも塩竈市を売り込むにしても、塩竈の魚市場を売り込むにしても、ちょっと寂しいような感じがいたします。そして、会計上から言うと、なぜ赤字の解消をしないのですかというのは、では5月に繰上充用していますね。繰上充用の意味からすると、次年度の予算を先食いして、その分をやるのだよということです。それでは次年度の分の、前にも質問したのですが、次年度の分の予算が幾らなのですか。その赤字分よりならないのではないのですか。そういう不適切な会計をしていて、塩竈の再生がなるのですか、魚市場の。私はそこが言いたい。そういう努力をしないで、「基幹産業水産です。産業の再生です」とはいかないのではないかなという思いで、この魚市場会計を何とかしてほしいという思いで、今質問に立っているわけです。基本的にはわかるけど、それなら基本的なのに、何で急に病院に18年度10億円も出したのか。基本的に、でやらなかったらどうなっていたのですかという、そういう議論になると思うのです。

ですから、私は全体的にこの塩竈市をどう思うか。この塩竈市を市民にとって本当にすばらしいまちだと言ってもらうには、そういった会計上、独立採算制だったら独立採算制で頑張ってもらう、そのために一般会計では応援していくのだったら、応援する、そういう筋道、そういう絵を描いてほしいと私は思っているのです。それができないのであれば、私はちょっとその場しのぎにしか見えないものですから、あえてこういう質問をさせていただいております。

ですから、いろいろ業界の方も一生懸命頑張ってます。行政も頑張っていると思っておりますけれども、この問題を解決しないで、シティセールスが自信と確信を持って、塩竈いいですからとなかなか言えないのではないかなという思いがしているので、この件に関して、繰上充用の件

と、例えば予算が1億なんぼしかないのに何で3億円も繰上充用ができるのか、そのことを明快に答弁できるのであれば言ってみてください。その点に関して総務省から、例えば指導なり、何なりなかったのですか、そういうことを言うなら。私はその辺を聞きたい。

鎌田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 魚市場会計についてご質問いただいています。このことにつきましては、前にも同じご答弁をさせていただいたかと思えます。残念ながらこういった状況が十数年続けてきております。びた一文減らさないというようなことであります。私も非常に不自然だと思っております。

そういった中で、条件として一つは、単年度黒字を何とか記録できるような合理化を図っていかうということを申し上げました。おかげさまで、18年度わずかではありますが単年度黒字を記録することができました。

もう一つは、市民の方々に対するメッセージを何か発信しなければならないだろうと。今まで、嘗々としてこういう状況で十数年放置してきている。今回なぜそういうことに踏み切ったのかというようなメッセージを、市民の方々に発信しなければならないだろうと。それはまさに、私は卸売機関の一元化にあるのではないかとということ、議会でも申し上げさせていただきました。この2年間そういった話し合いを続けさせていただいております。いまだなかなか出口は見ておりませんが、そういった状況をぜひ整えながら、委員の方からご提案いただきましたように、基幹産業であります、我々の基幹産業の根幹がこういう状況で、決していいとは思っておりませんので、そういった状況をいち早く整え、しかるべき形にしていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

鎌田副委員長 菊地委員。

菊地委員 市長さんの苦しい胸のうちはわかります。でもやはり、基幹産業としての水産業の盛り上がりなくして、塩竈が繁栄しないのかなという市民の声もあります。そんな意味で、やはりこの魚市場会計、その職員さんの内容を見ると、水揚げがずっと上がって好転してきたという内容ではないと思うのです。職員さんが頑張って、頑張ってどうしようもない状況ではないかなというのはわかりますので、もっと頑張んなさいと言うよりも、そういった考えをちょっと転換してもらって、改善の方向に進んで行く。そしてみんなの暮らしがよくなるような方法もひとつではないかなと思いますので、今後とも理にかなった決算になるように、そしてシステムがちゃんと合っているのかどうか、そういった面も繰上充用の件に関しても、制度はあ

るにしたって、その制度だって無理でないかなと思いますので、その辺をちゃんとしていただきたい。ですからちょっとでも減らせば、次年度の予算内の額を全部繰上充用したのだというのであればわかるのです。それがはるかに超えている繰上充用して、ずっとやってきたというのが異常だと思いますので、健全経営になるように、今後さらなるご努力をお願いしたいと思っています。

あと最後になりますが、いつもおいしい水ありがとうございます。尾形さんなんかは、水道の質問をすると笑ってますけれども、私は、水道さんは企業会計だとわかるんです。ですから、独立採算制でやっているのもわかります。頑張っていたきたいと思っています。おいしい水を提供していただいて、本当に感謝申し上げます。しかしながら、市民は水道部にいようが、市立病院で働いていようが、どこで働いていようが、図書館で働いていようが、みんな市の職員とっております。そんな意味で、その本庁におられる方と、給料体系が若干違うのではないかと毎回毎回質問しておりますが、その辺の改善、改良を考えていったのか。そして、この決算にどう反映されたのか。されてなければ、されてないで結構ですので、特殊勤務手当、その辺のことを部長さんがうなずいていますので、部長さんの方からお答えをいただければよろしいかと思えます。

鎌田副委員長 佐々木水道部長。

佐々木水道部長 委員には相当以前から、いろいろ厳しいご指摘をいただきました。私どもは真摯にとらえまして、その辺の努力をさせていただきました。具体的に18年度に反映されている数値につきましては、あと総務課長の方からお答えさせていただきますが、先ほどご指摘いただきました、企業手当につきましては、ようやくこの19年4月1日から全面的に廃止をさせていただきましたので、まずそのことをご報告させていただきたいというふうに思います。それから、それ以外の手当につきましても、従来は月額支給とかでやっておったのですが、これらも全部見直しをしまして日額、あるいは1回当たりというような単価にすべて変更しまして、それらの実績に基づいた支給に改めておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

私ども、先ほど来ご説明を申し上げますように、水需要が大変落ち込んでいる状況、あるいは今後ともそういった状況も推測されますので、経営改善推進計画なるものをつくりまして、その中でもそのメインは、やはり人件費の削減ということを中心にいたしまして現在努力をしておりますし、今後ともそういった方向で何とか健全経営の維持に努めてまいりたいとい

うふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

鎌田副委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 それでは私の方から、特殊勤務手当の見直しの内容についてご説明させていただきます。この勤務手当につきましては、14年度に企業手当の見直しをしております。その内容と申しますのは、15年7月から19年度までその当時の企業手当の約30%を減額するというので、見直しを行っております。今回の見直しにつきましても、その19年度までの見直しを待たずに、19年度から全額を廃止するというので見直しを行っております。金額的に申しますと、18年度の決算で申しますと、資料18の30ページにお示ししておりますけれども、特殊勤務手当としましては、18年度の決算額としまして1,336万7,000円という金額となっておりますが、その中に占める企業手当は、1,070万円という形の内容となっております。それが19年度からの廃止によりまして、その分が全額廃止ということになりますので、よろしく申し上げます。

鎌田副委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございました。57人の職員さんに、以前議会で質問されて、うんと下がったというのではなく、正常な形に私は本庁も、企業も、同じ塩竈市の職員さんに戻ったのかなという、そういううれしい気持ちであります。水道部の職員さんにすれば、月2万なんぼも下げられてという思いがあるかも知れませんが、でも本庁さんにいる職員さんからすれば、職員さんに例えば月平均で2万3,500円くらい水道分に入っているだけで多かった、それが本庁さんではそういうのが出ていなかったということが改善されたのは、水道の職員さんにとってみればちょっと不満かもしれませんが、同じ職員と私は見ているので、よかったなと思っています。それで最大限、先ほど部長さん人件費関係と言いましたが、先ほどのほかの委員さんの質問でいろいろ言っていました、やはり57人というのは、前々から、平成7年でしたか、値上げの時も人数のこと、あの時は63人ぐらいいたと思うのですが、大変議論されました。でも、先ほど来、水需要が減ってきている、そして塩竈の人口も減ってきています。そんな意味で常に市民のために改善していくという意味で、企業努力をしていくというのであれば、ぜひとも時代の中において、合った経営をしていただいて、市民が本当にいつでもどこでも塩竈市の水はおいしいんだよと自信を持って、そして安くておいしい水ですと、そして水需要が拡大するようにご祈念申し上げまして、私の質問を終わります。頑張ってください。

鎌田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

佐藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行します。

小野絹子委員。

小野（絹）委員 それでは私の方からも、3会計について簡単に質問させていただきます。

最初は魚市場会計であります。先ほど菊地委員の方からも質問がございましたように、この魚市場会計について市長がどういう考えを持っているかということが、改めてきょう明らかにされました。この繰上充用問題については、既に私どもの先輩であります虎川議員がいた当時から、この問題についてどうするのだと、繰上充用そのものについて3年間も食っているのではないかとということで、予算の立て方が3年間の予算を食い込んでやっていたということがあったわけですから、先ほどご指摘あったとおりなわけであります。

それで実際に一時期はこの水揚げが落ち込んだその時点から、議会では6,000万円ずつ繰り入れをするという方針を、一時立ててやってきた経過があったわけですが、その後、単年度の赤字についてその分を補填するというふうに変ったのでありますが、私は財政の再建法の絡みとか、そういう連結決算の絡みから言っても、やはり単にお金を繰り入れるというだけではなくて、この塩竈の市場をどうするのかと、本当に頑張っている水産界の方々に、そして市民の力を借りながら、この力をどういうふうに生かしていくのかということが必要だろうと思います。

そういう点で、魚市場一本化の方針をもって臨んでいくような意向が示されたわけですが、大事なのはやはり市長がそういう姿勢で業界の中にきちんと入って、真摯に話し合いをしてやっていく必要があるというふうに思うわけなのであります。ここ1年足らずの中で、いろいろ解決しなければならない事態が迫っているのではないかと思うのですが、改めて市長のご決意をお聞きしておきたいというふうに思います。

佐藤委員長 佐藤昭市長。

佐藤市長 ご質問は魚市場会計の不良債務解消のことでしょうか、それとも一本化のことにつ

いてのご質問だったのでしょうか。（「どちらも合わせてです」の声あり）

不良債務解消につきましては、先ほど菊地委員にもご説明をさせていただいたとおりであります。一つは、単年度収支がようやく整ったということであります。今後、おそらくは120億円の水揚げが確保されるとすれば、単年度収支は整うような魚市場の運営体質に生まれ変わったというふうに考えておりますので、業界の方々と力を合わせながら、何としても年間水揚げ額120億円を確保しながら、そういったものを原資にし、さらには先ほど申し上げさせていただきましたし、前もこのことに関するご質問をちょうだいした際に同じことを申し上げたわけでありますが、今まで十数年放置してきたものを、そういうものに手をつけるとすれば、やはり市民の方々に対する説明責任を我々は果たすべきだろうと。その果たすべきものが、魚市場の卸売機関の一本化によりまして、新たな魚市場の再生を目指していくということではないかというようなことを先の議会でも申し上げさせていただきました。

今小野委員の方から、市長も汗をかけということであります。今までもそういった努力はさせていただいてきておりましたが、なお一層そういった努力をいたしてまいりたいと、改めて本市の水産業の再興のために、なお一層頑張ってもらいたいということを申し上げさせていただきます。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 そういう点でよろしくお願ひしたいと思います。魚市場問題で言えば、本当に魚市場の再開発問題、本当に今は程遠くなったような感じの状況になってますが、本当にここで議場の場でもどういうふうに魚市場の再開発問題をやっていくのか、その辺のところも含めて大変論議された時代が、何か大変懐かしいような感じにさえ思えるような状況になっているのが実情です。

そういう意味で、この問題についても市長が就任して5年目になろうとしているわけでありますから、そのままにしていたということもあったかもしれませんが、そういうような魚市場問題を取り巻くいろいろな取り組みが、論議されたり、議論されたりしてきまして今日にきたということだろうと思うのです。何もしてなかったというふうに言っているわけではありませんけれども、本当にそういう点ではそれぞれがやってきたというところはあると思います。そういう点で、なお一層今が必要だと思っておりますので、今言われた決意を含めて取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。魚市場関係ではそういったことで要望しておきます。

次に、下水道関係であります。公共下水道事業で、大変東海林委員も質問をきのうやった

のですが、ちょっときょうは時間がなくてやれなかったようですけど、要するに藤倉のポンプ場の関係です。きょう浅野委員もやりましたが。新浜、藤倉関係がこれで大変よくなっていくという点で、やっとほっとしているというところでもあります。実際にポンプ場が設置され、そして放流管がきちんと整備されて、雨の状況を見てそれで本当にほっとするというふうなところだろうと思いますけれども、しかし長年かかってここまできたという点で、やはり当局や議会の皆様がそれなりに努力なさってくださったことに敬意を表したいと思います。

それで、1日も早い完成を待っているということでもあります。3分の1の排水処理ということでもありますので、雨が余り降らないことを期待する以外ないのかなというふうにも思いますけれども、しかしそれで終わるわけではなくて、全体を見ながらということでもありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここでお聞きしたいのは、18年度で汚水にどれぐらいの事業費が使われたのか、そしてまた雨水にどれぐらいの事業費が使われたのか、おわかりであればお聞かせ願ひたいと思います。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 主要な施策の成果に関する説明書の中に、雨水事業、汚水事業、それぞれ記載してございますが、すべてを含めてというお話でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

雨水事業につきましては、11億2,400万円程度。それから汚水につきましては、7億1,400万円弱という事業費になってございます。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 事業費が18億円の中身ということでご紹介されました。それで、先ほど来もありましたけれども、やっと塩竈が30ミリに対応するところがほとんどで、残っているところが越の浦地域が20ミリ以下だということでお話をいただきました。本当にいつも胸を痛めていただいているだろうというふうには思っております。それで、牛生が大丈夫なようなお話だったのですが、高潮の時ですと牛生の方も心配だということが出されていますので、それについてどう考えているのか1点。

それから、越の浦について、これは計画には入っているのだけれども、認可はとっているけどなかなか手がつけれない。藤倉をやっているからと言われると、私も言いにくいというのはありますけれども、しかし住んでいる人たちはそれぞれですべて皆平等ですから、そういう点で、ぜひ越の浦の地域に早く取りかけられるような段取りをしてほしいというふう思うので

すが、どういうふうを考えているか、この点だけお聞きしておきます。

佐藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 お答えをしたいと思います。

まず、牛生部分でございますが、先ほどご紹介しましたように、牛生につきましても30ミリを既に超えるだけの雨水対策を済ませているところでございます。今現在、牛生につきましても、今年度の事業でございますが、県道八幡築港線の施工に合わせまして、横断部のボクスカルバートの工事に入っております。これは海までそのまま直接放流する幹線になりますので、この部分が完成すれば上流からはスムーズに流れるというのが1点ございます。

ただし、いつも議論になりますが、高潮に対する対策につきましては、あくまで県事業にお願いをしてきておりますので、今後も引き続き高潮につきましては、県事業でやっていただくということで考えてます。将来計画になりますが、牛生につきましても、雨水ポンプ場を予定しておりますので、そちらの方も財政状況に見合った進捗になるかと思いますが、取り組んでいきたいというふうを考えてます。

それから越の浦につきましては、今のところ小さいポンプ3基で稼働して、排水をさせていただいております。たまたま越の浦ため池もございまして、今のところ50センチメートルくらいの深さしかたまらないだろうということで、試算して先ほどの20ミリということになっておりますので、こちらにつきましても計画に基づいた整備をしていけば、最終的には30ミリ、あるいは40ミリ対応ということになるかと思いますが、多少時間はかかるかと思いますが、以上でございます。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 決算でありますので、これくらいにしておきますが、これは次回の時にゆっくりとまたお聞かせいただきたいというふうに思います。

それで、時間の関係もありますので、海辺の賑わい地区土地区画整理事業関係についてご質問させていただきます。5の成果品を中心に質問させていただきます。

実際には予算規模は9億6,000万円でしたが、決算は9億6,230万何がしになっていますけれども、事業費そのものは9億5,060万円ということでありますね。それで5の成果品の256ページから259ページまでを中心にして、質問させていただきます。

今回事業費そのものが9億5,060万円ということで出されておりますが、その中で、事業費の内訳で公有財産購入費というのが出されております。これ2件。これはこういった内容のも

のといえますか、お聞きするのは、既に17年で先買いと言いますか、減価補償として約1万平方メートルの土地を、9,600平方メートルでしたか、6億円のお金で先買いしているというのがあるわけですが、そのほかに公有財産というのはどういう目的でお買い求めになっているのかが一つです。

それから二つ目の建物等移転補償が22件で6億2,000万円というふうに出ていますが、これは当初予算と比べれば多かったですけれども、お聞きしたいのはこの時点で今どれくらいの補償率になっているのか。移転補償すべきところの何割の割合になっているかとういことを、最初お聞きしておきたいと思います。

佐藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 それではお答えさせていただきます。

最初に公有財産購入費2件の関係でございますが、決算の関係上、17年度の繰越明許費が財源をもって18年度に繰り越されておりますので、この2件は契約は17年度でございますが、繰り越しをさせていただきますして、完了が18年度にずれこんでいる2件でございます。たまたま大きいところ2件の方の、棟別の段階補償を行いましたので、こういった形で決算をさせていただきました。

それからもう1点のご質問ですが、全体として現在の計画でいきますと、要移転戸数と申しますが、建物の移転補償を実行しなければならない計画区域内の総戸数は59戸という計画となっております。しかし、建物の棟別でまとめますと、要移転棟数が70棟ということでございます。現在集計はその所有者別戸数で行っておりますが、256ページ、257ページに書きましただけとあり、仮換地指定は88.2%完了しておりますし、事業の進捗率は執行費ベースでは43.9%っておりますが、実際に移転を終了された方を18年度末で集計をしてみますと、ちょうど7戸の方が移転をされておりますので、全体の進捗率といたしましては12%しか進捗が図られていないと。ようやく緒についたばかりということになるかと思われま。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野(絹)委員 ちょっと質問の仕方を変えます。ちょっとわからないものですから、移転補償関係は去年は十何件かやっていたのではないかと思うのでありますけれども、要するに仮換地が終わったところが、むしろどれくらいあるのか。それと、今移転補償で言われた18年度末で7戸の移転だけだというふうにお話しされているわけですが、仮換地されてすぐ移るわけにはいかないという状況があるでしょうから、その辺ちょっともう少しわかるように説明

していただけませんか。

佐藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 減価補償金による買収というご説明もこれまでさせていただきました。こういった事業を行ったときに、必ず宅地価格が増進と言いまして、上昇するという計画で始めるわけですが、こういったふうに宅地を公道に接するように配置をしても、公道面積を一定程度減歩ということで、その地権者の皆様のご協力で、所有地を減少してしまいますので、こういった事業が終わった後の評価が下がってしまう場合があります。1平方メートル当たりの評価額は上昇しましても、持っている財産の総量が減ってしまいますと、その単価掛ける量ですからその価値が減少してしまう場合があります。これが減価補償地区と言いまして、こういった場合に公共用地分を先買いと言って買収をさせていただくと。その財源を、一応先ほど説明しました減価補償金という範囲内でということやっていきます。

そういった方で、この地権者の方々のご希望を聞いたところ、手を挙げられた方々、こういった方に区画整理事業ですけれど一応土地を購入させていただく、それからその上に建っている建物に対しては、構外と言いまして計画区域の外に移転をしていただかなければなりませんので、再築やなんかに要する費用を建物移転補償費としてお出ししていくというのが前段ございます。

一方今度は区画整理の本格的なことになってまいりますと、建物に関しましては再築と言いまして、計画区域の中で、なおかつ仮換地指定を受けた場所に現在ある建物を解体して新しくつくっていただくということになってございまして、今回この3回の審議会を経まして、まず仮換地指定をしました面積は全体の宅地面積の88.2%に到達しました。しかし、これは計画的に行く場所をお示しただけでありまして、そこに移れる費用は全くお渡しできないわけです。そこで今度は1軒1軒の方々と、1軒1軒個別に交渉させていただいて、「再築費用を市で計算するとこのくらいになります、こういったことをご契約いただけませんか」ということで移転補償契約を締結させていただきます。その移転補償契約を締結すると、その後に実質移転ということになっていくわけでございます。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野(絹)委員 さらに詳しいのは後でお聞きすると言いまして、次に工事費の関係で、答弁が長くなると質問がなくなるのもですから、お聞きしたいことだけお聞きしたいと思いません。

要するに区画整理の7.4ヘクタールの土地の分についての道路関係、つくるべき道路関係、今駅前広場のところをやっていますが、それ以外のところは皆でき上がったと、18年度でこの2億4,183万1,000円で全部完了したというふうに見ていいのでしょうか。

佐藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 ここで示しております道路工事は、この年度に使ったことでございますので、観光棧橋前の港町海岸通線、マリンロードしおかぜ、一部信漁連さんのあったところから中に入っていきます17メートル道路、それから東に延びる6メートル幅員の区画道路の一部ができております。

まだまだ残りは、港町側の区画道路が残っております。6メートル道路です。新しい駅前広場分が残っております。それとあともう一つ、でき上がったので1本忘れましたが、仙石線の高架沿いにちょうど使えるようになりましました、駅前広場に入って行くところにJRさんのもともとの専用車両等通る通路がありまして、あの特殊道路もこの工事費の中でやっていく予定でございます。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野(絹)委員 きょう改めて道路の状況を見てきましたら、ちょうど大型商業床の荷さばきのところで、そこに入る6メートル道路ですが、そのところは搬入路というふうになってまして、ストップなっています。まさにあの道路は、必要ではないとは言いませんけれどもその建物のために搬入路として使われる、そういった道路だったのかということを見て見せていただいた状況です。あれはこの区画整理事業の中に入っていたものですか。

佐藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 もともと我々区画整理事業の方では、6-1、6メートル幅員の1番目の道路ということで、6-1道路と言っておりました。当初から計画されておりました、あれは北浜の旧ジャスコ前の交差点に余りにも近いところで計画されたということもあって、JRさんの仙石線の管理用通路ということで残していくということで、接道協議の中でも残ることになって、しかし行き止まりでございますので、正式市道とは認定できないのでJRさんの管理車両とそれから進出しました大型店の荷物の搬入路と、両方で使われることとなりました。一般車両が入っていても抜けるところがありませんので、現在の主要目的としては、左側に換地しましたJR貨物さんの敷地の通路とJR東日本さんの管理用通路という目的となっております。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 成果の中に、この土地区画整理事業による都市基盤の整備が進んで、先導地区となる商業施設及び一部地権者の物件等の整備が図られたということで出ております。そういう点で、先導地区となった商業施設ができ上がって、当然その前に環境整備が幅員 8メートルのマリンロードや、それから今言われた海岸尾島線を含めて整備されてきていると。そういう状況の中に、そういう非常に整備された、まさにこの商業施設のために整備されたのではないかと思われるぐらいの道路になっているということであります。

きょうも改めて見てまいりましたけれども、私はおそらくあれで相当地価が上がるのではないかと、上がらないとしたらおかしいというふうに思うのですが、ここでその論争はしませんので、それは別の時にやりたいと思います。そういう思いをしているということだけ、お伝えしておきます。

時間も無いのですが、それでちょっとお聞きしたかったのは、グランドデザインの関係で、居住ゾーンの関係と商業複合ゾーンの関係について、今どういうふうな状況になっているのかお聞きしたいと思います。

佐藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 一般会計のご質問でございますけれども、表裏一体の関係にありますのでお答えをさせていただきます。一般会計でやっておりますが、しかしあえてお答えさせていただきます。

現在、駅前商業複合部会の方で、まちづくり推進会議の中に部会ができて、そういったところで共同化に関する検討が進んでおります。しかしなかなか地権者の方々の意向がまとまるまでにはいってございません。もう少し、市の支援等も厚く行っていく必要があるのではないかと考えております。

一方、信漁連の跡地を中心としました賑わい居住ゾーンの方の共同化につきましては、18年度12月25日までに延べで16回の検討会を開催しまして、19年1月にまとめて計画の立案を図っていくということで合意が形成されました。

そういうことで、建築相談等に建築課の方には1回目の相談がきておりますので、相談ですのでまだ図面ができ上がったとか何かではございません。そういったふうに、1歩1歩実現に向けて進んでいるというふうに私どもは判断しております。

佐藤委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 これはまた別の機会にやりたいと思いますけれども、要するに居住ゾーンについては19年の秋ごろには着手するというふうな方向で、今までご回答あったかと思しますので、その辺が心配だったのと、それから市の開発公社の土地や塩竈市の土地が買われるようになったのかどうかとか、そういう問題もありますので、これは次の機会にしたいと思います。

それから、複合商業ゾーンの関係では5名の地権者の方ということではありますが、そのほかの方の分はどうなっているのかということも心配しております。要するに、区画整理というのはこれから24年の長い時間でやるということではありますが、そのうち土地の換地は88%ですか、その規模でいけば。ただ、これから移転補償とかこれからまだまだかかるのでしょうか、道路もほぼ一定分は整備されてきた。これからどういうふうに動きが出てくるか、ということが見えてくると思うのです。そういう点で、そういう取り組みが非常に重要な時期にきていると思います。ですから、私はこの区画整理事業を非常に冷静な目で見ているというところでございます。以上でございます。

佐藤委員長 お諮りいたします。

以上で特別会計及び企業会計の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。一般会計及び特別・企業会計に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なしと認め、一般会計及び特別・企業会計に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

佐藤委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

佐藤委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間にわたり、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正・副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 ご異議なし認め、さよう決定いたしました。

これにて平成18年度決算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時48分 閉会